

令和2年第1回志布志市議会定例会会議録 目 次

第1号（2月25日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 議案第1号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	18
11. 日程第5 議案第2号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正（第3号）	26
12. 日程第6 議案第3号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	30
13. 日程第7 議案第4号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	31
14. 日程第8 議案第5号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）	32
15. 日程第9 議案第6号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算 （第1号）	33
16. 日程第10 議案第7号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	34
17. 日程第11 議案第8号 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第1号）	35
18. 日程第12 議案第9号 令和元年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）	36
19. 日程第13 施政方針	37
20. 日程第14 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	52
21. 日程第15 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	53
22. 日程第16 議案第12号 附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について	55
23. 日程第17 議案第13号 税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	57

24.	日程第18	議案第14号	志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について	59
25.	日程第19	議案第15号	志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について	60
26.	日程第20	議案第16号	志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	62
27.	日程第21	議案第17号	志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	68
28.	日程第22	議案第18号	志布志市監査委員条例及び志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	69
29.	日程第23	議案第19号	志布志市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	70
30.	日程第24	議案第20号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について	71
31.	延 会			74

第2号（2月26日）

1.	議事日程			75
2.	出席議員氏名			76
3.	欠席議員氏名			76
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名			76
5.	議会事務局職員出席者			76
6.	開 議			77
7.	日程第1	会議録署名議員の指名		77
8.	日程第2	議案第21号	市道路線の廃止について	77
9.	日程第3	議案第22号	市道路線の認定について	77
10.	日程第4	議案第23号	市道路線の変更について	78
11.	日程第5	議案第24号	令和2年度志布志市一般会計予算	78
12.	日程第6	議案第25号	令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算	98
13.	日程第7	議案第26号	令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	99
14.	日程第8	議案第27号	令和2年度志布志市介護保険特別会計予算	100
15.	日程第9	議案第28号	令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算	101
16.	日程第10	議案第29号	令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	102
17.	日程第11	議案第30号	令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算	103
18.	日程第12	議案第31号	令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	104

19. 日程第13	議案第32号	令和2年度志布志市水道事業会計予算	104
20. 日程第14	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	105
21. 日程第15	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	106
22.	散会		107

第3号（3月19日）

1.	議事日程		108
2.	出席議員氏名		110
3.	欠席議員氏名		110
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		110
5.	議会事務局職員出席者		110
6.	開議		111
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	111
8.	追加日程第1	事件の訂正請求について	111
9.	日程第2	議案第12号 附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	112
10.	日程第3	議案第13号 税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	113
11.	日程第4	議案第14号 志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について	115
12.	日程第5	議案第15号 志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について	116
13.	日程第6	議案第16号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	117
14.	日程第7	議案第17号 志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	119
15.	日程第8	議案第20号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について	121
16.	日程第9	議案第21号 市道路線の廃止について	122
17.	日程第10	議案第22号 市道路線の認定について	122
18.	日程第11	議案第23号 市道路線の変更について	122
19.	日程第12	議案第24号 令和2年度志布志市一般会計予算	124
20.	日程第13	議案第25号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算	132
21.	日程第14	議案第26号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	134
22.	日程第15	議案第27号 令和2年度志布志市介護保険特別会計予算	135

23. 日程第16	議案第28号	令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算	137
24. 日程第17	議案第29号	令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	138
25. 日程第18	議案第30号	令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算	139
26. 日程第19	議案第31号	令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	140
27. 日程第20	議案第32号	令和2年度志布志市水道事業会計予算	141
28. 追加日程第2	議案第33号	令和元年度志布志市一般会計補正予算(第8号)	143
29. 追加日程第3	議案第34号	令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	150
30. 追加日程第4	議案第35号	令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	151
31. 追加日程第5	議案第36号	令和2年度志布志市一般会計補正予算(第1号)	152
32. 日程第21	一般質問		154
	小野 広嗣		154
	野村 広志		177
33. 延 会			193

第4号(3月23日)

1. 議事日程	194	
2. 出席議員氏名	195	
3. 欠席議員氏名	195	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	195	
5. 議会事務局職員出席者	195	
6. 開 議	196	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	196
8. 日程第2	一般質問	196
	小辻 一海	196
	尖 信一	214
	南 利尋	231
	平野 栄作	245
9. 延 会	255	

第5号(3月24日)

1. 議事日程	256
2. 出席議員氏名	257
3. 欠席議員氏名	257

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	257
5. 議会事務局職員出席者	257
6. 開 議	258
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	258
8. 日程第2 一般質問	258
岩根 賢二	258
八代 誠	272
市ヶ谷 孝	284
9. 延 会	293

第6号（3月25日）

1. 議事日程	294
2. 出席議員氏名	295
3. 欠席議員氏名	295
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	295
5. 議会事務局職員出席者	295
6. 開 議	296
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	296
8. 日程第2 一般質問	296
小園 義行	296
9. 日程第3 議員派遣の決定	312
10. 日程第4 閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長）	313
11. 日程第5 閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）	313
12. 閉 会	313

令和2年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月25日	火	本会議	開会・現年度予算・施政方針・議案上程
26日	水	本会議	議案上程
27日	木	休 会	
28日	金	休 会	
29日	土	休 会	
3月1日	日	休 会	
2日	月	休 会	
3日	火	休 会	
4日	水	休 会	
5日	木	委員会	常任委員会
6日	金	休 会	
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	委員会	予算特別委員会
10日	火	委員会	予算特別委員会
11日	水	委員会	予算特別委員会
12日	木	委員会	予算特別委員会
13日	金	休 会	
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	休 会	
17日	火	休 会	
18日	水	休 会	
19日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・一般質問
20日	金	休 会	春分の日
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	本会議	一般質問
24日	火	本会議	一般質問
25日	水	本会議	一般質問・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	令和元年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第2号	令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第3号	令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第4号	令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第5号	令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）
議案第6号	令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第7号	令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第8号	令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第9号	令和元年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第10号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第13号	税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第14号	志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について
議案第15号	志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市監査委員条例及び志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
議案第21号	市道路線の廃止について
議案第22号	市道路線の認定について
議案第23号	市道路線の変更について
議案第24号	令和2年度志布志市一般会計予算
議案第25号	令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第26号	令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号	令和2年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第28号	令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第29号	令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

議案第30号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算

議案第31号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

議案第32号 令和2年度志布志市水道事業会計予算

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 事件の訂正請求について

追加日程第2 議案第33号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

追加日程第3 議案第34号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

追加日程第4 議案第35号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

追加日程第5 議案第36号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

閉会中の継続審査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）

閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野 広 嗣	1 施政方針について	<p>(1) 「顧客満足度志向」について 行政運営の効率化と市民サービスの更なる向上を目指し、4つの行政経営指針が示されているが、その中の「顧客満足度志向」については、今後、具体的にどのように取り組むのか。</p> <p>(2) 災害発生時等の情報共有について 防災・減災対策については、大規模自然災害に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する総合的な取り組みを進めるため、「志布志市国土強靱化地域計画」に基づき、強靱なまちづくりを目指すところがあるが、一方でソフト面の対策も重要である。地域住民の生命を守るための災害発生時等の情報共有について問う。</p> <p>(3) 学校ICT環境の整備について 児童生徒1人1台の学習端末の配備や高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備等を目指し、計画的なICT環境の整備に取り組むところがある。国も「GIGAスクール構想」を打ち出し予算を計上している。国の財政支援を最大限に活用しながら、ICT環境の整備を加速していくべきではないか。</p>	市 長 市 長 教 育 長 市 長 教 育 長
	2 職員の働き方改革について	<p>(1) 昨年4月より働き方改革推進関連法が一部施行され、長時間労働の是正、労働安全衛生法に定められた「健康管理」の基準により、働きやすく働きがいのある職場づくりが期待されている。本市も職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を可能とする職場づくりを進め、将来にわたり、より良い市民サービスを安定的に提供していくことを目指すべきではないか。</p>	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野広嗣	2 職員の働き方改革について	(2) 施政方針には教員の長時間勤務を解消し、教育の質の維持向上を図るための具体的解決策の一つとして、統合型校務支援システムを全ての学校に導入し、業務の効率化を図るとあるが、教員の働き方改革に向けた、本市の現在の取り組み状況について問う。	教育長
2 野村広志		(1) 市長就任から2年余りが経ち、任期も折り返し地点である。これまで主張されてきた政策が、どの程度達成されたのか。また、残りの任期における軌道修正も含めた成果目標を問う。 (2) 新たなまちづくりを推進するための柱として本庁舎が2021年1月に志布志支所へ移転される。それと並行して、有明地域・松山地域の特性をどのように生かして、発展を導く考えなのか問う。 (3) 本年度も、東九州自動車道及び都城志布志道路の一部開通が予定されている。また、かごしま国体等の開催により、更なる交流人口の増加が期待されている。「志布志市」をPRできる絶好の機会であるが、この千載一遇のチャンスをどのように生かしていく考えなのか問う。	市長 市長 市長 教育長
3 小辻一海	1 地域公共交通政策について	(1) 市長が本市に最もふさわしいと考える公共交通体系の具体的なイメージはどのようなものか。 (2) 地域公共交通網形成計画の策定から、現在までの取り組み状況について問う。 (3) 実証実験のエリアと実証実験を具体的にどのように進めるか問う。	市長 市長 市長
	2 環境行政について	(1) 撲滅目標年度を迎えたメリケントキンソウについて ① 6年間の取り組みとその成果を問う。 ② これまでの取り組みに対する検証・評価と今後の取り組みについて。	市長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
3 小 辻 一 海	2 環境行政について	(2) 令和2年度に策定を予定されている生物多様性地域戦略の進捗状況と今後の取り組みについて問う。	市 長
4 尖 信 一	1 情報セキュリティについて	(1) 情報通信環境を活用した業務が一般的になっている中、本市のふるさと納税業務においても、その環境を活用した個人情報等の取り扱いがあると思われるが、セキュリティ対策は十分になされているか問う。	市 長
	2 志布志港の防疫対策について	(1) 現在、新型コロナウイルス感染症やASF（アフリカ豚熱）、CSF（豚熱）の感染拡大が懸念される中、外国籍の船舶が出入りする志布志港において、市民の健康管理や飼料供給基地としての機能維持を図るために、検疫機能の充実を要請する考えはないか。また、今後の防疫対策について問う。	市 長
	3 本庁舎移転に伴う業務改善について	(1) 新年度において本庁舎移転が行われるが、業務改善を含む働き方改革を視野に入れた移転計画が必要と考える。本市は昨年、リコージャパンと包括的連携協定を締結しているが、この協定を本庁舎移転や業務改善策にどのように生かしているか問う。	市 長
	4 森林環境保護について	(1) 本市においても森林伐採が進む中、伐採後の新植が行われないことで、近隣住民は山崩れ等を大変危惧している。適切な森林保護へ向けた対策について問う。	市 長
	5 企業版ふるさと納税の活用について	(1) 企業版ふるさと納税の制度改正により、地方自治体では様々な活用方策が考えられるが、今後どのように事業を展開していく考えか問う。	市 長
5 南 利 尋	1 環境保全・管理について	(1) 市道伐採等の現状と今後の対応について問う。 (2) 港湾地区の道路を含めた環境保全・管理について問う。	市 長 市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 南 利 尋	2 観光振興について	<p>(1) 観光入込客数120万人実現に向けた具体的なグラウンドビジョンについて問う。</p> <p>(2) J R 志布志駅周辺に大型モニターを設置し、本市のあらゆる情報発信を行うことで、観光入込客の増加につなげる考えはないか問う。</p> <p>(3) 「かごしま国体」を生かした観光振興につながる具体的な取り組みについて問う。</p> <p>(4) ダグリ岬周辺整備の進捗状況と今後の取り組みについて問う。</p> <p>(5) 本市のインバウンド対策の現状と今後の取り組みについて問う。</p>	市 長 市 長 市 長 市 長 市 長
6 平野 栄 作	1 公共施設の維持管理の在り方について	<p>(1) 公共施設等の管理については、市による管理運営を基本に用途に応じた所管課ごとの管理に分類されている。</p> <p>近年、指定管理者制度の下で指定管理者により管理運営される公共施設と所管課管理による公共施設が混在する中で、施設管理の在り方について一貫性を欠いていると思われる事例が見受けられる。</p> <p>行政経営指針の「顧客満足度志向」「オンリーワン」「成果主義」「先手管理」を踏まえた管理の一貫性が担保される改善が必要ではないか問う。</p>	市 長 教 育 長
	2 自主防災リーダー育成への取り組みについて	<p>(1) 昨年、本市においても記録的な豪雨災害が広域的に発生したが、全国的にも災害多発傾向にある。また、南海トラフ地震の発生が危惧される中、市民一人ひとりの防災意識の醸成が喫緊の課題であることを踏まえると、各地域での自主防災リーダーの育成も急務であると考え。市単独事業での地域防災推進員及び防災士の育成を推進すべきではないか問う。</p>	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7岩根賢二	1 施政方針について	(1) 施政方針に「『本庁舎全体の移転』及び『新庁舎建設等』について調査研究を行うための外部委員による『庁舎の在り方検討委員会』を設置する」とあるが「市民目線で市民が主役のまちづくり」の観点から、「市民の声」をどのように取り入れ、反映させていく考えか。 (2) 施政方針に「郷土芸能等の実態調査及び伝承が難しい民俗芸能等の記録保存に引き続き努める」とあるが、保存だけでなく伝承策が必要ではないか。	市 長 市 長 教育長
8八代 誠	1 防災・減災（危機管理）対策について	(1) 避難所に関する取り組みについて問う。 ① 昨年の豪雨や台風接近の際に設置した避難所運営の在り方について。 ② 「志布志市避難所運営マニュアル」について。 ③ 危機管理室の現状と対応範囲について。 (2) 「志布志市国土強靱化地域計画」について問う。 ① 本計画の施策推進に向けた今後の取り組みについて。 ② 事前防災・減災の一手法として、沖堤防の増設、沿岸部の防潮堤建設や再開発を前提とした市街地のかさ上げを検討できないか。	市 長 市 長
9市ヶ谷 孝	1 学校給食費の無料化について	(1) 市長が公約に掲げている学校給食費の無料化について、現在の進捗状況と今後の取り組みについて問う。	市 長 教育長
10小園義行	1 政治姿勢について	(1) 選挙公約の実現に向けての取り組みを問う（学校給食費無料化など）。	市 長
	2 保健行政（国保）について	(1) 運営が県に移行して2年になるが、保険料等の今後の見通しをどのように考えているか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
10小園義行	2 保健行政（国保） について	(2) 子育て世帯の負担軽減策として第3子以降の均等割の見直しを図る考えはないか。	市 長
	3 福祉行政について （生活保護）	(1) 生活保護における自動車利用をどのように考えているか。 (2) 地域の実情を考えると、原則禁止となっている自動車利用の緩和を国に要望する必要があると考えるがどうか。	市 長 市 長
	4 教育行政について	(1) 特認校制度による指定を受けている学校の新年度に向けての現状と支援の在り方はどうか。 (2) 学校や市立図書館で働く司書の専門性をどのように認識しているか。	市 長 教 育 長 市 長 教 育 長

令和2年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和2年2月25日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第1号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議案第2号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第3号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第6号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第7号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第8号 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第9号 令和元年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 施政方針
- 日程第14 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 志布志市監査委員条例及び志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 志布志市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議案第20号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第25 議案第21号 市道路線の廃止について
- 日程第26 議案第22号 市道路線の認定について
- 日程第27 議案第23号 市道路線の変更について

出席議員氏名（18名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行

欠席議員氏名（1名）

20番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和2年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの30日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの30日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第1号は、総務常任委員会へ、陳情第2号は、文教厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。日程第4、議案第1号から日程第12、議案第9号まで以上9件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第9号までの9件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第1号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第1号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、学校施設老朽化改修事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、議案第1号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から、6億9,744万3,000円を減額し、予算の総額を282億6,879万3,000円とするものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。

補正予算説明資料は1ページから2ページでございます。

第2表の繰越明許費補正でございますが、繰り越し理由につきましては、今後の事務執行等、年度内に支出が終わらない見込みがあるため、産地パワーアップ事業ほか13件、9億1,437万5,000円を追加するとともに、補正予算書の7ページの変更になりますが、12月議会で繰り越した事業のうち、中山間地域総合整備事業有明地区ほか3件は、12月議会の繰越明許費承認後の事業費の確定並びに工事発注及び事業進捗の結果により、繰越予定額が変更となったため、2億4,349万2,000円を減額するものでございます。

それでは、補正予算書6ページの繰越内容について御説明申し上げます。

2行目の活動火山周辺地域防災営農対策事業、下段から5行目からの小学校施設老朽化改修事業、野神小学校エレベーター設備設置事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（小学校）、中学校施設老朽化改修事業、及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（中学校）につきましては、国の補正予算が令和2年1月30日に成立したことを受けて、それに係る補正予算を今議会へ計上しておりますが、今後の事務執行及び経費の性質上の理由から、1行目に戻りまして、産地パワーアップ事業につきましては、堆肥製造過程の見直しにより基本設計の変更が生じ、脱臭施設の仕様決定に不測の日数を要したことから、3行目からになりますが、畜産施設整備支援事業につきましては、全国的な事業の取り組みに伴い、施行業者の確保や資材の調達等に不測の日数を要したことから、基盤整備促進事業肆部合地区につきましては、電柱移転工が遅延したことから、県単林道事業及び漁港建設事業につきましては、県の事業決定通知が、12月下旬、9月下旬にそれぞれあったことから、社会資本整備総合交付金事業につきましては、工事発注区間の計画調整に不測の日数を要したことから、県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、委託発注、工法検討に不測の日数を要したことから、都市下水路維持管理事業につきましては、工事進入路の調整に不測の日数を要したことから、それぞれ年度内にその支出を終わらな

い見込みがあるため、令和2年度に繰り越して使用するものでございます。

詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

予算書は8ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございますが、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に伴う学校教育施設等整備事業を1億1,220万円追加するとともに、各種事業における事業費の確定等により、起こすべき地方債の額に変更が生じたことから2億4,240万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

補正予算書の11ページから14ページまででございますが、歳入の1款、市税は、課税額の決定等により、合計で3億3,039万7,000円を増額しております。1項、市民税は、個人、法人合わせて1億3,088万円増額、12ページの2項、固定資産税は1億6,021万7,000円増額、13ページの3項、軽自動車税は930万円増額、14ページの4項、市たばこ税は3,000万円増額しております。

17ページをお開きください。

13款、分担金及び負担金は、令和元年度の豪雨災害が激甚災害として指定されたため、災害分担金を1,767万円減額しております。

21ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、入所児童数の減少等に伴う、施設型給付費の執行見込み額の減少等や生活保護扶助費の給付実績見込み等に伴い、合わせて9,050万5,000円減額しております。

22ページをお開きください。

2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業等の実績見込み等に伴い、3,266万7,000円減額、6目、教育費国庫補助金は、先ほど繰越明許費で御説明しました、学校施設老朽化改修事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業等の計上に伴い、合わせて1億3,105万3,000円増額しております。

24ページをお開きください。

16款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、入所児童数の減少等による、施設型給付費の執行見込み額の減少等に伴い、6,652万3,000円減額しております。

25ページの、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、先ほど繰越明許費で説明申し上げました、活動火山周辺地域防災営農対策事業の計上や事業実績等に伴い、合わせて679万3,000円増額しております。

26ページをお開きください。

8目、災害復旧費県補助金は、農地・農業用施設災害復旧事業の実績等に伴い、4,096万2,000円減額しております。

30ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金は、事業費の実績等に伴い、総額で6億5,858万3,000円減額しております。

33ページをお開きください。

21款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業等の実績見込み等に伴い、7,945万6,000円減額しております。

34ページから35ページをお開きください。

22款、市債は、学校施設老朽化改修事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の計上に伴い、5目、教育債を2億3,740万円増額するとともに、事業費の実績等に伴い、総額で1億3,020万円減額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

歳出補正予算につきましては、事業費の確定又は確定見込みによる事業費の減が主なものとなっております。

予算書の39ページ、予算説明資料は9ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、移住定住促進事業につきまして、実績見込み件数が増えたことに伴い、450万円増額しております。

予算説明資料は13ページをお開きください。

6目、情報管理費は、東九州自動車道及び都城志布志高規格道路等の建設に伴う、通信線路移転工事に対する補償費が確定した等のため、施設管理業務委託料を1,072万円増額しております。

予算書の46ページ、予算説明資料は20ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、障害福祉総務費は、平成30年度の負担金事業等における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を5,280万1,000円計上しております。

予算書の48ページ、予算説明資料は28ページをお開きください。

8目、後期高齢者医療費は、療養給付費負担金の実績見込みにより、負担金、補助及び交付金を1,276万2,000円増額しております。

予算書の49ページ、予算説明資料は23ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、国庫補助基準額の改定等により、放課後児童健全育成事業に係る委託料等を426万6,000円、また、平成30年度保育所等整備交付金事業等の実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を837万5,000円増額しております。

予算説明資料は24ページをお開きください。

6目、ひとり親福祉費は、新規認定の増加等により、扶助費を254万9,000円増額しております。

予算書の50ページ、予算説明資料は25ページをお開きください。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、平成30年度生活保護国庫負担金等における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を6,673万2,000円計上しております。

予算書の51ページ、予算説明資料は8ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、野神原・新橋・東部地区簡易水道統合整備事業の事業費確定に伴い、一般会計からの出資金が確定したことから投資及び出資金を237万6,000円増額しております。

予算書の55ページ、予算説明資料は34ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、活動火山周辺地域防災営農対策事業、降灰地域茶安定対策に係る負担金、補助及び交付金を7,979万5,000円計上しております。

予算書の57ページ、予算説明資料は38ページをお開きください。

9目、土地改良費は、県営畑地帯総合整備事業に係る県への負担金が不足するため、負担金、補助及び交付金を374万5,000円増額しております。

予算書の63ページ、説明資料は44ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、地方特定道路整備事業の事業費確定に伴い、負担金補助及び交付金を455万円増額しております。

予算書の70ページ、説明資料は46ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、野神小学校エレベーター設備設置事業及び小学校施設老朽化改修事業に係る委託料及び工事請負費を合わせて1億2,550万円計上しております。

予算説明資料は、47ページになります。

2目、教育振興費は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（小学校）に係る委託料及び工事請負費を1億6,654万円計上しております。

予算書の71ページをお開きください。

3項、中学校費、1目、学校管理費は、中学校施設老朽化改修事業に係る委託料及び工事請負費を2,430万円計上しております。

予算説明資料は、48ページをお開きください。

2目、教育振興費は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（中学校）に係る委託料及び工事請負費を5,802万5,000円計上しております。

予算書の81ページをお開きください。

12款、公債費、1項、公債費、1目、元金は、元利均等償還の一部で利率が見直されたことに伴い、償還金、利子及び割引料を500万円増額しております。

以上が、補正予算第7号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 1点目は、これは繰越明許費で野神小学校のこれがありますね、そして支出として2,420万円ということです。これは、対象児童の子供が新学期を迎えるにあたって、いつまでにこれが完成施工見込みなのかという、年度内はちょっと難しいということです、そこについての見通しをお願いします。

それと、歳入で土地売払収入というのがそれぞれ29ページにありますね。これを少しお示しをしてください。

そして、プレミアム商品券が1億2,500万円から減額になったということですが、これは消費税の引き上げ、そして消費を下支えするということで、低所得者にプレミアム商品券を発行して国の方針でやられたんですが、これが果たしてどういった効果があったのかと。ほとんど効果はなかったのではないかと、この実績から見るとですよ。そこについて当局の受け止めはいかがですか。

○教育総務課長（徳田弘美君） まず、野神小学校エレベーター設備設置事業をお願いしているところでございます。これにつきましては繰越明許費をお願いしているところですが、夏休みを中心にして工事を行いますけど、9月末までには完成を目指したいというように考えているところでございます。

○建設課長（假屋眞治君） 29ページの土地売払収入の建設課分についてお答えします。

これにつきましては、場所におきましては、町原交差点付近でございます。この付近につきましては、都城志布志道路が通るということで、これを市の方が89.05㎡昨年買収しておりました。この分につきましては、今度は県の方が市から買うということで、今回県の方へ売り払いをしたところでございます。

○財務課長（折田孝幸君） 同じく予算書29ページの土地売払収入、財務課の関係でございますが、場所につきましては、松山町尾野見字梨木が宅地でございます。それから松山町尾野見字中尾段畑、この2筆の分につきましては公売を行いまして451万8,000円の歳入となったところでございます。

○松山支所長（中吉広志君） 同じく29ページの土地売払収入でございますが、松山支所分でございます。場所は尾野見宅地分譲地でございます。7区画中の3区画を分譲、販売いたしまして、3筆のうち1筆は138万5,000円、456㎡、2筆目が134万8,000円、444.75㎡、3件目が140万9,000円、468.73㎡、以上でございます。

○福祉課長（北野 保君） プレミアム商品券についてでございますけれども、2月14日現在の購入率でございますが、非課税世帯で30.41%、子育て世帯で47.81%で、全体で32.01%となっているところでございます。現在低調となっているところでございますが、実際に商品券を購入された方からは、「大変助かる」そしてまた「有り難い」などの声をいただいております。3月31日まで販売いたしますので、効果についてはこれから検証していきたいと考えております。

○19番（小園義行君） この野神小学校のそういう障がいを抱えている子供たち、児童ですね、そういった形で学校の教育活動が困難になっているという、はっきり分かっているわけですよね。そういった意味で、新年度の9月末ですよ。その間、1学期中ということですので、ぜひそういう教職員の力を借りてできるような形での体制というのは、ちゃんとされていると思うんですけど、そこについて不都合の無いように対応していただけたらいいなと思います。ちなみに障がいは心身障がいですか。それだけちょっと教えてください。

そして二つ目ですね、この財務課の2筆でこの金額ですね、公売をしたということで。面積等を少し教えていただけますか。

そして、併せて三つ目のプレミアム商品券は、今後こういったことで国がいろんな事業をやるんでしょけど、やり方がどうだったんだろうか、そのこともきちんと、これは3月いっぱいしかないわけで、来てください、そして窓口を設けて、これ非常に難しいやり方だったなと正直思いますけど、そこを当局の率直な考え方、その低所得者というそういう言葉が悪いんですけど情報公開がされるような形での仕方という、国の政策だから仕方ないとしてやらざるを得ない。そこについては、やはりひと工夫、ふた工夫必要だったのかなという思いはありますが、こういうやり方を今後も多分いろいろなところで出てくるとは思いますけれども、そこについては最終補正ですので、この結果を、約3割しか申請が来ていないという状況を考えたときに、どうだったんだろうねというものは必要だと思うんです。そこについても含めて、もう1回お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 野神小学校の件でお答えします。野神小学校には、現在肢体不自由の子供が3人おまして、自力歩行ができる子供、それから自力歩行が困難な子供がおります。新たにまた来年度の新1年生で、肢体不自由の子供が野神小学校に入ってくるというような状況でございます。どんどんどんどん病状が重くなる状況がございますので、今のところは1階で授業等は行っておりますが、今後は2階で授業を行ったりするようなことが出てきますので、今の段階では担任がおんぶをしたり、友達が抱えてあげたりというような状況で授業を受けておりますが、今年、今回こうして予算を組んでいただけたら、エレベーターで子供の活動が十分に対応できるのではないかなと思っております。

○財務課長（折田孝幸君） 失礼いたしました。先ほど答弁しましたが、場所は、松山町尾野見梨木1461番地20、宅地につきましては、地籍が2,451.42㎡、売却価格が421万円。それから、松山町尾野見字中尾段1578番8、畑につきましては、地籍が797㎡、売却価格が30万8,000円というふうになっております。

以上です。

○福祉課長（北野 保君） 購入率が伸びない理由でございますけれども、まず非課税世帯につきましては申請が必要ということで、まず申請率を見ましたときに、2月17日現在で38.63%ございました。他の近隣の状況を調べてみましたところ、曾於市で32.7%、大崎町で21.0%、鹿屋市で38.3%ということで、どの自治体も苦慮している様子が見えかかると思います。

購入率が伸びない要因といたしましては、非課税者については、まず購入引換券を取得する必要があるということと、また購入する際も現金を準備する必要があるということで、手続き等が面倒であったのではないかなということで考えております。

手法については、まだまだ検討が必要だと思いますので、関係各課と協議しながら進めていければと考えております。

以上です。

○19番（小園義行君） よく分かりました。このプレミアム商品券の関係ですけど、基本的には国が消費税の引き上げをした。そのことが、本来こういう政策としてプレミアム商品券、低所得者に対しての下支え、消費が下振れしないように、支えてもらおうということと、そういう形で

やられたんでしょけど、実際は今答弁があったように、現金を2万円用意しないといけないんですよ。低所得者でその2万円というのは、非常に大きな金額だろうと思うんです。もし、今後こういう形で、国の政策としてそれをやるということであれば、もっと国民の実態をよくつかんだ上でのやり方もあったろうにというふうに思います。このプレミアム商品券の今回のやり方ですが、今課長の答弁があったように理解をし、ぜひ、今後こういう形であったとき、当局としてもしっかり国には意見を今回の教訓として挙げていただければと思います。そういうことで、ここについては、本来はたくさんのお金をもっといかなければならなかったわけです、住民のところですね。そういうことが結果として3割しかいっていないということですので、そこについては、国にもしっかりと声を届けていただければと思います。

○市長（下平晴行君） 今ありましたように、買いにくい、換えにくいというような制度で、現金を添えて購入引換券を求めるという流れでは、本当に大変じゃないかなという気がしたところですね。おっしゃるように、国の方にもそういう声を出していきたいと思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○17番（岩根賢二君） 通告なしで質疑することをお許しいただきたいと思いますが、今プレミアム商品券については、市長に質疑をしようかなと思っていましたが、小園議員が質疑をされましたので、もう止めておきますが、あと3点ほど、ちょっと細かいことですが、お聞きしたいと思います。

説明資料のページで申し上げますが、15ページのJR志布志駅舎等整備事業について、執行率が約半分ぐらいということになっているんですが、これの委託料と土地購入費のそれぞれの予算額と執行額をお願いします。

それと32ページの機構集積協力金、これの執行率が18.3%ということなんですけれども、これの内容がちょっと分からないので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと、53ページの国保の特定健診のことが出ていますけれども、受診率については今年度は何%だったのか、併せてここ5年間ぐらいの受診率の推移が分かれば、教えていただきたいです。

以上です。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 予算説明資料15ページのJR志布志駅舎等整備事業の減額の理由ですが、まず委託料の264万円については、雨天イベント場の本体の見直しを行った関係で、今年度はその設計業務を見送りまして、令和2年の当初予算で計上することとしております。

それからJRの所有地の購入についてですが、当初路線価の金額で安い単価と最高の単価両方で、高い方で予算計上をさせていただいておりました。JRとの用地交渉の結果、低い価格での用地取得ができた関係で減額となっているところでございます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 32ページの機構集積協力金ですが、事業の仕組みとしましては、農地を貸したい人が県の農地中間管理機構に貸し出して、その土地をまた担い手農家の方に貸し出す仕組みになっております。そういった意味で、担い手農家の方に土地を集積していくという

ような事業でございまして、農地利用化を図る観点から、土地を貸し出した所有者に対して、協力金として10a当たりの単価が決まっております、その協力金が支払われるということになっております。令和元年度の予算の見込みにつきましては、確かに過大に見積りをしたところもございまして、実績で申し上げますと、今年が見込みで20haぐらいということでございます。ただ、これまでが平成29年度が108ha、昨年度が70haということで、100ha前後を目標に推進をしておりますが、この交付金を受けられるのが年1回限りということでございますので、土地を貸したい人の希望のピークが過ぎたのかなということで考えてございます。今後の推進につきましては、まだ農業公社が預かっておりますこの分の農地につきましても、この事業に乗せていくということで200haほどございますので、そのことについては、また令和2年度以降に推進していきたいと思っております。

○17番（岩根賢二君） 先ほどの質疑で、国保関係まで申し上げましたので、後でまたお願いしたいと思っております。

それと、今の執行率が低いということに関しては、過大な見積りがあったということでございますので、予算計上の際には慎重にさせていただければなということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

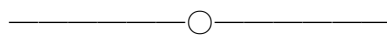
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第5 議案第2号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第2号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者療養

給付費、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,268万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億4,929万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税を700万円増額し、退職被保険者等国民健康保険税を326万円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金の普通交付金を2億3,513万8,000円増額し、特別交付金を899万8,000円減額するものであります。

17ページをお開きください。

歳出の保険給付費の療養諸費は、一般被保険者療養給付費を2億4,790万円増額するものであります。

27ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を1,602万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（岩根賢二君） 先ほどは、どうも失礼いたしました。

説明資料の53ページの特定健診についてでございますが、これの受診率についてお示しを願いたいと思います。先ほども申し上げましたが、過去5年間ぐらいの推移が分かれば教えていただきたいと思います。

○保健課長（西山裕行君） 特定健診の過去5年間の受診率の推移ということでございますので、現在分かっている分で平成26年度からの数字でございます。平成26年度が54.8%、平成27年度が53.6%、平成28年度が54.1%、平成29年度が49.8%、平成30年度が49.3%となっているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 受診率の目標はいくらだったかなと、最近は目標まで下がってきているんじゃないかなという気がするんですが。それと、今の数字を見させていただきますと、だんだん下がってきていますよね。何か改善策はお考えなのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○保健課長（西山裕行君） 受診率の目標でございますけれども、県の方につきましては、受診率の目標は60%となっておりますけれども、本市におきましては、総合振興計画におきましても70%を目指すとしているところでございます。

受診率が年々下がっているということでございます。この原因につきましても、保健課の方で

も分析はしているところでございます。集団検診等の受診率が、やはり少しずつ下がってきているというようなことでございます。それと、病院からの情報提供というものがございまして、やはりその部分についても、少し下がってきている部分もあろうかと思っております。

もう一つは、これまで受診いただいていた後期高齢者になられる前の年代の方についても、後期高齢の制度の方に移行されているということがあろうかと思っております。もう1点は、新しく対象になる40歳代の方の受診率が少し低いというような分析もございまして、本市としましては、令和元年度から受診勧奨に少し力を入れようということで、AIを活用した受診勧奨にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） なかなか苦慮されているという状況は分かっているんですけども、これに対して、市長の考えが何かあればお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 今、課長の方で説明がありましたとおり、病院等々からの情報提供がちょっと希薄になっているのかなということと、やはりそのことについての取り組み体制、連携、そこもしっかりしていかなければいけないだろうと。

それから、40歳代の受診者等々が減少している、受けられていないというようなことでございますので、そういう受診していただけるような取り組み体制が何なのか、そこ辺も内部で十分協議してまいりたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 歳入の8ページですけど、この社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、これは全く事業として実績はないというふうに理解をするわけですけど、何でそうなったんだろうということですか。

そして、25ページです。今岩根議員からもいわゆる予防、保全という意味で特定健診のことがありましたが、人間ドック等助成ということで、疾病予防という意味では非常に大事な項目だと思うんですね。そこで、人間ドックの20万円ですけど、これは脳ドックなど、そういった中身を、今回増額補正ですのでちょっと教えてください。

そして最後、給与費明細書ですけど、これは人が変わらない中で減額の20万7,000円という、この中身をちょっと教えてください。

○保健課長（西山裕行君） まず、1点目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減額につきましては、令和3年3月から医療機関等において、マイナンバーカード又は被保険者証を提示することで、被保険者資格の有無を確認する仕組みが導入されるために、改修委託料を予算計上していたところでございます。このシステムについて、今年11月に新基幹システムが導入予定となっております。その中で、今回の改修ではなくて、新しい基幹システムの方でそのシステム改修が対応されるということであったものですから、今回この予算執行はせずに、新しい基幹システムの方で対応するというところで、この減額となったところでございます。

次の人間ドックの助成について、どの分野が増えたのかということでございますけども、今年

度につきましては、ほぼ日帰りドックそれから一般の宿泊の人間ドック等の申請者が増えているというようなことで、一般の日帰りが助成額2万円、宿泊については3万円ということにしておりますけど、その分について不足が生じるというようなことの見込みで、今回増額補正をしたところでございました。

すみません、この給与費明細書につきましては、職員の配置換えにより、保健課分の給与費について、2か月分について減額をしているということでございます。

○19番（小園義行君） このマイナンバーカードの関係は、新年度で提案されるということですね。実際、国も大変苦勞されていて、タイムスケジュールを見ると、非常にハードルの高いものになっているようですけど、新しいシステムだということで当初のときに少し質疑したいと思います。当初で提案ということですね。

あと、最後の給与費明細書、これはいわゆる特別職ですから、嘱託職員の方というふうに理解をするわけですけど、その異動でこの国保に関してレセプトだとかいろんなそこで嘱託職員としておられる、その人の増減でですかね、異動というようなことをおっしゃったものですから、本来補正前と補正後だと基本的には時給見直しとかいろんなことがあって、増額なら分かるけどマイナスだったものですから、少しそこについてちょっと中身を教えてということだったんですけど、その嘱託職員の方、特別職ですよ、いわゆるここね。その他の職員を含めて特別職ですよ。その16人の方の異動、そういったものでこれが減額になるというのは、少し理解ができなかったものですから、時給見直しもあつたりいろんなことがあって増額なら分かるけど、マイナスになっています。では、何人異動されて、その職員がお辞めになったりとかいろんなことなんだろうと思うんですけど、ちょっともう少し分かるようにお願いします。

○保健課長（西山裕行君） 先ほどの減額につきましては、保健課の方で、産休それから育休の代替の嘱託職員に来ていただいていたところですけど、職員が育休から保健課の方に復帰したということで、その分の減額ということでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第3号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第3号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,474万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億9,963万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1,300万円、普通徴収保険料のうち現年度分を320万円、滞納繰越分を60万円、それぞれ増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を210万1,000円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の総務費の徴収費は、国庫補助等返還金を108万円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を1,469万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

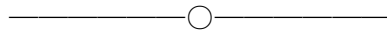
これから採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決す

ることに決定しました。



日程第7 議案第4号 令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第4号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、令和元年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億168万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億6,259万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を5,988万3,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を5,072万円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を5,117万1,000円減額するものであります。

16ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費を4,000万円、地域密着型介護サービス給付費を1,700万円、それぞれ減額するものであります。

19ページをお開きください。

歳出の保険給付費の特定入所者介護サービス等費は、特定入所者介護サービス費を900万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第5号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第5号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ145万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,636万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を145万9,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を108万8,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債償還金の利子を37万1,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 歳出の施設管理業務委託料、約100万円近くのものですけど、人口減少が進んでいく状況の中で、管理を受けられる側も非常に御苦労があると思うんですね。そういった中で、この委託管理料の減額になった主な理由というのは何ですか。

○市民環境課長（留中政文君） この一般管理費の委託料の減ということですがけれども、施設管理を四つの浄化センターに委託しておりますけれども、それぞれ当初で委託契約を結ぶところなんですけれども、それが当初の見込みより安い委託料で契約できたということで、執行残による減額というようなことでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第9 議案第6号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第6号、令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ884万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を97万3,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の公共下水道事業費は、公共下水道整備費を97万3,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

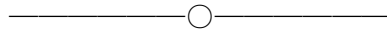
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第10 議案第7号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第7号、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ760万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,313万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を760万7,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を199万3,000円、委託料を30万7,000円、工事請負費を330万7,000円、備品購入費を200万円それぞれ減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

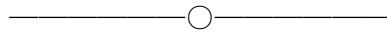
これから採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決す

ることに決定しました。



日程第11 議案第8号 令和元年志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第8号、令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,192万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億510万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を56万9,000円減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金を670万7,000円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の市債の商工債は、地域開発事業債を1億470万円減額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、委託料を94万4,000円、工事請負費を2,584万9,000円、公有財産購入費を8,450万8,000円それぞれ減額するものであります。

13ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を67万5,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第9号 令和元年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第9号、令和元年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、令和元年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出予算について、資本的収入を補正するため、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長（新崎昭彦君） 令和元年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）、1ページをお開きください。

野神原・新橋・東部地区簡易水道統合整備事業の事業費が確定したため、補正をするものでございます。

第1項、企業債3,400万円を補正予算額600万円、出資金1,699万5,000円を237万6,000円増額するものでございます。

変更理由につきましては、集中監視による通信方法の変更が主なものでございます。当初既設操作ケーブルを使用する予定でありましたが、使用できないことが判明し、電波による通信方法に変更したためでございます。

以上です。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第13 施政方針

○議長（東 宏二君） 日程第13、施政方針を議題とします。

市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 本日ここに、令和2年第1回志布志市議会定例会の開会に当たり、令和2年度における市政運営に臨む所信の一端を御説明申し上げます。

早いもので、今年は市長に就任してから3年目の年を迎えますが、これまでの2年間、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をいただきながら、「市民目線で市民が主役のまちづくり」を政治理念に「市民生活の利便性の向上」の実現に向けて、全力を注ぐとともに、直面する課題に真正面から取り組み、様々な施策の展開を進めてまいりました。

昨年度においては、「平成」から「令和」という新しい時代の歴史的な幕開けと同時に、本市におきましても新たなまちづくりへの足掛かりとなる大きな転換期を迎えた年でもありました。

その一つが、志布志支所への本庁舎移転であります。このことにつきましては、これまで市民の皆様、そして議員の皆様と真摯に向き合い、議論を重ね、6月議会において関連議案が可決される運びとなりましたが、新市誕生から15年目の節目を迎える志布志市が、本庁舎移転を契機として更なる発展を遂げられるよう、地域の融和を大切にしながら魅力あるまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

本年度は、令和3年1月1日の移転に向け、本格的な移転作業を行う予定としておりますが、これと併せて本庁舎移転基本方針の中長期計画に位置付けた「本庁舎全体の移転」及び「新庁舎建設等」について調査・研究を行うための外部委員による「庁舎の在り方検討委員会」を設置し、市民サービスの向上や行政機能の効率化、庁舎の在り方や新庁舎に関することなど、幅広い観点からの調査・研究を行ってまいります。まずは、移転計画の第1段階である短期計画の推進を最優先課題として、令和3年1月の移転が遅滞なく確実に実行できるよう全庁的に取り組んでまいります。

まちづくりの拠点となる本庁舎移転と併せて、志布志港の国際バルク戦略港湾としての整備や東九州自動車道及び都城志布志道路の全線開通に向けた整備など、本市の企業誘致、雇用創出につながる経済発展の拠点づくりが着々と進む中、昨年5月には、志布志城跡や周辺の武家屋敷群等を含む「志布志麓」が、文化庁の日本遺産に認定されました。

豊かな自然環境や地域の風土に根ざし、世代を超えて大切に受け継がれてきた歴史と文化が、今もなお色褪せることなく現代に息づく日本の宝として高く評価されたことは、大変喜ばしいことであると同時に、まちの発展のために先人たちが思い描いた夢が、また一つ結実した証でもあり、感慨もひとしおであります。

中世から近世へと時代の隆盛を極めた個々の文化財が、日本遺産という一連の歴史的なストーリーに生まれ変わり、訪れる人の想像力を掻き立て、心を引き付けるものとなるよう、魅力ある観光資源として磨き上げてまいりたいと考えております。

また、今年には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、鹿児島県では実に48年ぶりとなる国民体育大会が開催される記念すべき年であります。

4月に行われるオリンピック聖火リレーでは、鹿児島県ルートの栄えある最初の区間として本市が選定され、お釈迦祭りの前夜祭当日とも重なり、お祭りムードにこの上ない彩りを添える絶好の機会となります。

スタート地点の観光船バースでは出発式のセレモニーが行われ、オリンピックトーチを掲げた聖火ランナーを盛大に送り出し、ゴール地点の志布志運動公園陸上競技場までの約2kmを沿道からの声援を背にランナー達につながれた聖火が駆け抜けます。

オリンピックの象徴である聖火リレーを通して、本市の魅力を国内外にPRするとともに、市民の皆様にはオリンピックを肌で感じていただき、多くの感動を共有できるよう万全の態勢で臨んでまいります。

まちに活気とにぎわいを呼び起こす嬉しい話題がある一方で、少子高齢化や若者の流出など、地方が抱える喫緊の課題に対する打開策が求められておりますが、昨年12月に内閣府が示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」によりますと、国内人口は2020年代初めに毎年50万人程度の減少で推移し、2040年代頃には毎年90万人程度の減少スピードにまで加速すると推計されており、本市におきましても、総人口は2020年には3万人、2050年には2万人をそれぞれ割り込み、40年後の2060年には1万5,000人程度まで減少することが予測されております。

人口急減・超高齢化が地域社会に与える影響は、担い手の減少だけでなく、消費市場や地域経済の縮小を招き、このままの状況が続くと、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るおそれがあるとしております。

本市を取り巻く社会情勢が厳しさを増す中、地域社会に活力を取り戻すためには、時代の潮流を的確に捉え、本市が誇る多様な資源を最大限に活用しながら、人口減少の抑制と地域経済の好循環を生み出すための戦略的かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。

新たに策定しました「第2期志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、本市人口の現状と将来展望を踏まえつつ、多様な人材の育成や民間との協働、ふるさと納税を基軸とした関係人口の創出・拡大、更には企業版ふるさと納税の推進など、活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中を是正するための重要な要素である新たな視点を積極的に取り入れ、切れ目のない施策の展開を図ることとしております。

地方創生に資する取り組みの一層の充実・強化を図るとともに、「タイムリーな情報発信」と「スピード感ある施策の推進」を力強く推し進めることで、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」の着実な実現につなげてまいります。

以上のことを踏まえまして、令和2年度の当初予算の編成に当たりましては、更に厳しい財政

運営が見込まれる中、引き続き「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事務事業の整理・統合・縮減の徹底と補助事業の「ゼロベースでの見直し」を実施し、真に必要な事業の見極めを行いながら、選択と集中によるメリハリのある予算編成に努めてまいりました。

今後も健全な財政運営の維持と持続可能な市政運営を図るため、徹底したコスト意識の下、国・県等の動向を十分注視しながら情報の連携・収集に努め、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

また、行政運営の効率化と市民サービスの更なる向上を目指して、引き続き「顧客満足度志向」、「オンリーワン」、「成果主義」、「先手管理」の4つの行政経営指針を念頭に、常に市民目線を心掛け、積極的に市民の声に耳を傾ける現場主義を実践するとともに、庁内横断的な連携と情報の共有を図り、全課の総力を結集して質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

市長就任3年目の折り返しの年を迎えてもなお、改革の手を緩めることなく、立ちはだかる課題にも果敢に挑戦し続ける「熱き思い」を胸に、将来都市像である「未来へ躍動する創造都市志布志」の着実な実現につながるよう、全身全霊で市政運営に取り組んでまいります。

それでは、第2次志布志市総合振興計画の「7つのまちづくりの基本目標」に沿って、御説明申し上げます。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてであります。

志布志港の利用促進につきましては、関東・関西圏におけるポートセミナーをはじめ、荷主・船社等へのポートセールス活動、更には市内での輸出入に向けた貿易セミナーの開催など、幅広くPRを行うとともに、助成制度等の積極的な周知活動を行ってまいりました。

また、国際バルク戦略港湾の整備と国際コンテナターミナル岸壁延伸の整備が着手されており、昨年の志布志港のコンテナ貨物取扱量は、速報値で10万8千TEUを記録し、過去最高の取扱量となりました。

今後も国際コンテナターミナルの蔵置能力である12万TEUを目標に官民一体となったポートセールス活動に取り組むとともに、早期供用開始に向けた要望活動に取り組んでまいります。

国内定期航路につきましては、志布志～大阪を結ぶフェリーさんふらわあは、新造船「さつま」と「きりしま」の2隻が就航したことによる新船効果もあり、平成30年度は旅客数、車両輸送台数ともに現体制で過去最多の実績となりました。

また、RORO船を運航しているマルエーフェリーにつきましては、昨年3月に「琉球エクスプレス」が阪神航路で2隻体制の運航となり、寄港が定曜日化されたことで、取扱貨物の増加と利便性の向上が見込まれるところであります。

モーダルシフトの機運の高まりにより、長距離フェリーやRORO船が国内の安定的な物流に大きく貢献することが期待されることから、今後も県や近隣市町、関係団体と連携を図りながら、国内物流等の情報収集・発信に努め、国内航路の更なる利用促進に取り組んでまいります。

東九州自動車道につきましては、志布志～鹿屋串良間が令和2年度までに開通予定となっております。市内においては、橋りょうや道路横断箇所等の整備が進んでおります。

また、志布志港から東九州自動車道へのアクセス向上や地域の活性化に寄与するため、（仮称）志布志有明インター及び（仮称）夏井インターのフルインター化に向けた要望活動を行うとともに、夏井～志布志間につきましては、公共用地先行取得制度を活用して用地取得等に引き続き取り組んでまいります。

全線開通に向けて、残された油津～夏井間につきましては、昨年4月に油津～南郷間及び奈留～夏井間で新規事業化が決定となり、本県域では全区間が事業化となりましたが、未だ未事業区間があることから、今後も引き続き早期事業化を要望してまいります。

都城志布志道路につきましては、県境区間の金御岳～末吉間及び有明東～志布志間が、令和2年度中の供用予定であり、現在、橋りょう工事などが進められております。防災・経済・医療の道として、引き続き国、県、関係機関等に早期整備促進を要望してまいります。

国道220号につきましては、歩道等の整備促進を関係機関に要望するとともに、県道の整備につきましても、採択路線の早期完成など積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

また、高規格幹線道路の関連事業として、市道香月線を令和2年度完成に向けて整備し、市道飯山通山1号線及び市道水ヶ迫線の道路改良整備を引き続き行ってまいります。

市道の維持管理につきましては、今回新たに市道の舗装個別施設計画を策定いたします。計画を策定することで舗装のひび割れ、わだち掘れ等の計画的な舗装修繕を行い、安全・安心な市道の維持管理を推進してまいります。

また、市民による市道の清掃美化活動を推進するため、志布志道サポート推進事業に取り組んでまいります。

都市計画につきましては、（仮称）志布志有明インターの供用開始に伴う本地域への適切な土地利用の誘導を図るため、都市計画区域の拡大に取り組んでまいります。

公共交通政策につきましては、「志布志市地域公共交通網形成計画」に基づき、新たな公共交通の体系を構築するため、利用者ニーズを捉えた効率的で効果的な「志布志式おでかけ移動網」として、予約型乗り合いタクシー方式の検討を行っております。

本年度は市街地周辺をエリアにしたモデル地区を選定し、街なか移動における乗り合いタクシーの導入に向け、地元交通事業者や民間事業者との共同事業により、段階的に実証実験を行ってまいります。

現在運行しております福祉タクシーと連携を図りながら、経済的かつ持続可能な交通体系の構築に向けた事業展開を進めてまいります。

情報化の整備・推進につきましては、昨年度から更新作業を進めております基幹業務システムが令和2年11月に災害等に強いクラウド方式の新基幹業務システムへ切り替わる予定となっており、光ファイバーケーブル網「しぶし志ネット」につきましては、譲渡計画に基づき、令和3年7月のIRU契約期間満了までに円滑に移行できるよう、契約締結に向けた協議を進めてまいります。

また、譲渡計画の対象外となる行政告知放送センター設備等につきましては、安定的な行政情報の提供を維持するため、機器の更新を行ってまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

住宅政策につきましては、「志布志市住生活基本計画」に基づき、安全に安心して快適に生活できる住環境づくりに取り組み、引き続き住宅リフォーム助成事業を活用した住まいの形成に努めてまいります。

また、本年度は民間活力と連携した住宅施策の展開を行うため、PFI方式による地域優良賃貸住宅整備に取り組み、誰もが安定して生活できる住宅セーフティネットの構築を目指してまいります。

空き家対策につきましては、危険廃屋解体撤去事業による住宅、附属家等の解体撤去の補助を引き続き実施するとともに、空き家バンク制度の活用を促進してまいります。

移住交流の推進につきましては、U・Iターン者支援事業により、新たに住宅を新築又は購入された方に補助金を交付して、市外からの移住者を積極的に受け入れるとともに、民間賃貸住宅家賃助成事業及び東京圏移住支援事業にも引き続き取り組み、雇用による移住者の定住化を促進してまいります。

若者の定住促進につきましては、晩婚化、未婚化が進行する中、若者が希望する年齢で結婚し定住できるよう、新たに新婚世帯に補助金を交付し、結婚新生活のスタートアップに係る費用に対する支援を行ってまいります。

定住促進住宅用地につきましては、尾野見地区の分譲を推進するとともに、人口減少の著しい新橋地区において新たな分譲地の測量設計に着手し、市外からの移住、市内への定住の促進を図ってまいります。

地域おこし協力隊事業につきましては、現在4人の隊員が様々な分野で活動を行っております。地域の課題解決及び活性化に向け、より一層の推進が図られるよう支援するとともに、隊員が任期満了後に起業や定住できるよう支援してまいります。

これらの移住交流推進に向けた事業を展開しつつ、移住から定着までのニーズにきめ細かく柔軟に対応するため、商店街の空きスペースを活用した「(仮称)しぶし移住・交流サポートセンター」を開設いたします。市外向けに本市の魅力を発信し、交流体験や移住体験などを通じた移住希望者を増やし、移住される方に対して仕事・住まい・子育て・地域活動などをワンストップで支援する相談拠点として、移住・定着・交流の総合的な推進を図ってまいります。

また、昨年度から取り組みを進めております、「関係人口」の創出・拡大につきましては、特に首都圏在住のふるさと納税者をターゲットに、ふるさと住民票制度を活用した「志布志ファン」づくりを推進し、地域外にありながら、地域や地域の人々と多様な形で関わっていただける方の創出に取り組んでまいります。

併せて、高校生を対象とした地域への課題意識や貢献意識を深める探究的な学習を支援することで、将来の地域を支える人材の育成を推進してまいります。

水道事業につきましては、市民生活及び社会経済活動を支える最も重要なライフラインであることを踏まえ、今後も経済的で健全な運営体制を構築し、維持管理体制の整備及び効果的な施設整備に取り組んでまいります。

また、水道施設の耐震化及び老朽管対策を推進するとともに、良質で安全・安心な水の安定供給を図ってまいります。

環境行政の推進につきましては、志布志市環境基本条例及び持続可能な開発目標であるSDGsの実施指針を踏まえ、令和2年度からの10年間の計画期間とする「第2次志布志市環境基本計画」を策定しました。

この計画に定めた「美しい地球を子どもたちに、ものを大切に人を大切に、そして誰一人取り残さない」という環境に対するビジョンとその行動の基準に基づき、将来の世代に引き継ぐためのより良い環境社会の構築を目指してまいります。

また、私たちの暮らしは、生物多様性からの様々な恵みにより支えられております。この地域固有の生物多様性の保全と持続的な利用を確保するために、「生物多様性地域戦略」を策定してまいります。

使用済み紙おむつの再資源化につきましては、現在、環境省によるガイドラインの策定が進められており、志布志モデルがその基礎資料にもなっていることから、国内全体の循環型社会の構築に寄与できるよう、積極的に取り組んでまいります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の発生防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

自主防災組織につきましては、防災訓練等への参加をお願いするとともに、組織の在り方についての研究を重ね、災害対応の要としての組織強化に取り組んでまいります。

消防団につきましては、研修や訓練を通じ、団員の資質向上を図りながら、地域防災の中核として円滑な活動ができるよう車両及び資機材等を整備し、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

防災・減災対策につきましては、大規模自然災害に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する総合的な取り組みを進めるため、昨年度策定しました「志布志市国土強靱化地域計画」に基づき、強靱なまちづくりを目指してまいります。

また、津波対策につきましては、避難困難地域が存在する押切西地区における津波避難施設の整備を進めるため、昨年度において具体的な施設の構造、場所等について検討し、施設の実施設計を行ったところであります。

今後は、工事実施に向けた補助事業の採択を目指すとともに、避難経路を示す案内看板等の整備も引き続き実施してまいります。

防犯対策につきましては、警察及び防犯協会と連携し、うそ電話詐欺をはじめとする特殊詐欺等の被害防止広報、地域安全パトロール等を行うとともに、安全・安心まちづくり指導員による出前講座等を実施してまいります。併せて、防犯カメラを商店街等に設置する補助事業の推進及

び防犯街灯のLED化への普及を図るとともに、全ての公用車に搭載したドライブレコーダーによる見守り活動を行いながら、犯罪の早期解決及び犯罪発生率の低いまちを目指してまいります。

交通安全対策につきましては、研修会の開催等による交通安全教育を実施するとともに、隣接市町及び交通安全協会と連携した啓発活動を実施してまいります。特に、運転に不安を感じている高齢者の方々に対しましては、運転免許証自主返納支援事業による自主的な免許証返納を推進し、高齢者の運転による交通事故の発生防止を図ってまいります。また、道路反射鏡、ガードレール等の交通安全施設の整備につきましても、引き続き取り組んでまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちについてでございます。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化及び雇用創出を図るため、市政発展の最重要課題として位置付け、積極的な企業誘致及び雇用拡大に努めているところであります。昨年度は1社と立地協定を締結し、工場増設の設備投資のほか、6人の新規雇用が計画されております。これら立地した企業の新規雇用計画に対しましては、ハローワークとも連携して雇用者確保に向けた支援を行ってまいります。

また、臨海工業団地の分譲地につきましては、これまで1工区から3工区まで分譲してきたところではありますが、物流アクセス面で優位性のある臨海工業団地の分譲を求める声はなお多く、4工区及び5工区の早期分譲に向け、用地造成を進めてまいります。引き続き、更なる雇用の拡大や地域経済の活性化となるよう、工業団地の整備及び企業立地の促進に全力を尽くしてまいります。

農業振興につきましては、高齢化などにより農家人口は急激に減少しており、農業生産の停滞、地域コミュニティの活性化への悪影響が懸念され、新規就農者の育成は喫緊の課題であります。

現在、農業公社で行っている研修制度につきましては、内容の充実を図りながら、農業次世代人材投資事業を活用した新たな新規就農研修制度の構築を目指してまいります。

また、地域農業の担い手である後継者や新規就農者への支援策として、農地中間管理事業による農地の集積を図るとともに、活動火山周辺地域防災営農対策事業、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業などによる生産基盤の整備促進を図り、規模拡大及びコスト低減に取り組んでまいります。

園芸振興につきましては、温暖な気候を生かしたピーマン、いちごなどの施設園芸や広大な農地を利用したキャベツ、にんじん、さつまいもなどの土地利用型野菜の振興を図るとともに、昨年甚大な被害を及ぼしたさつまいもの基腐病対策につきましては、他の作物への転換や輪作体系の構築について、引き続き情報提供を行ってまいります。

更に近年、台風、大雨等の自然災害により農作物や農業用施設が被害を受けていることから、農業用施設の強靱化による災害に強い生産基盤を構築するとともに、収入保険制度への加入を推進し、安心して農業生産に専念できる環境の創設に努めてまいります。

茶業振興につきましては、リーフ茶の消費低迷により販売価格が依然として厳しい状況にあるため、産地パワーアップ事業を活用した消費者ニーズの高いペットボトル用茶や抹茶の原料とな

るてん茶、付加価値の高い有機茶への栽培転換を図り、地域全体の収益性の向上に取り組んでまいります。

また、海外への販路拡大を推進するため、グローバル産地づくり計画を策定し、輸出に向けた取り組みへの支援を行ってまいります。

併せて、今年度は第74回全国お茶まつり鹿児島大会が開催されることから、統一銘柄「しぶし茶」を県内外へ積極的にPRするとともに、製茶品評会での農林水産大臣賞、産地賞の獲得を目指した取り組みを推進してまいります。

畑地かんがい事業につきましては、県営畑地帯総合整備事業の第3曾於南部地区が、本年度で事業が完了する見込みとなっております。ハード面の整備が進み、他産地にはない恵まれた環境にあることから、土地改良区と連携し、畑地かんがい施設の適切な維持管理に努めるとともに、「志布志市畑地かんがい営農ビジョン」の方針に基づき、水利用の普及拡大及び畑作物の収益性の向上を図ってまいります。

畜産振興につきましては、生産農家の減少が著しく、生産基盤のぜい弱化が懸念されることから、国や市単独の支援による施設整備に取り組み、導入資金を活用しながら、関係機関一体となった増頭対策に取り組んでまいります。

また、令和4年度に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会に向けて、推進体制の強化を図るとともに、関係機関との連携や優良牛の導入支援など、気運の醸成を図りながら連覇達成を目指した取り組みを行ってまいります。

疾病・防疫対策につきましては、アフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫、鳥インフルエンザなど、海外及び県外からの伝染病侵入リスクが非常に高まってきております。引き続き生産者に対する自衛防疫の啓発と防疫資材の支援を実施することで、侵入リスクの低減に努めてまいります。

土地改良事業につきましては、平成30年度から区画整理事業を開始した基盤整備促進事業肆部合地区が完了し、経営体育成基盤整備事業の上門地区は、地権者から同意を得て、現在工事に着手しております。

また、農地環境整備事業の蓬原中野地区ほ場整備につきましては、昨年度、新規地区として事業採択を受け、本年度は実施設計を行う予定としております。

引き続き地元関係者の協力をいただきながら、早期完成・早期着手を目指して取り組んでまいります。

また、多面的機能支払交付金事業につきましては、現在、市内に26の活動組織があり、活動農地面積は約1,470haとなっております。高齢化により組織活動も年々厳しい状況となっておりますが、各組織への細やかな指導と広域化に向けた取り組みなど、関係機関と連携しながら、農業基盤を支える地域資源の保全管理に努めてまいります。

林業振興につきましては、本市の人工林は本格的な利用段階に入っており、志布志港からの輸出量は、主に中国などでの需要の高まりにより、令和元年の原木輸出量が10年連続で日本一となったところであります。

戦後植栽された人工林が利用期を迎え、木材生産量が増加する中、低コストで効率的な鹿児島県産材、地元大隅産材の利用促進や東アジアへの木材輸出等の新たな需要の創出等、林業の成長産業化が更に期待されるところであります。

今後におきましても、森林組合等と連携しながら、「志布志市森林整備計画」に基づく取り組みの充実や森林経営管理制度を活用した森林資源の適正管理、施業の集約化を推進するとともに、森林保全に対する意識の高揚や、木材の安定供給による所得の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、猟友会会員による有害鳥獣の捕獲対策の充実・強化を図るとともに、作物残さ等の適正処理や電気柵の設置など、鳥獣を寄せ付けない取り組みの普及・啓発のほか、狩猟免許取得の推進や県のアドバイザーによる研修会を引き続き実施してまいります。

更に、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、地域ぐるみで一体的に侵入防止柵を設置する国の支援事業の活用を視野に入れた取り組みを実施し、市内全域への普及を図ってまいります。

水産業振興につきましては、これまで地方創生推進交付金を活用してイワガキ、ヒオウギガイ等の稚貝や養殖資材の購入及び品質向上対策の施設整備を行い、昨年5月には6次産業化への取り組みとして志布志漁協直営の海鮮レストランが開設されました。引き続き「ふるさと納税」の返礼品として活用を図りながら、「育てる漁業」としての安定した出荷体制の構築を目指して取り組んでまいります。

夏井漁港につきましては、水産物供給基盤整備機能保全事業の補助事業を活用した長寿命化対策を実施するとともに、漁協、関係機関等と連携しながら引き続き施設管理に努めてまいります。

商工業振興につきましては、商工業の活性化を図るための創業支援事業や販路拡大支援事業など、多くの振興策を引き続き実施してまいります。一方、経営者の高齢化や担い手不足により閉業が顕在化してきており、その対策として商工業小規模事業承継者支援に取り組んでまいります。

更に、JR志布志駅周辺を中心としたまちづくりの基盤強化策として、第三セクターである株式会社志布志まちづくり公社の在り方と本来の設立目的でもある地域商工業者の商業集積店舗としての振興について、抜本的な見直しを積極的に推進してまいります。

また、大隅公共職業安定所との更なる連携を図り、「就職合同説明会」、「お仕事&育児相談カフェ」等の各種雇用のマッチング事業を展開し、事業者への雇用の安定的確保と就業者支援策に積極的に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、観光入込客数の年間120万人を目指して、受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣市町と連携した広域観光の推進に取り組んでまいります。

スポーツ合宿誘致につきましては、さんふらわあとの連携による誘致活動のほか、合宿奨励金を見直し、バス利用団体への助成を行うことで九州管内からの団体客を新たなターゲットに誘致活動を行ってまいります。

また、大隅地域における国内外からの観光客の流れを戦略的に創出するため、株式会社おおすみ観光未来会議を中心とした官民一体となった事業展開を図り、本市への更なる誘客につなげてまいります。

ダグリ岬海水浴場周辺につきましては、公有化した休憩施設跡地に防護柵等を設置し、利用者の安全を確保するとともに、景観整備を継続して行い、ダグリ岬周辺一帯への更なる観光客誘致に取り組んでまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷及びやちくふるさと村につきましては、経費節減等の効率的な経営と地域密着型のきめ細やかなサービスを通じて、利用者の満足度向上を図るとともに、自然を満喫できる新たなスタイルを取り入れ、滞在型観光の充実を図ってまいります。

おもてなしの玄関口であるJR志布志駅につきましては、観光特産品協会を駅舎に移設し、観光振興の拠点施設としての強化を図るとともに、駅舎横の芝生広場を全天候型のイベント空間として整備し、現在実施している「ぼっぼマルシェ」を中心に多彩なイベントを開催することで、多くの人が集い、にぎわいあふれる憩いの場となるよう積極的な利活用を推進してまいります。

特産品振興につきましては、引き続き観光特産品協会と連携し、特産品販売所の運営に加え、インターネットショッピングサイトでの販売を開始し、全国的な事業展開に取り組んでまいります。

また、東京駐在所を中心とした首都圏の企業と本市特産品とのマッチングや海外進出のための情報収集など、販路拡大につきましても積極的に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、制度改正後も更に全国の皆様から多くの寄附をいただきました。全国の数ある自治体の中から本市を選んでいただいたことに感謝し、寄附者の方々との継続的な関係強化を図るための取り組みや寄附金の使い道についての情報発信を行ってまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましては、令和2年度の税制改正により、地方創生に係る幅広い事業に対して企業からの寄附を受け入れる仕組みが整ったことから、これを契機に本市への資金の流れを高めるための積極的なシティセールス活動に取り組んでまいります。

○議長（東 宏二君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————

午前11時56分 休憩

午後1時03分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 市長の施政方針を続行します。

○市長（下平晴行君） 第4に、生き生きと笑顔で暮らせるまちについてでございます。

子育て支援につきましては、昨年度策定しました「第2期志布志市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各保育所、認定こども園等の関係機関と連携し、施策の推進に取り組んでまいります。

また、令和元年10月から国の施策として幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、0歳児から2歳児の住民税課税世帯につきましては、この無償化の対象外となっているところであります。

現在、市独自の軽減策として国の保育料の基準額の4割を軽減しておりますが、令和2年度の保育料から、更に2割を軽減し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、学校給食につきましては、多子世帯の第3子以降の給食費の無料化を実施しておりますが、給食費の完全無料化につきましては、子育て支援を含めた全庁的な協議を行いながら検討を進めてまいります。

社会福祉・高齢者福祉につきましては、「第2期志布志市地域福祉計画」の実現に向け、社会福祉協議会等の関係機関、団体と連携し、施策の推進に取り組んでまいります。

また、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として設置されている養護老人ホームの措置費につきましては、消費税や最低賃金の改定を踏まえ、健全な経営に資するよう見直しを行ってまいります。

障害福祉につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、居住する全ての方が共生・協働しながら暮らせる地域社会づくりを更に推進するため、「志布志市第4期障がい者計画」及び「志布志市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたします。

また、利用者が増加している「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」につきましては、サービス量の拡充に向け、関係機関、事業所等と引き続き協議してまいります。

生活困窮者自立支援制度につきましては、「しぶし生活自立支援センター・ひまわり」への相談が増加し、相談内容も多様化、複雑化してきていることから、委託先である志布志市社会福祉協議会と協議し、センター設置場所の移転及び対応する相談内容の拡充等について検討を行ってまいります。

母子保健事業につきましては、「子育て世代包括支援センター」を拠点に、助産師・保育士・保健師による支援体制の充実を図るとともに、保育所、認定こども園及び産科医療機関等と連携し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組んでまいります。

また、幼児期から学童期におけるむし歯の低減及び健康な口腔の育成を図るため、本年度は、むし歯予防の有効手段であるフッ化物洗口を市内全ての保育所、認定こども園等で取り組むとともに、教育委員会と連携して市内全ての小学校でも取り組むことで、むし歯のない子供たちを育み、80歳で噛める自分の歯を20本以上保持する「8020」の達成に向けた、ライフステージごとの歯科保健対策を推進してまいります。

救急医療体制につきましては、曾於地域、大隅地域4市5町及び都城地域の医療圏との連携により、休日・夜間に対応する救急医療の確保を図るとともに、曾於地域医療確保対策協議会において、引き続き必要な地域医療の確保に向けた協議を行い、市民が安心して暮らせるまちを目指

してまいります。

介護保険事業につきましては、令和3年度から3年間を計画期間とする「高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定する必要があることから、介護予防・認知症対策などの効果等を踏まえ、これからの介護保険事業における課題と方向性を検討し、多様な高齢者ニーズに対応した計画となるよう関係機関との連携や地域住民等の協力をいただきながら、策定作業を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、県や国保連合会と連携を図り、安定的な財政運営、効率的な事業運営の確保に努めるとともに、特定健診の受診率向上、疾病の早期発見・早期治療を推進することで、医療費の抑制及び健康的な生活習慣に対する意識向上に努めてまいります。

消費者行政につきましては、多種多様化する悪徳商法をはじめ、インターネットによるトラブル、商品、サービス等の購入・契約から発生する消費者からの様々な苦情・相談に応じて問題解決を図るとともに、高齢者・若年層を中心とした啓発活動等やSNS等を活用した情報発信を活発に行うなど「被害を未然に防ぐ活動」にも積極的に取り組みながら、安心な消費者生活の確保に努めてまいります。

第5に、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちについてでございます。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒がそれぞれの個性を生かしながら志を高く持つとともに、郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、きめ細やかな指導による分かりやすく深まりのある授業によって、児童生徒の学習意欲の向上や確かな学力の定着に努めてまいります。また、土曜学習教室、夏休み学習教室等の学校外の学習環境の充実も図ってまいります。

令和2年度から小学校に導入されるプログラミング教育につきましては、発達の段階に応じて「プログラミング的思考」を育成するための情報教育担当者会や職員研修を実施してまいります。

また、児童生徒1人1台の学習端末の配備や高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備等を目指し、計画的なICT環境の整備に取り組んでまいります。

外国語教育につきましては、ALTや小学校英語教育支援講師等の配置、中学生を対象とした英語技能検定受検料助成により外国語教育環境の充実に努めてまいります。

また、教員の長時間勤務を解消し、教育の質の維持向上を図るための具体的解決策の一つとして、統合型校務支援システムを全ての学校に導入し、業務の効率化を図ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、「志を高める教育推進協議会」で検討された提言「志の心を育むために」を基に、学校・家庭・地域の連携を図りながら道徳教育を更に推進してまいります。また、人権教育を推進するとともに、いじめ、不登校、問題行動等の早期発見・早期解決に努めてまいります。

特にいじめ問題につきましては、社会全体で子供たちをいじめから守る意識を高め、未来を創

るかけがえのない子供たちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現することを目指して制定しました「志布志市いじめの防止等に関する条例」が4月1日から施行されます。今後も関係機関及び各種団体と緊密な連携を図り、いじめ問題の解消に積極的に取り組んでまいります。

たくましく健康な体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動、徒歩・自転車通学による自力登下校等を通して運動に対する関心・意欲の高揚を図るとともに、運動の機会を確保し、体力・運動能力向上に努めてまいります。

また、児童生徒の自転車保険への加入及びヘルメットの着用の義務化につきましても、今後も周知を徹底し、保険の加入率及びヘルメットの着用率の向上に努めてまいります。

更に、食育の充実や基本的な生活習慣の確立に向けた取り組みを通して、食の重要性、病気の予防等健康に関する意識の向上に努めるとともに、むし歯予防のためのフッ化物洗口を令和2年度から小学校にも導入し、保健課と連携しながら歯と口の健康づくりに向けた取り組みを進めてまいります。

小・中学校施設につきましては、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所として活用されるなど、重要な役割を担っているため、老朽化した校舎について、全面的な改修工事を実施してまいります。

また、学校施設長寿命化計画の策定を行い、老朽化した校舎及び体育館の改修のみならず、トイレの洋式化や屋外施設等の改修を計画的に行いながら、児童生徒が安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消の推進に取り組むとともに、学校給食衛生管理基準を遵守し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

生涯学習につきましては、人生100年時代において市民一人ひとりが笑顔と志あふれる人生を送れるように、「いつでも どこでも 誰でも」学べる生涯学習の推進に努めるとともに、様々な学習機会を通して市民の学ぶ意欲を高めるため、NPO志布志生涯学習センターと連携した生涯学習講座の新規開設や内容の充実に取り組んでまいります。

また、少子高齢化社会への対応と市民を主役にしたまちづくりの推進を図るため、創年市民大学を引き続き開設し、学生が市民大学で出会った仲間とともに地域で輝ける人財づくりに取り組んでまいります。更に本年度は、全国の市民大学の関係者等が一堂に会する「全国創年のまち研究会」を開催し、参加者相互の交流を図り、これからの地域活性化に役立ててまいります。

社会教育につきましては、幼児・児童・生徒の健全育成の原点となる家庭教育の充実に努めてまいります。

特に「適切な睡眠の確保」と「正しい電子機器使用の在り方」につきましては、家庭教育学級を開設し、学校及びPTAと連携を図りながら、啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

図書館につきましては、市民の読書活動を支援するため、図書館サービスに必要な資料の充実や情報の提供に努めるとともに、読書への関心を高めるため、「読書の通帳」を活用した図書館

の利用促進及び移動図書館車による貸出サービスや、高齢者・障がい者・交通弱者等への宅配サービスを引き続き実施してまいります。

また、著名な絵本作家を招へいしてのおはなし会、ブックスタート事業及びセカンドブック事業を実施し、本好きな子供を育む環境づくりに努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、成人の週一回のスポーツ実施率65%の実現に向け、体育協会及びスポーツ推進委員と連携し、スポーツ教室の実施やニュースポーツの普及を図るなど、全ての市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。また、総合型地域スポーツクラブの設立につきましては、引き続きスポーツ推進委員を中心に関係団体等と連携を図りながら検討を進めてまいります。

更に、10月に開催される「燃ゆる感動かごしま国体」では、成年男子サッカー競技の会場となっており、選手・監督をはじめ、関係者や観客など、全国各地から多くの方々が集まり、熱戦が繰り広げられます。訪れる皆様にとって最高のおもてなしができるよう、万全の準備を行うとともに、実行委員会を中心に県及び関係団体と連携を図り、円滑な大会運営に努めてまいります。

芸術・文化活動の推進につきましては、自主文化事業の実施をはじめ、文化協会との連携による総合芸術祭の活動支援など、市民の芸術鑑賞・発表機会の充実を図ってまいります。

文化財の保存・活用につきましては、日本遺産「志布志麓」の魅力発信事業の推進をはじめ、福山氏邸の保存・整備を継続的に実施するとともに、公有化した天水氏庭園の活用を図ってまいります。また、山中氏邸につきましては、大慈寺を中心とした門前通りの拠点施設として、商店街の活性化事業との連携を図りながら、ギャラリーとしての利活用に取り組んでまいります。

地域文化の継承につきましては、市誌編さん作業の継続と併せて、各地区に残されている郷土芸能等の実態調査及び伝承が難しい民俗芸能等の記録保存に引き続き努めてまいります。

歴史のまちづくりの推進につきましては、昨年度策定しました「歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画」に基づき、補助事業の採択に向けた取り組みを進めるとともに、鹿児島大学との連携による武家屋敷を利活用した古民家再生など、実現可能な事業を優先課題として横断的かつ全庁的な事業推進に取り組んでまいります。

第6に、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちについてであります。

共生・協働・自立のまちづくりにつきましては、人口減少・高齢化社会における地域課題の解決のため、「地域コミュニティ形成促進モデル事業」を市内3地区で展開してまいりました。

本年度は、モデル事業での検証結果を踏まえ、新たな地域コミュニティ組織の在り方や行政と地域との協働のまちづくりの考え方を含めた「共生・協働・自立のまちづくり指針」を策定いたします。この指針を基に将来的には市内全地区で「地域コミュニティ協議会」の形成を目指してまいります。

また、市民に必要な情報を適切にお届けするため、広報紙やホームページの内容充実、LINE等のSNSを利用した情報発信の強化を図るとともに、行政告知放送端末、ケーブルテレビ等の情報基盤の活用を継続して図ってまいります。

男女共同参画につきましては、事業所などを対象にセミナー等を開催し、企業の成功事例等を紹介しながら、女性活躍の輪を広げ、男女がともに働きやすく、暮らしやすい個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向け、慣行見直しの意識改革、ワーク・ライフ・バランス等の周知・啓発に努めてまいります。

多文化共生につきましては、お互いの文化や習慣の違いを尊重する「多文化共生の地域づくり」を推進し、誰もが幸せで安心して暮らせる地域社会を目指すため、市民と一体となった協働のまちづくりを進めてまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

行財政改革につきましては、限りある予算の中、社会情勢の変化により多様化する行政課題に対応するため、事業のスクラップ・アンド・ビルドを行いながら、メリハリのある行財政運営を推進してまいります。

また、組織内の連携を強化し、協力体制を構築することによる職員間の業務の平準化や効率化、課題解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、ITを活用した定型業務の自動化・省略化について、費用対効果を検証し、職員がより重要な業務に対応できるような体制づくりに向け、導入を検討してまいります。

企業との連携による行政経営につきましては、昨年度、民間事業者等提案制度に基づき、4社の企業と包括連携協定を締結し、様々なまちづくりの提案をいただいているところであります。今後も民間のノウハウやネットワークを活用するため、企業等とのパートナーシップの構築を推進してまいります。

マイナンバーカードの普及につきましては、専用窓口の開庁時間の延長や休日の開庁を行うとともに、公民館や企業、イベント会場等に出向き、申請受付を行う出張窓口を設置することで、申請及び交付に係る市民の利便性の向上を図り、取得促進に取り組んでまいります。

公共施設の適正な維持管理につきましては、「志布志市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設ごとの具体的な方針を定める個別施設計画の策定に向け、「公共施設等総合管理計画推進委員会」を開催し、協議を進めているところであります。

公共施設の今後の在り方を示す個別施設計画は、建物の老朽化対策のみならず、資産の売却や学校跡地等の利活用を検討する基礎資料となり、集約化が検討できる施設もあることから、令和2年度末の完了を目指した策定作業を進め、保有する公共施設を適正に管理するイメージを示してまいります。

職員の意識改革につきましては、これからの志布志市のまちづくりを担い、市民の期待に応える行政を推進する人材育成を進めるため、4つの行政経営指針を基本に市民の視点に立ち、行政サービスの質を絶えず向上させようとする職員の意識改革に引き続き取り組んでまいります。

また、職員一人ひとりが意欲を持って自ら主体的に改善・改革に取り組む職場風土を醸成し、個人の自己啓発や職場におけるOJT等が、円滑かつ効果的に実践されるよう、関係部署と連携して成果向上を図ってまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づき、各分野における具体的な取り組みについて申し述べましたが、これらの取り組みが志布志市の新たな未来を切り開き、次なるステージへの確かな道筋となるよう、職員一丸となって市政運営にまい進する所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ここで保健課長から、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）審議の際の小園義行議員の質疑に対する答弁について、訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○保健課長（西山裕行君） 午前中の議案第2号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算に関しまして、小園議員の御質疑に対する答弁の中で、給与費明細書の減額の内容は何かとの御質疑に対しまして、育休代替職員分の減額と答弁いたしましたけれども、正しくは、国保の運営に関する協議会委員の出席実績及び嘱託看護師職員の勤務実績による減額でございました。訂正しておわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ただいま保健課長から、国民健康保険特別会計補正予算審議における答弁について訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって議長の許可を得てすることになっております。保健課長の発言の訂正申し出は、これを許可します。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。日程第14、議案第10号及び日程第15、議案第11号、以上の2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号及び議案第11号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和元年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長

の期末手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、議員、市長、副市長及び教育長の6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.70月分とするものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

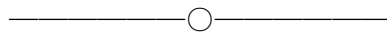
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第15 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和元年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の住居手当及び勤勉手当の額を改定するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたします。

本案は、人事院の令和元年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

主な提案内容につきましては、住居手当について、支給対象となる家賃額の下限をこれまでの

1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、住居手当の額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございますが、1年間は経過措置を設けるものです。

また、期末手当について6月期及び12月期の支給月数を平準化し、均等に配分した支給月数に改定し、令和元年12月定例会において、期末勤勉手当について支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とし、引き上げ分を12月期の勤勉手当に配分することを可決していただきましたが、令和元年度以降において、12月期に配分しました0.05月分を6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数に均等に0.025月分ずつ配分した支給月数に改定するものでございます。

それでは、議案に基づき説明を申し上げます。

付議案件説明資料の4ページをお開きください。

第12条第1項では、「12,000円」を「16,000円」に改めるものでございます。これは、住居手当の支給対象となる額を引き上げるものでございます。

次に、同条第2項では、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改めるものです。

また、同項第2号「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改めるものです。

第26条では、同条第2項で「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号で、一般職員の勤勉手当の支給月額6月期「100分の92.5」を「100分の95」に、12月期「100分の97.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

また、次条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員とは管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、6月期「100分の112.5」を「100分の115」に引き上げ、12月期「100分の117.5」を「100分の115」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議していただきますようお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 説明資料の3ページにある住居手当は、今回の改正によって2,000円を超える減額となる。こういった職員の方は、存在するというふうに理解していいんですか。そして仮にそれがあった場合に、1年間の所要の経過措置というのは、これはどういうことですか。

○総務課長（山田勝大君） 引き下げの対象となる職員につきましては、40名となります。引き下げ額が2,000円を超える減額となる職員は、3名でございます。

経過措置につきましては、現在支給されている住居手当から2,000円を控除したものを、1年間経過措置として措置するというところでございます。具体的には、4,000円減額される場合には、それが半分の2,000円という形で経過措置を設けるということです。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第12号 附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第16、議案第12号、附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、議員を附属機関の委員とすることを不相当とする行政実例に鑑み、各種協議会の組織に関する規定の見直しを行うため、関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） それでは、議案第12号、附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

まず、行政実例について、説明申し上げます。

行政実例は、「地方公共団体が法令の適用等に疑義がある場合に、国の関係所管省庁に対し、疑問点を示して意見を求め、照会を受けた国の関係所管省庁がこれに対して回答した事案を行政運営上の参考に供するため、公にしたもの」が行政実例とされているところでございます。

この行政実例において、「附属機関の構成員に議会の議員を加えることは、違法ではないが、適当でない」との見解がなされているところでございます。

議会の議員が附属機関の委員になることを制限する法律は特にないところでございますが、附属機関は執行機関の一部であると考えられることや、その附属機関の意思決定に議決機関である議会の議員が加わることは、執行機関と議決機関との関係性や地方自治制度の趣旨を考えると、「違法ではないが、適当ではない」とする国の見解が示されているところでございます。

これらを踏まえ、附属機関の組織を見直すために、関係条例を整備するものでございます。

付議案件説明資料の5ページをお開きください。

第1条の志布志市商工業振興対策協議会条例の一部改正につきましては、第3条第2項中第1

号の「市議会の議員」を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第3号として、「一般社団法人志布志市観光特産品協会の代表者」を加え、第5号の「市の職員」を削るものでございます。

第2条の志布志市林業振興対策協議会条例の一部改正につきましては、第3条第1項の委員定数を「15人」から「13人」に改め、同条第2項中第1号の「市議会の議員」を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第3条の志布志市農業振興対策協議会条例の一部改正につきましては、第3条第1項の委員定数を「26人」から「24人」に改め、同条第2項中第1号の「市議会の議員」を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第4条の志布志市漁業振興対策協議会条例の一部改正につきましては、第3条第1項の委員定数を「10人」から「8人」に改め、同条第2項中第1号の「市議会の議員」を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とするものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 本市は、昨年から土地開発公社の理事、そういったものも議会の議員はそこに参加しないという方向が、今回もこうですけど。これ以外に、これで大体いわゆる附属機関の組織に議会の議員が入っているというのが、まだ他にもありますか。そこについてはどうですか。

○総務課長（山田勝大君） ただいまお示ししました条例以外で、都市計画審議会条例において議員を委員として規定しております。これにつきましては、設置根拠が都市計画法でございますが、同法に基づく政令において都市計画審議会の委員に市町村の議員が規定されているということでございますので、この分については議員が残るということでございます。

○19番（小園義行君） いわゆるその関係法令というもので規定されているものについては、当然認められるところでありまして、基本私たち議会の議員が議決に参加しないといけないというものに対して、それ以前に市長から諮問を受けて、そこで決定があるような、そういったものに入っていると、実際例えば国保運営協議会とかそういった一つの例ですよ、今課長がおっしゃった関係法令で示されている以外には、無いという理解でいいですね。

○総務課長（山田勝大君） 条例で定めているのは、ただいま答弁したとおりでございます。他に規則要綱で設置されているものがございまして、民生委員推薦会と空き家等対策協議会がございまして。

空き家等対策協議会につきましては、上位法で議員を委員とすることを規定しているところがございますので、引き続き委員として参画していただきたいというところでございます。

民生委員推薦会につきましては、平成25年に地方分権一括法による民生委員法の一部改正に伴いまして、推薦会の委員の資格区分が見直され、市町村の議会の議員が削除されていることから、

法改正と行政実例の趣旨を踏まえると、当該条例と同様に改正する必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（西江園 明君） ただいまの提案に対して、執行機関と議決機関というところで、今の説明は理解したところですけど、例えばこの資料の5ページの志布志市商工業振興対策協議会の場合は、市の職員も外していますよね。他のところは市の職員というのは入ってないんですけど、先ほども執行機関とのうんぬんの説明と、市の職員が外れている、あるいは市の職員が入ってなかったり、そういうところはどういう捉え方で理解したらいいですか。

○総務課長（山田勝大君） 志布志市商工業振興対策協議会は、商工業行政の応援活動推進を図るために設置された附属機関であり、商工業関係者の意見を聞く場でもあることを考慮すると、市の職員が附属機関の委員になることも適当ではないと考えることから、市の職員を今回削ったところでございます。

○11番（西江園 明君） 確認ですけど、冒頭の執行機関うんぬんではなくて、市の職員も入るべきではなかったと、これには入っていましたが、他の協議会には入っていないんですよ。じゃあ、市の職員が入るべきじゃなかったところに入れていたから、今回議会議員の改正と一緒に外したというふうに理解していいんですか。

○総務課長（山田勝大君） はい、そのような趣旨で今回削ったところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第13号 税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第17、議案第13号、税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、税外収入金に係る延滞金について、地方税法第20条の4の2の規定に準じて取り扱うため、関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第13号、税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

まず、全体的な説明でございますが、これまでは、納付金額に関係なく、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、原則年14.6%を乗じて計算した金額を延滞金の額としておりましたが、地方税法第20条の4の2の規定に準じて、納付金額が2,000円以上の場合に延滞金を計算するとともに、その延滞金に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を、また、延滞金が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てることとし、税外収入金に係る延滞金の取扱いの基本的な統一を図るものでございます。

併せて、規定中の字句の整理を行うものでございます。

付議案件説明資料の7ページを御覧ください。

まず、第1条の志布志市介護保険条例の一部改正の第9条についてですが、延滞金を計算する納付金額を2,000円以上とし、また、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることを定めるとともに、規定中の字句の整理を行うものでございます。

次に、第2条の志布志市治山事業等分担金徴収条例の一部改正の第11条及び付議案件説明資料8ページの第3条の志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正の第4条についてですが、延滞金を計算する納付金額を2,000円以上とし、また、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることを定めるとともに、その計算した延滞金に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を、また、延滞金が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てることを定めるものでございます。

併せて、規定中の字句の整理を行うものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回のこの改正を提案されるに当たって、延滞金は元金が支払えないから滞納になりますよね。そうすると納付期限が過ぎたら延滞金をいただきますよ、督促料100円と一緒に来ますね。今回これをするに当たって、たくさんの住民から税金の滞納等々で相談を受けるという立場からしたときに、この延滞金を「市長が認めるとき」とかいろんなもので免除してあげるという、そういった議論が全くされなかったものなのか、そこについて少しお願いします。

○財務課長（折田孝幸君） 今回の改正につきましては、財務実務提要等に照らしまして、地方自治法第231条の3により条例を定め、督促手数料及び延滞金を徴収する場合の延滞金の額、起算については、「地方税法の規定による税の延滞金及び延滞加算金の額と均衡を失しないよう措置することが適当である」という財務実務提要の参考を例にしまして改正しようとするものであります。

なお、この規程に準じて現在県内にある19市中5市が、そういった形で改正しているところがございます。

○19番（小園義行君） 課長のそれはよく分かるわけですが、これ実際、延滞金の徴収はほとんど難しいという現状があるわけですね、例えば国保税だと10期ありますね。それで1年過ぎます。それで滞納になっていきますね。延滞金はずっとそういった形で加算されてくるわけです。元金が払えないのに、この延滞金までとても払えないという、そういう状況を当局は当然つかんでおられるはずですが、そこについてはもう免除してあげるとか、そういったものについては一切議論しなかったのかと。もちろん税の公平性上いろいろ当局としてあるかもしれませんが、そういう議論はされなかったのか、それだけです、しなければならなかったでいいんです。

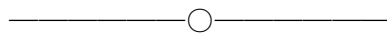
○財務課長（折田孝幸君） 今、議員の御指摘のとおり、税の公平性、税外収入の公平性、そういった立場になったときに、そういった内容の話は、議論にはならなかったところがございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第14号 志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第18、議案第14号、志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年9月30日をもって志布志市市民センター、志布志市老人福祉センター及び志布志市老人憩の家の指定管理者の指定の期間が満了したことに伴い、志布志市老人福祉センター及び志布志市老人憩の家の管理形態を見直し、指定管理者制度から直営方式へ変更するとともに、志布志市市民センターの供用を廃止するため、関係条例の規定を整備するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（北野 保君） 議案第14号、志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回の改正につきましては、松山地区にあります老人福祉センター及び老人憩の家並びに有明地区にあります市民センターが、令和元年9月30日をもって、指定管理者の指定期間が満了したことに伴いまして、老人福祉センター及び老人憩の家の管理の方法を直営方式へ変更することと

し、更に、市民センターについては、老朽化に伴い利用の安全性が懸念されるため、供用を終了し条例を廃止するものであります。

本文を御覧ください。

第1条で、老人福祉センター条例の一部改正を、第2条で老人憩の家条例の一部改正を、第3条で市民センター条例を廃止するものであります。

説明資料の9ページの新旧対照表を御覧ください。

老人福祉センター条例の旧第3条、旧第4条は、指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務について規定しており、今回、全て削ります。

新第3条は、開館時間についての規定で、開館時間の変更については、これまで指定管理者が市長の承認を得て行うようになっておりましたが、市長が行うこととなります。

新第4条は、休館日についての規定で、臨時的な開館及び休館を行う場合の手続きについても新3条と同様に、これまで指定管理者が市長の承認を得て行うようになっておりましたが、市長が行うこととなります。

新第5条は、使用の許可を規定しておりますが、これまで利用の許可を指定管理者が行っていましたが、市長が行う手続きに変更するものであります。

10ページをお開きください。

新第6条は使用の制限、新第7条は使用权の譲渡等の禁止、新第8条は現状回復義務、新第9条は使用料、新第10条は損害賠償義務について規定しておりますが、それぞれ、「指定管理者」は「市長」に、「利用」は「使用」に、「利用者」は「使用者」に、「利用権」は「使用权」に、「利用料」は「使用料」に、「損傷」は「毀損」に改めるものであります。

11ページを御覧ください。

新第12条につきましては、引用規定の条のずれに伴う改正であります。

次の老人憩の家条例もほぼ同様の改正になりますが、老人福祉センター条例と異なる点は、新第5条に「使用できる者の範囲」を規定しておりますが、「利用できる者」を「使用できる者」に、「指定管理者」を「市長」に改めるものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行します。

以上で、補足説明を終わります。

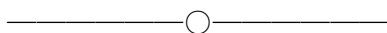
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第15号 志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第19、議案第15号、志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、都道府県が財政運営の責任主体となったことに伴い、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、志布志市国民健康保険基金の設置及び積立額に関する規定を見直すとともに、処分に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（西山裕行君） 議案第15号、志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、都道府県が国保財政の運営主体となり、国民健康保険の安定化を図ることとしていることから、国民健康保険基金においては、設置目的等を保険給付費に限定せず、国民健康保険事業全体の健全な運営を行う必要があるため、国民健康保険基金の設置目的、積立額並びに処分等について所要の規定の整備を行うものであります。

付議案件説明資料の14ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条中「保険給付の財源に不足を生じたときの財源を積み立てる」を「国民健康保険事業の円滑な運営に資する」に改め、第2条中「前年度の保険給付費（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金を含む。）の月平均の3月分に相当する額に達するまで、毎年度の剰余金から積み立てるもの」を「国民健康保険特別会計予算（第4条において「予算」という。）で定める額」に改め、第4条中「国民健康保険特別会計歳入歳出予算」を「予算」に改めるものです。

また、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に処分に関する条文を追加するものです。

第5条において、「基金は次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」とし、第1号においては、「国民健康保険法第75条の7第2項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。」、第2号においては、「国民健康保険事業に要する費用の財源に充てるとき。」と規定しております。

なお、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第20 議案第16号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第20、議案第16号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、法定利率、保証債務等に関する規定の見直しの措置が講じられたため、市営住宅、市営単独住宅及び市営特定公共賃貸住宅の連帯保証人の取り扱いの見直しを行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（假屋眞治君） 議案第16号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の15ページをお開きください。

条例等改正の概要であります。平成30年3月30日付けの国土交通省通知において、公営住宅への入居に係る保証人の取り扱いについて適切な対応を要請されたこと、及び令和2年4月に民法の一部を改正する法律が施行されることから、市営住宅の連帯保証人の取り扱いを見直す必要があることや、子育て世代への支援の充実を図るため、世帯の入居要件を緩和するものであります。

改正内容ですが、まず（1）の連帯保証人の取り扱い見直しでは、人格は、個人に加えて、法人保証を認めます。ただし、別途緊急連絡先が必要です。法人につきましては、家賃債務保証法人とします。

連帯保証人の人数は、現在2人ですけれども、1人とします。

民法改正に伴い、個人の連帯保証人に極度額を設ける必要があります。12か月分を想定しています。これは、国土交通省が行った裁判所の判例における連帯保証人の負担額に係る調査結果や鹿児島県の条例改正での設定を参考としております。

（2）ですが、市営住宅において、子育て世帯が入居しやすくするよう、子育て世帯の対象を拡大します。

具体的には、小学生の子供がいる場合、収入認定額が15万8,000円以下でなければならなかつ

たものが、21万4,000円以下まで入居資格を拡大するものです。

それでは、新旧対照表で主なものを説明申し上げます。

付議案件説明資料の16ページをお開きください。

第1条関係、志布志市営住宅管理条例新旧対照表になります。子育て世代の入居要件を緩和するため、第6条第2項第3号中「小学校就学」を「中学校就学」に改めます。

連帯保証人を2人から1人とすることから、第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を「連帯保証人との連署（連帯保証人が法人である場合は、連帯保証人については記名押印。第3項において同じ。）による」に改め、

第3項中「保証人」を「連帯保証人と」に改めます。

付議案件説明資料の16ページから17ページです。

連帯保証人の規定を明確にするため、第12条第1項として、「前条第1項第1号の連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるもの又は市長が適当と認める法人でなければならない。」を新設します。

第2項として第1号中「死亡した」を「死亡し、又は解散した」に改め、第3号中「居所」の次に「（法人にあっては、代表者の住所又は居所）」を加え、第5号として「前条第1項第1号の誓約書に基づき市営住宅の入居者に代わって負担した額が極度額に達したとき。」を新設し、第4項として「勤務先」の次に「（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）その他市長が別に定める事項」を加えます。

民法改正により敷金の規定が明文化されたため、

第19条第3項として、「市営住宅の入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、市営住宅の入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。」を新設します。

第4項として、ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行、第31条第2項（第33条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第38条第3項若しくは第4項の金銭」に改めます。

付議案件説明資料の18ページをお開きください。

法定利率が3年ごとに見直す変動制に改められることから、第38条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改めます。

次に、第2条関係、志布志市営単独住宅条例新旧対照表になります。

付議案件説明資料の19ページです。

第10条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を「連帯保証人との連署による」に改め、第3項中「保証人」を「連帯保証人と」に改めます。

第11条第1項として「前条第1項第1号の連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるもの又は市長が適当と認める法人でなければならない。」を新設します。

第2項第5号として「前条第1項第1号の誓約書に基づき市営単独住宅の入居者に代わって負担した額が極度額に達したとき。」を新設します。

付議案件説明資料の20ページをお開きください。

第18条第3項として「市営単独住宅の入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、市営単独住宅の入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。」を新設します。

最後に、第3条関係、志布志市営特定公共賃貸住宅条例新旧対照表になります。

第10条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の所得を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を「連帯保証人との連署による」に改め、第3項中「保証人」を「連帯保証人と」に改めます。

付議案件説明資料の21ページです。

第11条第1項として「前条第1項第1号の連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるもの又は市長が適当と認める法人でなければならない。」を新設します。

第2項第5号として「前条第1項第1号の誓約書に基づき特定公共賃貸住宅の入居者に代わって負担した額が極度額に達したとき。」を新設します。

第19条第3項として、「特定公共賃貸住宅の入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、特定公共賃貸住宅の入居者は市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。」を新設します。

以上で補足説明を終わります。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（西江園 明君） ちょっと解釈ですけど、この説明資料でいきますと15ページの中ほど、改正の内容についてというところで、「個人(自然人)」という表現があるんですけども、この表現というのは、結局法人が新しく加わったからこういう表現になったのかなんですけど、これはあくまでも説明資料ですよ。条例の中に、この「個人(自然人)」という表現はどこかであるんですか。それをちょっと、ずっと追いかけてみたんですけど、そういう表現が条例の中になくて、あくまでも説明資料ですから効力は無い。一步出てしまえばここだけの話ですよ。条例との整合性はよろしいんですか。

○建設課長（假屋真治君） 今まで保証人というのは個人ということでありました。ということ

で、今まではもうそのまま書いておりました。今回説明をする中で、法人も認めるということで、個人とそれからこれは自然人でありますよと、法人というものははっきりと分かるように、ここで説明したということです。ですから、それについては県の方と条例等のやり取りもしながら、それから文書法制とも協議しながら、このことについては、この条例の中に個人とかいうことをうたうことはないということでございます。

○11番（西江園 明君） ここで私が聞いているのは、条例の中には無いのに、あえて説明資料の中に「自然人」という表現をしたのはなぜかということなんですよね。

○建設課長（假屋眞治君） 説明資料ではあくまでも法人と個人が分かりやすいという意味で、今回明記したところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 1点だけ確認をさせていただきたいのですが、法整備を行って一歩前進をしているという理解ではあるんですけども、これまで何回も申し上げますように、高齢化社会に入っていくって、保証人の確保というものがなかなか難しい。そこにいわゆる資産等でもあれば、高齢者でも当然保証人になれるとかそういったものがあるわけですが、それさえも難しいという時代、状況の中で、どうしていこうということがありますね。だから今でいう保証人の中でも法人、保証協会等々を含んで表現されていると思いますが、そういった中でますます難しくなってくるのは、市長に判断していただかなきゃいけないという一考が必ずうたわれるわけですけども、そういったことが求められる時代、状況に今後ますますなっていくなというふうに思うんですが、こういった提案をされるまでの議論の経過だけ、少しお示しをください。

○建設課長（假屋眞治君） この連帯保証人の件につきましては、議員もおっしゃるとおり、今まで一般質問等も受けまして、ずっと議論はしているところでございます。その中で、基本的にどこの自治体も保証人は2人ということで明記しておりますけれども、志布志市の場合は、平成29年と思いますけれども、今あった実情どおり高齢者等で身寄りが無い方はなかなか保証人を探せないということで、猶予措置を設けて他の市町村よりも一歩進んでいた状況でございます。

今回は、前回一般質問でも言われたんですけども、民法それから公営住宅の標準条例という中で、連帯保証人の規定が無くなりました。というのも今言われたとおり、身寄りの無い方々が結局は保証人を見つけられないという実態があるので、地域の実情に応じなさいということがありまして、私ども、県、それから鹿児島市、それから近接の市町村の情報を得ながら考えました。中にはまだ2人のままいくところもあれば、1人にするところもあります。その中で私どもとしては「1人でいいですよ」と、「全て1人の連帯保証人を見つけてくださいということでもいいですよ」と言いました。ただ、なかなかそれでも見つけれないということで、今言いました法人も認めるということで、法人もいろいろいまして、家賃債務保証業者登録規定により登録された業者、それから住宅確保要配慮者に対する法律がありまして、配慮が必要な方の入居を拒まない住宅もあるということでございます。あとは、それでもどうしても身寄りが無くて連帯保証人を見つけられないパターンが出てくると思いますので、先ほど申しました65歳以上の方々について

は、とにかく見つける努力をしますということで猶予規定を設けて、住宅に困窮しておりますので、とにかく入居してもらって、あとは連絡員を付けて対応してもらおうということの議論も踏まえまして、今回の条例をお願いしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 課長の答弁はよく理解できるわけですが、今後のこととして一步步緩和されていって、すごく御努力いただいているなというふうに思いますが、いろんな手立てを考えて結局保証人が見つからない、そして猶予規定を設けましたということで、一步步前進しているんですが、それでもなおかつその期間に見つからないということも当然あるわけで、そういった場合に、もう保証人を取らないという自治体がまだ数少ないけどありますね。そして、ただ連絡責任者だけはやはり出していただくという方向性で進めているところもあるようであります。そういうことで言えば、今一步そういったところの議論を深めていっていただきたいと思うんですけれども、住宅の公平性とかいろいろ考えれば、後で市が負担を負うみたいなことも出てくるわけで、そのための規定もまた別途今回も設けていらっしゃると思いますので、そこらを見極めながら、今の時代、状況に鑑みた議論というのを、市長、深めていっていただければなというふうに思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、どうしてもそういう保証人を見つけられないという場合というか、そういう方もいらっしゃるわけですが、一つはやはり保証人の在り方というのが、市としても期間を短くして対応してこなかったというのも今までの経過を見ますと一つ問題があったらと思う。そういう面では課長が申しましたとおり、どうしてもという場合は連絡員等を設けて、その対処をしていきたいというふうに思っておりますので、そこ辺も含めて入居しやすい体制づくりをどうしたらいいのか、それと保証の問題と兼ね合わせて協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 今回のこの改正内容ですけど、保証人、僕は自然人ですよ。法人じゃないですからね。今回取り扱いの見直しということで連帯保証人を2人から1人にするということですね。そしてその民法の改正、個人の連帯保証人に極度額としていわゆる家賃の12か月、1年分が無いと駄目ですよという、これはそういう理解でいいんですね。極度額というのは家賃によって一人ひとり違いますね。そういう理解でいいんですか。

○建設課長（假屋眞治君） 今回の民法改正に基づきまして、4月1日以降は極度額というのを示さないと連帯保証人の効力が無くなるということで、今回12か月分というものを4月1日以降は連帯保証人に設けるということになります。ですので、今まで連帯保証人の皆さんは上限がありませんでしたので、いくらでも請求しようと思えばできたんですけど、今回から12か月分を超えてはもう請求はできないと。そしてその連帯保証人につきましては、極度額12か月分をもし入居者に成り代わって滞納分を支払った場合は、もう変更をしないといけないということになるような状況でございます。

○19番（小園義行君） ということは、連帯保証人を1人お願いするときに、残高証明などそう

いったものが無いと駄目だということですよ、極度額を設けるということです。仮に5万円だと12か月分で60万円ですね。60万1,000円無いと連帯保証人になれないと、そのための残高証明か何かを付けないと、この極度額というここに該当しないと思うんですけど、そこについてはいかがですか。

○建設課長（假屋眞治君） 今言われましたとおり、極度額として入居する時点の家賃の12か月分までは保証をしてくださいねということでございます。

ただ、私どもが連帯保証人として誓約書で確認することは、同等以上の収入があるということで所得証明と、本人であるという意味で印鑑登録証明を出してもらうということだけの確認をしております。当然同等の所得があるということで、その人の債務はカバーできるというような考え方に立っております。ですので、その人の残高が、そういうものがいくらあるかということの照会はしない予定でございます。

○19番（小園義行君） いわゆる公営住宅というのは、住民の皆さんから見たときに最後のセーフティネットと、そういった立場がどうしても必要じゃないかというふうに思うわけです。そこで、保証人が2人から1人に、そして極度額を設けるというこの提案がされたわけですけど、国が2018年3月に、さっき小野議員からも出ていましたけど、保証人の確保を公営住宅の入居に際しての前提とすることから転換すべきだという通知が届いていますね。そのことを受けてやるんだったら、先ほど小野議員の方からもあったように、保証人は要らないよというような見直しだったらとても素敵だなと思うんですけど、この通知をどんなふうに受け止めて今回の提案になったんですか。

○建設課長（假屋眞治君） 私どももその通知を見ておまして、庁内でも協議はしております。当然公営住宅は低所得者などの方々にとって最後のセーフティネットですので非常に大事なことだと思っております。ということで、あとは連帯保証人を撤廃するのもしないのかという議論がありました。その中でやはり公平性などいろいろ考えたときに、それと、入居の時点では当然納め忘れや滞納されることは無いと思っているんですけども、あった場合に結局はそれを納める本人、本人ができないときには連帯保証人というふうにみんなでカバーをしていかないと、なかなか本人さんだけが一人で苦しんでいくことになるなということも庁内では話をしました。ということ踏まえまして、高齢者には猶予措置がありましたが、それよりまず一步進んで連帯保証人を一人にしますと。探す努力をしたんですけども、それでも入居できない高齢者等については、最初は連絡人だけで入居できるというふうに今回は協議をしたところです。今言われたとおり、公営住宅の趣旨の中の内容については、今後もまた引き続き議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第17号 志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第21、議案第17号、志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、松山弓道場を松山中学校施設の一部として管理することに伴い、同弓道場の松山体育施設としての供用を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（萩迫和彦君） 議案第17号、志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料24の1ページをお開きください。

まず、松山弓道場の位置でございますが、松山中学校の敷地内にあり、写真右下のプールの下の武道館の隣に位置しているところでございます。

ここ数年の松山弓道場の利用状況につきましては、松山中学校弓道部の部活動利用のみで、一般の利用が無いところでございます。

これらを踏まえ、今後の施設の維持管理等を勘案すると、松山弓道場を松山中学校施設の一部として管理することが適当と判断し、松山弓道場の供用を廃止するため、志布志市松山体育施設条例の一部を改正するものでございます。

付議案件説明資料23ページをお開きください。

次に、条例改正の内容につきまして、説明を申し上げます。

条例の題名を「志布志市松山体育施設条例」から「志布志市尾野見地区運動場条例」に改めるものでございます。

これは、松山体育施設は、松山弓道場と尾野見地区運動場の二つの施設でございましたが、松山弓道場の供用を廃止することに伴い、松山体育施設が尾野見地区運動場のみとなることから、条例の題名を改めるものでございます。

第1条の改正規定につきましては、題名の改正と同様の理由により、「志布志市松山体育施設」を「志布志市尾野見地区運動場」に改め、条例上の略称も「体育施設」から「運動場」に改めるものでございます。

第2条の表の改正規定につきましては、松山弓道場の供用廃止に伴い、この条例による施設の設置は、志布志市尾野見地区運動場のみとなるものでございます。

第3条以降の改正規定につきましては、「体育施設」を「運動場」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。日程第22、議案第18号及び日程第23、議案第19号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号及び議案第19号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第18号 志布志市監査委員条例及び志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第22、議案第18号、志布志市監査委員条例及び志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市監査委員条例及び志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正による同法の条の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条の志布志市監査委員条例の一部改正は、第6条及び第10条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改め、第2条の志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく令和2年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第23 議案第19号 志布志市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第23、議案第19号、志布志市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正による同法の題名の改正及び条の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該法律名及び条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第6条第2項中の引用する法律の題名を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、引用する条名を「第3条第1項」から「第6条第1項」に改め、法の条文に合わせるため、「使用して」を「使用方法により」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

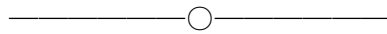
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第24 議案第20号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第24、議案第20号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、説明を申し上げます。

本案は、都城圏域の課題解決に向け、定住自立圏構想における現行の取り組みを更に推進することに伴い、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定を変更するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 議案第20号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、補足して説明いたします。

付議案件説明資料の27ページを御覧ください。

はじめに、「定住自立圏」の概要等について説明いたします。

まず、1の「定住自立圏構想について」であります。定住自立圏構想は、人口減少・少子高齢化の急速な進行を背景として、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への流れを創出することで、人口流出の抑制と定住促進による地域活性化を目指す地方再生の取り組みであります。

具体的には、中心地と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成するものであります。

2の「都城広域定住自立圏について」ですが、定住自立圏は、人口5万人程度以上の中心地とその近隣市町村が自らの意思で1対1の協定を締結していくことで形成していく圏域であり、中心都市宣言を行った都城市と三股町、曾於市及び志布志市が平成21年10月に「都城定住自立圏の形成に関する協定書」を締結しました。協定に基づき具体的取り組みを推進するため「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、広域医療体制の整備・充実や都城志布志道路の整備促進等を柱として、少子高齢・人口減少社会に対応するための各種取り組みを進めております。

3の「都城広域定住自立圏取組の経緯」につきましては、平成21年9月に、構成市町の議会において協定の締結を議決、同年10月に、都城市とそれぞれの市町が協定を締結し、平成22年3月に、第1次都城広域定住自立圏共生ビジョンを策定しております。

平成27年3月には、第2次ビジョンの策定により、構成市町において協定の変更を議決しております。

次のページです。

4の「今回の協定の変更について」ですが、第2次都城広域定住自立圏共生ビジョンの期間が令和元年度に終了するため、現在、新たな第3次のビジョンを策定中であります。

今回の第3次ビジョンの主な変更点につきましては、まず、医療については、医療施設等が整備されるなど、医療資源の高度化が進みましましたので、今後しっかりと維持していくこと、また連携体制を強化していくこととしております。

産業振興については、都城志布志道路を活用した取り組みに加えて、基幹産業である農林畜産業等の地域資源を活用した産業振興を推進していきます。

交流と観光の推進については、特に、都城志布志道路や志布志港のストック効果を活かした観光客誘致の取り組みを連携して実施したいと考えています。

地域人材や民間人材の育成については、項目を整理しておりますが、引き続き取り組んでいくとともに、圏域の地域おこし協力隊の連携した取り組みを推進しているところです。更に、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、新しい視点としてSociety 5.0が位置付けられていますが、本ビジョンにおいても、ICT化の推進を進めるために、協働で研究を進めていくこととしております。

以上、第3次都城広域定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、都城広域定住自立圏の形成に関する協定書についても、一部変更の必要があることから、今回、議会の議決をお願いするものです。

協定については、都城市と各市町が1対1で締結することになり、それぞれの役割を位置付け、協定に基づいて各取り組みを推進していきます。

資料の29ページが、ただいま説明しましたビジョンの体系図であります。現在の第2次ビジョンが右側であります。左側が、新しい第3次ビジョンであります。

ビジョンでは、広域で取り組む事業として、医療、産業振興、教育及び文化、防災及び消防、交通インフラの整備、交流と観光、定住及び移住等を掲げております。

今回のビジョンの変更は、全体的には、目次区分の構成や文言の修正があるところです。内容につきましては、先ほど説明した内容であります。

それでは、前置きが長くなりましたけれども、都城市と本市の定住自立圏の形成に関する協定の変更について説明いたします。

議案書をお開きください。議案第20号であります。

議案書を開けていただきまして、別紙となっております。「定住自立圏の形成に関する協定書」でありまして、全部を変更するものであります。

以下が新たな変更協定書であります。全部変更ということですので、新旧対照表は添付していないところでございます。

それでは、協定書の全体像について説明いたします。

第1条が目的、第2条が基本方針であります。

第3条が連携する具体的事項であります。ここでの内容が、ビジョンと同じ構成となっております。

まず、1の生活機能の強化に係る政策分野の中で、(1)医療につきましては、①医療体制の維持です。ア、取組の内容として、圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図るとしております。イ、甲の役割は、都城市の役割であります。

次のページになります。ウ、乙の役割が、志布志市の役割となります。志布志市の役割としましては、医療従事者の確保等について定めております。

このような形で、分野ごとに取り組みの内容と甲・乙、都城市、志布志市の役割をそれぞれの区分で整理をしているところでございます。

協定書の次のページの(2)は、産業振興、次のページ(3)は、教育及び文化、一番下の(4)は、防災及び消防です。

次のページになります。2は、結びつきネットワークの強化に係る政策分野です。そのうち(1)は、道路等の交通インフラの整備、下の(2)は、交流及び観光、次のページの(3)は、定住及び移住、下の(4)は、地域公共交通です。

次のページになります。3は、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野です。(1)は、行政人材の育成、(2)は、民間人材の育成、次のページ(3)は、ICT化であります。

そして、第4条が、連携、協力及び費用負担です。都城市と志布志市が前条に規定する取り組みを推進するために、相互に役割を分担することとし、必要な費用が発生するときは当該費用を負担することを定めております。

以上のとおり、協定書の変更につきましては、第3次の共生ビジョンに対応する形で、協定書の構成や文言等を整理するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長(東 宏二君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(東 宏二君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長(東 宏二君) お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(東 宏二君) 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後 2 時48分 延会

令和2年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和2年2月26日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第21号 市道路線の廃止について
- 日程第3 議案第22号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第23号 市道路線の変更について
- 日程第5 議案第24号 令和2年度志布志市一般会計予算
- 日程第6 議案第25号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第26号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第27号 令和2年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第28号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第10 議案第29号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第30号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第12 議案第31号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第13 議案第32号 令和2年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 岡 崎 康 治	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志 布 志 支 所 長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君、市ヶ谷孝君を指名いたします。



日程第2 議案第21号 市道路線の廃止について

○議長（東 宏二君） 日程第2、議案第21号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、農業基盤整備促進事業による農道の整備に伴い、市道下宇都線を農道に変更するため、市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第3 議案第22号 市道路線の認定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第22号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、路線の整理を図るとともに、県道志布志福山線と市道山ノロ・川路線を接続する生活道路の区域について、市道として一元化した管理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第22号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

○

日程第4 議案第23号 市道路線の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第23号、市道路線の変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。
議案第23号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、市道佐野原団地1号線の終点から県道日南志布志線に接続するまでの区間の改良に伴い、市道佐野原団地1号線の終点を延伸し、もって地方開発及び産業振興に資するため、当該路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
ただいま議題となっています議案第23号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

○

日程第5 議案第24号 令和2年度志布志市一般会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第24号、令和2年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。
議案第24号、令和2年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計予算を調製したため、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市の一般会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億1,500万円と定めるものであります。

前年度と比較しますと8億9,500万円、3.6%の増となるものであります。これは、地域商工業者の商業集積店舗としての振興を図る志布志まちづくり公社所有地取得事業、官民連携手法による地域優良賃貸住宅の整備を行う地域優良賃貸住宅整備事業に係る費用の増加等に伴い、普通建設費が4億3,834万4,000円、てん茶の生産量を増加させ、収益性の向上を図るため、荒茶加工施設を整備する産地パワーアップ事業（茶振興対策事業）に係る補助金の増加等に伴い、補助費等が2億9,728万3,000円それぞれ増加したこと等が主な原因となっているものであります。本市の財政状況は、地方交付税は普通交付税が合併算定替えの特例が終了し、てい減期間となっていること等から歳入の伸びが厳しい一方で、着実に増加しつつある扶助費、会計年度任用職員制度導入による人件費等事務的経費の増加等により、更に厳しい財政運営が続くことが予想される中、

引き続き、「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事務事業の整理、統合、縮減の徹底と補助事業のゼロベースでの見直しを実施し、真に必要な事業の見極めを行いながら選定と集中にめりはりのある予算編成に努めてまいりました。

それでは、令和2年度一般会計予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の8ページ、予算説明資料は5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、農業制度資金利子補給ほか1件、限度額を総額で1,192万2,000円と定めるものであります。

予算の9ページになります。

第3表、地方債につきましては、限度額を16億3,880万円とするものであります。一般会計債における公共事業等債を3億870万円、一般単独事業債における合併特例事業債を4億9,740万円、緊急防災・減災事業債を5,670万円、過疎対策事業債を各種事業に、合わせて3億9,300万円、臨時財政対策債を3億8,300万円を限度額とするものであります。

歳入予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の10ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、まず、自主財源の柱となる1款、市税は、償却資産の増加による固定資産税の伸びを見込み、2.5%増の34億5,623万円計上するものであります。

6款、法人事業税交付金は、税制改正に係る市町村の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として新たに設けられたものでございます。

11款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や合併算定替えの段階的縮減、令和元年度の交付実績等を勘案し、0.2%増の62億6,300万円計上するものであります。

15款、国庫支出金は、保育所等整備交付金事業、社会資本整備総合交付金等が減となったこと等により9.5%減の32億1,626万7,000円計上するものであります。

16款、県支出金は、産地パワーアップ事業（茶振興対策事業）、活動火山周辺地域防災営農対策事業、畜産クラスター事業等が増となったこと等により68.0%増の32億648万2,000円計上するものであります。

予算書の11ページをお開きください。

19款、繰入金は、事業実施の財源として施設整備事業基金繰入金、ふるさと志基金繰入金等を増額し、財源調整として財政調整基金を減額したこと等により、3.4%増の40億2,203万1,000円計上するものであります。

22款、市債は、先ほど申し上げましたが、合併特例事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債等、7.9%減の16億3,880万円計上するものであります。

次に、歳出予算につきまして、目的別に説明を申し上げます。

予算書の12ページをお開きください。

1款、議会費は、0.8%減の1億7,933万2,000円計上するものであります。

2款、総務費は、3.3%増の47億4,835万8,000円計上するものであります。

3款、民生費は、8.6%減の74億9,904万5,000円計上するものであります。

4款、衛生費は、1.8%減の12億7,864万6,000円計上するものであります。

6款、農林水産業費は、73.6%増の25億6,161万9,000円計上するものであります。

7款、商工費は、16.7%増の22億3,658万3,000円計上するものであります。

8款、土木費は、0.9%増の19億507万3,000円計上するものであります。

9款、消防費は、8.4%減の6億3,532万4,000円計上するものであります。

10款、教育費は、4.9%増の17億5,139万8,000円計上するものであります。

このほか11款、災害復旧費に3,985万5,000円、12款、公債費に26億5,976万7,000円、14款、予備費に2,000万円それぞれ計上するものであります。

それでは、それぞれの予算の内容につきまして、主な事業の説明を申し上げます。

まず、会計年度任用職員制度導入に伴い、各費目の1節、報酬、3節、職員手当等、9節、旅費に会計年度任用職員に係る予算を新たに計上するものであります。

予算書の66ページから67ページにかけて、予算説明資料は10ページでございますが、2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、本庁舎移転に伴い、各施設の整備等を行い、新たなまちづくりの推進を図る費用として、本庁舎移転整備事業に1億572万3,000円計上するものであります。

予算書の68ページ、予算説明資料は33ページでございますが、4目、企画費は、本市への新しいひとの流れをつくるため、本市の魅力を発信しつつ交流や移住体験などを通じて移住希望者を増やし、移住者に対しては、仕事・住まい・子育て・地域活動など移住から定着までのニーズにきめ細かく柔軟に対応するため、ワンストップで支援する相談拠点を設置し、移住・交流の推進を図る移住・交流支援業務委託事業に330万円計上するものであります。

予算書の69ページ、予算説明資料35ページでございますが、国の地域少子化対策重点推進交付金事業により、経済的理由で結婚に踏み出せない若年層に対して、婚姻に伴う新生活の費用を支援することにより、地域における少子化対策の強化及び本市への移住・定住の促進を図る結婚新生活支援事業に940万円計上するものであります。

予算書の76ページから77ページにかけて、予算説明資料は63ページでございますが、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードの取得のために企業等への出張申請やイベント等での申請サポート等を行うことで、市民のマイナンバーカードの取得に係る利便性を高め、取得促進を図るマイナンバーカード推進事業に692万円計上するものであります。

予算書の79ページ、予算説明資料は22ページでございますが、4項、選挙費、3目、執行選挙費は、令和2年7月27日、任期満了に伴う鹿児島県知事選挙の執行経費を2,721万2,000円計上するものであります。

予算書の84ページ、予算説明資料は70ページでございますが、3款、民生費、1項、社会福祉

費、2目、障害福祉総務費は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項並びに業務を円滑に実施するための計画を策定することにより、施策の総合的な推進を図る、障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定事業に273万4,000円計上するものであります。

予算書の89ページ、予算説明資料83ページでございますが、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、保育所・認定こども園で保育・教育を実施し、児童の福祉の増進を図るとともに、0歳から2歳までの課税世帯の児童の保育料の更なる軽減を行う、保育所運営事業に21億6,578万5,000円計上するものであります。

予算書97ページ、予算説明資料95ページでございますが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、母子保健費は、フッ化物洗口を市内全保育園・認定こども園及び小学校で実施することにより、幼児期から学童期のむし歯の低減及び健康な口腔の育成を図るフッ化物洗口実施事業に142万2,000円計上するものであります。

予算書の107ページ、予算説明資料は103ページでございますが、6款、農林水産業、1項、農業費、4目、園芸振興費は、桜島の降灰により、本地区の野菜が被害を受け、収量及び品質低下の原因となっているため、降灰防止対策として被覆施設を導入し、被害の軽減を図り、生産性及び品質の向上に努め、生産農家の経営安定を図る活動火山周辺地域防災営農対策事業に3億3,671万2,000円計上するものであります。

予算書の108ページ、予算説明資料は105ページでございますが、5目、茶業振興費は、契約栽培で市況に影響されにくいドリンク原料や海外から需要の高い抹茶の原料であるてん茶の生産量を増加させ、収益性の向上を図るため、荒茶加工施設を整備する産地パワーアップ事業に9億5,012万9,000円計上するものであります。

予算書の110ページ、予算説明資料は112ページでございますが、6目、畜産業費は、国の畜産クラスター関係の補助事業を活用して、畜産の収益性向上の実現に向けた取り組みを行う畜産クラスター事業に1億2,411万6,000円計上するものであります。

予算書の121ページ、予算説明資料は49ページでございますが、7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、市内商工業者の担い手支援制度として、高齢化及び担い手不足による閉業を食い止めるとともに、市外からの移住定住の促進を図る商工業小規模事業承継者対策事業に420万円計上するものであります。

予算説明資料は50ページでございますが、JR志布志駅周辺を中心としたまちづくりの基盤強化策として、第三セクターである株式会社志布志まちづくり公社の在り方と本来の設立目的でもある地域商工業者の商業集積店舗としての振興について、抜本的な見直しを積極的に推進する志布志まちづくり公社所有地取得事業に3億3,073万2,000円計上するものであります。

予算書の122ページ、予算説明資料53ページでございますが、3目、観光費は、おもてなしの玄関口であるJR志布志駅につきまして、観光振興の拠点施設としての強化を図るとともに、駅舎横の芝生広場を全天候型のイベント空間として整備し、多彩なイベントを開催することで多く

の人が集い、にぎわいあふれる憩いの場となるよう J R 志布志駅舎等整備事業に7,076万8,000円計上するものであります。

予算書の129ページ、予算説明資料は132ページでございますが、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、舗装の損傷度及び優先度評価を把握し、舗装の計画的な修繕を行うため、舗装個別施設計画策定業務に2,000万円計上するものであります。

予算説明資料は135ページでございますが、社会資本整備総合交付金を活用し、市道水ヶ迫線及び飯山通山1号線の道路改良を行う社会資本整備総合交付金事業（I C 関連・防災安全）に2億1,000万円計上するものであります。

予算書の135ページ、予算説明資料は141ページでございますが、6項、住宅費、3目、住宅建設費は、志布志市住生活基本計画に基づき、パブリック・プライベート・パートナーシップ、いわゆるPPPによる官民連携手法で、地域優良賃貸住宅の整備を行う地域優良賃貸住宅整備事業に2億3,256万5,000円計上するものであります。

予算書の137ページ、予算説明資料は20ページでございますが、9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、非常時の確実な出動及び消火体制の整備・充実を図る消防団車両整備事業に6,550万5,000円計上するものであります。

予算書の141ページ、予算説明資料は151ページでございますが、10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費は、新学習指導要領の実施に伴い、小学校の教科書が改訂されることから、教師用の教科書、指導書及びデジタル教科書を導入する教師用教科書・指導書、デジタル教科書購入事業に3,138万8,000円計上するものであります。

予算書の151ページ、予算説明資料は159ページでございますが、5項、社会教育費、4目、生涯学習推進費は、まちづくりに関わる人が一堂に会して、「生涯学習」「創年時代」をキーワードに、基調講演、分科会、シンポジウム、交流会等を通じて参加者相互の交流を図り、これからの地域活性化に役立てる全国創年のまち研究会に207万9,000円計上するものであります。

予算書の152ページから153ページにかけて、予算説明資料は162ページでございますが、6目、文化財保護費は、志布志麓庭園活用計画及び福山氏庭園主屋修復実施設計に基づき、福山氏邸の保存・整備を実施する志布志麓庭園整備事業（歴史のまちづくり事業）に4,151万2,000円計上するものであります。

予算書の156ページから157ページにかけて、予算説明資料は165ページでございますが、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、燃ゆる感動かごしま国体のサッカー競技（成年男子）の実施や、大会の広報、周知、啓発等の活動を行い、大会を通じて広く市民のスポーツ精神の向上を図る第75回国民体育大会かごしま国体事業に1億1,887万3,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（南 利尋君） 創業支援事業補助金と商店街活性化イベント事業についてちょっとお伺いします。

この予算は、志布志市商店街モデル地区というくくりで予算が計上されておりますが、私の一般質問の中で、「事業をする方がいらっしやればこの限りではない」ということの答弁がありました。で、なぜこの範囲でしか毎年予算は計上されないのかということと、「志布志町時代から」という答弁もありました。どういう経緯で14年間以上この地区に対して予算を計上し続けていくのか。市長がよく補助金の見直しとか、そういうゼロベースということをおっしゃっておりますが、この見直しとかそういう今までの実績があつてこの予算計上がされていると思っておりますが、その実績に対してもお示しください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今、質問のありました、商店街活性化イベント事業と創業支援事業補助金については、特に商店街の活性化を目的に開始された事業でございます。創業支援事業補助金については、商店街の空き店舗を活用しまして、創業する方を対象に支援する事業と位置付けております。平成29年度より開始したところでございます。この事業開始に当たり、当初は商店街のモデル地区を設定したところでございます。モデル地区につきましては、もう議員も御承知のとおり、「友恵寿し」さんから「ツルミ毛糸店」さんまでをモデル地区として設定しているところでございます。

創業支援事業につきましては、平成29年より開始いたしまして、5件の創業があり、空き店舗の解消に結びついているところでございます。今後、駅から商店街、麓地区をエリアとした観光拠点づくりを進めようとしているところでもございます。その魅力ある観光地づくり計画が今年度策定されるところでございます。その計画を策定するに当たりまして、関係部署で協議する中で、この創業支援補助金、もしくは、商店街活性化イベント事業をするに当たりましては、そのモデル地区の範囲を拡大する必要があるのではないかという協議に至っておりますので、今回策定される観光地づくり計画書の中で、そのエリアを拡大するという方向で協議もされておりますので、令和2年度に事業を着手するに当たっては、このエリアの見直しも併せて行いながら事業を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） 予算の見直しと実績に対する質疑だと思っておりますが、今後の展開の答弁と思っております。

○市長（下平晴行君） 実績はちょっと後でいいですか。この考え方はですね、今、課長が申したとおり、一応今、モデルで対応しているわけです。それと併せて、歴史のまちづくりで、先ほど説明があつたように、魅力ある観光地づくり計画ということで策定して、3月には出来上がるわけでありましたが、そういう歴史のまちづくり事業の基本的な考え方は、やはり歴まち法というのが、いわゆる観光として活かしていこうという考え方でございますので、今はモデルとしておりますので、どこまでエリアを広げるかですね、そこは、今、先ほど課長が説明したとおりでありますので、これは本当に取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほど商業支援事業の実績については、トータルで5件と申し上げましたが、平成29年度から開始しております。平成29年度に2件、平成30年度に2件、令

和元年度に1件の合計5件の方々が商店街の空き店舗を活用して創業されたところでございます。

○議長（東 宏二君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 4点ほど質疑をしたいと思います。

説明資料の26ページにですね、市民センターの解体工事というのがあるんですけども、その跡地についての何か計画があるのか。

2点目、30ページに市報しぶしの作成事業というのがありますが、これは住民の方からちょっと声が届いたので、ちょっとお尋ねするわけですけども、市報しぶしの2月号にですね、5月号からパンチ穴を開けないということで書いてあったけども、「ちょっと困るんですよ」というような声があったもんですから、これについて、2月号によりますと「パンチ穴開けをなくすことで、写真の人物や風景に穴が開くことはなくなります。また、印刷費も抑えられます」と、こう書いてあるんですね。印刷費はどれだけ安くなるのか。

それと31ページ、地域おこし協力隊、これの財源がふるさと納税のふるさと志基金となっていますけれども、これは国から支出金があるのではないかとということでお尋ねいたします。

それと61ページ、港湾改修事業負担金、これで負担金の金額が書いてあるわけですけども、全体の事業費は幾らなのか。

それと、この中に津波避難高台と書いてあるわけですけども、これの内容について詳しく御説明をお願いいたします。

○財務課長（折田孝幸君） まず、1番目の市民センターの跡地利用についてのお尋ねであります。まず、今年におきましては、正確な設計を、設計業務委託をお願いしているところですが、設計費用を計上しまして、細部まで正確に算出したほうが、撤去工事も安価に済むのではないかとということで、併せて、アスベスト、ダイオキシンの調査も実施するというところで計上しております。その中で、その結果を受けまして撤去を行っていくわけなんですけども、その後において、当然、各課において跡地の利活用があるとするならば、そういった内部の調整会議の中でそういった問い掛けはやっていきたいというふうに考えています。現時点では、跡地利用を何にするという方向性は決まっておられません。

それと、予算説明資料31ページの地域おこし協力隊事業のその他の財源でございまして、理論上、特別交付税で措置されるということになっております。しかしながら、ほかの事業もですけども、普通交付税、特別交付税につきましては、一般財源化するという形で活用をしておりますので、財政としましては、当然基金等がある場合には、そこに活用させていくという方向性で予算計上しておりますので、こういった形で表現しているところでございます。

○企画政策課長（横山弘昭君） 市報しぶしのことについてお答えいたします。

市報しぶしにつきましては、たくさんの市民の方の意見を聞きながら作成をしているところでございます。現在、パンチ、穴をですね、開けているところですけども、これをなくそうと今考えているところでございます。理由につきましては、先ほどありましたように、写真等が広く

使われるわけですが、その際に、穴が開いた場合にですね、例えば、人物とかに影響がないかということも年間を通じて心配される部分もあるということですね、今、県内の市報が大体パンチ穴をなくす傾向等もあることから、そのような形で今考えているところでございます。そのために、現在、3か月間ぐらいは市民の方の御意見も聞きたいということで、市報の方ですね、御紹介をしているところでございます。また、たくさんの意見を聞きながらしっかりと整理していきたいと思っております。

先ほどありました、印刷費については、年間11万円ぐらいのですね、節約の効果があるということでございます。

以上です。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 港湾改修事業負担金の全体事業費については、令和2年度は17億2,000万円の事業費として見込まれているところでございます。

それから、津波避難対策については、現在、さんふらわあ乗り場近くの緑地を活用いたしまして、盛土の避難高台を計画されていると聞いておりますので、詳細についてはまだお示しがないところでございます。県の事業でございます。

○17番（岩根賢二君） 市民センターについては、まだ未定であるということで、まあ理解はいたしました。

この地域おこし協力隊の財源については、予算の計上の仕方としてはそれは間違いではないということですかね。その点、お聞きしますね。

それと、市報しぶしについては、11万円の削減ということですが、これ昨年度の予算書を見ますと、昨年度よりも上がっているんですよ。印刷費が上がっている。だから、それは理由にはならない。そして、私が細かいことと言うのは、穴を開けて欲しいという方はですね、この市報しぶしを大事に保管しておきたいという方が穴を開けてちゃんと綴じておられるんです。ですから、そういう方々の意見というのがありますので、これが5月からというふうに書いてありますのでね、今回の議会でないと言う機会がないなと思って、今申し上げているわけです。再検討をお願いしたいと思います。

それと、この港湾改修のことですが、もちろん県の事業ということは理解していますけれども、内容については、やはり津波対策ということですので、志布志市はそれにちゃんと取り組む必要があると思いますので、どこかの場面で意見を述べる場面があればそれがちゃんと人命を救うような施設になるのか、そこら辺の確認はぜひお願いしたいと思います。

以上、お願いします。

○危機管理監（河野穂積君） 津波避難施設のことでございますので、港湾商工課の所管でありますけれども、私のほうから答弁させていただきます。

この件の事業につきましては、昨年、本市で作成をしまして、津波避難対策緊急事業計画に載せております。若浜地区と新若浜地区ということで事業計画書には載せてございます。その中で県とも高台・盛土ということでいろんな打ち合わせをしながら掲載しているところでございます。

ので、今後の実施につきましても、また詳細に協議をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○**港湾商工課長（柴 昭一郎君）** 港湾の振興につきましては、国・県と定期的に勉強会を開催しておりますので、この中でも、今議員から意見のあったことについては、申し送りをしておきたいというふうに考えております。

○**市長（下平晴行君）** 市報しぶし作成事業についてでございます。先ほど課長が説明しましたように、写真等の顔が見えなくなるとか、議員がおっしゃったように、やはり保存していくという、そういうものもありますので、3か月間という期間をもってですね、いろんな意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○**財務課長（折田孝幸君）** 先ほどの地域おこし協力隊事業へのふるさと志基金の充当でございますが、予算決算上、間違いのない取り扱いとしております。

○**議長（東 宏二君）** ほかに質疑ありませんか。

○**15番（小野広嗣君）** 2、3点質疑をさせていただきます。

新規事業に係る質疑でありますけれども、市長の施政方針にもありましたように、今回、この移住定住支援業務委託事業ということで、いわゆるこの移住から定着までのニーズにきめ細かく柔軟に対応するため、ワンストップで取り組んでいくんだということで、仮称ですけれども、しぶし移住・交流サポートセンター、これを開設運営していくということで予算が上がっています。この件に関して言えば、これを商店街の中に設置をすると、空き店舗を利用して設置をするというふうになっていますが、そういった場合、その空き店舗のリフォーム等はどうなっているのか。それが伴うのか。そして人的体制ですね、どういう体制でこれを運営していくのか。そして、企画政策課の所管になってますので、連携は企画政策課ととれるんでしょうけれども、本市の各課との様々な連携というのはどうされていくのか、お聞きをしたいと思います。

あとですね、新規で結婚支援生活支援事業、これ中身はもうよくわかるんですが、これが出てまして、そして、もう一つ、次ページですけど、U・Iターンの支援事業ということで、これも新規で出ております。そして、これ企画政策課が所管という形になっているんですが、先ほどあったこのサポートセンターがこういったことにも対応していくのか。また、企画政策課が別途対応していくのか、そういったことも含めてお示しをください。

○**企画政策課長（横山弘昭君）** まず、説明資料33ページの移住・交流支援業務委託事業についてお答えいたします。

この事業は、マニフェストによる新規事業でございます。移住・交流をワンストップで支援する窓口をつくるということで、仮称、しぶし移住・交流サポートセンターというふうに位置付けているところでございます。

予算の中身等の質問もあったところでございますけれども、予算については330万円を計上して

おりますが、積算としましては、このサポートセンターの開設、その初期費用、それから事務所の家賃、通信費、電気、ガス、水道、それから対応する1名分の人件費、東京圏等でセミナー等も行っておりまして、そういった関係の経費、そして新たなホームページもですね、ここで立ち上げていきたいと思っております。ホームページの構築、啓発用のチラシ等を考えているところでございます。

場所についてはですね、志布志地域の商店街の空き店舗を予定しているところでございます。

利用分につきましても、開所の初期費用ということであればですね、対象と考えているところでございます。

それから、各課との連携につきましましては、もちろん全庁的な取り組みということで、商店街の活性化窓口である港湾商工課、それから農業振興、いろんな窓口との連携を図りながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、新規事業が2件あるところでございますけれども、資料の35ページで結婚新生活支援事業、それから、その次のページでU・Iターン者支援事業という2つの事業を今回上げさせてもらっているところでございますけど、これにつきましては、令和元年度までは移住定住促進事業補助金というのがあったところでございます。これまでこの事業を推進していたわけですが、この移住・定住事業を見直したところでございます。この事業については、市外からの移住と市内の定住と、この2本立てになっていたわけですが、この市外からの移住につきましては、U・Iターン者の支援事業というふうに整理をして、これからは市外からの移住を促進していきたいということでU・Iターン者の支援事業でございます。

それから、結婚新生活支援事業につきましては、結婚に伴う新生活のための住宅の購入や賃借料というようなことでございまして、これまでの定住の部分ですね、子育て支援、それから結婚支援という形で国の補助事業を今回展開していきたいということで考えているところでございます。

連携につきましては、もちろん移住・定住センターとも連携をしておりますけど、今、後段の2つの事業につきましては、企画政策課の方が所管して事業を進めていくということでございます。

○15番（小野広嗣君） 商店街の空き店舗を活用ということで、330万円の内訳に関しては簡単に今お示しをいただいたわけですが、今後、これを実施するにあたって、貸店舗で家賃も発生はするわけですが、当然、大家さんの御理解を得てリフォーム等もしていく方向であるとするならば、その予算の関係はここには計上されていないという理解でいいんですかね。入ってませんよね。リフォームの関係は。

それと、そういうことであれば、予算が通過した後に今後進めていくわけですが、そのタイムスケジュール的なものもお示しをいただければと。開設に至るまでですね。

それと、あと今の2つの新規事業の関係ですが、移住定住促進補助金という形で取り組んできたものを見直しながら、いわゆる県外的な取り組みと、あとこれに関しては、この結婚も

県内外ですよ。県内外というか、市内外ですよ。市内だけなんですか。そこも含めてちょっとお示してください。

○企画政策課長（横山弘昭君） まず、先ほどの移住交流センターのことですけれども、空き店舗といいますか、空きスペースというか、その部屋の一部をですね、使って活用ということでは、この予算の中では、当初開設のための空調とか看板とか、簡易なものについてはですね、想定をしているところではございますけど、大規模な改修まではですね、現在のこの予算では想定はしていないところでございます。空きスペースを活用した形での一部の整備ということについては含まれているところでございます。

それから、この開始の時期でございますけれども、4月から公募形式でですね、募集をかけていきまして、6月には開所できるように準備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

結婚新生活支援事業につきましては、志布志市に居住される方ということになりますから、もちろん市外からもOKということではございます。

○15番（小野広嗣君） そういう形で捉えていただきたい。なぜそういう質疑をするかと言いますと、いわゆるこういった定住、そして定着といいますかね、移住定住、そして定着をさせていくという思いでこういった施策を打たれるわけですが、すごく複雑になると、情報を発信するときに分かりづらいんですよ。ですから、どこが窓口になるのかって聞いたのはそういう意味なんですけれども、この結婚にしても、新しいIターン、Uターンの事業に関しても、すごく情報を発信するときにわかりやすい広報の在り方を進めていかないと、せっかくの政策が伝わらないことになってしまいますので、そこには十分配慮しながらですね、やっていかないと、せっかく新しく新規事業で作り上げる政策がなかなかうまく機能しないということであればもったいないですので、そこは十分配慮して進めていってほしいと思います。

○企画政策課長（横山弘昭君） 新しい事業に取り組んでまいります。情報発信の所管も私たち、企画政策課にありますので、しっかりとホームページ等でも広報啓発を図っていきたくと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（尖 信一君） おはようございます。尖です。今回、予算特別委員会審議のメンバーに輪番制で入っていないもんですから、予算について聞けるのはこの場面くらいしかないかなと思って、ちょっと市長の思いを聞かせていただきたいなと思います。

歳入歳出が8億9,500万円増ということで、新規事業も拝見しましたら46事業が新規事業で上がっております。市長の任期があと2年ということでですね、市長はどういう思いでこの予算案を作られたのか。あと2年間でどのようなところに集中して事業を進めていかれるのか。ちょっとその思いだけ聞かせていただけますか。細かいことは聞きません。

○市長（下平晴行君） 昨年度より3.6%増ということで255億1,500万円と計上したところでありますが、御承知のとおり、1丁目1番地で本庁舎移転の問題をお願いして、令和3年1月1日

には本庁舎が移転していく。そういう流れの中で、港、道路が着々と整備されているという状況でございます。そういう中で、やはり港の活用をどうしていくかと、これは港の魅力というのが4つありまして、いわゆる世界とつなぐ、それから、背後地の産業を支える、それから、国内の輸送網を広げる、4点目に、いわゆる企業進出に 대응するというこれらの魅力をどう活かしていくかということも含めてですね。そして、やはり4割自治、3割自治と言われているとおり、本市の自主財源でございますが、4割にちょっと足りないような状況でございます。全国的に人口減、そして、インフラの老朽化、そして財政難、そして災害等々が頻発する中で、市民の生命、財産をどう守っていくかということも含めてであります。やはり財政的には「入るを量りて出づるを制す」ということで、整理、統合、廃止という施設の管理の仕方等についても抜本的に取り組んできていかなきゃいけないというような考え方の中で、しかし、投資するところはしっかり投資していかなければ人口減、いわゆる少子高齢化の中でどこの自治体も生き残るためには、いろんな施策をしていくわけでありまして、志布志市にとっては、先ほど言いましたように、港と道路が同時に整備をされていくという大変有り難い先人たちの努力によるものであるわけでありまして、それをどう活かして、次の世代に引き継いでいくかということも含めて、そして、基幹産業である農林水産業、商工観光、これをどう振興させていくのか。こういうことも含めて、予算的にはそういうそれぞれの小さいことは言えませんが、志布志市に住んでいただくためにはどうするかということで、先ほどありましたように、移住交流サポートセンター、これは公約の中にも私は入れております。そういう中で、市民が安心して暮らせる、あるいは、移住・定住していただく。そのためには、関係人口等々も取り組みをしているわけでありまして、ふるさと納税による寄附もいただいている方々にも感謝しながら、そのお金の活用をですね、議員の皆さんと一緒にやって取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、具体的には、市民の生命、財産を守っていくというのが基本的なことでございますので、そこを中心とした基本的な考え方で取り組みをしていきたいということでの予算配分としていただいております。

よろしく願いいたします。

○3番（尖 信一君） 施政方針の中でもですね、めりはりのある予算、それから政策というふうなうたっておられました。今のお話を聞くと、やはり満遍ない予算編成かなというふうに感じた次第であります。

あと残りの任期をですね、市長がどのような政策で自己主張なさって、それを市政に反映して、地域住民に還元していくかということが非常に大事な時期になってきていると思いますね。そういう意味では、ぜひともですね、めりはりのある予算編成、事業展開をしていただきたいなというふうに思います。細かいことはまた今後一般質問でやっていきたいと思います。

終わります。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（鶴迫京子君） 先ほどの小野議員と関連する質問になりますが、結婚新生活支援事業とU・Iターン者支援事業のことですが、まず、分からないのでお聞きしますが、ここに事業の目

的で書いてありますが、国の少子化対策重点推進交付金事業ということで、結婚に踏み出せない若年層に対してとありますが、国の考えている若年層というのは対象者としてしっかり限定されているのかどうか。また、それを捉えて、本市はその対象者を当初予算説明資料に書いてないんですね。一応、大まかに文面では書いてありますが、そのU・Iターン者支援事業の方は対象の年齢が65歳未満ということで、しっかり限定されているんですが、そのことが一つ。

それと、この両方の支援事業が重複するというようなことがあると思うんですが、その場合は、もちろんどちらか一つの事業の支援しか受けられないと思いますが、そこの兼ね合いを教えてくださいたいと思います。

○企画政策課長（横山弘昭君） これまで行っておりました移住定住促進事業について、今回見直しを行ったところでございます。2つの事業に分けて、外からの移住についてはU・Iターン者支援事業、それから、定住については子育てを中心とした考え方で結婚新生活支援事業ということで分けたところでございます。この事業を導入するに当たりまして、ちょうど国の補助事業が新たにできているということでございましたので、この国の事業を活用するところでございます。

国の事業の対象者につきましては、志布志市内に居住して、年齢につきましては、目的がですね、経済的理由により結婚に踏み出せない若年層ということでございまして、夫婦ともに婚姻日において年齢が34歳以下でかつ夫婦の合計所得が340万円未満ということで、そして、令和2年度に婚姻届けを出したものという形になるところでございます。こうした国の補助事業をですね、私どもも活用しながら進めていこうと思っているところでございます。

それから、補助事業がいくつかあるわけでございますけど、これについては重複することにはならないということで、有利な事業の方をですね、優先して採択していこうというふうに考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

○19番（小園義行君） 先ほど尖議員の方からも出てましたが、今回、市長に就任されて3年目に入りました。その中で、公約との関係で今回のこの新年度の当初予算ですね、そこにどう反映されたのかと。もちろん庁舎の関係とかですよ、そういったものは新規事業としてよく分かります。学校給食の無償化そういったもの等々も市長の公約の中にしっかりこううたわれてきているわけですね。施政方針では考えは述べられてましたけど、この当初予算との関係で2年前の選挙のときの公約を4年間でどう実現していくのかと、そのことについてのこの決意の表れというのが少し感じられないんじゃないのってみたいなのちょっとありまして、先ほど尖議員への答弁にも少しありましたけど、そういう自ら掲げた公約ですね、それを実現していくんだと、4年間で。そこに対して市長の考え方を少しお示しをいただきたいと思います。今回の提案との兼ね合いですよ。

2つ目にですね、港湾改修負担金の関係ですけど、61ページ、さっきもちょっと岩根議員の方からも出てましたが、これですね、本田市長のとき、ちょうど2年前ですかね、選挙の前ですよ、

三反園知事と語る会というのがあったんですね。そのときに、少し質疑をさせてもらいました。質疑というか、質問ですね、お願いといいますか、三反園知事にですよ、この地方自治体にとって県の条例があるからそれは徴収しても構わないんだというそういう姿勢ではなくて、地方自治体というのは大変苦勞している。その中で、この港湾改修負担金のいわゆる県の条例の見直し、そういったものを考えていただけませんかということで、私が質問をして三反園知事は、「持ち帰って検討したい」というふうにその意見交換会の中で答弁をされました。そこに対して、志布志市として当然継続ですのでね、県にこの港湾改修負担金について、この2年間どういう努力をされて今回のこの提案なのかというのが2つ目です。

3つ目に、63ページにマイナンバーカードの推進事業というふうにあります。この中身をですね、少し企業等への出張申請とかいろんなことが書いてありますが、あくまでもこのマイナンバーカードというのは、個人の申請主義に基づいてやられるわけで、この中身について、具体的に教えてください。

そして70ページです。

ここに障がい者計画等を策定するというので、これ委託料になってますね。過去にこういった計画がされたときに、あくまでもどこかの機関に委託するって、委託されるからこの障害者推進協議会、そこにされるのかどうかよくわかりませんが、ここも中身を少し教えてください。どういった形で委託をしていくのかとかいうことです。

そして、95ページです。今回は予算特別委員会に入れたいという状況があつて質疑をしていますので、御理解をいただきたいと思います。

95ページですね、ここにフッ化物洗口実施事業ということで、今回、認定こども園をはじめとして小学校にも広げていきますよということですが、これ昨年の12月議会にも陳情が出たんですね。それで議会の意志としては、その陳情は考えてくださいと、学校現場におけるそれについては考えてくださいと陳情がきたわけですが、継続審査になって、審議未了、廃案ということで、今議会にもまた新たにその陳情が出てます。あくまでもその議会がその陳情を審議して、結論が出ない中で、仮に、この予算が通ったとしてですよ、どういう形で実施をされていこうというふうに考えておられるのか、その点についてお願いをします。

そして、5番目にPPP、地域優良住宅ですね、これについて昨年の3月です、補正の第5号で債務負担行為を起こしました。それについて、今度、上限いっぱい提案されている。その債務負担行為を議決するとき、志布志市の民間におけるいわゆる住宅の充足率、それはどうですかという、県営住宅と市営住宅、公営についてはこうですけど、民間については、調査をしていないということでしたが、そこをそのとき、そういうことも含めて認めたわけですけど、この間ですね、志布志市におけるそういう住宅の充足率ですよ、これについてはどういった民間の関係等の調査をされて、それでもやっぱりこれはやるよというふうに提案になったのか。その調査されたのかどうか、そこについてお願いします。

最後です。145ページに小規模校の通学補助が出てますね。これ条例がないものですから、規

則で特認校とするということで3つの学校になっています。条例がありませんのでね、この特認校に対して考え方といいますか、当局は規則でそれぞれの学校がやるから規則をつくってそうですよということです。ここについてのその学校との関係、地域との関係、基本的な考え方を当局として特認校についての考え方だけ少し教えてみてください。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたように、私、5つの公約を出しているわけですが、海外市場も視野に入れたその基幹産業、商工観光の振興を図りますということで、先ほどの説明にありましたとおり、農業については、産地パワーアップ事業、それから、畜産クラスター事業等々でございます。商工については、駅舎周辺のいわゆる観光関係、商工関係を充実させようということでの、いわゆる予算を計上したところでございます。

先ほどありました、給食費の関係でございますが、これについては、国が3歳から5歳の保育料については無償化をしていく。先ほど言いましたように、課税世帯の0歳から2歳については、やはり市でしっかりしていこうという考え、これは子育て支援ということで公約に入れておりますので、その一環として取り組みをしていきたいというふうに考えております。

給食費については、給食費の無償化と公約で言っておりますが、令和2年度にもうちちょっと中身を具体的に、どういう形、どういう助成でその無償化を年次ごとにやったほうがいいのか。今、3人目からの無償化をしているわけでありまして。今、2人目、1人目が何人いるのか、そこら辺の実態も調べながらですね、基本的には公約ですので、これは実現してまいりたいというふうには考えておりますが、いわゆる、助成の仕方をどういう形でやっていくのかですね、そこは十分、今、令和2年度中に協議をして対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、本庁舎については、新しいまちづくりということで、経済の拠点が必要ということで志布志支所に移転するというところでございます。そして、先ほど移住定住、移住・交流サポートセンター、これも公約にしっかりと入れております。これは移住した人の住まい、子育て、それから仕事ですね。それから地域に入ってからフォロー、そういう諸々の相談、ワンストップでできないかということでの考え方でございます。

それと併せて退職金のことも、これは議員の質問のとおり、それもしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

そういうことで、全体的にはどこに入れ込んでいるのかというようなことでありますが、先ほども言いましたように、志布志市の将来というのは本当に明るいとは思っておりますが、ただ人口減少、そしてインフラの老朽化等、大変な状況であるということで、施設については総合管理計画と、個別施設の計画等々をしっかりと整備、統合、廃止というような形で、そのことも取り組みをしていかなければならないような状況でございますので、そういうことも含めて対応していきたいというふうに思っております。

あとは、行政経営指針というのを4つ挙げて取り組みをしているわけですが、やはり職員の皆さんと一緒に顧客満足度志向と申しますか、そういう4つの指針の中の一つであります。これは私はもう一番大事なことで、このやはり市民の皆さんが役所に来て、「ありがと

う」と言って帰ってもらえるような、やはりそういう市役所でなくてはならないというふうに思っておりますので、そのためには、やはりしっかりと自己申告書の確認もさせていただいて、そして、やはり仕事は一定の時間で慣れるというふうに思っておりますが、やっぱり人と人の関係、これは大変な、大変と申しますか、学校で言うと登校拒否にならないような、職場では職場拒否にならないように、自己申告書の中に個人的なこともしっかりと書いてもらって、そして、やっぱりトップとしての対応をしっかりとしていくということでの考え方で取り組みをしているところです。そのためには、報・連・相シート等も出していただき、そして、市長室にいつでも出入りしやすい環境づくりをして、仕事のしやすい市役所として対応していきたいという考え方でございます。

基本的には、市民の生命、財産を守る、これは義務でございますので、そのために私どもがどういう考え方で市民と接していけばいいのかということが基本であろうというふうに思いますので、しっかりその辺を踏まえた中で、予算配分も大事ですが、そういう関わりをしっかりと持って行くということを基本に運用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 港湾改修事業負担金につきましては、志布志港関連事業、特に、国・県、施工分に係る負担金の支払いをしているところでございます。国におきましては、未開発補正ということで、地方負担の軽減を図っていただいているところでございます。県施工の港湾関係事業につきましては、都度協議を行って、その負担率を決定させていただいているところでございます。事務局レベルでは、負担軽減のお願いをしているところですが、今回、今年度、令和元年4月から市長が県港湾協会会長の拝命を受けておりますので、港を抱える自治体の悩みは、財源不足の中で負担軽減というのが大きな課題にもなっているようでございますので、その代表である市長が県港湾協会の会長ということで、今後、負担率の軽減に向けてのお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○市民環境課長（留中政文君） マイナンバーについてのことでございます。国は、令和元年6月4日にデジタルガバメントを閣僚会議にかけまして、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針を決定したところでございます。自治体におきましては、令和元年10月に、交付円滑化計画を策定するように求められまして、それによって、普及促進を進めなさいというような方針が出されておりました、今、国の方では令和3年3月にマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始するというようなことは出されております。また、令和4年度中にほとんどの国民がマイナンバーカードを取得するというようなことの想定の中で進められているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、あくまでもこれは本人の申請というか、義務ではございませんので、そこは任意ではございますが、こちらのほうとしては、市民の利便性を高めると。いろんな機会を通じてマイナンバーの申請、又は取得ができるというような体制を整える必要があるということで、今回、予算を計上させていただいているところです。具体的には、予算説明資料の職員の手当等につきまして、平日とか休日の職員の時間外手当を計上しております。消耗品につきまし

では、出張申請を予定しているんですけども、それに伴う消耗品の予算を計上しております。通信運搬費につきましては、出張したときに、そこでも実際申請がすぐできるように、タブレットを持っていきまして、そこで「ポケットWi-Fi」によって、そこですぐオンライン申請ができるように、そういったWi-Fiの使用料です。それと本人限定郵便、申請用の交付時来庁方式、申請時来庁方式というのがありますけど、実際、申請のときにも本人確認をいたしまして、本人は本人限定郵便、書留というようなことで、本人がそれで受け取れるというふうなところで、本人がまた市役所の方に出向かなくていいように申請時来庁方式をするための限定郵便の郵便料でございます。備品につきましては、実際、出張申請に行くときに、その会場等がちょっと照明、明かりが不足しているというところも想定されるということで、LEDのライトキットを出張申請用で2台購入したいというふうに考えております。

あと、使用料及び賃借料につきましては、マイナンバー申請するときの窓口の統合端末を2台準備したいというふうに思っております。

スケジュールにつきましては、新年度になりまして4、5月に、まず自治会の方の出張申請を考えておりまして、まず、自治会の洗い出しと、自治会の方に通知等をいたしまして、希望のあるところ、またそれを調整しまして、なかなか市役所まで出て来れないという方につきましては、公民館等で出張申請を受け付けたいというふうに思っております。そのあと、企業の出張申請もまた順次出向いて受け付けたいというふうに思っております。この申請につきましては、現在のところ、志布志支所の市民税務課の方に、そういう専用の事務を行う窓口を置きまして、全庁的というか、一括してですね、そちらの方で進めていきたいというふうに考えております。

○福祉課長（北野 保君） 障がい者計画についてでございますけれども、今回は第4期の障がい者計画、これは6年間の計画になります。第6期の障がい福祉計画、これにつきましては3年間の計画になります。第2期の障がい児福祉計画、これも3年間の計画になりますが、これらの計画を一緒にまとめて策定しようというものでございます。今回の計画では、障害者手帳所持者から抽出した600人を対象にアンケート調査を実施いたしまして、取りまとめた後にニーズ等を把握いたしまして、今後の計画を障害者施策推進協議会に諮りながら策定していこうというものでございます。協議会については、資料にありますように、4回開催する予定でございます。このように、アンケートのとりまとめ、そして、内容の調整、計画案の策定が可能な実績のあるコンサルタント業者を入札により選定するという事としております。

以上です。

○保健課長（西山裕行君） フッ化物洗口実施事業についての御質問でございますけれども、このフッ化物洗口につきましては、本年度から市内の保育園、認定こども園、実際6園の方で自主的に実施をしていただいている分と、本年度7園の方で取り組んでいただいているというような状況でございます。このことにつきまして、市長の施政方針にもありましたように、幼児期から学童期におけるむし歯の低減及び健康な歯、口腔の育成を図るために、市内の保育園、それから認定こども園等で取り組むとともに、市内の小中学校でも取り組むことでむし歯のない子供たちを

育み、80歳で噛める自分の歯を20本以上保持する8020の達成に向けたライフステージごとの歯科保健対策を推進していくというふうにされておりますので、保健課としましては、令和2年度については、フッ化物洗口に係る消耗品、フッ化物の薬剤、それからリスペンサーとか、CD、そういうものについて保健課予算で購入をして学校の方に提供して、事業としては進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○建設課長（假屋眞治君） 地域優良賃貸住宅整備事業についてお答えします。

これにつきましては、令和元年12月議会の債務負担の行為の中で引き継ぎもいただきまして、了解いただきまして、今、それに向けましてホームページ上を通しまして参加者を募っているような状況でございます。先ほどお尋ねの充足率ということ、民間の住宅が空いているんじゃないかということでございますけれども、当然、公営住宅等につきましては、私どもも把握できますし、県営住宅についても問い合わせすることでできますが、県営が空いているような状況はあるところでございます。民間の状況はどうやって調べたらいいかなということでも検討をしまして、今の時点ではですね、ホームページ、ネット上で各不動産会社が出しておりますので、それで3LDKの場合の家賃が5万円から6万円だったら、今11件募集かけてますよとか、そういう情報は今調べている状況でございます。それと、あとは私どもが今基本的に3LDKということで提案しておりますが、民間の方も2DKタイプが多かったりとか、そこ辺の状況も調べていかないといけないなと思っているところでございます。

あとは、参加表明をしまして、当然、SPCですので、地元の不動産屋さん、建設会社も入ってもらって、良い意見を出してもらって、できればそういう中で、情報も共有しながらですね、この事業がいいものになっていけばいいなというふうに思っております。今後、参加表明があったらその方々を審査して、実際に今度は提案書を3月16日から3月27日にかけて出してもらおうと思っておりますので、その中で、意見を含めながら審査の中で進めながらやっていきたいというふうに思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 特認校制度のことについての質問がございました。145ページになりますけれども、これを見ていただきますと、御存じのように、田之浦小学校が平成24年から、それから森山と潤ヶ野小学校が平成28年から特認校制度始まっておりますが、地域の方々の要望を受けて、私ども特認校制度ということで教育委員会が主体的に進めているわけですが、今、そこにありますように、ジャンボタクシーが4台、そして普通タクシーが2台という状況で、2社の会社をお願いしていますが、会社の方はもうこれ以上はバスの手配、タクシーの手配ができないというようなこと等がありまして、今、一番の大きな課題は、特認校に応募しているたくさんの子供たちへの対応をどうしていくのかということで、この前も説明会をしたところでした。そういう中でそれぞれの学校がこの特認校制度を活用することによって、以前よりも児童数が増えている状況がございます。児童数が増えるということは、すなわち学校にとっても、あるいは地域にとっても非常に有り難いことであるという声はたくさんいただいておりますが、課題として、この限られたタクシーの中で乗りきれない子供たちが出てきたときにどうするのかというのが一

つの大きな課題としてございます。ただ、私としては、学校としてやること、それから教育委員会としてやること、その2つの目的がありますので、学校としては、やっぱりそれぞれの学校がそれぞれの学校の良さをきちんと発揮して、それを市民、あるいは多くの子供たち、保護者の方々にアピールするというのと、それじゃあその小規模3校については、教育委員会としてどんなことができるのかということについては、このような形でバス、あるいはタクシーを出して、今のところ子供たちをそれぞれの希望する学校に行ってもらおうというような状況をつくっているところでございます。今後もまたいろんな課題が出てくると思いますけれども、できるだけ保護者、子供たち、そして地域の方々のニーズに応じていくという立場に立っているわけですが、課題もいろいろありますので、今後また市長部局の方とも十分協議しながら、より良いこの特認校制度の在り方について検討していきたいと考えております。

○市長（下平晴行君） 内容については、今、教育長の方で答弁があったとおりでございますが、私もその会に参加をさせていただきました。やはり今おっしゃったように、課題としてはもうタクシーが目一杯、精一杯だというようなことでございます。それと、自主的に転校している生徒については自費で対応していくということであります。私は、やはりそういうことを考えると、やはり生徒数の数をしっかり線引きをした方がいいんじゃないかなという気もしております。例えば、安楽、志布志、香月小学校から転校してもらっているわけですが、その中で、今度はクラスの生徒が逆に少なくなっていく可能性も実際あるわけですが、そこ辺も含めて、先ほど教育長がおっしゃったように、その課題をどういう形で解決するのかということでございます。これはもちろん小規模解消ということでの対応がこの特認校制度の始まりだということですが、これをこのままずっとこういう形できて、いざ、こうなったときに今度は特認校をなぜ認めないかというようなことになってくるわけでありまして、やはり問題が出る前に、これはいろんな事業についてもそうなんですが、やはりしっかりと先のことを見据えた対策と申しますか、対応をしていかなきゃいけないなというふうにもその会の中でも感じたところであります。ただ転校していただいている生徒の皆さん方には、父兄も含めて大変感謝をしているところであります。ただ、この課題に対しての対応がどこまでできるのか。そして、この特認校という制度をまたずっと維持していくためにはどういうことを皆さんと議論していかなきゃいけないのか。父兄の皆さんも含めてですね、そこはこの前の会の中でも十分感じたところであります。

一つ申し上げたのは、「ぜひ、この地域に住んでいただければ大変有り難い」という話をしたところであります。そういう定住していただくような施策も考えていかなきゃいけないのかなというふうには感じたところでございます。

○19番（小園義行君） 理解をしたところです。あと1点ですね、この障がい者計画、この第二次のこれ、実際ですね、コンサルタントに優秀なといった表現がありましたけど、最初の障がい者計画、これ独自で市役所の方で策定をきちんと努力して係長をはじめとして担当の人たちで頑張ったと思うんですね。これまでもこのコンサルタントにお願いすると、志布志市、何々市、何々町、それぞれですね、過去にも旧曾於郡8か町のそういった計画を8か町分揃えてやっ

たことがあります。町の名前が違うだけでほとんど同じものがどんと出てくるんですね。そういうものというのは、本来、志布志市は志布志市独自で首長のもと、そして議会もそうですけど、そういう形で作り上げられて、志布志市としてのものが出てくると。当然、それぞれの自治体で違うわけで、そこについては、この大変困難であると思うんですけど、コンサルタントにお願いするというね、そういうことだけで、最終的にはそこが作るということじゃなくて、この推進協議会とこういう形であるのであれば、その中で行政当局一体になってですよ、志布志市の障がい者の皆さんに対し、障がいを抱えている人たちに対する計画、それで事業、いろんなものがどうあるべきかという形でまとめた方がいいのかなという気はしますが、とりあえずコンサルタントにお願いするということでしたので、そこについてはですね、やはりそれぞれのこの推進協議会、いろんな集約をして、とりまとめをしていくという、せっかくそこがあるわけですから、志布志市ですよ、そういったものが必要なというふうには思います。でも今は質疑ですので、お聞きしたことで理解はしましたので、分かりました。答弁は要りません。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第24号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、南利尋君、市ヶ谷孝君、野村広志君、小辻一海君、平野栄作君、西江園明君、丸山一君、玉垣大二郎君、長岡耕二君、以上9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定の基づき、議長において予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午前11時38分 休憩

午前11時53分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に玉垣大二郎君、副委員長に小辻一海君。

以上であります。

昼食のため、暫時休憩します。午後は1時5分から開会いたします。



午前11時54分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開します。

持留議員、早退です。



日程第6 議案第25号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第25号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市の国民健康保険特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,998万円と定めるものであります。

前年度と比較しますと3億4,278万9,000円、8.2%の増となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明申し上げます。

予算書の180ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の国民健康保険税を6億8,609万円計上するものであります。

183ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を33億1,565万1,000円計上するものであります。

186ページをお開きください。

歳入の繰入金金は、一般会計繰入金を3億2,177万円計上するものであります。

197ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、療養諸費を27億5,385万円、198ページの高額療養費を4億3,462万円、200ページの出産育児諸費を1,764万9,000円それぞれ計上するものであります。

なお、審査支払手数料、出産育児一時金及び葬祭費を除く保険給付費の総額は、歳入の県支出金の保険給費等交付金の普通交付金と同額になるものでございます。

202ページをお開きください。

県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分を8億5,712万6,000円、203ページの後期高齢者支援金等分を2億3,335万4,000円、204ページの介護納付金分を7,610万円それぞれ計上するものであります。

206ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を3,931万3,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となります議案第25号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第7 議案第26号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第26号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市の後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億9,132万2,000円とするものであります。

前年度と比較しますと656万6,000円、1.7%の増となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の219ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1億4,000万円、普通徴収保険料を7,020万円それぞれ計上するものであります。

221ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を1億6,968万4,000円、事務費繰入金を357万円それぞれ計上するものであります。

230ページをお開きください。

歳出の広域連合給付納付金は、共同事業負担金を3億7,998万4,000円計上するものであります。

231ページをお開きください。

歳出の保健事業費の健康保持増進事業費は、健康診査費を678万6,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第27号 令和2年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第27号、令和2年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、令和2年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市の介護保険特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億6,857万5,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと、4,728万5,000円、1.2%の減となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の244ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を6億7,300万円計上するものであります。

246ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、保険給付に対する国の負担金を6億5,262万6,000円、247ページの調整交付金、事業費補助金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金を3億8,165万3,000円計上するものであります。

248ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億5,291万3,000円計上するものであります。

251ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の繰り入れを5億4,360万5,000円計上するものであります。

257ページから258ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、要介護1から5までの認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費を34億1,810万円、259ページから260ページでは、要支援1と2の認定者に対する給付費の介護予防サービス等諸費を8,350万円、261ページのその他の諸費の審査支払手数料を300万円、262ページの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費を1億1,030万円、263ページの介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費を1,540万円、264ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部分を給付する特定入所者介護サービス等費を2億80万円それぞれ計上するものであります。

267ページから268ページの地域支援事業費は、総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報体制の整備、認知症総合支援事業などに関する包括的支援事業、任意事業費を3,396万8,000円、269ページの要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や介護予防ケアマネジメント作成に関する介護予防、生活支援サービス事業費を5,672万2,000円それぞれ計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第28号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第28号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市の下水道管理特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億1,956万1,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと2,179万8,000円、7.3%の増となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の278ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、農業集落排水事業公営企業法適用支援業務委託の限度額を2,812万9,000円とするものであります。

279ページをお開きください。

第3表、地方債につきましては、下水道事業資本費平準化債の限度額を4,470万円とするものであります。

282ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料は、下水道使用料を7,326万8,000円計上するものであります。

285ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1億9,452万6,000円計上するものであります。

289ページをお開きください。

歳入の市債の農林水産業債は、資本費平準化債を4,470万円計上するものであります。

290ページをお開きください。

歳入の県支出金の農林水産業県補助金は、農山漁村地域整備交付金を483万2,000円計上するものであります。

291ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費として職員2人分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理及び公営企業法適用や計画書策定に要する経費等を1億1,502万5,000円計上するものであります。

293ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を2億353万6,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第29号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第29号、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市の公共下水道事業特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ281万4,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと700万円、71.3%の減となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明申し上げます。

予算書の306ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を252万5,000円計上するものであります。

310ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を252万6,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第11 議案第30号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第30号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市の国民宿舎特別会計の予算は、歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ3,082万1,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと4,992万円、61.8%の減となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の317ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、指定管理者からの納入金を2,000万円計上するものであります。

319ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1,066万7,000円計上するものであります。

322ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎の維持管理に要する経費を1,817万1,000円計上するものであります。

323ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を1,215万円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第31号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第31号、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市の工業団地整備事業特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億9,675万2,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと2,028万円、2.8%の減となるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明申し上げます。

予算書の328ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、地域開発事業債の限度額を3億6,260万円とするものであります。

331ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を455万7,000円、332ページの工業団地整備事業積立基金繰入金を3億2,928万4,000円それぞれ計上するものであります。

333ページをお開きください。

歳入の市債は、地域開発事業債を3億6,260万円計上するものであります。

338ページをお開きください。

歳出の事業費は、5工区の造成に係る工事請負費等を3億6,260万円計上するものであります。

339ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金等を3億3,320万2,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第32号 令和2年度志布志市水道事業会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第32号、令和2年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、令和2年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、令和2年度志布志市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和2年度志布志市水道事業会計予算につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を6億4,046万3,000円計上し、サービス提供に係る費用である収益的支出として水道事業費用を5億9,366万円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額101万3,000円計上し、支出につきましては、国・県道を含む道路改良工事による布設替等に係る費用として3億7,808万6,000円計上するものであります。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額、3億7,707万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,837万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億63万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,543万5,000円、減債積立金1,416万6,000円及び建設改良積立金4,846万3,000円で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。日程第14、諮問第1号及び日程第15、諮問第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号及び諮問第2号は委員会への付託を省略し、これから本会議で審査することに決定しました。

—————○—————

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、令和2年6月30日をもって任期が満了する坪田則義氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

坪田則義氏の略歴につきましては、説明資料の35ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

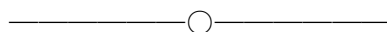
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。



日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第15、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、令和2年6月30日をもって任期が満了する小窪久美子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

小窪久美子氏の略歴につきましては、説明資料の36ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

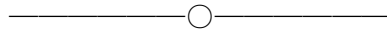
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定しました。



○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日からは3月4日まで休会とします。

3月5日は午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午後1時34分 散会

令和2年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和2年3月19日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 事件の訂正請求について

日程第2 議案第12号 附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第3 議案第13号 税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第14号 志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について

日程第5 議案第15号 志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第16号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第17号 志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第20号 宮崎県都市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

日程第9 議案第21号 市道路線の廃止について

日程第10 議案第22号 市道路線の認定について

日程第11 議案第23号 市道路線の変更について

日程第12 議案第24号 令和2年度志布志市一般会計予算

日程第13 議案第25号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第26号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第27号 令和2年度志布志市介護保険特別会計予算

日程第16 議案第28号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算

日程第17 議案第29号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

日程第18 議案第30号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算

日程第19 議案第31号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

日程第20 議案第32号 令和2年度志布志市水道事業会計予算

追加日程第2 議案第33号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

追加日程第3 議案第34号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

追加日程第4 議案第35号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

追加日程第5 議案第36号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

日程第21 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

小 辻 一 海
尖 信 一
南 利 尋
平 野 栄 作
岩 根 賢 二
八 代 誠
市ヶ谷 孝
小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

○議長（東 宏二君） お諮りします。2月25日、市長から提出された令和2年度志布志市一般会計予算について、訂正したいとの申し出があります。事件の訂正についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程配布のため、しばらく休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（東 宏二君） 会議を再開します。

追加日程第1 事件の訂正請求について

○議長（東 宏二君） 追加日程第1、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正の理由について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 事件の訂正理由について説明申し上げます。

先に御提案申し上げた議案第24号、令和2年度志布志市一般会計予算につきまして、体育施設指定管理委託事業のうち、有明体育施設の指定管理料の予算額に誤りがございましたので、訂正をお願いするものであります。

それでは訂正の内容につきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。10款、教育費の行の「17億5,139万8,000円」を「17億4,967万3,000円」に、6項、保健体育費の行の「4億4,248万3,000円」を「4億4,075万8,000円」に、14款、予備費の行及び1項、予備費の行の「2,000万円」を「2,172万5,000円」にそれぞれ訂正するものであります。

12ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の歳出の表、10款、教育費の行、本年度予算額の「17億5,139万8,000円」を「17億4,967万3,000円」に、比較の「8,115万2,000円」を

「7,942万7,000円」に、一般財源の「12億5,419万5,000円」を「12億5,247万円」にそれぞれ訂正し、同表14款、予備費の行、本年度予算額の「2,000万円」を「2,172万5,000円」に、比較の「0円」を「172万5,000円」に、一般財源の「2,000万円」を「2,172万5,000円」にそれぞれ訂正するものであります。

157ページをお開きください。10款、教育費、6項、保健体育費、2目、体育施設費の行、本年度の「1億2,485万7,000円」を「1億2,313万2,000円」に、比較の「マイナス2,707万4,000円」を「マイナス2,879万9,000円」に、一般財源の「1億327万円」を「1億154万5,000円」に、13節、委託料の「1億692万3,000円」を「1億519万8,000円」に、指定管理料「9,000万5,000円」を「8,828万円」にそれぞれ訂正するものであります。

160ページをお開きください。10款、教育費、6項、保健体育費の計の行、本年度の「4億4,248万3,000円」を「4億4,075万8,000円」に、比較の「マイナス1,007万3,000円」を「マイナス1,179万8,000円」に、一般財源の「3億5,000万5,000円」を「3億4,828万円」にそれぞれ訂正するものであります。

164ページをお開きください。14款、1項、1目の予備費の行及び計の行、本年度の「2,000万円」を「2,172万5,000円」に、比較の「0円」を「172万5,000円」に、一般財源の「2,000万円」を「2,172万5,000円」にそれぞれ訂正するものであります。

今後、議案の慎重な取り扱いに努めてまいりますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正については、これを許可することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第12号 附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第2、議案第12号、附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第12号、附属機関の組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する

る条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、制定する条例については、提案理由の「議員を附属機関の委員とすることを不適当とする行政実例」とあるが、当該行政実例とはどのようなものなのか。また、関係部署とかどのような協議がなされたのかとただしたところ、附属機関は執行機関の一部であると考えられることや、その附属機関の意思決定に議決機関である議会の議員が加わることは、執行機関と議決機関との関係性や地方自治制度の趣旨を考えると、「違法ではないが、適当ではない」との国の見解が示されている。このことを受け、各附属機関における現在の委員の任期が令和2年3月31日で満了になることから、関係部署と協議の結果、今回の提案に至ったとの答弁でありました。

今回の条例では、四つの附属機関について見直しが行われているが、その他の附属機関はどのような取り扱いとなっているのかとただしたところ、条例で市議会の議員を委員とする附属機関は、今回見直しを行う四つの他に、都市計画審議会があるが、当該審議会については、都市計画法において、委員に市町村議会の議員が規定されているため、今回の条例改正の対象外としたところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第13号 税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関

する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第13号、税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第13号、税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6人出席の下、執行部から財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、税外収入金に係る延滞金の取扱いの見直しに至った経緯についてただしたところ、これまで税外収入金に対する延滞金の算定においては、延滞金の額がたとえ10円であったとしても、徴収に係る事務手続きを行っていたが、延滞金収入と納付書の発行経費や人件費等の経費を比較した費用対効果を考慮した結果、今回の改正を行うことにより、経済的かつ事務改善を目的とした関係事務の合理化も図られると判断し、条例の改正について提案するに至った。なお、見直し前の延滞金の取り扱いについては、地方自治法等、関係法令と照らし合わせても違法ではないとの答弁でありました。

税外収入金に係る延滞金取扱い事務は多岐にわたるが、関係部署の各々のチェック体制は万全かとただしたところ、本年11月に予定している基幹システムの更新に併せ、当該延滞金を取り扱うシステムの改修も行うが、システムによるチェックはもちろんのこと、引き続き職員における二重・三重の確認作業も行っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第13号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第14号 志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第14号、志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市老人福祉センター条例及び志布志市老人憩の家条例の一部を改正する等の条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6名出席の下、執行部から福祉課長、松山支所長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、松山地区の老人福祉センターが、指定管理者の指定期間の満了により、直営方式での管理になったことに伴い、同施設内にあった社会福祉協議会は、松山支所内に移転しているが、市民への影響等はないのかとただしたところ、直営方式での管理となった老人福祉センターの利用受付等については、松山支所の福祉係で行っており、市民への影響はないところである。また、令和元年10月から福祉係に隣接する場所に社会福祉協議会が移転したことで福祉係との連携も取りやすい環境になっているとの答弁でありました。

今後、老人福祉センター及び老人憩の家については、直営方式で管理していくのかとただしたところ、社会福祉協議会を指定管理者としていた背景については、旧町時代からの経緯等も考慮したところであった。今後、社会福祉協議会に限らず、管理が可能と思われる団体等があれば検討することになると思うが、現在のところ、そのような状況にはないため、当分の間は直営方式で管理していくこととしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第14号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第15号 志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第15号、志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現行の条例では、第1条で「保険給付の財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため基金を設置する」としているが、改正案では、「国民健康保険事業の円滑な運営に資するため基金を設置する」としている。国保運営の主体である、県の意向を受け入れるための基金と理解して良いのかとただしたところ、現行の条例では、国保運営の主体であった市が、請求に応じ、医療費等の給付費を支払っており、医療費等の高騰に備え、給付費に不足が生じたときのために基金を積み立てていた。改正案では、国保運営の主体が県に移行したことを踏まえ、医療費等の給付費が県から交付金として支給されることから、全体的な国民健康保険事業の円滑な運営のために基金を設置することを改正案の第1条に規定し、改正案の第5条において、国民健康保険事業費納付金への充当や保健事業費への充当を規定しているとの答弁でありました。

現行では、「毎年度の剰余金から積み立てる」と規定しているが、改正案の第2条で、「基金に積み立てる額は、予算で定める」と規定している。当初予算で計上することも可能なのかとただしたところ、現行の条例では、「月平均の3月分に相当する額に達するまで、毎年度の剰余金から積み立てる」としているが、改正後においては、予算の範囲内において、当初予算での計上

も可能であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、現行の条例では、「保険給付の財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため」の基金設置とし、積立額についても、「前年度の保険給付費の月平均の3月分を毎年度の剰余金から積み立てる」としていたが、国保運営の主体が県へ移行した今、「国民健康保険事業の円滑な運営のため」の基金設置となり、積立額についても「予算で定める額」と規定している。現行条例の積立額の在り方は別として、不測の事態に備えた基金の必要性については、これまでも認識してきたが、改正案の第5条で規定する「処分」について、「国民健康保険事業費納付金の不足額に充当するとき」を主な処分理由としていることを踏まえると、積立額を「予算で定める額」としていることから、県への納付金を担保するための条例改正と思わざるを得ない。現行条例の下では可能な一般会計からの繰り入れをはじめ、国保加入者の負担軽減が改正案ではできなくなり、国保加入者の負担増が懸念されるため、条例の改正には反対である。

賛成討論として、現行の条例では「前年度の保険給付費の月平均の3月分を上限に毎年度の剰余金から」としていた積立額が、改正案では「予算で定める額とする」ことになる。このことは、市としての意識を国民健康保険基金に反映させていこうという意思の表れであると捉えられる。積立額を予算計上することで、保険税が大きく変動する可能性に対しても、国保加入者への影響緩和も可能であるとの答弁があったことを踏まえても、より弾力性のある基金運用が可能であると思われることから、本条例の改正については賛成である。

他に討論はなく、起立採決の結果、議案第15号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第16号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第16号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、個人の連帯保証人に設けられる極度額について、入居決定時家賃の12か月分を想定しているようであるが、この想定という表現は、条例を改正するに当たって適切かとただしたところ、今回の提案に当たっては、本市の法制担当部署と調整の上で行っているとともに、県の条例等も確認したところ、極度額は規則によって定めることになっている。なお、条例改正後、個人の入居希望者に対しては、入居時に提出が必要となる誓約書に、連帯保証人による極度額の記載をお願いすることになるとの答弁でありました。

連帯保証人に対して請求が必要な事態となった場合、今回設定される12か月分の極度額となる前に、できるだけ早い段階での対応が求められると思うが、当局の考え方についてただしたところ、連帯保証人に対しては、当然、請求する段階で大きな金額となる前の早急な対応が必要であると考えている。今回の条例改正をきっかけとして、更に意識を変えながら、スピード感を持って対応していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第16号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

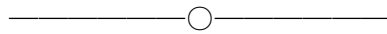
これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第17号 志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第17号、志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市松山体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6名出席の下、執行部から生涯学習課長、教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、体育施設である弓道場が3地域にそれぞれ1か所ずつある中で、松山地域の弓道場を学校施設に移行する条例改正を提案するに当たって市長部局とは、どのような協議がなされたのかとただしたところ、有明地域、志布志地域にも体育施設としての弓道場はあるが、松山弓道場については、一般の方の利用もなく、中学校の部活動での利用のみとなっている。また、学校施設に移行した後の一般の方々の利用については、学校施設の開放事業での対応が可能であることから、学校施設への移行が適当であると判断したところであり、それらを踏まえた法令審査会等での審議を経て、今回の提案に至ったとの答弁でありました。

志布志中学校、有明中学校に弓道部があることを考慮すると、今回の条例改正により、松山中学校が弓道場を有することになり、教育の機会均等の観点から違和感を覚える。今回の提案に当たり、教育の機会均等の観点での市長部局との協議はされたのかとただしたところ、今回の提案に当たって、教育の機会均等の観点からの議論はしていない。ただ、松山弓道場については、中学校敷地内に所在していること、施設利用が中学校の部活動のみとなっていること等から、中学校の施設として管理していくことがより効率的であるとの判断から今回提案するものであるとの答弁でありました。

議案第17号の審査を終え、概略、以上のような質疑、答弁となりました。

今回の条例改正の提案に際し、体育施設の在り方や教育の機会均等に対する市長、教育長の考え等を確認する必要があることから、総括質疑を行うとの結論に至りました。

総括質疑の主な質疑といたしまして、現行条例の第1条で設置の目的を規定しているが、審査の過程で、一般の方の利用がないことが今回の提案の大きな要因になっていると感じた。

しかしながら、その論法でいくと、体育施設設置の要望があれば設置するということになる

思うが、必ずしもそういうことにはならないと考える。教育の機会均等の観点からの議論もされていない状況を踏まえ、再考されるべきではないかとただしたところ、市長から、施設設置等の要望に全て対応することはできないが、条例改正後における松山弓道場の利用については、学校施設の開放事業に対応可能であると考えている。教育の機会均等についても十分認識しているが、施設利用等については、効率化を踏まえた臨機応変な対応でカバーしていくという考え方で提案であるので、理解していただきたいとの答弁でありました。

教育の機会均等の観点からも教育的配慮がされるべきではなかったのかとただしたところ、教育長から、弓道部がある志布志中学校、有明中学校の現状を踏まえると、松山中学校だけが弓道場を有することになる今回の提案に際しては、教育的な視点が足りなかったと感じる。

条例改正後において、教育の機会均等の観点に立った子供たちの思いがあれば、子供たちや学校長、弓道部の保護者に対しては、きちんと説明する必要があると考えているとの答弁でありました。

以上で総括質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、教育委員会に委任している業務に関連する条例改正の提案であることを考慮すると、当局においても教育の機会均等をはじめ多様な角度からの検討、議論を踏まえた提案でなければならないと考える。委員会審査において、松山弓道場を利用する一般の方がいないことを受けての条例改正の提案であり、教育の機会均等を踏まえた深い議論もされていない状況であることがうかがえた。

総括質疑においても、今回の提案に際しては、教育的視点が足りなかったとの答弁もあった。教育委員会への委任事務に関する条例提案であることを踏まえると、市長部局での機会均等の観点や、教育的配慮についての議論の在り方が不十分であり、条例の改正については反対である。

他に討論はなく、起立採決の結果、議案第17号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第20号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第20号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第20号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6人出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による協定の変更内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、当該協定において、圏域内の地域おこし協力隊の連携した取り組みを推進することだが、これまでの実績と今後の取り組みについてただしたところ、これまで圏域内の地域おこし協力隊員同士の意見交換的な交流程度だったものを、今年度は、圏域内各地域の特産品を拾い出し、お土産紹介散らしを発行するなど、PR活動を展開している。令和2年度からは、更に連携の輪を広げるべく、現役隊員だけではなく、退任されたOB、OG隊員を巻き込んだ地域おこし協力隊連携促進事業の実施により、圏域内の特産品の掘り起こしを始め、様々な魅力について、情報発信を行っていききたいとの答弁でありました。

都城志布志道路及び志布志港のストック効果を活かした観光客誘致を連携して実施していくとあるが、ストック効果の一つとして考えられる交通の利便性向上により、現状のままでは、逆に本市への観光客等が減少するのではないかと懸念され、本市の特性をよりアピールすることが大事だと考える。市として都城市との定住自立圏の形成に関する協定を締結していることをどのように考えているかただしたところ、本市は都城市に限らず、鹿屋市とも協定を結んでいるが、協定を結ぶ各市町とは、ある意味ライバル関係でもあり、本市独自の特徴を出すことは重要であると考えている。しかし、連携することで得られるメリットも数多くあるのも事実である。今後、圏域で連携し、スポーツ合宿誘致や食を活かした広域観光、インバウンド対策等を行っていくこととしているが、連携する部分と本市独自で取り組む部分とを整理しながら、魅力ある拠点づくりを図りたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第21号 市道路線の廃止について

日程第10 議案第22号 市道路線の認定について

日程第11 議案第23号 市道路線の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第21号から、日程第11、議案第23号まで、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま一括議題となりました議案第21号、市道路線の廃止についてから、議案第23号、市道路線の変更についてまで、以上3件の産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道路線の廃止、認定及び変更予定地の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の市道路線の廃止となる下宇都線は、今後農道として認定されることになるが、舗装される可能性は残るのかとただしたところ、今回廃止する下宇都線には、市道整備の優先度の関係からこれまで予算の配分がなかったところであるが、今後農道として認定することにより、補助事業等を活用した整備につながる可能性があるのではないかと判断したものであるとの答弁でありました。

今回、市道認定となった佐野原線について、地元から側溝に蓋を設置することや、離合箇所の確保などの要望があるようだが、どのように対処していく考えかとただしたところ、市内全体で整備や修繕が必要な状況を見ながら検討する必要があるが、要望に応える努力を続けていくとの答弁でありました。

山ノ口中央2号線については、県道福山線と接続する箇所の見通しが悪いが、何らかの対処があるのかとただしたところ、伊崎田地区の県道志布志福山線については、県道から市道への移管を前提とした協議がなされているが、現地は歩道が非常に狭く、地元から歩道拡幅の要望もあることから、その対応を移管の条件としているところである。歩道の拡幅後は視界も広がる見込みであるが、更に改善できる方策がないか、県に対して検討の要望を続けていくとの答弁でありました。

延長に変更のあった佐野原団地1号線について、官民の境界がはっきりしておらず、維持管理にも影響があるように見受けられるが、当局の認識はどうかとただしたところ、官民の境界については、道路台帳等によって確認するとともに、現地の維持管理は予算の状況をみて対応していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第21号から、議案第23号までの以上3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第24号 令和2年度志布志市一般会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第24号、令和2年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました議案第24号、令和2年度志布志市一般会計予算について、予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月9日、委員全員出席の下、審査に資するため、新橋地区定住促進住宅用地、ダグリ岬海水浴場、福山氏庭園、JR志布志駅舎、志布志運動公園人工芝サッカー場及びトイレ、市道香月線の現地調査を実施した後、3月12日にかけて、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

なお、生涯学習課所管の予算審査において、歳出予算の見積りに一部誤りが発見されましたが、市長からの事件の訂正請求書を受理した旨、議長から通知がありましたので、本会議での訂正許可を見込んで審査を行いました。それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まずはじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和3年1月1日の本庁舎移転に伴う予算が、本庁舎移転整備事業として計上されているが、当該予算は、今後どのように市民に対し周知する考えか。また、工事請負費約5,900万円については、一括発注するとの説明だが、一括発注することになった理由と今後の計画についてただしたところ、本庁舎移転に係る予算内容等については、予算と仕事及びその概要版や市報、市のホームページ等において、周知したいと考えている。また、工事請負費については、建築・電気・空調といった多岐にわたる工事内容を総合的に監理・調整する必要があるため、一括発注することとした。4月には入札契約手続運営委員会に諮り、6月には契約を締結したいと考えているとの答弁でありました。

公共施設等個別施設計画策定支援業務委託における業務の詳細と委託先についてただしたとこ

ろ、当該委託事業については、平成28年度に策定した志布志市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定のため、令和2年度を完了予定とし、委託するものであります。委託先については、今年度同様、固定資産台帳維持管理業務を委託している業者を予定しており、この策定される個別施設計画に基づき、個別施設の整理、統合、廃止、有効活用等の方向性について、検討・整理していく考えであるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふるさと村維持管理事業について、令和2年度の予算で公有建物災害共済の保険料が計上されているが、来館者が施設内で転倒するなどの事故が発生した場合の対応についてただしたところ、指定管理者との年度協定書には、事故が発生した場合に市と指定管理者のどちらが対応するのか記載されており、現在も指定管理者において、そういった施設内での事故等に対応するための保険に加入し、万が一に備える形となっているとの答弁でありました。

農業振興地域整備計画策定事業については、令和元年度から令和2年度までの2年間で農業振興地域の変更計画を策定するとしているが、令和元年度の予算は1,400万円を超える計上となっていたことに対し、令和2年度の計上では198万円と大幅に縮減されている要因についてただしたところ、計画の変更策定には現地一筆調査とシステム入力に多くの経費を要するが、この作業については令和元年度中におおむね終了しており、令和2年度については、最終的な県との協議資料、成果物の作成が主な業務であることから縮減された予算となっているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入予算として計上されている国有資産等所在市町村交付金とは、どのようなものかとただしたところ、本市には、長崎税関や九州農政局等、国・県の公的機関が所在しており、当該事務所等が入居する建物は地方税法上、非課税となっているが、当該事務所等に勤務する職員官舎等、その使用の実態が民間の所有のものと類似しているのについては、地方税法で定める固定資産税の代わりに同交付金が交付されるものであるとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳出予算において計上されている手数料については、市民税等を口座振替やコンビニ収納等にて納付した際の手数料とのことだが、収納取り扱い状況と今後の本市の取り組みについてとただしたところ、平成29年度と平成30年度を比較した際、口座振替や窓口収納における取り扱い件数は減少しているものの、コンビニでの収納が増加傾向にあるのが現状であるが、市民の利便性向上や本市の歳出削減を図る観点からも、手数料が安価な口座振替を推進していきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告します。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会だより発行事業や議会インターネット映像配信業務委託により、開かれた議会の実現に向け取り組んでいるが、読者や視聴者等からの意見や改善要望など、議会事務局への問い合わせはあるのかとただしたところ、議会だよりについては、直接は聞いていないが、一昨年からカラー印刷が2色刷りになったことについて、以前の方が良かったという声が議員の方に届いたことは聞いている。また、議会映像のインターネット中継については、以前はパソコンでしか視聴できなかったが、市民や関係者からの要望を受け、スマートフォンでの視聴も可能となるよう改善したとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査委員事務局長と議会事務局長の兼務体制について、市長との協議状況はどうなっているか。また、本庁舎移転に伴い二つの事務局が本庁と支所に離れることになるが問題はないかとただしたところ、二つの事務局長を兼務することについては、市長も専任が望ましいと考えてはいるものの、業務量等考慮した際、各々への管理職配置は厳しいことや管理職を配置することで実務を行う職員の減員につながることは避けたいとのことである。また、本庁舎移転に伴い事務局の位置が離れることについては、機会があるごとに事務局を訪れ、事務管理や人員管理を行うことで、事務遂行に支障を来すことのないよう取り組んでいくとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和元年度当初予算において、それぞれ個別に計上されていた校区公民館連絡協議会支援事業とキラリ輝く「しゅしゅ子」育成事業を令和2年度当初予算では、校区公民館連絡協議会支援事業にまとめて予算計上されているが、その理由についてただしたところ、全庁的なゼロベースでの補助金見直しがなされる中で、当該事業についても精査したところである。その中で、補助金額の見直しには至らなかったが、補助金申請や実績報告等に係る申請者である校区公民館関係者の負担軽減や手続きの効率化を図るため、令和2年度当初予算から校区公民館連絡協議会支援事業に一本化したところであるとの答弁でありました。

志布志麓庭園整備事業で、福山氏庭園の主屋の保存修理等工事に係る予算が4,151万円計上されているが、令和2年度に実施する事業内容と歴史のまちづくり事業の観点からの令和3年度以降の整備予定についてただしたところ、現在、福山氏庭園の主屋については、解体した状態であり、令和2年度においては、柱やはりなどの主要な構造材について、再利用の可否を判断し、再利用できない構造材を新しいものに取り替えていく作業までを予定している。令和3年度以降についても、天水氏邸や平山氏邸の整備が想定されるが、令和2年度に計画しているような大規模な整備にはならないと考えているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市への移住・定住を促進するため、様々な事業に取り組んでいるが、何人ぐらい移住してきているのか。また、取り組みの一つとして、移住・交流支援業務委託事業とあるが、事業の詳細と今後のスケジュール等についてただしたところ、移住については、令和元年度の移住定住促進事業補助金への申請者数だけでも、17世帯63人の実績が見込まれている。今後、実施する移住・交流支援業務委託事業において、移住希望者の相談支援やお試し移住体験のサポート、東京圏での説明会の実施等、行っていく。なお、委託先については、地域おこし協力隊OBが経営する合同会社等、移住定住支援を行っている団体に、志布志支所周辺の商店街空きスペースで、移住・交流サポートセンターを開設し、運営をお願いしたいと考えているとの答弁でありました。

少子高齢化により10人に満たない自治会組織が増えるとともに自治会自体の意識が希薄になってきている今日、それを支える母体となるべき、校区公民館やふるさとづくり委員会といった組織の見直しが喫緊の課題となっている。市はコミュニティ形成促進モデル事業により、地域の自主性と自立性を尊重した新たなコミュニティモデルを構築するとして3地区を指定しているが、地域支援員の配置等、よりスピード感のある対応が求められることから、現在の事業の進捗状況と今後の取り組みについてただしたところ、地域コミュニティの形成推進については、市報にて特集を掲載するなど周知に努めると同時に、モデル地区の一つである通山校区においては、地域コミュニティ協議会の設置に向け、設立準備会が本年4月以降に立ち上がる予定である。その他二つのモデル地区についても、地域の皆様と積極的に協議を重ね、協議の中で出た地域の課題や意見等を基に、庁内関係部署とも連携を図りながら、2年後には市内全域で取り組めるよう進めていくとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用済み紙おむつ再資源化事業において、情報発信用動画作成に係る委託料100万円が計上されている。作成される動画の内容と活用についてただしたところ、世界初となる使用済み紙おむつの再資源化に取り組む志布志市のPRにつながるような動画作成を計画している。作成した動画の活用については、視察研修等での活用のほか、市のホームページへの掲載により使用済み紙おむつ再資源化事業や分別排出への市民の理解を深めるツールとして活用していきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有害鳥獣捕獲事業の中で、イノシシによる農林水産業被害への対策として有効な電気柵の設置について対応がなされているかとただしたところ、令和2年度からの新規事業として、ネットフェンスや電気柵の整備事業補助金を交付する予定であるが、令和2年

度については、市が今年度選定したモデル地区において要望のあったネットフェンスを設置するものである。なお、今後は、事業実施地区を公募する予定であり、地元と設置場所の状況及び有害鳥獣の種類に適した侵入防止策を選定しながら、有害鳥獣がほ場に入り込めない対策を市内全域に推進させていきたいとの答弁でありました。

森林環境譲与税基金積立金の用途について、市としての今後の活用の考え方は整理されているかとただしたところ、令和元年度に、森林所有者へアンケート調査を行った結果、市による維持管理を希望する意向を示されたところについて、令和2年度では、森林環境譲与税基金積立金を活用し、鹿児島県森林組合連合会への現況調査、集積計画策定の作業を委託するものである。また、現状では、森林簿、森林台帳、GIS等がそれぞれ個別に運用されているが、それらが統合化された森林情報管理システムの構築についても予定しているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、行政情報や地域情報、災害情報等、本市の情報発信手段の一つとなっている告知放送端末管理事業について、市の備品として貸与している告知端末はどのように管理されているのか。また、耐用年数や経年劣化による告知端末の修繕や交換等発生すると思われるが、その場合、どのように対処しているのかとただしたところ、告知端末の備品管理については、全てを一括で登録しているが、単体ごとに番号が付番されており、それをシステムで個別管理している。また、耐用年数が5年から6年と言われている端末本体の故障等による交換については、市が無償で対応し、現在使用されていない端末の再利用にも積極的に取り組んでいる。今後も、使用されていない告知端末の回収に努めるとともに、告知端末の必要性について周知を図り、設置の推進に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小規模校入学特別認可制度通学委託事業による特認校への通学児童については、令和元年度においても増加傾向であったが、令和2年度については、更に8名が増加し、47名の潤ヶ野小、田之浦小、森山小への通学が見込まれており、予算についても140万円程度増額されている。

特認校への通学児童が増加傾向にあること等も踏まえ、平成30年度の決算審査において、受益者負担も含め、事業の在り方について検討することだったが、令和2年度予算の計上に際し、どのような検討がされたのかとただしたところ、令和2年度の小規模校入学特別認可制度通学委託事業については、令和元年度の2回の自動認可運賃制度改定を踏まえ、タクシー料金の単価を見直したため、令和元年度と比較し、増額となっているが、台数について変更はないところである。特認校への通学を希望する児童が年々増加していることから、本事業の需要が高いことは認識しているが、タクシー運転手の不足等により台数を増やすことへの対応は困難であるという事業者の声もあり、本事業の在り方についての協議を行ってきたところである。令和2年度の特

認校通学児童の一部においては、保護者の理解、協力の下、保護者による送迎をお願いせざるを得ない状況であること等を考慮すると、令和2年度から保護者負担を求めるという結果には至らなかったところである。需要の高い本事業を継続していくためにも、保護者負担の在り方も含め、保護者の意向等も確認しながら、課題解決に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

中学校の部活動指導体制の充実等を目的とした新規事業、部活動指導員派遣推進事業に係る報償費が約100万円計上されている。部活動の指導に係る教職員の負担軽減に資する取り組みであると理解するが、令和2年度に予定している具体的な事業内容と事業継続を踏まえた今後の見通しについてただしたところ、教職員の働き方改革を背景に、部活動の指導に係る教職員の負担軽減を目的とするとともに、指導可能な地域の人材活用に資する事業である。少子化等により学校単位での部活動が制限されること等を想定し、将来的には、部活動の指導主体を教職員から地域へ移行させることを見据えており、初年度となる令和2年度については、運用の仕方や教職員の業務改善状況等を検証しながら実施し、効果が確認できれば令和3年度以降も積極的に拡大していきたいと考えている。令和2年度については、2中学校が希望したバスケットボール、バレーボール、ソフトテニスでの運用となる見込みであるとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、防犯街灯維持管理等事業について、自治会及び公民館で維持管理されている防犯街灯のLEDへの転換に係る経費に対し、令和2年度より新たに3分の2を補助するとあるが、市内にLED化されていない防犯街灯はどれぐらいあるのか。また、LED化することにより、自治会や公民館が支払う電気料等の経費も減額になると思うが、市からの維持管理助成についても減額するのかとただしたところ、市内に設置されている防犯街灯は全部で2,538基であり、そのうち2,061基がLEDに転換されていないため、今後3年間で、全ての防犯街灯をLEDへ転換していただけるよう、自治会や公民館に対して周知・促進を図りたい。また、LEDへ転換することで、電気料の減額にもつながるため、市が助成する維持管理助成の額も、これまで1基当たり1,700円を助成してきたものを、1基当たり900円程度まで減額したいと考えているとの答弁でありました。

消防団資機材整備事業において、配備したチェーンソー作業時用の防護服を購入することとしているが、近年、消防防災活動の充実のため、チェーンソーをはじめ取り扱いに十分な注意が必要とされる機材等が数多く配備されている。まずは消防団員の安全を一番に考え、操作訓練等も積極的に行うべきではないかとただしたところ、チェーンソー作業時用の防護服については、昨年、労働安全衛生規則等の改正により、チェーンソーでの作業の際には防護服の着用が義務付けられたことから、令和2年度において購入するものである。常に危険と隣り合わせにある消防防災活動を行う上で、消防団員の安全確保が第一という観点からも、配備された機材の取り扱いに必要な教育や訓練機会の確保に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、福祉関連事業補助金として計上されている高齢者活用・現役世代雇用サポート事業について、補助金額が100万円増額された要因についてただしたところ、志布志市シルバー人材センターに対する補助事業として、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業や高齢者労働能力活用事業を計画しているが、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業については、市が交付する補助金と同額の補助金が、全国シルバー人材センター事業協会からシルバー人材センターへ直接交付されることとなっている。一方、高齢者労働能力活用事業については、県シルバー人材センター連合会の交付金はあるものの、事業費の一部であることから、市が交付する補助金への依存割合が高くなっている。そのため、事業の特性等を考慮した上で、双方の事業実施に影響のない範囲において、市の負担を軽減するため二つの事業間で調整し、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業に係る補助金を100万円増額したものであるとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、商工業者の担い手支援制度として新たに創設される商工業小規模事業承継者対策事業について、対象となる事業所や経費等、事業の詳細についてただしたところ、当該事業の対象となる事業所については、個人経営の製造、小売、飲食店で、認知度や老舗度及び人気度等を勘案し、商工会とも協議しながら総合的に判断することとしており、対象となった事業所を承継しようとする者に対し、市内外からの引っ越し費用や技術習得いわゆる修行に必要な道具購入等に要した1年間の経費について、上限額を設け交付するものである。要綱等については、今後整備することとしているが、申請者や事業所のニーズに柔軟に対応できるよう整備していきたいと考えているとの答弁でありました。志布志まちづくり公社所有地取得事業について、取得する土地の購入価格の設定根拠と購入後の土地の取り扱いについてただしたところ、当該土地の購入価格の設定に関しては、昨年、不動産鑑定評価も実施しているが、一般的には近隣土地の実勢価格により、売買契約が行われるのが通例であることから、昨年7月に公売公告により販売された近隣市有地の価格等を参考に、1㎡当たり2万1,837円としたところである。購入後の土地については市の行政財産となるため、サンポートしぶシアピアを所有するまちづくり公社に対し、土地の貸し付けを行う形となるとの答弁でありました。

市がまちづくり公社の土地を購入することで、債務の完済ができるとのことだが、完済後のサンポートしぶシアピアの運営計画と建物本体の建て替えを含めた修繕計画についてただしたところ、現在、まちづくり公社は、債務返済を優先とした不動産業での事業展開しかできていないが、債務を完済することで、例えば、老健施設を兼ね備えた機能を持つサービスや乗り合いバスによる買い物弱者への支援、カルチャー教室の開設等、公共性を持たせながら、地域と社会のニーズを合わせ持つ、自主事業の実施も可能となる。これにより、本来のアピアの商業目的である地元企業を助け保護することに重点を置くことができるとともに、地元の商工業者が入店しやすい環境にもつながると考えている。平成8年に開業し、23年が経過したサンポートしぶシアピアは、

これまで市からの財政支援もある中で、年次的に補修も行いながら適正な施設管理を行ってきたが、今回の土地売払いを機に市からの財政支援はなくなるため、健全な施設管理及び運営計画の実施に努めてもらいたいと考えているとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員により、農地売買あっせん活動など実施していると思うが、市内の農地の具体的な耕作状況などを把握し、適正な管理、賃貸借につながられているかとただしたところ、毎年7月から9月にかけて農地の利用状況調査を行い、管理や作付けがみられないところなどについて、所有者に対し意向調査を行い、今後の状況を伺うようにしている。なお、農地中間管理機構とも連携して、農地の貸し借りの情報共有を図り、遊休農地の解消にも努めているところであるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道の維持・管理については、新規事業として舗装個別施設画策定業務に取り組むなど、今後の方向性や考え方を整理しながら臨んでいくことと思うが、現状としては街路灯の不具合や市道の交通事故多発箇所などの改善がみられないところが散見される。予算計上の在り方を検討するなどの対策や工夫が必要ではないかとただしたところ、舗装個別施設画策定業務によって、幹線等を中心に抽出した路面調査を行い、舗装の損傷度を具体的な数値として把握した上で、計画的な修繕を実施していくものであり、必要とされる改善箇所の優先度が可視化され、効率的な維持・管理が期待できると考えている。また、その他の市道における損傷や補修が必要な白線、街路灯の不具合への対応などについては、全職員による管内出張及び、平成29年10月17日に志布志市関係郵便局と締結した「地域における協力に関する協定」により、局員の発見時にも情報提供がいただけるような体制となっており、個別に寄せられた情報を元に、迅速に現地を確認し、できる限りの対応を行っていくとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「食」の自立支援事業については、受託者である志布志市社会福祉協議会からの申し出により、令和2年9月末までの委託となり、10月以降については、新たな事業者への委託となるとの説明であったが、委託先として想定される事業者や利用者への支障のない事業執行に向けた今後のスケジュール等についてただしたところ、令和2年10月以降において、本事業利用者への影響が出ないよう新たな委託先については、民間事業者も含め、令和2年度の早い段階で、プロポーザル方式により選定する予定としているとの答弁でありました。

子育て世代包括支援センター事業において、委託料が計上されている母子健康手帳アプリの運用状況や登録者数等についてただしたところ、母子健康手帳アプリについては、対象となる世代の需要に合わせメールマガジンから移行した取り組みであり、子供の月齢等に応じた行政からの

情報発信のみでの運用となっている。母子手帳交付時にアプリへの加入について案内しているが、妊婦から6歳児の保護者と推計される約1,700名のうち、令和2年2月末現在の登録者数は224名となっているとの答弁でありました。予防接種等事業において、令和2年10月からのロタウイルス予防接種が実施されるとの説明であるが、ロタウイルスによる病気の症状や予防接種の具体的な内容等についてただしたところ、予防接種法の改正により、ロタウイルスワクチンの定期接種が追加されたため、令和2年10月から実施するものである。ロタウイルス感染症については、主に5歳児未満の乳幼児が患い、胃腸炎による下痢等の症状が見られ、重篤化すると脳炎や脳症を併発する恐れがあるため、ワクチンの種類によって異なるが、生後6週から24週の間で2回、もしくは、32週までの間で3回のワクチン接種を行うものであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を集結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第24号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第25号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第25号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第25号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6名出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和元年度と同額の1万円の歳入を計上している滞納処分費についてただしたところ、滞納に伴い土地等を差し押さえ、公売を行う場合等において、事前に不動産鑑定士による土地の鑑定評価を依頼する場合があります。鑑定評価に係る費用を市が立て替えるため、公売実施後に滞納者が負担すべき費用を滞納処分費として受け入れるものである。鑑定評価に係る費用については、土地の評価額とは関係なく、1筆につきその単価が設定されているとの答弁でありました。

これまで、国保運営に関し努力した自治体に対しては、保険者努力支援制度の下での交付金があったが、今後、法定外の繰り入れを行う自治体に対しては、ペナルティーが課されることになる。令和2年度の予算編成に際し、このことに関する通知等はなかったのかとただしたところ、保険者努力支援制度の評点について、法定外繰り入れをした場合のマイナス措置や2年連続で受診率が低下した場合のマイナス措置等については示されているとの答弁でありました。

社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金により自治体においては関係するシステムの導入等が行われるが、全ての医療機関での利用について、どのように見込んでいるのかとただしたところ、本市においては、令和2年度に資格確認等に資するシステムを導入するところである。医療機関におけるマイナンバーカードの保険証利用の運用開始時期である令和3年3月時点では6割程度、その1年後の令和4年3月末時点では9割程度、令和5年3月末でおおむね全ての医療機関での導入が完了すると国は見込んでいるようであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、国民健康保険の運営主体が県になったことから、市の国民健康保険特別会計は、県の意向を反映した運営となっている。令和2年度の当初予算には、まだ反映されていないが、国は今後、保険者努力支援制度を含め、地方自治体に対し、様々なことを要求してくる。法定外の繰り入れに伴い、保険者努力支援制度の下での交付金が削減されるようなことになると国保加入者の負担は更に大きくなる。また、提案者の市長もその一員である全国市長会からも国に対し、被保険者の負担を協会けんぽ並にという要請がされていることを踏まえても、国保加入者の負担が増加することが懸念される国の方向性や国保制度への国の対応は到底納得できるものではない。

当局の努力は認識するが、国に対して、地方への支援充実の声を上げるべきとの思いから反対の立場である。

他に討論はなく、起立採決の結果、議案第25号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第26号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第26号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第26号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6名出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療被保険者数についてただしたところ、被保険者数については、全体で5,862名となっており、そのうち、年金等から保険料を徴収する特別徴収対象者が4,906名、口座振替や納付書で徴収する普通徴収対象者が956名となっているとの答弁でありました。

令和元年度と比較して、特別徴収対象者、普通徴収対象者の割合に変化はあるのかとただしたところ、特別徴収、普通徴収の割合について大きな変化はなく、同程度となっているが、被保険者数は増加傾向にあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第26号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第27号 令和2年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第27号、令和2年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第27号、令和2年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6名出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和2年度において、第8期介護保険事業計画策定に向けた見直しがされるが、消費税を増税したことの影響を踏まえると、低所得者に対する補足給付や高額介護サービス負担限度額の引き上げが懸念されるが、介護保険計画見直しに際し、国からの通知等はないのかとただしたところ、現時点で、低所得者に対する補足給付と高額介護サービス負担限度額について見直しがされる旨が、厚生労働省から通知されているとの答弁でありました。

介護保険制度については、特別養護老人ホームへの入所待機者が存在していることから、制度発足時の状況と大きく変わってきており、保険料を支払ってもサービスを受けられない現状を踏まえると、第8期介護保険事業計画策定に向けた見直しに際しては、現計画の下での課題等を解消できるよう見直し、国に対しても声を上げていくべきではないかとただしたところ、第8期介護保険事業計画策定に向けた見直しに際しては、指摘された課題もあるため、サービス費の充足状況等を検証しながら給付費高騰を抑止できる運営につながる見直しを行っていきたいと考えているとの答弁でありました。

総合相談事業の委託先と近隣福祉ネットワーク事業の事業内容についてただしたところ、総合相談事業の中の24時間相談体制事業については、市内の社会福祉法人松山やっちく会、隆愛会、欣生会の3法人に委託している。社会福祉協議会に委託している近隣福祉ネットワーク事業の内

容については、21地区社協による地区内の要援護者の見守りや声掛けを行うものであり、活動実績に伴い助成金を支給している。また、市内の協力事業所による見守り事業として、地域の気になる方々と行政のつなぎをお願いしているとの答弁でありました。

地区社協の中でも事業効果について具体的な意見が聞かれない状況である。地域の状況等も踏まえた見直しが必要ではないか。また、活動実績から見えてくる現状を分析し、新たな事業展開につなげていく必要があるのではないかとただしたところ、近隣福祉ネットワーク事業の実情については、社会福祉協議会から受けている報告の中で、年々減少していることは把握しており、社協とも意見交換を行っているところである。地区社協の関係者からも様々な意見が寄せられており、現在の事業体制の在り方も含め、令和2年度において定期的な社協との協議を行うこととしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、スタートして相当の年数が経過している介護保険制度であるが、保険料を納めてもサービスを受けられない実態があるということは、本市においても要介護3以上の特別養護老人ホーム入所待機者が186名存在していることから、制度として欠陥があると言わざるを得ず、現在の介護保険制度は、制度開始時に国が示した内容から後退している気がしてならない。令和2年度において、第8期介護保険事業計画策定に向けた見直しがされる中、補足給付や高額介護サービス負担限度額の見直しを国が想定していることを踏まえると、介護サービスを利用される方々の負担は増える一方である。国は、消費税増税で得られた財源のすべてを社会保障に充当すると言っておきながら、介護保険料は引き上がる一方である。安心して介護サービスを受けられるようにする国の努力が足りない中で、制度の下での運用をせざるを得ないという自治体の立場は理解するが、防波堤になる必要があるという思いから、反対の立場である。

他に討論は無く、起立採決の結果、議案第27号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第28号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第16、議案第28号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第28号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和元年度と比較すると約1千万円増加している一般会計からの繰入金について、今後の見込みをただしたところ、令和3年度から令和4年度を期間に、債務負担行為で計上している本特別会計の企業会計化に向けた、農業集落排水事業公営企業法適用支援業務委託に令和2年度から取り組むことや、令和4年度からの浄化施設等の機器更新に係る計画書作成を見込んでいるため、今後数年間においては、一般会計からの繰入金が増加すると見込んでいるとの答弁でありました。

令和4年度から浄化施設等の機器更新等、老朽化対策を実施することのことだが、どの程度の事業費を見込んでいるのかとただしたところ、市内に4施設があるが、令和4年度からの4年間で想定している機器更新等の老朽化対策に係る費用については、2億5千万円を見込んでいる。また、本施設等の建て替えが容易でないことや市民の生活に密着した施設であることを踏まえ、平成27年度に策定した今後40年間を見据えた長期的な計画「最適整備構想」に基づき、管路を含む既存施設の適切な時期での修繕や更新により施設の長寿命化を図ることとしており、2分の1の国庫補助金を含む今後40年間の事業費として、11億9,500万円程度を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第17 議案第29号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第17、議案第29号、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第29号、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、事業をやめるための手続きは今後どのように推移していくのかとただしたところ、事業をやめる場合、鹿児島県の事業評価監視委員会に諮り、正式に判断してもらう必要があるが、昨年12月に「中止」が妥当であるとの回答をいただいたところである。今後としては、都市計画決定をしている公共下水道の処理場施設について、都市計画審議会に「廃止」を諮る必要がある。また、起債償還の手続きについて財務課との協議などを進めていくが、すべての手続きを完了するためには、あと2年ほどの期間が必要と認識しているとの答弁でありました。

事業をやめるに当たって、代替となる他の事業を検討できないかと要請してきたが、現状としてはどうかとただしたところ、コミュニティプラント、いわゆる小規模下水処理場などの設置ができないか検討してきたが、どの手法も受益者負担や同意、相応のコストが必要となる。また、現在は合併浄化槽の普及が進んでいることや、空き家の増加で受益者が不足することも予想されることなどから、代替となる事業の推進は難しいと考えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第29号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第30号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第18、議案第30号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第30号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回新たに整備する国民宿舎ボルベリアダグリへのグランピング施設について、整備に至るまでに、これまでどのような協議がなされてきたのかただしたところ、グランピング施設の整備については、国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理者であるグリーンハウスと毎月の実績報告の際に、様々な意見交換を行っており、収益増を図るための策として、指定管理者側から提案があり協議を始めたものである。ボルベリアダグリが持つ豊かな景観を発信する目玉事業として、また、試算によると、稼働率45%でも1,300万円の増益につながる見込みであったことから、今回整備することになったとの答弁でありました。

施設オープンはいつ頃を予定しているのか。また、整備するグランピング施設は3か所とのことだが、利用者から好評を得、更なる増設が求められた場合、あと何箇所整備可能かとただしたところ、グランピング施設は、夏場にはビアガーデンが催されているホテルの中庭に設置予定であり、近年、集客の減少等の理由から収益性が低かったビアガーデンに代わり、本年8月にはオープンしたいと考えている。これまであったビアガーデンについては、天候にも左右されないビ

アホールとして屋内での開催を予定している。これにより、グランピング施設も最大8か所までは増設可能とのことであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第30号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第31号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第19、議案第31号、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第31号、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、造成工事を進めている臨海工業団地5工区について、予約分譲を行った結果、既に応募があったと聞いているが、造成の完了見込み等と併せ、今後どのように進める予定かとただしたところ、臨海工業団地5工区は、道路及び排水路を挟み、5工区Aと5工区Bに分けられ、今回予約分譲を行った分譲地は約6.6ヘクタールを有する5工区Bである。現在、応募のあった1社の選考委員会までを終え、本年4月に仮契約を締結し、6月議会にて上程を予定している。造成工事についても令和2年度中の完了を予定しているとの答弁でありました。

引き合いの多い臨海工業団地において、5工区までを分譲した後の造成計画はあるのかとただしたところ、臨海工業団地については、現在造成中の5工区をもって終了と考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第31号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、午後1時5分から再開いたします。

—————○—————

午前11時59分 休憩

午後1時03分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第20 議案第32号 令和2年度志布志市水道事業会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第20、議案第32号、令和2年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第32号、令和2年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、審査に資するため、大迫配水池の現地調査を実施し、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、メーターの更新については、年次的な計画に基づき実施されていると思うが、年間の更新件数はどのくらいか。また、耐用年数としてはどの程度になるかとたまたしたところ、メーターの耐用年数については、法律で8年と定めがある。市内の給水戸数は約1万7,000戸であることから、メーターの更新は、年間に約2,200件程度と見込まれるものであるとの答弁でありました。

漏水への対応として、漏水調査の委託料も計上されているが、管路の布設替えも有効な対策と考える。この場合、老朽管の更新が一番の手法であると理解はするが、中長期的な計画に基づいた布設替えに取り組む考えはないかとたまたしたところ、基本的には老朽管の更新から取り組むことが最善であると判断している。ただし、漏水が多発する管路に対応するための予算も計上していくとともに、システム化された管網図に細かく漏水等の記録を行い、早急な対応が必要な管路の把握に努めているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第32号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日、市長から議案第33号、議案第34号、議案第35号及び議案第36号、以上4件の追加議案が提出されました。ただいまの4件の議案を日程に追加し、それぞれ追加日程第2、第3、第4、第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第36号までの4

件を日程に追加し、それぞれ追加日程第2、第3、第4、第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程配布のため、暫く休憩します。

午後1時08分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（東 宏二君） 会議を再開します。

お諮りします。追加日程第2、議案第33号から、追加日程第5、議案第36号まで、以上4件については、会議規則第39条の第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第36号までの4件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審査することに決定しました。

追加日程第2 議案第33号 令和元年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（東 宏二君） 追加日程第2、議案第33号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第33号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

本案は令和元年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴う、保育対策総合支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第33号、令和元年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億6,006万6,000円を追加し、予算の総額を284億2,885万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の3ページをお開きください。付議案件説明資料は1ページでございます。

第2表の繰越明許費補正でございますが、繰越理由につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴う補正予算を今議会へ計上しておりますが、今後の事務執行及び

事業の性質上、年度内にその支出が完了しない見込みがあるため、放課後児童健全育成事業を140万円、保育対策総合支援事業を480万円、それぞれ追加して翌年度に繰り越して使用するものがございます。

次に、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入予算について御説明申し上げます。

補正予算書の6ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に係る地域子ども・子育て支援事業及び保育対策総合支援事業に伴い、1,005万円、6目、教育費国庫補助金は、学校臨時休業対策費として1万2,000円それぞれ計上しております。

7ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を1億5,000万円増額しております。

8ページになりますが、19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として4,000円増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の9ページ、付議案件説明資料は2ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、ふるさと納税によりいただいた寄附金を積み立てるため、積立金を1億5,000万円増額しております。

予算書の10ページになりますが、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による小学校の臨時休業に伴うファミリーサポートセンターの利用に係る経費として報償費を5万円、放課後児童クラブの臨時開設経費及び感染症拡大防止対策の経費として、委託料を460万円それぞれ計上しております。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

4目、保育所費は、保育所・認定こども園における、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経費を、「保育対策総合支援事業」として負担金、補助及び交付金に540万円計上しております。

予算書の11ページをお開きください。

10款、教育費、6項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、小・中学校の臨時休業に伴い処分した食材の経費を補助するため、負担金、補助及び交付金を1万6,000円計上しております。

以上が、補正予算（第8号）の内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回コロナウイルスの関係で皆さん大変な思いをされているわけですが、今回ここに放課後児童健全育成事業及び保育対策総合支援事業、これで現状どのように当局はつかんでおられて、誰一人として取り残さないというそういった視点が大事だろうと思うんですけど、その現状と国が示しているそれに乗っかって大丈夫ですよという担保が僕たちでいるんですか。

それと併せて二つ目に、放課後児童健全育成事業も、これ今学校が休校になっています。昼のニュース等々でもいろいろ文部科学省の指針、こういう基準ですよ、そういうもので感染症が発症していないところについては、そこの判断で順次開校といいますか、臨時休校を解いて学校を開いていいというふうに僕たちは理解しているんですが、急なことですけど、当局も教育委員会も含めて、そういったものについてどんな認識なのかお聞かせをいただきたい。

○福祉課長（北野 保君） まずこの対策についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、小学校が3月3日から25日まで休業ということになったことに伴いまして、午前中から開所運営する放課後児童クラブに対して財政支援がされるものでございます。現状といたしましては、4年生以下の児童を今受け入れることとしておりまして、3月4日の現状では、265名が利用されているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） それでは、学校の現状を簡単に御報告したいと思います。今、福祉課長からありましたように、3月3日から3月15日まで一応臨時休業という措置をとりまして、そしてその後引き続き3月16日から3月25日、春休みの前の日まで臨時休業という措置をとっております。後半の3月16日から3月25日につきましては、新たに学校が休業ということになりましたので、3月16日は午前中子供たちに登校してもらって、今後の生活の仕方とか、それから保護者への連絡をしたところです。それから3月25日が、ちょうど学校が終業式を迎えますので、その日も一応午前中は登校して終業式をきちんと終えて春休みを迎えるという体制をとっております。

今、議員からありましたように、春休み以降のことにつきましては、今日多分具体的に文科省の方が学校再開の基準というのを示すだろうと思っておりますが、私はその中身はまだ具体的に把握しておりませんが、学校再開の基準というのが明確に示されてあれば、私どもとしてその基準を参考にしながら、4月以降の学校再開についてはまた検討していかなければいけないのかなというふうに思っております。現時点では3月25日までは休業ということで措置をとっておりますので、新年度については、今日の学校再開の基準等を参考にしながら、また判断をしていきたいと思っております。

○19番（小園義行君） この放課後児童健全育成事業の関係でいきますと、今こういう数が示されたわけですが、今回の休業ですね、お母さんが見れないとか、休んだりいろいろあるんでしょう。それまで放課後児童健全育成事業を申し込んでいた数プラス新しく、どれぐらいの人が今回のこの放課後児童健全育成事業にお願いしますよというのが来たのか。そこについて、ちょっと耳が遠くてごめんなさいね、答弁あったのかもしれないけど、そこがちょっと入っていなかった

ものですから、ぜひそこについてはお願いをします。

もう一つの学校の方に関しては、子供たちは1か月以上という格好に今なるわけですね、そこに保護者がいる家庭はいいけれども、4年生を長子にした子供たちだけである家庭となると、勢いですよ、ゲームに集中したりいろんなそういうこと等で新学期に向けての学校に登校したくないとか、大変そういった心配もするわけですね。そこらについては、ぜひ指針、今教育長がおっしゃったように昼のニュースだけです。できるだけ学校を開放すべきだろうと思います。今回のことで私自身もちょっと自分の意見を言うといかんわけですが、学校は、勉強するところだと私たち古い人間は思っていたわけなんです。それだけではないんですよ。実際に学校が果たす役割というのは、私も孫を4人ほど連日見えていますけど、本当に改めて認識したようなことです。今回のことですね。学校は勉強するだけのところじゃないと。本当にそれ以外のことの方が大変多く学校が果たしている役割というのは、そういったものについてもきちんと認識が、当然専門家ですのでされていると思うんですけど、こんな長期の、しかも夏休みとかじゃない中でこのこういうものに対しては、今回どういった教訓を引き出そうとされているのだろうという、ちょっとその思いがあって、この後のことについて、学校としてのですね、そこらについてを少しお願いします。

○福祉課長（北野 保君） 現在の登録者数でございますけれども、619名の児童が登録をされているところでございます。先ほどその登録者の方で265名の利用があったということでございます。新たな登録者というのはございませんで、登録していない方については、学校での預かりで対応したということでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。今回のこの学校の臨時休業というのは突然でしたので、私ども戸惑う部分がいっぱいありまして、その中で一番懸念したのが、一つは子供たちの居場所をどう確保していくのか、つまり学童に行っていない子供たちをどうしていくのかということで、一応学校の方が受け入れましょうという、そういう体制をとりました。それから二つ目に、子供たちが学習を全て終わらない中で臨時休業になっていますので、この終わらなかった勉強をこの後どうフォローしていくのかということ。そして三つ目が、今議員が言われましたように、子供たちが一日おうちの中で過ごすということで、当初文科省の方は、できるだけ外出を控えておうちの中で過ごすという指針を出したんですけど、様々なストレスとか運動不足、そういうことが指摘されまして、文科省の方から再度私どもの方に通知がきまして、できるだけ子供たちが外に出る公園とかジョギングとか縄跳びとか、そういうことをして運動不足がないように、ストレスがないようにという指示がありましたので、16日以降は子供たちに対しては外で遊んだり、それから公園に行ったりをそういうことについては大丈夫ですよという指示をしておりますので、このことについては16日以降は子供たちは外に出て、人混みではなくてそういう遊びの中で子供たちがストレスが解消できるようにというような対応をとるようにしておりますので、今、子供たちは家の中に閉じこもっている状況ではなくて、外で遊んだりという光景は見られると思います。

今後私どもが懸念しているのは、今、議員が言われましたように、一日親がいないところで多分ゲームとかそういうものに夢中になったりとか、それから昼夜逆転とかそういう状況も見られるんだらうと思いますので、新年度以降の一番の懸念は、子供たちがスムーズに新年度を迎えられるような状況を作らなければいけないということです。この16日以降も学校に対しては子供たちの生活指導、それから訪問指導、それから保護者への連絡、そういうことをまめにとっていただいて、少しでも子供たちが新年度スムーズなスタートが切れるような状況を作りましょうということで学校の方には指導をしておりますので、学校としてはそういう体制で今取り組みを進めていますので、まだまだ不十分なところがあるのかもしれませんが、とにかく一番懸念しているのは、ゲームの問題とか生活リズムが乱れている状況とか、そういうところをいかに4月以降私どもは解決していかなければいけないのかというのは非常に大きな課題として今私も捉えております。

○19番（小園義行君） 最後です。今回この繰越明許費補正になっているわけですが、今の状況が4月以降も続くとなったときに、国はそれに対してもきちんとした放課後児童健全育成事業とか保育のそういったものも、ちゃんと大丈夫だよというものは届いているんでしょうね。

○福祉課長（北野 保君） 現在の段階では、この補正以外にはまだ来年度につきましての対応というのは、はっきりしたものは出てきていないんですけども、そういったものができ次第、また対応したいというふうには考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 今、小園議員の方からも少し質疑がありましたけれども、この放課後児童健全育成事業ということで、市内にもこの放課後児童クラブをそれぞれの園が対応していただいているわけですが、国の指針と違って働く親御さんたちから見たときに、高学年の預かりということも実際は現場的には求められていて、そういった対応がなされている放課後児童クラブ等もありますから、そこらの現状を福祉課の方でどのように捉えているのかお示しをいただきたい。

それともう一つ、教育長の方には、いわゆる子供の居場所づくりという観点から見たときに、先ほどの答弁でもありましたけれど、そういった公園であるとか、ストレスを解消するために外で運動をするとか、そういう方向が求められるようになってきたのは十分理解しますが、そういった居場所づくりを進めていく上での、この見守り体制というものに対して、しっかり取り組んでいかないと新たな事故を生む可能性もありますので、そこらはどうなっているのかをお示しをいただきたいと思います。

○福祉課長（北野 保君） 現在、4年生以下の児童について受け入れを行っておりますが、5、6年生については、任意で各児童クラブで受け入れている状況も若干はあるようでございますけれども、基本方針といたしましては、4年生以下を受け入れるということでお願いしております。

数字につきましては、また確認をして御報告したいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 子供たちが外で自由に遊べるような状況を作ってもいいよというようなことで、今私はお話をしましたけれども、そうしますと、子供たちが外でいろいろなところ

に行って遊ぶ機会というのは増えてくると思いますが、今、議員が言われましたように、確かに子供たちが外で遊ぶということについての見守り体制というのが十分できているとは言えないと思います。そういうことでいいますと、やはり家庭の連絡とか、学校によっては定期的に家庭訪問をしたりしているところもあつたりしますので、そこら辺の指導というのは、再度また学校の方にしていきたいなど、そういうふうに思っております。

○議長（東 宏二君） 答弁準備のため、暫く休憩いたします。



午後 1 時 30 分 休憩

午後 1 時 33 分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開します。

○福祉課長（北野 保君） 大変お待たせいたしました。現在、令和 2 年 4 月時点での 5、6 年生の数でございますけれども、34 名いらっしゃいますけれども、現在 5、6 年生については、対応としては受け入れないという対応をしているんですが、任意で各児童クラブの方で受け入れているケースがあるようでございますけれども、人数については把握をしていないところでございます。

○15 番（小野広嗣君） そのことがあって質疑しているわけですが、いわゆる働く親御さんたちにとって 5 年生、6 年生であれば安心かなという国の方針もあるんでしょうけれども、親御さんにとってはやはり 5 年生、6 年生も預かってほしいという思いがあって、そこを任意でされているところもありますけれども、やはりそういったところに児童クラブごとに違いがあったら、いろんな話が伝わっていくわけです。あそこはやっている、ここは受け入れていないとか。そういう意味では、かたくなに市が 4 年生までと捉えるのではなくて、そういった指導をするのではなくて、そこは柔軟に対応していただければいいという方向で、やはり連携を取ってほしいという思いがあって、この質疑をしているんですが、どうなんでしょうか。

○福祉課長（北野 保君） 春休み以降につきましては、1 年生から 6 年生まで受け入れるという体制でいくということで方針が決まっているんですけれども、今、休業中につきましては、再度また検討していきたいと考えております。

○市長（下平晴行君） 今回の新型コロナウイルスの対策として、国の方もいわゆる分散してこうと。そういう観点から 1 か所に集中させないということも含めて、5、6 年生だったらしっかり自分のことはできるんだというような観点から、そういうふうになったと理解しているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○11 番（西江園 明君） ちょっと今の福祉課の所管のことですけれども、放課後児童育成事業の方は、事業予算の内訳なんですけど、委託料ですよ。同じ補助金でありますけど、片方は負担金、補助及び交付金で計上されていますけど、この違いは何だったのか。放課後児童クラブの委託という関係かというのが 1 点。

次が、放課後児童育成事業については、事業費460万円に対して140万円を繰越し、明許繰越をしておりますけれども、この根拠は何か。片方は540万円に対して480万円を繰越していますけれども、この根拠。

それと、この報償費として謝礼金5万円が計上してありますけど、この内訳をちょっとお聞きいたします。

○福祉課長（北野 保君） まず放課後児童クラブの委託料でございますけれども、現在放課後児童健全育成事業につきましては、各事業者へ委託をしておりますので、その委託料へ上乘せして交付するという事で委託料に計上しております。保育園の方には補助金で出すということで内容が違っております。

算定の基礎でございますけれども、まず、放課後児童健全育成事業の方でございますが、1支援単位の1日当たり3万200円を上限に支援されるものでございますけれども、これにつきましては、人件費に係る費用でございます。それとはまた別途コロナ対策ということで、消耗品等の購入に対しての支援が受けられるものでございます。それらにつきましては、各児童クラブに聞き取り調査を行いまして、必要な人件費、そしてまた消耗品等の金額を出しまして、押しなべて1支援当たり20万円というふうに試算をしたところでございます。

大きな内訳につきましては、人件費が290万円、これにつきましては繰り越しはできない内容になっております。あとマスク等の対策費、消耗品等でございますけれども、こちらの方が170万円を計上しているところでございます。そのうちの140万円を繰り越すということで、30万円につきましてはもう現時点で購入済み、そしてまた発注済みのものでございます。

あと保育対策総合事業の方につきましては、マスクや消毒液、空気清浄器などを購入する経費として計上してあるものでございます。補助の上限額につきましては、1施設に対して50万円となっておりますが、各施設に必要量、また購入見込みの聞き取り調査をいたしまして、算定した結果、1施設当たり30万円の18園で540万円の計上となったところであります。

あとファミリーサポート事業の5万円の積算でございますけれども、ファミリーサポートセンター事業実施要綱で1時間当たり500円の費用を負担するよう規定されているところでございます。その費用負担の部分を補助しようということで、その金額の基礎といたしまして、1日10時間、10人分を計上したところでございます。

○11番（西江園 明君） 今、この謝礼金はもう3月まで10日ぐらいしかないけど、この間で処理できると、繰越しではなくて処理できるということですね。その確認と、先ほど説明がありました1事業所当たり20万円とか30万円という定額になっておりますけど、これはその規模によらずに例えば施設の大小に関わらず、定員が多いとかいろいろありますけど、もう一律というふうに理解していいんですか。

○福祉課長（北野 保君） ファミリーサポート事業につきましては、休校中の対応で25日までの対策となっておりますので、それに対応した予算組みというふうになっております。

これにつきましては、今押しなべて算定をさせていただいておりますけれども、施設ごとに金

額は変わってくるということになります。それぞれ希望量を聞いておりますので、その量に従って金額の方は施設ごとに違ってまいります。ただ、上限額というのが1施設50万円というのがございますので、それ以内でというふうになっております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

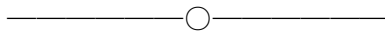
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定しました。



追加日程第3 議案第34号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（東 宏二君） 追加日程第3、議案第34号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第34号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を563万円増額するものであります。

4ページをお開きください。

歳出の予備費は、563万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

追加日程第4 議案第35号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（東 宏二君） 追加日程第4、議案第35号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第35号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億213万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、普通徴収保険料の現年度分を250万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を250万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

追加日程第5 議案第36号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 追加日程第5、議案第36号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第36号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、商工業振興資金新型コロナウイルス対策利子補給補助事業及び新型コロナウイルス予防対策事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第36号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1,989万6,000円を追加し、予算の総額を255億3,489万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入予算について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1,989万6,000円増額しております。

次に、歳出予算について、御説明申し上げます。

予算書の6ページ、付議案件資料の6ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、本庁、各支所等公共施設利用者及び保健課で実施する各種事業における、事業参加者等の感染症予防を図るため、新型コロナウイルス予防対策事業を989万6,000円計上しております。

予算書の7ページになりますが、7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内商工業者を対象に、早期に経営の安定を図ることを目的とし、国や県の対応策とも連携した緊急措置の利子補給補助金を交付する商工業振興資金新型コロナウイルス対策利子補給補助事業に係る負担金、補助及び交付金を1,000万円計上

しております。

以上が、補正予算（第1号）の内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この各支所等公共施設利用者ということで、今回マスクとかそういうことですね。マスクはきちんと流通ができていないわけですけど、確保がちゃんとできるというものになっているんですかというのが一つです。それと、その下の商工業振興の利子補給ですけど、これは商工会に入っていないと駄目という理解をするわけなんですけど、商工会に入っていないでもいいよというものと、この商工業振興資金ということですけど、一次産業の農業をされている方々の影響も結構大きいと思うんですよ。そこについては、今回この一般財源でやられていますので、そういったものの議論はなかったのかというのを三つお願いします。

○財務課長（折田孝幸君） まず公共施設等、それから保健課関係の事業に対する、今回マスク、それから消毒液等についても御承知のとおり、今現在なかなか購入するのが難しいという状況ではございますが、現在のうちにこうやって予算で計上して入札、発注、直ちに入荷できるような状況にいち早くしておきたいということから、今回こういった形で予算をお願いするものであります。

その中で、全体的に多い量ですので、まだ入札の段階で、例えば3段階に分けるとか、箇所に分けるとか、そういった形で入荷しやすいような状態に持って行って、早い段階で購入していきたいというふうに考えております。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 商工業振興資金新型コロナウイルス対策利子補給補助事業につきましては、商工会会員以外でも商工会を経由すれば対象になる取り扱いをするようにしているところでございます。

それから業種については小規模事業者であれば、ここに示してある制度資金、三つの制度資金がありますが、これを活用できる方であれば対象としているところでございます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 野菜等が暖冬により価格低迷で推移しておりましたが、関係団体等、あと金融機関等に問い合わせをしたところ、そのような資金の融通について相談はないということでした。ただ、このことが長引きますと、次の段階でそういう対策も必要かなと今考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 分かりました。ただ、この商工業振興資金ですけど、窓口が商工会だと、課長の答弁で商工会に加入されていなくてもいいですよとなるけど、商工会に入っていない人は、やっぱり窓口が商工会だったらやりにくいですよ。基本、市の窓口でそういうこともできた方が親切だと思うんですよ。会員でないのに、「お前うるさいよ」と言われたら、私がどこかの会に属していないのに、そのことで文句を言うというのは何か変じゃないですか。できたらそういう形で困っておられるのは一緒ですから、ぜひ、窓口は当局、この行政の側でもよかったのかな

と思いますけど、そこについては商工会に加入していない人が悪いわけではないわけで、そこについての申請の仕方ですね、そこについてはちょっと配慮があった方が良かったのかなという気がして、商工会に入っていない方も大丈夫ですということですので、それは安心しているわけです。申請のルートですね、そこについては少し配慮があっても良かったのかなと思うんですが、いかがですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今回の手続きにつきましては、商工会と金融機関等々で事前に書類審査等、そういった情報交換等を行って、市役所の方に申請書を提出していただくようになっている関係で、そのように商工会を窓口をしたところですが、今でもそういったひっ迫されている事業者の方々からは、行政の方にも問い合わせが少々きている部分もありますので、そういったところについては、我々行政が窓口になって商工会と連携して金融機関の紹介とか、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第21 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第21、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） それでは皆様、こんにちは。まず質問の冒頭に当たりまして、今般の新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々や御遺族に、心よりお悔やみを申し上げます。まさに国難と言っても過言ではない状況になってきておりますが、一日も早い収束を願いながら、一般質問に入らせていただきたいと思います。

それでははじめに施政方針に関連して3点質問をいたします。

一つ目は「顧客満足度志向」についてであります。市長の施政方針には、行政運営の効率化と市民サービスのさらなる向上を目指して四つの行政経営指針が示されております。その中の一つである先手管理については、昨年3月の定例会でお聞きしておりますので、今回は顧客満足度志

向についての基本的な考え方と、今後具体的にどのように取り組まれていくのか伺いたいと思います。

次に、災害発生時等の情報共有について質問いたします。昨年、大規模震災、大規模水害また大規模風害と想定を超える災害が頻発しております。施政方針には、防災・減災対策については、大規模自然災害に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する総合的な取り組みを進めるため、「志布志市国土強靱化地域計画」に基づき、強靱なまちづくりを目指すとありますが、一方でソフト面対策も重要であります。大規模災害に対して現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断のもとで適切に対応することが重要であります。そこで、地域住民の生命を守るための災害発生時等の情報共有の在り方についてお尋ねをいたします。

次に、学校ICT環境の整備について質問をいたします。施政方針には、児童生徒1人1台の学習端末の配備や高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備等を目指し、計画的なICT環境の整備に取り組むとありますが、昨年12月、文部科学省は、GIGAスクール構想として学校ICT環境の抜本的な改善とICTを効果的に活用した多様な子供たちを誰一人残すことのない、後世に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出し、補正予算を計上しております。この国からの財政支援を最大限に活用しながら、ICT環境の整備を更に加速していくべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、職員の働き方改革の観点から2点質問をいたします。昨年4月より働き方改革推進関連法が一部施行され、長時間労働の是正、労働安全衛生法に定められた「健康管理」の基準により、働きやすく働きがいのある職場が期待されております。本市も職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現と、多様な働き方を可能とする職場づくりを進め、将来にわたりより良い市民サービスを安定的に提供していくことを目指すべきではないかと思いますが、そこで、本市職員の働き方改革に対する基本的な考え方についてお考えを伺いたいと思います。

次に、教員の働き方改革について質問いたします。施政方針には、教員の長時間勤務を解消し、教育の質の維持向上を図るための具体的解決策の一つとして、統合型校務支援システムを全ての学校に導入して、業務の効率化を図るとあります。これまでも教員の多忙な実態の解消に向けた取り組みについては、質問をさせていただきましたが、今回は国の働き方改革関連法の一部施行以降の教員の働き方改革に向けた、本市の現在の取り組み状況について伺いたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、施政方針のうち、顧客満足度志向についてでございますが、行政運営の効率化と市民サービスの向上につきましては、「顧客満足度志向」、「オンリーワン」、「成果主義」、「先手管理」の四つの行政経営指針を掲げて取り組んでいるところでございます。

その中で顧客満足度志向につきましては、職員一人ひとりが市役所は市内最大の行政サービス企業ということを認識することが基本であるというふうに考えております。

御質問の顧客満足度志向を測る指標としましては、第二次総合振興計画策定時に、市民意識調査を実施しておりましたが、令和元年度が3年目の中間年となったところから今年度初めて市民

満足度調査として抽出によるアンケート調査を実施したところでございます。

その内容につきましては、住みやすさなどまちづくりにおける満足度と重要度を七つの分野に分けて調査を行いましたので、その市民意識調査結果を分析し、重要度が高く満足度の低い項目等については、更なる改善を行ってまいります。

また、ふれあい移動市長室や市長への便りなどを通じて、私自身が市民の皆様の意見をお伺いし、職員に周知すべき内容については課長会を通じて、全職員が共有する体制を構築しているところであります。

今後も常に市民目線を心掛け、積極的に市民の声に耳を傾ける現場主義を実践してまいりたいと考えております。

次に、災害発生時の情報共有についてでございますが、災害発生時においては、刻一刻と変化する状況について、その情報を的確に把握し、提供、共有することが重要であると考えております。この情報というのは、災害対応する行政機関などだけでなく、自らが命を守る行動に移せるよう市民に対してもしっかりと提供をしなければならないものであります。本市におきましても、災害時における情報は逐一発信しているところでございますが、より一層充実が図れるよう、今後も調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、学校ICT環境の整備についてでございますが、GIGAスクール構想は、国が全国一律の学校ICT環境整備に向けて打ち出した施策で、子供たち一人ひとりに応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備と、令和5年度までの全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれコンピューター端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すものであります。本市におきましては、これまでも情報供給に関する取り組みを進めてきておりますが、今後もGIGAスクール構想の実現に向け、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない後世に個別最適化された学びを学校現場で実現するため、国のロードマップを参考にし、また国の財政支援も活用しながら、ICT環境の整備を更に進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の働き方改革についてでございますが、平成31年3月議会において、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決していただき、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の改正を行い、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めたところでございます。市役所におきましては、昨年の2月に各課、事務局において、時間外勤務の抑制について検討を行い、昨年の4月と8月に、課長、事務局長で組織する働き方改革検討委員会を開催し、働き方改革に関わる指針を定めたところでございます。

また、ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、令和2年度から令和6年度までの計画となる志布志市特定事業主行動計画を改定したところでございます。職員の健康保持・増進及びワーク・ライフ・バランスを図ることが心身のリフレッシュを促進し、結果として職員の士気を高め、公務能率を向上させることにつながり、ひいては市民サービスの向上につながると考えております。今後も働き方改革検討委員会を定期的で開催し、様々な立場の職員の意見を

吸い上げながら、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを更に推し進め、魅力ある職場づくりに努めることによって、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） まず最初に、災害発生時等の情報共有についてお答えいたします。小野議員のおっしゃるソフト面の対策の充実については、オンラインで即時に災害状況を把握したり、避難が長期化する際に情報共有したりするためにも、今後充実する必要があると認識しております。学校や公民館などの避難所において、災害状況をモニターで確認したり、インターネットで情報を収集したりするシステムの構築については、先進的な取り組みを参考にしながら、構築する上での諸問題も含めて情報収集し、研究していきたいと考えております。教育委員会所管では、1次開設避難場所として9小学校、6条例公民館、文化会館等の5施設、2次開設避難場所として10小中学校、3体育施設が設定されていることから、今後長期避難を想定した避難場所における情報共有等の充実を推進する必要があると考えており、緊急時に対応できる施設の整備に市長部局と連携して取り組んでまいりたいと思います。

次に学校のICT環境の整備についてでございます。GIGAスクール構想の実現に向けた具体的な整備内容についてお答えいたします。現在、各学校におきましては、全ての教室でインターネットがつながり、データや画像のやり取りができるネットワーク環境となっておりますが、今後児童生徒1人1台の端末を整備していき、十分活用していくため端末が増えてもきちんとつながる環境を整えるため、校内LAN整備についての補正予算を議決いただきました。また、端末を収納する充電保管庫、いわゆる電源キャビネットの各教室等への設置。そして電源キャビネット設置により、電圧に不足が生じた場合の電気容量増設工事についても予算措置されております。教育委員会といたしましては、今後児童生徒1人1台のタブレット端末整備に向けて、市長部局と協議しながら進めていきたいと考えております。

次に、職員の働き方改革、特に教員の働き方改革についてでございます。全国的に教員の長時間勤務の実態が問題となっている中で、本市の教職員についても同様の課題がございます。そこで、今回具体的解決策の一つとして本市において統合型校務支援システムを全ての学校に導入するため、3月議会予算案に計上しているところでございます。統合型校務支援システムを導入することにより、学籍管理や成績処理、通知表、指導要録、中学校においては調査書等のデータを一元管理し、集計を自動化することにより、効率的に作成することができます。そのことにより、事務処理にかかる時間の縮減が図られ、教職員の負担軽減につながり、先生方が子供たちと向き合う時間を増やすことができると考えております。また、来年度実施予定の情報教育担当者会や夏季休業中に実施する研修会を統合型校務支援システムの講習に特化して行う予定としております。

今後とも各学校が充実した教育活動が行われるよう、教育委員会として、学校、教職員の業務改善に努めてまいります。

○15番（小野広嗣君） それでは、市長の述べられた施政方針に沿って、3点通告いたしておりますので、順次一問一答で行ってまいりたいと思います。

まず、この顧客満足度志向でございます。当然、先ほど市長も述べられたように、市民を顧客として捉える、そうした場合この市役所がいわゆる市内最大のサービス産業の拠点になるわけですね。そうしたときにその拠点でどういったサービスを顧客である市民に提供できるのか。これが経営の中心に据えられた考え方であろうと思います。であれば、それはそのまま「下平イズム」と言ってもいいと思いますね。そういった考え方をどう全庁的にマネジメント体制を構築していくのか。これが一番大事なかなと思うんですが、どう考えていらっしゃるのでしょうか。お答えをください。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほど申しましたように市内最大の行政サービス企業であると。企業というのは、製品とか物を造るのが任務ではなくて、お客様をいかに大事にしていかないと成り立っていかないのかという、これが基本であろうと思います。この企業という名称を付けたのは、やはり行政にいる我々は、いわゆる営利を目的としない事業を展開しているわけですが、そのことを企業であればこんなふうにしてやっていかないと成り立たないと。市役所は、市民がいらっしゃるから市役所はあるんだ、そこで働かせていただいているんだという考え方、気持ちをもって、市民の皆さんに接する。そのことが基本ではないかなというふうに考えて、「行政サービス企業」という言い方をしているということでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長も職員を経験されていますので、私も今の答弁をよく理解できるわけですが、まさしく「市役所は市民の役に立つところ」とずっと言われてきた、その拠点でなければならない。そういった企業でなければならない。それが本当にこの顧客満足、市民満足を高めるための最初のステップである。ステップであるとともに最重要課題でもあるというふうに思うわけですね。そうした場合、市長も職員でありましたので、よく苦情等も当時聞かれたりしていたと思うんですが、だんだんその質も高まってきていると思うんですが、やはり市民が満足度を感じるというのは、その最前線にいるのは公務員である職員だと思うんですね。その職員の接し方いかんによって満足度は左右される。俗に言いますけれども、やはり迅速な対応とか的確な対応、これは当然大事ですけれども、やはりそこに言葉遣いが荒かったり、不親切であったりすると嫌な思いをされる。逆に親切さが表に出てくると、市役所に対するイメージも上がってくる。これは正規職員だけではなくて、臨時職員の皆様あるいは指定管理者の皆様、市民の側から見ればどなたが正規職員か、臨時職員なのか分かりません。だから、相対的に役所に関わる仕事をしている方にとっては、親切に市民に接していくということが一番大事なかなというふうに思います。これは市長も同じ考え方だろうと思います。そういった意味では、やはり職員のホスピタリティという言葉があるんですね。これはおもてなしをする心、思いやりを持つ心というふうにも訳されるんですが、このことをどれだけ全庁挙げて、全職員が理解をし、高めていくのか。それによって市民満足度というのは上がっていくかなと思うんですが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員もおっしゃいましたように、私はまずは挨拶、態度、笑顔そして言葉、この四つが基本であろうというふうに思います。これは課長のヒアリングをするときにも、この四つで私は職員を評価しているんだということで、これは、自分の考え方なんですが、その

中に私は市民に与えたいことという、これをもじって挨拶、態度、笑顔、多様、一生懸命、言葉、そして永久（とわ）ですね、老人とかお年寄りというとあれですけど、いわゆる先輩たちを大事にするというこの七つの表現をできれば使っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） よく分かります。先ほどの答弁の中にもあって少し市長触れられてそうだなと思ったんですけど、どうしても役所の仕事というのは、今は大分変わりました。昔はおかみ仕事とか、上から目線で市民に対してしてやっているという意識がありましたね。今回市長が言われているこの顧客満足というのは、真っ向から違う、いい意味で真っ向から違う姿勢だなというふうに思うんです。そういう意味からみればおもてなしの心、思いやりを持つ心、こういったものをどう育成していくのかということ。その中に先ほど市長が言われた七つの視点というのも当然含まれてくるわけですけども、やはりこのおもてなしの力、これを向上させるためのセミナー等々も接遇関係で勉強されていると思いますけれども、しっかりやっていく。そして進んでいるところというのは笑顔のためのトレーニングだとか、立ち居振る舞いのための実践講座等を職員が何回となく学んでいく。その繰り返しによって市民の反応が良くなって、すごく評価が高まっているということをやっていますので、もう一步踏み込んで、そういったところまでのトレーニングをやっていくべきではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、これは職員が市民に対して、本当に寄り添って対応していくと、挨拶なり声掛けをして対応していく、そういうこと等を含めてそういう研修等、今おっしゃった挨拶の仕方、あるいは笑顔、よく顎を上げるとか、いろんな研修もあるようですが、そういうふうに自分がどういう状況で市民に接しているのか等々も含めて、そういう研修を重ねて市民のための対応をしていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 正しい笑顔のトレーニングであるとか、先ほど申しあげました立ち居振る舞い、一つ一つの挙動、言葉遣い、すごく大事なんですね。そのためには、おもてなし講座とか、そういった研修をしっかり身に付けていっていただきたいなというふうに思って、その音頭をとっていただければと思います。

あと、特に住民とのインターフェイスという観点から考えていった場合は、やはり窓口というのはすごく大事で、窓口に対する評価とかあるいは電話対応の評価だとか様々あります。そうした場合、やはり市民に向けて一番のサービスになっていくだろうというのは様々あるんですけども、やはりこのワンストップの窓口というのは大事です。そして土曜・日曜、特に日曜日までとは言いませんけど、土曜日の開庁をすとかですね、そしてできればコールセンター等も今後のこととして配置をしていく。そうすると市民の要望というものをしっかり受け止められる体制ができるんじゃないかと思いますが、直近ですぐできるとはなかなか言えないとは思いますが、このワンストップ窓口のことは、これまでも前本田市長体制のときからもずっと申し上げてきております。そこに対する市長の今の思いで結構ですので、お答えをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 今後、市の組織体制について、共通する分野の連携や課単位での再編についての検討を進めていく中で取り組みを考えております。その際にワンストップの総合窓口の配置を含め、どのような対応が可能なのか。あるところでは、庁舎そのものを向き合った円形の施設づくりをしている市もございますので、いわゆるそのフロアの正面に福祉課があり、保健課があり、市民環境課がありという、そういうものが将来は必要になってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 一つ、なぜこういう質問をしているのかというと、本庁機能が来年1月1日で移動しますね。そうした場合に新しくスタートを切るためにも、そういったワンストップ窓口、様々な形態があります。1人で対応できるようなスーパーマン型もあれば、様々な職員がそこへ集ってくる銀行型とか、いろいろやり方はあるんですよ。今言われたようにフロア革命もあります。そういったものをしっかり検討を重ねながら来年の1月1日から本庁、あるいは松山支所でも有明支所でも同時にそういった体制を組んでいけるようにしていただければなという思いで、こういった質問をさせていただいておりますけれども、今パソコンを活用されている自治体もあって、市民はたらい回しにされるのがすごく嫌ですよ。例えば市民環境課で受けて、担当業務以外の状況なんかもそこで連絡票みたいにしてパソコンに打ち込んでいく。そうするとどこが対応するのかというのもすぐ分かるし、そこまで案内をしていくと、そこにはその情報がもう入っていますので、わざわざ市民が二度も三度も同じことを言わなくてもいいわけですよ。そういった苦情等もありますので、できるところからでも始めていっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、おっしゃいますように介護、子育てなど複数の悩みを抱えた市民の相談に、包括的に対応する窓口の設置に向けた検討をしているところでございます。

現在は部門ごとに相談窓口が異なっており、またそれぞれ相談員を配置して、1か所で包括的に相談できることでのいわゆる市民の皆さんにとってのそういう相談しやすい環境づくりができないのか。それから相談者の状況に即したそういうきめ細やかな対応が可能となるようにできないのかということも含めて、設置場所等々についてもこれから検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） その際ですよ、先ほど市長が7番目に言われました高齢者、お年寄り、超高齢社会に入って高齢者への対応、この接遇の在り方、本当に親切、分かりやすい表示、様々ありますよね。そこへ今度は妊婦の方々もみえたりもする、いわゆる障害を持たれた方も来る、手続きで各窓口を回るようなことが困難な方々もおられる、そういった方々に対する対応の在り方をしっかりと検討し、フロア革命もしていく。そしてもう一方では、今言われました相談体制等もしっかりやって、すごくプライバシーがうるさく言われるところですので、相談室を設けたり、ちょっと仕切りを増やしていくとか、そういったできる工夫をしっかりとやりながら、最終的には先ほど申し上げましたコールセンター的な対応とか、あるいはワンストップサービスとか、そういったところまでつながっていければありがたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 特にお年寄りの方、あるいは赤ちゃんを抱えながら市民の方々がそれぞれ回るのではなくて、やはり職員が駆け付けて対応できるような取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今市長が申されたような取り組みをやっている自治体も数多く増えてきておりますので、ぜひ当面はそういった対応でしのぎながら、より良い方向を目指していただければと思います。

あと少し角度を変えながら、今度は市長の観点ですね。市長も移動市長室であるとか、様々な機会で市民の声を聞いてくださっております。そういった場合に、市民から挙がったそういった声をしっかり文書として回答を全てにおいてしていく。これが大事だと思います。そして、いわゆるアカンタビリティ、情報をしっかり共有していく、説明責任を果たしていく、このことをしっかり文書化して市民に返すと、市民は満足するわけです。そしてそういった文書化をすることによって、それを作り上げていく職員の能力も向上して、お互い様なんですね。その上で、そういった出来上がった文書、データをデータベース化する。市民からこのような相談、意見があった。それに対して市としてはこういった返し方をした、誰が返したのかと、そういったものをデータベース化して職員同士で情報共有をしているような場面で活用すると。これはまだ本市では弱いと思いますので、そこを少し力を入れてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在では、回答が必要な場合は各担当課で文書等によって回答をしているところがございますが、これまでおっしゃいますように共有化はしておりません。そういう市のサービス向上を高めるためには、やはり共有した職員が、一緒になって対応していくというような取り組みをしていかなきゃいけないだろうというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひそういった方向で進めていただければと思います。

あと先ほど市長も申されましたように、総合振興計画に当たって住民意識調査というのも3年前にやっているんですね。そして直近では昨年後半といいますか、いわゆる言葉を換えれば市民満足度調査みたいな形で進めていらっしゃるのか、それがもうしばらくすると私たちの手元にも届くことになるんだろうというふうに思うわけですが、少し僕がその中で気になるのは、やはり2,000名とか3,000名を抽出してアンケートとか意識調査をやりますね、今回は満足度調査みたいな。それで全てをカバーできるかというところではないですね。様々な形態の仕事、世代があったりする。そうしたときに少し無いなと思っているのは、志布志市にここ数年で移ってこられた方々が、志布志市に住んでどこが素晴らしいと感じていらっしゃるのか、あるいはここが少し足りないなと思っいらっしゃるのか、そういった声をやはりつぶさに聞くアンケートの在り方というのが一つ大事。もう一つが、市長も目を向け始めていただいていると思いますが、今回の施政方針でも高校生の声を聞くというのが出てきましたけれども、できれば、若い人の声をどう聞くのか、これは若い人というのは、もう生まれながらにして世界中とインターネットでつながっている世の中で生きています。デジタル人間です。そういった我々とは違うデジタル人間が思考する未来というのはどういう未来なのか。そういったものをしっかり押さえられるよう

なアンケート調査、これをしていくことによって、こういった人たちが帰ってくる、あるいはそのまま志布志市に住んでいく。そういったまちづくりにつながると思うんですが、この2点お答えをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 1点目の志布志市の良さ、いいところ悪いところ、そういうところのアンケートの取り方というのは、これは、この前東京都から東京新聞記者の方がお見えになって、岳野山を見て、これは日本全国でも素晴らしいと、そういうことも含めてよそ者、若者、ばか者じゃないけど、よその人たちは、やはりそういう我々が見る目と全然視点が違うんだなというふうに感じたところでございます。そういう面も含めて、そのアンケート調査もしてまいりたいと思います。

若者も含めてですが、やはり若い人たちの視点で志布志市をどう見ているのか。特に今志布志市は港、道路等の整備が進んでいるわけでありますが、例えば私も子育て支援、どういうものを求めているのか、そこ辺もすごく大事なことじゃないかなと思っておりますので、相対的にはそういうことも含めてアンケートの調査を実施できればというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） こういった満足度調査といいますか、意識調査に関してはもう少し精度を上げて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。あとこの利用者、市民満足度ということであれば、例えば顧客という立場で商品を買うに行く、あるいはそのお店に行って何となく対応が悪ければ、他の店に行きますね。そこでサービスを受けます。ただ、市役所で受けるサービスというのは、そこでのサービスが、あるいは対応が気に入らないからといって、鹿屋市に行くわけでもないし、鹿児島市でサービスを受けるわけでもないわけですね。何を言いたいかというと、当然そのことは市長もお分かりだと思いますが、もっと言えば市民にとって選択肢が少なくなってくるこの公の施設、指定管理者等にお任せしているこの施設、ここを嫌だと言っても他の施設を利用するわけにはいかないです。僕なんかのところにも、やはり指定管理者の対応がかなり悪かったということで、何とかきつく言ってもらえないかとか、いろんな苦情が届くんですね。そういった意味では、ここへの視点というのはやはり市としてもしっかり目配せをしながら、どういったサービスを提供することが市民にとって満足になるのか、どういった対応が大事なのか、そういったことも含めて指定管理者の側にもしっかりそういった声を届けていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 大まかに指定管理者には基本的な2点がございまして、その地域のニーズにどう対応できているのか。もう一つは予算の削減がどうかということも含めてなんですが、やはりこの指定管理者を請け負っている業者というのは、私どもが対応しているという考え方で、市民の皆さんに対応していかなければいけないというふうに考えておりますので、そこ辺の指定管理者の在り方を再認識して、市で経営しているんだと、職員が経営しているんだという考え方を持った取り組みをしてまいりたいというふうに考えているところです。

○15番（小野広嗣君） 市長がそういう理解ですので、十分納得ができるわけですけれども、やはり市民の方々というのは、公の施設を使う場合どうしても我々としては指定管理者に委託をし

ているということになるわけですが、市民はそういうふうには受け止めていないということがありますので、ぜひ徹底方をお願いしたいと思います。

この市役所が市民に顧客にサービスを提供するという、そのサービスの中身の一つ、財源の一つとしては、市民の税金によって賄っているわけですね。その税金がどのように使われて、どういふふうに事業化されて、そのことがどのように市民に還元されているのかということ、やはり見える化していくということが大事、こういったことは過去に何回となくこの場で質問をしているんですが、下平市長になってから初めてだと思いますので、そういった税金の使い道の見える化、これを冊子等でも出していますが、市民チャンネルであるとか動画等でもやってほしいと僕は何回もこれまでも言っているんですよ。税金の使い方。あとホームページ等も使って、情報公開を徹底してやっていただければ、こういうふうに分たちが納めた税金が有効に活用されているんだということが市民に伝わります。そのことが満足度を高めていくと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、分たちが納めている税金がどういう形で使われて、本当にしっかり投資されているのかどうか、これはそれぞれ市民の皆さんが思うことだと思います。そういうことを踏まえて市民の皆さんにしっかりした情報提供をしていかなければいけないと思いますので、その在り方については調査研究させていただきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 調査研究をしたいということですので、ぜひお願いをしたいと思います。あとちょっと提案なんです、市長、市役所庁舎内、さっきの公の施設ですけども、有線放送を通してBGMを流すと、そのことによって来客する市民がくつろげる。そして仕事をしている職員もリラックスできて仕事はかどる、そういう効果が今報告をされていて、全国の自治体でそういった流れが進みつつあるようでもあります。それを導入している自治体のアンケート調査を見ると、市民からは、「音楽がとても良く心が安らいだ」、「素晴らしい内容の音楽である」。職員からも、「プレッシャーが和らいだ」、「導入前と比べて市民からのクレームが減ったような気がする」、こういう声も上がっていて、今そういった流れが大きく前進をしているようがあります。旧志布志町でも少し流れていた時代があったなというふうに思っていますが、今それがないような気がしてなりませんので、ここへの取り組みをぜひお願いをしたいと思います、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、私もある商売をしていて、やはりリラックスできるのは、その音楽を聴くというのは大変重要なありがたい、あるいはストレスが取れたりということもありますので、そこは内部で十分協議をしてみたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 後でやりますけど、職員の働き方改革でもストレス解消、メンタルヘルスの面でも、すごく役立っているというデータも出ていますので、対応方をお願いしたいと思います。

この満足度に関して、最後に、これはいいニュースなわけですが、それこそ市長が先ほど満足度を高めていく中の骨子として、「住みよさ」というのも言いましたよね。この「住みよさラン

キング」というのを、いわゆる東洋経済新報社がずっと何十年もかけて毎年発表して、全国バージョンとか地区バージョンとか出しているんですね。そうした中に昨年度の2019年度九州・沖縄のトップ20、この中に志布志市が入っているんですね。トップ20の中の何位か御存じですか。県は後で言いますので。

○市長（下平晴行君） 県は分かるんですけど、トップ20はちょっと分かりません。

○15番（小野広嗣君） 県しか聞いていらっしゃらないと思いますが、九州・沖縄トップ20の中の6位なんです。そしてなんと鹿児島県では1位なんですね。で、意外と知られていない。職員の皆さんは結構知っていらっしゃる方がいると思いますが、管理職の方はいかがでしょうか。このことが去年発表されて以降、市民にも十分な広報とか、ホームページであるとかいろんな場面でこういったことをお伝えすると、こんなまちに我々は住んでいるんだということにつながるんですね。そして、そのことも今度志布志市内外にも伝えていくことが素晴らしい。全国総合ランキングトップ50には残念ながら入っておりませんが、惜しいところまで来ているんですね。ですからそういったことをしっかり市民に周知していただくのと、このことを、ランキングは公的統計を基に、それぞれの市が持つ都市力を、安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度という五つの観点から見たときに、志布志市が鹿児島県で1位、九州・沖縄で6位となりました。当然、この人口当たりの財政歳出額が31位、公園都市面積、そして水道料金とか様々で快適度が13位なんです。そして、子供の医療費助成、これが効いているんですね、1位なんです。トータルで五つの観点から見たときに、九州・沖縄で6位、鹿児島県で1位、全国的には50位を望める位置まで来ているんです。

そういった観点から見たときに、これを市民、市外に周知することと今の五つの観点、市長はさっき七つと言われました。それはそれで大事ですけど、この五つの観点をしっかり充実させることが住みよきランキングをアップさせていくのは、まず間違いないわけですので、そこをやっぱり注目して事業展開してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） やはり、そういうデータが出て、情報提供をやっていくことで、志布志市は「行ってみたいまち・住んでみたいまち」というふうにつながっていくんじゃないかなと思いますので、情報提供をしっかりしていきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 僕がすごく残念だったのは、これが昨年6月以降発表になって、6位である、あるいは鹿児島県で1位であるということが、そのまま周知されていなかった。これはすごく残念ではなかったなと思うものですから、これからでも間に合いますので、どんどんそのことを市内外に宣伝をしていっていただきたいというふうに思っております。そして、市長が掲げるこの市民満足度の向上のために、様々な施策の展開を図っていただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次、防災関係になると思いますが、災害が起こったときに現場の正確な情報をつかむというのはなかなか難しいわけですが、現在ではICTを活用して、その現場の状況を刻一刻と伝えるということが出来る体制が取られるようになってまいりました。そのことによって被害を

最小限に食い止めることができる。そういった意味ではこれからの災害対策、これはICTの利活用というのがすごく大事。様々な情報を市役所は市民に発信するんですが、最近特に市民にとって大事なものは、この災害情報、減災情報。言い換えれば命を守る情報と言ってもいいんでしょうね、それが必要。そのためにはICTの利活用というのがすごく求められてきているんですが、このことについての市長の御認識を伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは、やはり安全安心で住みやすいまちというのは、やはりそういう情報提供をしっかりとやることで、自分たちは守られているんだと、市民の皆さんが思うことでの安心につながっていくのではないかと思いますので、そういう情報提供をしっかりとやるということで、現在は、防災行政無線同報系による放送、それから安全安心メール、志布志市ホームページ、そして志布志市公式LINE、そういう情報提供を行っています。

○15番（小野広嗣君） 市長も今後のICTの利活用というのは必要だというのは十分御理解をされていると思いますので、少しでも国の政策として、地方自治体に係る内容のものを御紹介させていただきたいと思います。

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムというのがあるんですが、その中で基盤的防災情報流通ネットワークというものが開発されたんですね。これは、被害が想定される地域や被災した現場の様々な情報を迅速に整理し、電子地図上に表示するものであり、これは昨年から内閣府の防災担当が推進していきまして、この災害情報集約支援チームで本格的に運用が開始をされて、1年が経過をしております。内容について申し上げますと、この活用によって「刻々と変化する被害推定情報やインフラ被災推定情報を地図上に表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められる。避難所の避難者数、道路の通行止めの箇所、給水拠点などを同じ地図上に表示して、物資支援等の配布に際して、最適な巡回ルートを選定することができる。また、災害廃棄物の収集においても、緊急集積場、集積拠点の位置、一時保管場所、通行止め箇所等の情報を同一の地図上に表示することによって、スムーズな災害廃棄物の移動が可能になる」、簡単に言えば、そういったシステムであります。その中で、この災害時の被害を最小減に抑えるためにも、現場での的確な協力体制、情報の共有というのは大事なわけですが、その際に今申し上げましたような基盤的防災情報流通ネットワーク、ここの情報を本市がしっかりと共有するような防災情報システムを構築すべきではないかというのが質問の趣旨であります。どうお考えでしょうか。市長でも危機管理監でも結構でございます。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいました基盤的防災情報流通ネットワークといいますのは、今、議員が御紹介されたとおりということで認識をしております。市町村単位での接続ということで、このシステムの開発をいたしました防災科学技術研究所に直接問い合わせをしてみました。現在、府省庁間でそういう情報の共有を図るということで運用をされているようでございまして、今後市町村が接続するということになると、県を介しての接続ではないかということでおっしゃられたところ。現在、市町村は、鹿児島県の総合防災ネットワークで情報の共有を図ることとし

ておりますので、その県のシステムが接続されるタイミングになるのではないかというふうにお話をさせていただいたところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、管理監がおっしゃるとおりで、国がこういったシステムを作り上げ、そしてそれをにらんで県、市町村という流れになるわけですけれども、これがもう身近に迫ってきているわけですね。そういったことを認識した上で、それにしっかり対応していくためには、本市としての準備態勢が必要なんです。その意味で今回も質問をさせていただいているわけですが、さっきのシステムに私たちの地域の情報を的確に伝えていくためのシステムづくり、これがまず大事なわけですね。そうした場合、様々なシステムの構築というのが今後検討されなければいけません。当然今後地域防災計画等も含めていろんな議論がなされていくことだろうと思いますが、そういった中で、例えば災害が起こった場合に、厳しい災害現場にはなかなか人が近づけない。そういったときに一番役に立ってくるのは、最近ではドローンだと言われてますね。ドローンによって様々な情報を得る。そのドローンを消防署であるとか関係機関がしっかり備えて、その情報を得る体制を作っておかないと、先ほど僕が申し上げた国のシステムにはつなげない。だからその前段階の体制をしっかりしていけないといけないというのが一つ。もう一つは学校現場ですね。さっき言いましたように、公民館であるとか体育館であるとかそういったときの避難所。ここが長期化するときの情報の共有、ここをしっかりとクラウド化して電子掲示板等で情報を入力できるような体制を作っていると、その情報をさっき言ったシステムにつないでいくと、市民全体で情報共有ができる。もっと言えば県も情報を共有できる。そういった体制づくりが大事だということで、前段階の体制づくり対して、もうしっかり取り組むべきときに来ているというふうに思いますので、この点について市長と教育長と答弁求めたいと思います。

○市長（下平晴行君） ドローンについては、いわゆる被害状況を上空から捉えることができるということで、有効な情報手段の一つだというふうに考えております。導入についてはその費用等もありますが、情報収集が早急にできるということが大きな利点になるわけでありまして、そこは内部で十分研究をしてみたいというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の質問で情報の共有のことを言われておりますけれども、私は市民が避難するときの情報共有が一つ大事だろうと思いますし、それと併せて今度は避難してからの情報を市民がいかに共有できるかというのはすごく大事だと思います。先ほど議員が「情報というのは命を守ることにつながるんだ」ということを言われましたけれども、私も全く同感で、避難した人たちに情報が全くないということは非常に不安で、孤立してしまうだろうと、そういう思いがいたします。学校関係は一次避難場所、二次避難場所、そして公民館も一次避難場所であったり二次避難場所であるわけですけれども、そこにいかにいろんな情報を市民に提供できるのかというのはすごく大事なことだと思いますのでまだまだそのところは、先ほど言った大型のテレビみたいに、いつも新鮮な情報を市民に提供できる状況というのは、なかなかまだ難しいところがありますが、今後避けて通れないところだと思いますので、また、市長部局とも十分協議しながらできるだけ避難した人たちがたくさんの情報が得られるような環境づくりに向けて

は、努力をしていく必要があるだろうと、そういうふうと考えております。

○15番（小野広嗣君） 教育長、学校のホームページのクラウド化、これをやって情報の共有化を図っていくと、今話題になっている新型コロナウイルスであるとか、新型インフルエンザであるとか、そういった情報共有も学校と家庭、地域と共有ができるシステムになるんですよ。そういったところまで、多分まだ想像されていないと思いますけれども、そういったものは直前にできるシステムがあるんですね。そういったところもしっかり目配せをしながら、取り組んでいていただきたいと。

○教育長（和田幸一郎君） 学校のホームページは、それぞれこの学校も大体いろんな情報を発信しておりますけれども、今、議員が言われたそういう視点での情報発信というのはまだなされていないと思います。ちょうど今3月のこの時期というのは、異動の時期でございますので、私の方としては学校の情報は常に新鮮な情報を提供するよというということでお願いしております。結構ホームページは更新されていますけれども、今議員が言われたような形での情報というのは、多分まだできていないというふうに思いますので、そういう意味でも、また有効に使う一つの視点なのかなとそういうふう感じたところでございます。

○15番（小野広嗣君） あと、災害情報はいろんな形で市長が申し上げられたように、本市は発信をしていただいておりますけれども、それで十分に事足りているかという、そうでもない部分もあると思います。携帯端末で情報を得るとい時代にもなっていました。そういった時代状況でも携帯端末を持っていない方々もいっぱいいらっしゃいます。そういう意味では、防災無線であるとか様々ありますね。戸別受信機もあります。目でしっかり追うと、聞くだけでは流れていく。例えばテレビのデータ放送で、1チャンネルとか11チャンネルでいいでしょう。そういったところに合わせてテレビのリモコンのデータ放送のdボタンを押すと、市の防災情報がポンと流れるようなシステムを高齢者がテレビを見ながら今の災害状況を知ることができるというシステムも出来上がっていますので、こういったこともちょっと視野に入れていただきたいのが一つ、もう一つは避難所の開設が長期化するときに、大変な状況になるわけですが、そこでしっかり避難所にWi-Fiの設置を、これはすぐにでも取り組んでいただきたいと思いますが、この2点はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 1点目については、今おっしゃるようにそういう取り組みをしていくことでの安心というか、守られるわけですので、そのことについては十分内部で協議してまいりたいというふうに思います。

それからWi-FiについてもBTV株式会社によるサービス提供でほとんど市内全域での対応ができるようになっておりますが、まだそういう箇所もありますので、そこ辺も十分対応ができるような取り組みをしていかなきゃいけないということで協議をしてまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 今申し上げたことなどなどは、市の情報化計画の中にしっかり入っていますので、何もなしの中から僕は質問しているわけじゃありませんので、しっかりそれを追いな

ら、早めの実現に向けて取り組んでいただきたいと、一つ一つは申し上げられませんが、

あと、「マイ・タイムライン」という言い方が今はやってきているわけですが、これは台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対して一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするのか、あらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画を決める在り方を指しているわけですね。一人ひとりが災害を我がこととして受け止めなければ、市がいくら言ってもなかなかその体制づくりは難しい。そのことに対する「マイ・タイムライン」、これをしっかり市民に普及啓発をしていただきたい。そのための資料の入手先として「東京マイ・タイムライン」があるんですね。ネット上で検索していくと、しっかりそこから仕入れられるようになっていきますので、これを行政でも志布志市民に合わせたような形で作れるんじゃないかと思うものですから、この点に関して分かる方で、お答えをいただければと思います。

○危機管理監（河野穂積君） 「マイ・タイムライン」でございますけれども、詳細についてはまだ承知をしていないところではございますけれども、確におっしゃられましたように、各々、個人個人がどういった動きをするかというのを普段から決めておくことは非常に大事なことだと思っています。昨年ですか、「我が家の防災チェックシート」とか、また「早めの避難を心掛けましょう」というような散らしは各世帯にお配りをしたところではありますけれども、もう少しそこら辺りを発展をさせて、体制づくりができればなということは今思ったところでございます。

○15番（小野広嗣君） ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますと思いますが、この志布志市の情報化計画の中にもあるんですけれども、防災アプリというものをやっぱりしっかり作り上げていかなきゃいけないと思いますね。安心・安全メールとか、様々本市もありますけれども、いわゆるこのスマートフォンであるとか、タブレットを持つ方々がかなり増えてきている。これは外に持って出ますので、そうするとそのトップ画面の方に必ず防災のアイコンがあると、やはり意識的にこういった防災に対して注目をするというふうになるわけですね。操作性も優れているんです。やはり市が押さえるべき防災情報をしっかりまとめ上げて、市単独の防災アプリというものを作り上げていく。これは、すごく大事だと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの「マイ・タイムライン」も含めて、これはやはり一人ひとり自らが自分の命を守るという考えは、すごく大事なことではないかなというふうに思っております。

それから、防災アプリについても同じじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺も内部で十分協議をして、取り組める体制づくりをしていきたいというふうに考えています。

○15番（小野広嗣君） 市長がそういった前向きな答弁をされておりますので、じゃ次に移りたいと思います。

G I G Aスクール構想というものを国が昨年打ち出して、そして教育長も述べられましたし、市長も述べられたんですけど、これからの時代、I C Tは子供たちにとって欠かせない道具ですよ。もう読み書き、そろばんと同じレベルでこのことが必要になってくると、そういった意味からして国が1人1台のパソコン、そしてインターネット環境の整備というものを令和5年を目

途に打ち出してきているわけですけど、現実には本市では、どの程度このコンピューター端末の整備環境というのは整っているのか。その整備状況をお示しいただきたいのと、例えば何人に1台というか、1台について何人で使うような状況なのか、そこらが分かればお示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 本市の現状をお答えしたいと思います。平成31年度時点で整備台数が624台で、児童生徒4.1人に1台の割合ということになっておりまして、全国平均が5.4人に1台ですので、そういう意味では本市はまだ1人当たりのタブレットの整備状況というのは良くなっているのかなと思っています。

○15番（小野広嗣君） 全国平均と比較するとそういうことでありますよね。ただこれは、いいところではもう2人に1台と。悪いところでは8人で1台とすごいばらつきがあるんですね。そういった中で、一つ交通整理もしなければ大変な時代になっていくということもあって、そして何よりも、この情報を活用する能力がOECDの調査で、去年初めてその結果が出たわけですけども、これが本市の子供たちは劣っているんですね、平均値より。学校でのICTの活用時間が少ないんです。一方で家庭に帰ってからの活用時間が多という、とんでもない矛盾を犯している。ここをしっかりと整理していくためには、やはり学校現場で環境を整えてパソコンを1人1台整備していく、このことが大事になっていくという視点から、こういった国の政策が生まれていますね。今4.1人に1台ということでございます。国は令和5年度をめどにこれを全部行きわたらせるという方向でありますけれども、国の方針は方針として、市としては、今後こういったタイムスケジュールで臨むとされているのかお示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 現在のところ、国のロードマップに合わせて整備をしていこうかなと考えています。まず令和2年度に小学校5、6年生と中学校1年生を整備する。令和3年度に中学校2年生と中学校3年生を整備する。それから令和4年度に小学校3年生と4年生、そして令和5年度に小学校1年生と2年生を整備していくということで、5年間をかけて整備をしていく計画を立てているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 申されたように、国は小学校の5年生、6年生、中学1年生からの導入を最優先としていますね。だけれども、なぜこのことをお聞きするのかというと、本市はやはりICTに関しては前へ前へ進もうということで、どこの自治体よりも先へ進んでいたと思うんですね。タブレットの導入に関してもそうですね。そうしたことから考えたときに、今回インターネットの環境に関しては、もう一括して1年で全整備をするわけではないのですか。電源キャビネットの予算も全部組まれていますよ。そこにパソコンをつないでいく準備というのは、全部本年でできているんですよ。そうであれば、やはり前倒しをしてでもこういったことに対しては、令和3年度ぐらいを目途に完成する。そのことがどこの自治体よりも早く子供たちにとって大事な教育になるんじゃないかと、僕は考えるんですが、そこらはどうなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに今回キャビネットとかそういう環境はできたけれども、あともうタブレットが入ればすぐ活用できるような状況であるわけですけども、何しろ財政的なものが正直必要になってきますので、そこを前倒しすることについては、また市長部局の方とも十

分協議をしていきたいと思っっているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 教育長はそういう立場でしょう。市長部局とも相談しなければいけない。なぜ、こういう質問をするかという、これまで3人に1台、これは地財措置をしていくということがありましたね。こういった取り組みの流れは一般財源からの投入ということになっていました。今回、国が2分の1の補助をするというのは、抜本的な改革なんですよ。このとき、この流れに乗らないといけないんじゃないかという視点があるから、こういう質問をしていますし、市長にもそのことを通告して、市長部局と教育委員会が一体となって、このGIGAスクール構想については進めていっていただきたいという質問をしておりますので、重ねて答弁を求めて恐縮ではありますが、ぜひそのことを強く市長部局に求めていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど私が答弁しました、とにかく優先するところがプログラミング教育が始まる小学校5年生、6年生そしてまた中学校1年生に導入しますと3年間活用できると、そういう視点で国のロードマップにのっとった形での整備ということで進めておりますが、今、議員が言われましたように、できるだけ早く本当は整備するのが理想、ベストなのだろうと思います。先ほど言いましたように、財政的なことがありますので、このことについては、また市長部局とも協議をしないといけないのかなと、そういうふうに思っているところでございます。

○15番（小野広嗣君） この項で、最後に市長には聞きますので、しばらくお待ちいただければと思うんですが。あとこのICT、これを使いこなすために、教員の質の向上というのが当然あって、子供も授業負担が増える、教師も増える、だから校務システムを今回導入されていると思うんですけども、その件は後でやります。この教師がICTを効果的に活用するために、このICT支援員ですね、その配置は本市もされていますが、ここの充実をしていかないと今後少し厳しくなるんじゃないかなと想定するものですから、そこについてはどうなんでしょうか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） ICT支援員につきましては1名の配置で、小中学校21校ありますけれども、年間16時間としております。そういった中で、ICTの接続やら技術的な支援とか、それからタブレットの有効な活用方法について支援をしていっております。

○15番（小野広嗣君） それで足りているのかということです。

○学校教育課長（谷口源太郎君） 本年度も同じ時間で配分をして小中学校で活用をしましたけれども、学校によってはうんと活用されているところもあれば、その配分された16時間がやや余った学校もあるということで、今年度の状況を見ますと今の配分時間数で足りているのではないかなというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） ICT支援員の他に、やはりこのICTの使い方というのは、全く先生方の個人差が大きいわけです。利用できる先生とあまり利用が得意でない先生、そういう意味で、全先生方の研修ができるような状況を作っております、そこでICTの使い方について学ぶ、そういう場も設けているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 1人1台のパソコン端末が設置されれば、個人の能力に応じた対応の仕

方もあれば、一斉に双方向性の授業もできる体制にもなるんです。そういったことに対応できる教員がいなければ、そこに格差が生まれるんですよ。そこに対しての対応方は大丈夫かという、大変心配しているものですからお聞きしているのですが、どうなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） ICTが1人1台入ったときの一番の大きな懸案事項、課題はそこだと思います。一人ひとりの職員がそれだけのタブレットを使いこなして、子供たちにきちんと指導して子供たちの情報を、また自分できちんと解釈してまた返す。そういうことがきちんとできるかどうかということなので、正直1人1台のタブレットが入ったときに、教職員の個人差ができるだけなくなるような体制というのを、今後私どもも考えていかななくてはいけませんので、今1人の支援員で16時間各学校回ってもらっていますけれども、もし、厳しい状況があるんだしたら、また検討していかななくてはいけないのかなと、そういうふうに思っているところでございます。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、そういう現場状況を踏まえながら検討を加えて行っていただきたいというふうに思います。

あと、このICTを活用した特別支援教育ということがうたわれておりますけれども、そうなってくると不登校児童への学習の在り方だとか、あるいは病院に長期入院されている子供への学習の在り方だとか、様々出てくると想定されていますが、そこはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 特別支援教育の支援学級の子供たちにとって、このICTタブレットというのは、非常に有効に活用できるということがございますので、本市においては、支援学級の子供たちには1人1台ずつiPadを準備して、取り組みを進めているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 最後に、市長の方に少しお聞きをしたいと思います。今回、国の方でも、市長も冒頭言われましたね、「誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現に向け」ということで、今年1月、そのことに向けて全国の首長、教育長等を対象とした学校ICT活用フォーラムが開催をされています。そこで、どういう背景だったのかということ、昨年の12月19日、文部科学大臣のメッセージが発布されまして、そこでこう言っているんですね。「1人1台端末とクラウドの活用、インターネット環境の整備、こういったものを実現していくためには、各自治体首長の皆様のリーダーシップが不可欠だ」と。そしてまた、各自治体の首長あるいは教育長、教育委員会、学校、関係者が一丸となって子供たちのためにしっかりと取り組んでいただきたいということを受けて、今年の1月に、学校ICT活用フォーラムというのを、これ対象がすごいんですよ、1,000名程度。市町村長、副市町村長、教育長、担当課長、こういった方々の参加を目指して、東京都と京都府の会場で学校の現場と講習と2日間にわたって組んであります。これを本市ではどういう対応をされたのかお示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 今回のこのGIGAスクールの導入に当たっては、とにかく市長部局の協力が欠かせないということで、私の方にも直接県の教育委員会の義務教育課長の方から電話が来まして。市長の日程も、それから私の日程もどうしても外せない状況がございまして、教

育委員会の方は係長の方にこのフォーラムに出席してもらったところでございます。

○15番（小野広嗣君）　せめて担当課長でも行っていただければよかったかなと思いますけれども、係長の方からしっかり教育長の方に報告があったと思いますし、もとより市長の方にもその細やかな内容が伝わったんですか、報告は。対象は、市長になっているんですよ。

○市長（下平晴行君）　私の記憶では、そういう文書等は確認はしていないところでございます。

○15番（小野広嗣君）　この学校のICT活用フォーラムの内容、GIGAスクール構想の内容というのは、首長がどれだけこれに関わっていかなければいけないのかということが再三国の方からも言われているわけですよ。そのことが市長に伝わっていかなければ、先ほど議論していた財政措置も市長にお願いできないじゃないですか。ここでやんや言ってもしょうがないですけど、こういったGIGAスクール構想の実現に対して、市長、教育長と何度となくやり取りをしました。そういったことに対して首長の責務というのもしっかりうたわれて、研修の対象者にもなっていますので、財政措置も含めて少しでも前倒して取り組んでいけるような、そういった首長としての思いといいますか、覚悟をぜひお聞かせをいただければと思います。

○市長（下平晴行君）　先ほどからありますように、やはりこういうタブレット環境の整備をすることで、子供たちの持っている能力等が向上するというようなことも含めて、早い段階で対応していくべきではないかなと思うんですが、国のそういう補助事業等々もありますので、財政的なことも含めて、内部で協議をしてみたいと考えております。

○15番（小野広嗣君）　ぜひ、これまでの経緯、経過がありますので、タブレットの導入のときから始まって、それが結局横並びになってしまった。何のために先進自治体として先を走っていたのか、意味が無くなるじゃないですか。そういったことも押さえながら、こういった事業には取り組んでいただきたいということを要請しておきたいと思います。

次、働き方改革に移りたいと思います。市長の方からも様々な取り組みをされて、環境改善に取り組んでいらっしゃると思うんですが、市長、データのものはいただきました。どれだけのいわゆる超過勤務があるのか、あるいは年間平均で一番多い部署はどこなのかとか、それはもうこの3年間で部署もそれぞれ様変わりをしています。うれしかったのは、超過勤務の量が少しずつ減ってきたなど、是正されているなというふうに思ったわけです。そういった意味では少し安心をしているわけですが、本市においてのこの長時間労働の是正といいますか、これに対するこれまでの取り組み、そして検証結果、今回多分市長のお手元に数字的なものがありだと思しますので、こういったものを御覧になった率直な感想を述べていただければと思います。

○市長（下平晴行君）　長時間にわたる時間外勤務は生産性・効率性の低下を招くだけでなく、職員の健康やワーク・ライフ・バランスにも悪影響を生じ、ひいては市民サービスの低下につながる恐れがあるというふうに考えております。長時間勤務の是正につきましては、常に効率的な事務事業の遂行に努めるとともに、時間外勤務はコストであるという認識の醸成に努めなければならないというふうに考えております。また、各部署においてマネジメントの強化を図るとともに、所属長が先頭に立って、組織全体としての業務の削減、合理化に取り組むなどの対策を

講じる必要があるというふうに考えております。

また、昨年の9月に、働き方改革に係る指針というものを策定をしたところでございます。時間外勤務の縮減につきましては、事務処理方法の改善等による業務効率化の促進、事前に会議資料を配付し、所要時間をあらかじめ定めるなど、会議等の効率的運営、それから、時間外勤務命令の事前命令、事後確認の徹底、それから必要性の精査を行い、時間外勤務命令の適正化を図るというものでございます。また、毎週水曜日のノー残業デーの設定と、そして18時全消灯ということで、所属長及び管理職員による退庁の働きかけ等により、職員が退庁しやすい職場の環境の形成に努めているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長の答弁によりますと、それなりに努力をされて、データの的にも少し下がってきていて安心はしているんですが、例えば、月を決めて、一斉に「この月は超過勤務の縮減を目指して頑張ろうよ」とか、こういった取り組みをして実際削減に結果が出ているというところもあるようでありますが、そういった取り組みというのは、今後想定はされていないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 月でやるのか、いわゆる時間外をどうしてもしなければならない業務なのか、そこ辺も含めて、月にどういう曜日を設定すればいいのか、ちょっとまだ今のところ検討中なんですけど、基本的には午前8時半から午後5時15分までの時間を有効にしっかりと対応していくということと、今年からフレックスタイムも導入しようというふうに考えておりますので、そういう職場においては、例えば午前10時から午後7時ごろまでとかというような、あるいはもうちょっと早くから早めに帰るとか、そういったフレックスタイム等も含めて、時間外勤務縮減の取り組み、働き方改革をしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） それぞれ努力をされておりますので、今後超過勤務の是正に向けて、しっかり取り組んでいただきたい。今フレックスタイムということも言われました。今回のコロナウイルスに関して、いわゆるテレワークという考え方、本市の情報化基本計画にも載っていますよ。こういったテレワークであるとか、あるいはサテライトオフィスであるとか、リモートワークシステムだとか、いろんなことが今回のコロナウイルスによって変わってきていて、ある意味では、大きく国の働き方の目線というのは変わってくるんじゃないかというふうに思うんですね。その意味ではそういった目線も取り入れて、対応方を少しずつでもいいですからやっていただきたいと思っております。

あと市長、各種休暇の取得状況というのをお聞きしていろいろと質問したいわけですが、少しお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） ワーク・ライフ・バランスについてでございますが、時間外勤務の削減はもちろんのことでございますが、令和元年度から最低でも、年に5日以上年次休暇等の取得を義務付けたところでございます。1月に年次休暇取得計画表を作成して、9月末までの5日以上取得していない職員に対しては、10月から12月までの年次休暇取得計画表を作成するように通知をしたところでございます。働き方改革に係る指針におきましては、妊産婦及び子を養育する

職員への配慮についても定めているところでございます。また平成30年度から、ワーク・ライフ・バランスに関する研修会も開催をしているところでございます。年次休暇の使用を促進するため、業務の計画的遂行、組織再編による職員の協力体制構築を図っていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） ここ3年ほどの有給休暇の取得状況を見ると、10日を切っているというか、10日前後が多いですね。そして管理職の取得状況というのはそれを当然下回っている状況。そういった中に、市長、いわゆるこの取得目標という数字があって、それに取り組むというのが大事だと思いますが、取得する目標というのは15日に設定されているんですよ、本市は。それに対して、まだまだ届いていないという状況。ある意味では、上司が少ないものですから、管理職が取っている数字が少ないんですね。がゆえに、部下はもっと取りづらいわけじゃないですか。こういったことをやはり変えていかないと、ここは改革できないと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはもうおっしゃるとおり、やはりトップにいる課長がしっかりと休みを取るといことで、担当者も休みが取れるわけでありますので、そこ辺はしっかりと対応するように指示をしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） もう1点ほど、少し視点を変えて市長にお聞きしたいんですが、現行制度で採用している非常勤の職員の皆さんが、この4月から会計年度任用職員制度に移行をしますね。スムーズな移行を期待するわけですが、財政不安も増える中で、このことに対するどういった考え方、現臨時職員と移行される職員の数はどうなっているのか、お示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 平成31年度に任用していた嘱託・臨時職員は334人で、令和2年度に任用予定の会計年度任用職員は302名となっており、32名の減となっておりますが、山重幼稚園が休園になったこと等により6人の減、会計年度任用職員として任用はしませんが、報償費で対応する方が4人いますので、実質は22名の減ということでございます。

○15番（小野広嗣君） 昨年来、様々な憶測が飛んで、かなりの財政負担が市に発生するというところで、この制度を導入していくとこれまでの非常勤職員の人にとっては助かるわけですが、市にとっての負担が大きいということで、かなり人数が減らされるのではないかといううわさ、あるいはそういったものが飛び交って、私たちの耳にも届いて心配をしたわけですがけれども、市長の今の答弁では、多くの方々がそのまま残って仕事をさせていただくということで理解をいたしました。

あと、市長も今回の施政方針で述べられていますけれども、今後AIの人工知能の時代に入ってくると、そういったものを活用していった方がいい。野村證券が出している調査では、49%の現在の仕事がAIに取って代わられる。中でも10年、20年後には、この行政が行っている仕事が大きく変化をするというふうに述べられています。やはりそこをにらんで、今回の施政方針でも少しだけ述べていらっしゃいますが、そこについて情報収集をしてしっかりと研究をしていっ

ていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 昨年12月にリコージャパンとの包括連携協定に基づき、RPAとは何か、どのような業務で、どのような作業が行えるのかといった基礎的な職員研修を行いました。今後、各課業務におけるRPA導入の可能性を検討の上、令和2年度に導入効果の高いモデルとなる事業の選定や導入システムの検討を行い、令和3年度にモデル事業で導入の取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方でも、今の答弁そして施政方針でも少し触れられておりますので、ぜひ前向きに進めていっていただきたいと思っております。

あと最後に、教職員についてお聞きします。あまり時間がありませんけれども、新学習指導要領が始まるということで、子供の負担もあれば教員の負担もあるというのは、先ほど申し上げました。それを減らすために今回の校務システムがありますけれども、そういった中で、事務的な業務の削減ということを考えなきゃいけないというのが国からもありますね。そして僕の手元に令和元年度の教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査、これは全国バージョンもありますけど、鹿児島県の概要版があります。その中で、教育委員会等から学校に向けた調査、統計業務を削減しているかどうかという調査があります。これに対して既に実施した、または実施中が68.2%で30自治体あります。ここに志布志市は入っていません。そして、実施に向けて検討中というのがあとの27.3%で12自治体、ここに志布志市は位置付けられているんですが、これは今どういう状況なんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 議員言われますように、そのところは確かに実施に向けて検討中というような状況になってはいますが、どちらかというと県とかあるいは国からの調査が非常に多いというような状況もあります。学校に出す文書処理というのが、特に教頭先生が大変な状況がありますので、できるだけ削減していこうということで中身的には回答がしやすいような、そういうふうな工夫をしているんですけれども、このところが他の市町村に比べればちょっと十分でないということを、この実態調査を見ながら反省しておりますので、今後このことについては、できるだけ学校に負担がないような文書の報告を求めていきたいと思っております、非常に反省をしているとことごとでございます。

○15番（小野広嗣君） この調査は全部見させていただきました。本市が頑張っている項目もありますけれども、それはあえてここでは言いません。やはり頑張っていないところを捉えて言っていないかと、是正されませんので。そういった意味では、この教員の在校等の時間帯の把握という点でも遅れていますね。基本的に今回国は、これはもう早急に取り組みというのが、いわゆるICカード、タイムカードを使って管理ができる体制、これをやっていきなさいという中に、今約40%近くの17自治体はそれに組み込んでいます。しかし、これにも志布志市は入ってなくて、校長等の現認により客観的な把握状態というくくりになっています。ここらの是正は、今後どうされていくんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 本市においては、シー・スマイル、校務支援システムを使いまして

先生方がパソコンで勤務時間を入力していくという体制を取っております、このことが管理職にとってみても、全ての先生方の状況というのが分かるので、現在シー・スマイルを使っている勤務時間の把握ということに努めているところでございます。

○15番（小野広嗣君） このICTやタイムカードの作成をして、それで集計をして、しっかり取り組んで見える化を図るという国の方針に対して、そこまで志布志市は至っていないわけですよ。そこに対しては、導入はしないんですか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。タイムカードの場合は、その先生が朝来て入れて、そしてまた帰るときに入れます。そうしますと業務的にそのカードを教頭先生が集計しなければならないというようなことで、時間がかかります。現在、志布志市の全ての学校で使っているシー・スマイルと申しますのは、先生方が持っていらっしゃるタブレットパソコンで、自分の勤務時間を入力して、それが教頭先生のパソコンに自動的に集約されます。それを見える化しますので、こちらの方が非常に時間を効率的に使えるということでございます。

○15番（小野広嗣君） このことで時間を取りたくないんですけど、より客観的な把握という自己申告型ということでは、見えないと言うんですね。校外の時間帯、校務外の時間帯、あるいは部活動の時間帯、様々ありますので、それを自己申告でやっていたら、ごまかしもできるわけですよ。そういったことをしっかり管理できる体制を取りなさいというのが国の指針ですから、その指針に沿った取り組みを検討してほしいというふうに質問しているんです。

○教育長（和田幸一郎君） 今のところ、シー・スマイルでやっているその課題というのは、今議員が言われましたように、自己申告みたいになってしまいますので、若干やはり正確性に欠ける部分があるんだろうと思いますが、このことについては業務改善という視点から言うと、シー・スマイルでした方がいいのかなという思いもありますので、今後シー・スマイルの運用の仕方について、やはりきちんと正確な情報や勤務時間が把握ができるようにしていかなければいけないと思いますので、そこら辺の指導は、再度また学校の方にきちんとしていく必要があるのかなと思っております。

○15番（小野広嗣君） 少し検討を加えていって、より客観的、正確な把握ができる体制ですね。そして働き方改革につなげていく、ブラック化しないための在り方ですのでね。

あと最後になりますけど、今回出ております予算でも出ました、この統合型支援システムの導入ですけれども、当然教員の業務負担を軽減するために導入するわけですが、導入結果も先進自治体で出ていて、良い結果もあるわけですが、逆にこのシステムを導入しても、それまでの各学校ごとの在り方を変えたくない、この方がやりやすいということで、市が一斉にやろうとしてもそれは空回りして、結局は費用負担だけが増えたということが報告されているようですが、そこらばつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 県内でも先進的に統合型のこの新システムを導入しているところの1つの課題は、今言われましたように、使いこなすのにかなり時間がかかるということで、それを負担に感じている教員もいるということは聞いております。本市においては、志布志中学校と

松山中学校で、トライアルで今この統合型支援システムを導入しているんですが、そこでの課題も今言われましたように、使いこなせる人と、かえって面倒くさいという人等もおりますので、このことについては先ほどの答弁で申し上げましたように、統合型支援システムの使い方について研修等を深めながら、使うことによって楽になるよなという状況にならないといけないのに、かえってこのことは大変だと思ふような状況は作らないように、今後は努力していくのが私どもの課題かなと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） そのための手引業務一覧というのが配布されていますので、しっかりそれを参考にしながら、取り組んでいっていただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、今般のコロナウイルスによって先ほどの予算でもそうですけれども、国が様々な経済対策、緊急対策を打っています。それに対して本市でも様々な部署で対応が強いられている。そういう意味では、悲鳴を上げなければいけないような部署もあるように聞いております。そういったことからみたら、働き方改革にもつながると思ひますけれども、そういった部署に対しては、しっかりと目配り、配慮をして、対応をしていただくよう、市長にぜひとも、これは要請をして質問を終わりたいと思ひます。

最後にどうか答弁をよろしくお願ひいたします。

○市長（下平晴行君） 今回の新型コロナウイルスの対策ということでは、我々も見えていなかった分が見えたということでは、我々の受けたその影響をしっかりと生かしていくような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。午後3時42分から再開いたします。

—————○—————
午後3時32分 休憩
午後3時42分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

平野議員、早退です。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、こんにちは。会派志みらいの野村でございます。私まで回ってこないのかなと思っておりますけれども、小野議員と議長の計らいで私までということでしたので、最後ですので張り切ってまいりたいと思ひます。

先ほどもございましたけれども、やはり各方面で影響を及ぼしている、大変猛威を振るっておりますこの新型コロナウイルス感染症の蔓延は心配されるところであります。まずは、お亡くなりになられた方々へ心よりお見舞いを申し上げますとともに、感染され、今もなお闘病されている方々にもお見舞いを申し上げたいと思ひます。

日本はもとより、世界中でその行方については危惧されているところでありますけれども、こ

ういったウイルス性の感染症においては、一度蔓延してしまうとなかなかその終息への道筋が見えてこない傾向があるように思います。また、様々な計画がなされていることが中止あるいは延期を余儀なくされ、年度末の大変重要な時期に地域の経済にも大きな影を落とすような形になったことについては、皆様同様、痛恨の思いでいっぱいであります。国や県から様々な情報が出ておりますけれども、本市の実状に合った形で市民への情報の提供に努めていただきたいと思います。

やはり個々の生活習慣の中でこの感染症予防と感染症拡大への予防という形で習慣化の徹底をすることが必要なのかなと感じております。

いずれにおいても、一刻も早くこのことが終息し、普通の生活を取り戻すことができるよう願うばかりであります。

それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

先月の市報2月号でありますけれども、市長のコラムが掲載されておまして、初心に戻るとして、行政経営指針が記載されておりました。先ほども少しありましたが、皆さんも御覧になられたかと思いますが、その中で志布志港や高速道路網の整備のことや鹿児島国体、また東京オリンピックの聖火リレーのこと、志布志麓地区の日本遺産、そして本庁舎の移転など、令和2年度の志布志市を取り巻く環境として様々な計画の予定が示されておりました。また、その中で市長が目指す行政経営指針として四つ示されております。これは施政方針の中でも同じことが述べられ、先ほどもございましたとおり、顧客満足度志向、オンリーワン、成果主義、先手管理であります。市民目線で市民が主役のまちづくりを政治理念のもと、その達成に向けて着々とこの考えに沿って進められているなど感じたところでありました。

今回、志布志市の市長に就任されてから2年がたちます。任期の折り返し地点でもありますので、これまで主張されてこられたことや、政策がどの程度達成されたのか。また、残りの任期において軌道修正を含めた成果目標について少しお聞きしてまいります。政治姿勢全般についてということですね。

まずは、これまでマニフェスト等で主張されてこられました事柄について、具体的にそういったものがどういった施策として挙げられ、進められてこられたのか、その点についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

所信表明に掲げた政策につきましては、五つの政策ビジョンを市政運営の大きな柱として位置付け、庁舎の在り方や市役所内の組織の見直し、職員の意識改革を行うとともに、事務事業の見直しやメリハリのある予算編成などの行財政改革の推進を4年間の公約に掲げ、様々な事業を展開してまいりました。政策ビジョン等の具体的な達成状況につきましては、これまでの2年間で達成できたもの、令和2年度での実施を予定しているもの及び実施に向け検討を要するものとして整理し、令和2年度で実施予定のものを含めますとおおむね計画とおりの達成状況となっております。特に最優先課題でありました志布志支所への本庁舎移転が今回実現する運

びとなったことで、これからの新たなまちづくりへ向けた、より一層の事業推進が期待できるものと考えております。残された任期中での公約実現に向け、引き続き市民目線で、市民が主役のまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） では、市長、実際に市長になられてからでないとは知り得なかった情報等々あるかと思えますけれども、実際に市長になってから知り得た情報をもって、それ以前に作られたマニフェスト等を含めながら、政策の撤回や断念ないしは大幅な軌道修正など、考えられたことがございますか。

○市長（下平晴行君） 政策の撤回・断念した政策はないところですが、給食費の無料化について、事業化に必要な積算を行い、関係各課と協議を行ってきております。財源確保の観点から事業実施には至っておりません。令和2年度からは子育て支援に関する全庁的な協議を行いながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今、学校給食の無料化・無償化について触れられましたけれども、これが事業に至っていないということでありましたけれども、このことは市長は当初から強く望まれていたことなのかなと思うわけですがけれども、先日、大阪市が政令指定都市としては初めて、小中学校の給食を今年4月から無償化するという方針が示されたところでした。このことは、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大によって仕事などを長く休まざるを得なかった子育て世代の経済的支援も含まれているとのことでありました。財政確保という大きな障害というか、壁がございませぬけれども、こういったことも勘案しながら、本市としてもこの学校給食の無償化については、その可能性について議論をしていかなければならないのかなという気が少ししております。令和2年度に協議をしたいとする子育て世代の支援策を少し前倒しして、こういった協議をスピード感を持って進めていく考えはございませぬか。どうですか。

○市長（下平晴行君） 令和2年度は、国の方で保育料等々の補助等がございましたので、その0歳から2歳等の課税世帯に対応をしていきたいというふうに考えたところでございます。そういう中で、令和2年度中にどういう取り組み、体制で給食費の対応の仕方をしていけばいいのか、内部で全体的な子育て支援という範囲で検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 大阪市の方も2021年からということで、この給食費の無償化については計画をされていたというか、実施を模索しておったみたいですがけれども、こういった未曾有の感染拡大を受けて実施を1年早めたということでありましたので、ぜひその可能性についても協議を急いでいただければなと思えます。すべてにおいて総合的に判断されるかと思えますが、ちなみにこの学校給食、給食費の無償化を実施した場合となる財源ですけれども、年間どの程度かかるか、お分かりですか。

○市長（下平晴行君） 約1億2,000万円かかるということでございます。

○6番（野村広志君） これは、制限を設けるとか、所得制限等があるような形での数字の積算になりますか。

○市長（下平晴行君） すべて無償化ということでの積算でございます。

○6番（野村広志君） 全て無償化で1億2,000万円ということの金額が出ているようです。財源確保については大いに頭を悩ますところでありますけれども、ぜひとも大いに議論いただきまして、政策実現はもとより、緊急支援策という考え方の観点に立ちながら十分に議論をしていただければなど、お願いしておきたいと思えます。

戻りますが、ではこの2年間で現在まで取り組みに至ってない施策というのはございますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 安心・安全なまちづくり、いわゆる緊急医療体制の充実ということでは、これはいろんな角度から、どういう形でこの緊急医療体制の充実ができるのかどうかですね、内部では十分協議をしながら取り組みをしているところでありますが、今のところ2市1町、あるいは鹿屋市と都城市との自立圏の中で一緒に取り組みをしておりますので、この場でどういう形でやるということは、情報提供を差し控えさせていただきたいというふうに思えます。

○6番（野村広志君） 様々なマニフェストといとうか、政策の中でもうたわれましたけれども、この緊急医療の充実というところをうたわれておりましたので、なかなかこのことについてはまだ結果というか、方向性が見えてないというような理解でおったところですけども、では他のものも含めながら、この2年間で成果の達成率、数字で示すと自身では何%とぐらいだという思いでいらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） おおよそ80%程度は達成できているのではないかとこのように考えております。

○6番（野村広志君） この80%というのは、達成ということでしょうか。それとも、取り組みということでしょうか。

○市長（下平晴行君） 取り組みということでございます。

○6番（野村広志君） 取り組んでいると、80%は。残りの20%については、まだ取り組みがなかなか思うようにいかないという受け取り方でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） 実際、取り組みはしているわけでありますが、そういう数字とか、そういうものが出ていないということでの20%という考え方でございます。

○6番（野村広志君） では残りの2年間でこの20%、なかなか緊急医療制度と難しい問題もございませけれども、これについては取り組んでいく、達成を目指すということの理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そういうことでございます。

○6番（野村広志君） では、少し財政面についてお伺いいたしますけれども、具体的なところで、財政計画の中で財政目標をすべて実施した場合、市長が示されていることを実施した場合、財政負担としてはどの程度になるのかという積算をされていますでしょうか。これ、当然どこまでやるかということによってこの金額が大きく違ってまいりますけれども、市長がイメージされていらっしゃる、現段階でできることを仮に実現した場合で結構です。積算された金額があればお示してください。

○市長（下平晴行君） これまでの2年間で達成に至った事業の累計額については、約6億円程度でございます。今後の2年間で全ての事業を実施した場合の累計額でございますが、約10億円程度を見込んでいるということでございます。

○6番（野村広志君） 主だったもの、概算で結構です。この用途と内訳についてお示しいただけますか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今回、企画政策課の方で少し取りまとめをしたところでございます。先ほどありました、まず6億円の内訳でございますけれども、大まかでございますけれども、工業団地の整備事業が4億6,000万円ぐらい、それから移住・定住の促進事業、移住・定住、コーディネートの関係が5,600万円程度、それからスポーツ合宿等の推進・誘致等が4,500万円程度、それから新しく歴史のまちづくり事業の計画推進が750万円程度、それからポートセミナー等のポートセールスが760万円程度で6億円ということでございます。

それから、今後につきましては、その6億円に4億円程度の事業をプラスという形で全体で10億円と考えているところでございますけれども、これから2年間で考えられる主な事業としましては、工業団地の5工区の造成の分でプラス2億3,000万円程度、それから先ほどからあります給食費の完全無料化分として一応1億2,000万円ということを計上しております。それから、本庁舎移転の関係が約1億円ということで、大きなものだけでございますけれども、4億円程度の事業のプラスということで、全体で10億円ということでございます。

○6番（野村広志君） 給食費もここに含まれておりましたので安心したところでありましたけれども、当然、これからこういったものには取り組んでいくということになるかと思っておりますけれども、財政は当然ここだけをもぎ取って使っていくわけにはまいりませんので、十分に精査されて取り組んでいただければと思います。

それでは、これについては、今説明がありましたけれども、今、内訳を見ましたので、これは恒久的に必要な費用ということでは、制度上、当初にかかる費用という分け方というのは今すぐはできないですかね。それはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 事務事業の成果を踏まえまして、事業の枠組みや在り方等の見直し、そして全庁で横断的に優先度を協議しながら事業の廃止、整理、統合等を行っているところであります。また、新規事業1件につき廃止事業1件以上を要することを全庁的に取り組み、投資すべき事業には投資するなど必要な事業を見極めながら、健全な財政運営の維持と持続可能な市政運営を図ってまいりたいという考え方でございます。

○6番（野村広志君） 当然、財政の観点からは、スクラップアンドビルドという、今市長が述べられたこと、必要かと思っておりますけれども、先ほど示された現在までの6億円と、これから更に当初を見込む4億円に含めたところが恒久的な費用として必要なのか、ないしは制度設計上、当初にかかる費用なのかということについては、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 給食費については、恒久的ということになりますので、他の事業については、そういういわゆる公約を進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君）　ということは、給食費の他のものについては、達成した段階で一定の費用は完了するというように捉えたところであります。市政運営、政策実現には当然それ相応の財源が必要であるということは理解をいたします。住んでよかったまちの実現、必要な財政投入であると思われるので、当然、マニフェストですから達成していくということを目指すわけですが、あまり当初から掲げられている政策実現だけを固執して続けるということは、真に市民目線での政策実現なのかなという疑問を抱かせる部分もあろうかと思えます。先を見据えた柔軟な軌道修正も含めながら考えていただければと思いますけれども、そこについて、最後一言お願いできますか。

○市長（下平晴行君）　残された任期の中で、真に市民目線での政策実現に向けて、軌道修正が必要なものについては、それも含めて協議してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君）　先ほど、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要すると、全庁的な取り組みとして、共通理解をしながら事業を進めているというような答弁もあったところでしたので、十分にそういったことを踏まえながら、これからも進めていただければと確認が取れたところでした。

一つ一つの政策については、今回、詳しくはお聞きしませんでしたけれども、首長として、権限と責任において、一步でも前進させていただければなと思っております。そして、市民が平等で住みやすく、魅力ある、住んで良かったなど感じ取れる志布志市を実現するためには、市長が掲げられておられます、市民目線で、市民が主役という言葉のとおり、全市民がそのことを感じ取れるということがやはり大事なかなと思っております。まだまだ道半ばでありますので、時として茨の道もあろうかと思えますので、御期待申し上げて、次に移りたいと思えます。

次に、2021年1月より志布志市役所本庁舎が現在の志布志支所に移転されますが、この移転に伴ってはこれまで様々な議論がなされたわけですが、その中で新たなまちづくりの拠点として本庁舎を位置付け、活性化を進めていきたいとの話でしたが、今一度そのことについてお聞かせをいただけますか。

○市長（下平晴行君）　本庁舎移転に伴うまちづくりについてでございますか、現在、本市においては東九州自動車道や都城志布志道路の全線開通に向け整備促進が図られているところでございます。また、志布志港の国際バルク戦略港湾としての整備が進むことが見込まれ、臨海工業団地の分譲や企業誘致についても、これまでになく進捗していることから、これらを活用することで南九州の物流拠点として大きく発展することが可能となっているところであります。

このような状況の中で、今後、志布志市が発展していくためには、経済発展の核となる拠点が必要であるということで、拠点を中心に人と人の交流、そしてヒト・モノ・カネ・情報が交流することで大きな経済効果が発生するというので、具体的には行政と商工、行政と観光、行政と港湾企業がそれぞれ密接に連携することにより、タイムリーな情報発信とスピード感ある施策の推進が可能となって、その拠点となるものが市役所であります。道路網の整備、港湾の整備により交通アクセスの向上が図られ、この効果を人口増加につなげていくために、地理的優位性のあ

る志布志支所を新たなまちづくりの拠点とするところをございます。志布志市のさらなる活性化のために、市役所本庁舎については、令和3年1月に地理的優位性のある志布志支所に移転し、新たなまちづくりを推進していくということをございます。

○6番（野村広志君） これまで市長が述べられたことであろうと確認が取れたところでした。志布志支所に本庁舎を移転するということですので、そのことと同時にこの有明地域と松山地域についても、新たなまちづくりについて取り組みをするというような議論もいろいろあったわけですが、そのことについて、今一度お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、志布志市総合振興計画や都市計画マスタープランの中で地域別の拠点整備の方針を定めているところであり、人口減少や高齢化が進む中で、市街地ではにぎわいや求心力の低下、集落では商店の閉店による利便性の低下や地域コミュニティ活動の衰退が進んでいるところであり、

そこで、合併後の市全体の発展や市民の生活環境の維持向上のために、志布志市街地を都市拠点、有明本庁周辺及び松山支所周辺を地域生活拠点として位置付け、都市拠点では市の顔となるコンパクトでにぎわいのある商業施設やJR志布志駅周辺を中心とした観光、交流のための機能強化を図り、地域生活拠点については、都市拠点とのアクセス強化により、交通基盤を生かした農畜産物などの地域産業の活性化や地域コミュニティを主体としたまちづくりのため、活動拠点の整備を図ってまいりたいというふうにございます。

○6番（野村広志君） 有明地域、松山地域の新たなまちづくりについてということでしたけれども、少し見えてこないのかなという気がしたわけですが、少し分けてお聞きしますが、有明地区についての特徴についてどのように捉えておられますか。また、そのことをどのようにこのまちづくりに生かしていこうという考えでおられますか。

○市長（下平晴行君） 有明地域の特性として、茶業振興の取り組みや野井倉開田など、開拓精神の歴史が引き継がれております。開田の里、蓬の郷、岳野山など、観光面の資源が豊富な地域であります。人口世帯数は市全体の約3割を占め、土地の約4割が田園や農用地として利用されて、農畜産業が盛んな地域となっており、高速道路や高規格道路の整備促進、そして有明地域内に4か所開設予定のインターチェンジを生かしながら農畜産物の流通を図って、産地体制の強化を図ってまいりたいというふうにございます。

○6番（野村広志君） では、同じく松山地域のこの特徴についてもどのように捉えていらっしゃるのか。また、まちづくりについてどのような考えなのかをお示しくざいます。

○市長（下平晴行君） 松山地域の特性として、野菜やかんしょ、ピーマンなど、農業振興の取り組みや「やっちく」の熱い地域づくりが行われております。豊かな資源があり、都城志布志道路などの交通利便性も高く、住居環境としての魅力は高い地域と言えます。人口・世帯数は市全体の約1割を占めています。有明地域同様、都市の約4割が田園や農用地として利用されており、農畜産業が盛んな地域であるため、高規格道路の整備を促進しながら、農畜産物の流通を図って、産地体制の強化を図ってまいりたいというふうにございます。

○6番（野村広志君） 市長、これ、両地域の発展にとって、何が、まちづくりや活性化にとって必要な要素になるのかということを端的に分かりやすく述べるとどう感じておられますか。この両地域のまちづくりに必要な要素ですね。

○市長（下平晴行君） これは先ほど申しましたように、やはりそこにある松山地域、そして有明地域にある特性、そういうものをどう生かせるかということで、その活用の仕方だろうというふうに思います。これは、先ほど言いましたように都城志布志道路、そして東九州自動車道等が整備されつつあるわけでありますが、そして両地域についても住居環境は大変素晴らしいと思いますので、その住居環境の取り組みをどうしていけばいいのか、若い人たちが住む環境づくりをどうしたらできるのか、そこも含めて、その特性を生かしながらそこにまた住んでいただく体制づくりを構築してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 特性を生かすと、活用の仕方であると、私自身も同じように思っておりますけれども、私は人ではないのかなと思っております。この両地域の中で、先ほど答弁が少しありましたけれども、農畜産物の流通を図り、産地体制の強化を図るということは今申されましたけれども、このことについては有明地域も松山地域も当然農村地帯と、農産物地帯ということがございますけれども、このことをもって流通を図り、高速道路の活用等になるんでしょうけれども、具体的に産地体制の強化を図るということについて、まちづくりをどのように結びつけていくのか、そこについて少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは、公約にも入れておりますけれども、基幹産業である農林水産業の振興ということで、私は港の特性・特徴というのが四つあると言っています。これは、「世界につながる利便性」がある。それから、二つ目は「背後産業を生かす」ということであります。三つ目には、「国内の流通網を広げる」と。四つ目には、そういう「企業誘致推進を図る」と。その中の2点目の背後産業の取り組みをしていくという面では、この港をどう生かして、先ほどおっしゃいましたように、その産地体制の強化を図っていけるのか、そこも含めて取り組みをしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、そういった考えにおいては、地域住民、有明地域、松山地域、いずれもですけれども、住民の声みたいなものというのがしっかりくみ取られた形で計画が進められていくものでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、やはり地域の方々、そして市役所の職員も含めて、地域に帰れば一地域住民となるわけでありまして、何が地域で求められているのか、そこら辺も含めて、やはり地域住民の声をしっかりと聞いて、そして職員も含めて対応しなきゃいけないというふうに考えております。

○6番（野村広志君） ぜひ、進めていく際には、また地域住民の声も十分に聞いていただきまして、進めていただければなお願しておきます。

では、松山地域について少しお聞きいたしますが、松山支所の庁舎築年数が51年となるようで

す。三つの庁舎の中で一番古くて、早急にその対応については議論を始めていかなければならない時期に来ているのかなと思っております。今、個別計画を策定中ということでもありますけれども、公共施設等管理総合計画にも記載されている、公共施設等の更新費用積算、これの設定条件として、これは総務省が設定しているものだと思いますけれども、耐用年数においては標準的な年数を60年として、経過年数が51年以上のものについては、建て替え時期が近いので大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えるものとして計算をするとあります。しかし、本市の公共施設等管理計画、こちらの方では60年で建て替えを予定していた建物については、長寿命化に係る工事を実施して70年利用できるようにすることで、建て替え費用の圧縮に努めると記載されております。ここに書かれていることを読み取りますと、この松山支所についてはどのような考えの中で進めていく考えでいらっしゃるのか、まずお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 松山支所庁舎は、昭和44年度建設の鉄筋コンクリート造りで50年が経過しております。一般的に鉄筋コンクリート造の寿命は65年以上あるといわれておりますが、現在のところ、耐用性は確保されており、耐用年数まで使用できると判断しているところであります。隣接する他の公共施設も含め、耐用年数に達するころから逆算し、準備をしていく必要があるというふうに考えております。令和2年度末に公共施設等総合管理計画に基づく、個別施設計画が策定される見込みであるため、これに基づき長寿命化を含め、庁舎の更新に備えていく必要があるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、この松山支所については、新たにこの長寿命化に係る工事を実施するということですか。しないで、現状のままで更新の時期を待つと。これも個別施設の計画を今策定しておりますので、その策定を待って協議をするということでしょうか。そこについて、もう少し教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、個別計画の中でどういう形で整理、統合、廃止ということでの取り組みをしていくのかということでは、十分協議をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、まだ庁舎としては十分に活用できるということを踏まえて、これからこの整備計画の中で議論していくという理解でよろしいわけですね。

ではそのことと、本庁舎を移転するときに様々な計画が示されましたけれども、中期的・長期的というような計画がもろもろありましたけれども、そういったものと一緒に議論されるという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そういう中で、在り方検討委員会も設置しておりますので、中長期的なことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。在り方検討委員会は、今から設置して、そういうものを協議してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） これから設置ですね。在り方検討委員会を設置して議論していくと理解いたしました。

では、これも先ほど地域生活の拠点という形で新たなまちづくりに対する松山支所を位置付け

るということでありましたけれども、活性化を推進するといった考え方について、具体的なものを何かお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 有明・松山地域につきましては、地域生活拠点に位置付けられており、周辺の集落の生活利便性を維持する小さな拠点づくりを目指しているところでもあります。庁舎や公園といった公共施設、商店や病院などの利便施設、定住促進住宅用分譲地といった地域生活の核となる場所の確保、集積を図るとともに、市内の拠点間や周辺集落との交通アクセスの円滑化を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） そういった中、今、市長が示された中に、この松山支所の庁舎近辺には城山総合公園であったりとか、老人福祉センター、新橋地区公民館、それに現在は使用されていない老人憩の家と、公共施設等が集積をされております。それは総合的な在り方について、一緒に議論を進めていただきたいと思っております。当然、今言われました地域の生活の核となる場所の確保や集積ということと併せて、この庁舎近辺を含めながら、少し戻りますけれども、この個別計画、施設計画の中でもこの建物を総合的に含めた形で議論を進めていただきたいと思っておりますけれども、それについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、もう全体的な施設も含めて、先ほども言いましたように総合的な考え方で取り組みをしてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 合併前から比べますと、この松山地域においては市内でも人口の減少率が非常に大きいというデータもありますし、個別の公共施設の在り方を考える際には、この現状を十分に踏まえながら、住民の声といったようなものもしっかりと、先ほども少しお話をいたしましたけれども、反映させていただいて、このことを進めていただければなと思っております。現在、この老人福祉センターと新橋地区公民館が隣接するように建っておりますけれども、この公民館の使用率については、条例公民館の中では一番低いのかなと記憶をしております。これは、現在の公民館が3階建てになっておりまして、利用者には高齢者の方も多く、2階や3階までは上がりたがらず、平屋のホールである隣の老人福祉センターを利用しているのが現状のようであります。こういった現状も踏まえながら、一体的な議論を進めていただきたいなと思っております。こういったことが市民の声になるのかなと思っておりますけれども、こういった声も含めながら、ぜひとも質問させていただきたいと思っております。もう一度お願いします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたように、その施設の使い勝手というか、例えば今おっしゃいました施設については階段が急なために活用が大変だということも含めて、その施設の活用の在り方等を含めて総合的に、どの施設がどういう形で利用されたらいいのか、やはり整理統合、そして廃止と大きな三つの中で進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） このことは、人口の減少も非常に著しいという話もしました。利用率の問題等もあろうかと思っておりますので、そういったことも勘案しながら、特段に大きな施設が必要だからお願いをしたいというような話ではございません。これは、しっかりとその辺のことを含めながら議論していただければなと思っております。

では、こういった一連のことについて、公共施設の整備も含めながら、具体的な計画について、具体的な計画と申しますか、方向性だけでも、大体いつごろまでの方向性が示せますでしょうか。大体、そういったタイムスケジュールみたいなもので考えておられる時期がございますか。

○市長（下平晴行君） 個別施設の計画については、今年度、令和2年度で策定をいたしますので、中長期については策定後に協議をしてみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 具体的には、どんなスケジュールで進めていくかということは、まだ決まってない、決められてないという理解でよろしいですか。分かりました。

先ほども述べましたとおり、この松山地域においては過疎化率や高齢化率においては、数値的にも非常に悪化が顕著に表れている地域であります。市内に均等ある発展とまちづくりをとということで市長は述べられておりますので、松山地域、当然、もうこの有明地域においても、市民の声を聞きながら、その特性を生かして活性化へ導いていくということは行政の責務であろうかと思えます。ぜひともその行政の責務については、しっかりと取り組んでいただければなと思いません。今一度、その見解についてお示してください。

○市長（下平晴行君） やはりそれぞれの市民の皆さんがそこに住んでよかったと。また、先ほど言いましたように、行ってみたい、住んでみたいとなるような、その安心・安全な地域づくりを目指して取り組みをしてみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、最後の項目になりますが、本年度は東九州自動車道及び都城志布志道路が今年度末までには志布志地域まで開通が予定されております。また、鹿児島国体等の開催によっても、交流人口の増加が更に期待される中、志布志市をPRできる絶好機会、シーズン、時期が来ているのではないかなと思っております。この千載一遇のチャンスをどのように捉えているのか、まずはそのことについてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃいますとおり、東九州自動車道及び都城志布志道路の一部開通や国体の開催、また麓地区の日本遺産認定なども含めまして、本市ににぎわいが生まれる絶好のタイミングにきていると認識をしているところでございます。団体関連のイベントは既にいくつか開催されておりますが、その他にも商店街や駅、歴史遺産と連携したイベントを開催し、令和2年2月に開催した鬼フェスでは来場者数が過去最大の2,000人になるなど、行ってみたいまちとしての機運が高まりを見せていると感じているところでございます。来年度以降につきましても、今年度策定の歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画に基づいて、麓地区や志布志駅を中心とした交流人口やにぎわいの創出につながる事業を積極的に展開したいというふうに考えております。また、それらの情報発信についても、SNSやスマートフォンアプリ、LINEの導入などで、市民に限らず気軽に取得できる状況を整えております。今後もこの勢いを衰えさせることなく、行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまちの実現に向け取り組んでみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、本市が様々進めて、取り組んでおられるインフラの整備等も含めながら、本市にもたらされるであろう経済的な効果について、少しお聞きしてみたいです。これ

は試算でありますのでなかなか困難であろうかと承知しておりますけれども、市民の立場、市民の目線に立った場合、分かりやすく、理解しやすくするには、少し数字も入れながら、説明をいただければ分かりやすいのかなと思ってお聞きいたします。まずは、2つの高速道路網、都城志布志道路と東九州自動車道について、志布志地域までの開通が迫っておりますけれども、開通における経済的な効果についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 2つの高速道路網が志布志地域まで開通しますと、時間短縮により今まで以上に輸送コストの縮減や交通の安全性が向上し、生産性の向上や新たな企業の進出など、地域産業の振興が図られます。また、交流人口増加に伴い、観光の振興等にも大きく寄与するものと、活性化が図られると思うところでございます。

○6番（野村広志君） 次に、夏のサッカーフェスティバルや年間を通してのスポーツイベント、合宿等、それと秋に開催予定の鹿児島国体によってもたらされる経済的な効果については、どれぐらい試算されておりますでしょうか。お願いいたします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 夏のサッカーフェスティバルや年間を通してのスポーツイベント、合宿等の経済効果についてお答えいたします。

サッカーフェスティバルにおける経済効果は、昨年度が3,300万円程度で、今年度は2,900万円程度と試算をしておるところでございます。また、合宿における経済効果は、サッカーフェスティバル分を含めまして、平成30年度が1億1,300万円程度で、今年度の概算見込みが8,800万円程度と試算しておるところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 国民体育大会における直接的な経済効果ですけれども、約3,500万円程度と試算しております。内訳として、宿泊に伴う効果が約2,000万円、弁当や飲物など飲食費等で400万円、輸送に関する効果で1,100万円程度ということで、総額3,500万円程度と試算しております。波及効果といった二次的な経済効果については、検証できない状況でございます。

○6番（野村広志君） では、次に臨海工業団地について、分譲が1工区から進んで現在3工区まで分譲が完了していると施政方針で述べられておりました。また、更に4工区から5工区についても早期に用地の造成を完了して分譲できるように進めているといったことでもございました。そこで、雇用を含めた地域経済にどの程度の効果をもたらしているのか、これについても試算をお示しいただけますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 臨海工業団地1工区から3工区につきましては、物流倉庫業4社に分譲済みでございます。合計設備投資額が64億2,000万円で、新規雇用62名を見込んでおるところでございます。

○6番（野村広志君） では、次に日本遺産の認定を受けた志布志麓を中心とする歴史遺産を活用した魅力の発信、観光事業において、もたらされるであろう地域経済への効果については、どのように捉えていらっしゃいますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。志布志城跡が「続・日本100名城」に選定されまして、埋蔵文化財センターの来館者も増加しておりますし、また昨年志布志麓が日本遺産に認定さ

れまして、志布志市を訪れる人は年々増加していることから、その経済効果というのは500万円程度と試算しております。

歴史のまちづくり推進事業全体につきましては、歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画書に基づき、令和2年度以降、有益な補助事業の採択に向け積極的な働き掛けを推進し、取り組んでいくことによって、近い将来、地域経済の効果が図られると考えております。

○6番（野村広志君） では、数年前から積極的に進められておられます、本市の歳入にも大きく寄与しているふるさと納税において、本年度も40億円に届くところまで来ているということで先ほどお聞きしましたけれども、本市の寄附額が報告されておりますが、こういったふるさと納税に係る一連の推進事業において、本市にとってどの程度の経済効果を生み出しているのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市のふるさと納税に関しましては、全国から数多くの御寄附をいただき、年々増加している状況でございます。経済効果の具体的な金額は把握していないところでございますが、地元特産品を返礼品として送ることにより、市内事業者の売上増につながり、売り上げが増加することにより設備投資や雇用増加へつながっていると考えられます。またふるさと納税をきっかけに本市を知り、いつか訪れてみたいというコメントを見かけることから、ふるさと納税を通じた特産品振興、将来的には本市の誘客や移住・定住にもつなげられる可能性があると考えております。また、今39億円程度なんですけど、特産品がその3分の1でございますので、13億何千万円の地元の事業者への恩恵があるのではないかとこのように考えております。

○6番（野村広志君） では、経済効果をお聞きするところが最後になります。周知のとおり、2021年度1月から本庁舎が現在の志布志支所に移転することが決定しておりますけれども、そのことによってもたらされるであろう経済効果について、以前もお示しがあつたかと思っておりますけれども、もう一度お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、明確にはあれですが、職員の異動と来庁者数の変動等により、鹿児島県産業連関表簡易分析ツールというのがあります。それを用いて分析した結果でございますが、約1,000万円の経済効果があるというふうに見込んでおります。

○6番（野村広志君） 様々今聞かせていただきました。本市が現在まで取り組んでいること、またこれから取り組もうとすることを含めながら、本当に多岐にわたるなど、今更ながらに感じたところですが、市長どうですか。すべてこれお聞きになって、どんな感想をお持ちですか。

○市長（下平晴行君） これは、まず先ほど言いましたように、やはり志布志市の拠点が必要であるということで、私の公約に入れておりました志布志支所への本庁舎の移転、こういうことを含めてやはりまちの活性化というのは拠点が必要だということでは大変ありがたいなと。おかげさまで高速道路網、そして港の整備が着々と進んでいるわけでありますので、先ほど言いましたように行政と商業、行政と港、行政と観光という連携がしっかり取れている場所でないとはいけないということでは、本当に今回議員の皆さん方にも協力いただいてそのことが実現できたと

いうことでは、大変感謝をしているところでございます。

○6番（野村広志君） これは、あくまで予想値ということもあろうかと思っておりますので、裏付けになる根拠については、これからまたもろもろ出てくるかと思っておりますけれども、こういったもの、単純に足し算をするわけにはまいりませんが、このすべての事柄が予定どおり実施され、なおかつ予想どおりの効果が得られたとする場合、その経済的な効果は莫大なものになるのかなと私も思っております。これは、例えば予想値とはいえ大きなインパクトを覚えるようなものではないでしょうか。

そこで肝心なのが、こういった各種計画や予定の取り組みの成果が得られると予測をされているわけですので、これらを志布志市のまちづくりにどのように生かしていくのか。今、市長も言われましたけれども、これからはそのことが大事になってくるのかなと思っております。そこで、当然、こういったことで得られる歳入の確保というのは当然でございますけれども、他にも交流人口の増加であるとか、初めて志布志市を訪れた人がまたリピーターとして次にプライベートでまたこの志布志市を訪れてみたいと、行ってみたいまちになるのかが重要なポイントだなと思っております。こういった取り組みについても、今、個々がすべて点になっているのではと思っておりますけれども、そういったものをやはり線で結び付けていく年になるのかなと。2020年度から来年度2021年にかけて、今年から来年にかけてそういった年になる、そういったタイミングになるのかなと思っております。志布志市を大きくPRするまさに千載一遇のチャンスだと思っております。市長、どうですか。具体的にこのタイミングで何か仕掛けようというふうな、言葉が正しくないかもしれませんが、何かアクションを起こすようなことは考えておられませんか。

○市長（下平晴行君） これは、経済発展のためにも交流人口を増加させることやにぎわいを創出することは大変重要であるというふうに考えております。また、相乗効果が期待できる時期であることも十分に認識をしているところでございます。来年度は港湾商工課にシティセールス室を設置する予定でございます。そのことを踏まえて、より効果的なPR方法を模索していきたいというふうに考えております。行政には営業という言葉がないわけでありまして、営業と情報提供をしっかりとやって、この取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今ありました、この港湾商工課の中に設けられますシティセールス室ということですが、これの設置の目的と役割、範囲について、今分かればお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは、シティセールス室に観光特産品係、そしてふるさと納税係を設置していきたいと。そして、いずれこのことについては課の編成も、できればシティセールス課をいずれ設置してまいりたいと。これは、地方創生も、あるいは移住定住、あるいは関係人口等々も含めたそういう施策をするためにも、一つの課でそういう情報提供と営業をしていかなきゃいけないんだろうという面で、将来的には課を設置したいと考えております。

○6番（野村広志君） 今、もろもろ経済効果についてもお聞きしたところで、先ほど点になっていると、それを線で結び付けるというものがこういったシティセールス室みたいなところに集

まってきて、ワンストップでと申しますか、一つの課の中で対応ができるような形になれば理想的なのかなと私も理解したところであります。

もう1点、私の中で志布志市に一度来ていただくきっかけづくりとして考えてみたのが、志布志市の見本市みたいなものの開催ができないかというイメージをしたところでもございました。例えば、昨年、お茶の県大会がさんふらわあの船上で行われましたけれども、そのようなイメージで、市内外の方々にこの志布志市の食や文化、歴史、産業、港、農業、また人など、志布志市が持つ魅力の発信という形での見本市の開催ができれば、新しい志布志市をPRする絶好の機会の創出になるのではないかなと少し考えたところであります。当然、このようなイベントと申しますか、催しをやりますと、それ相応の予算が必要となってまいりますので、既存の様々なイベント等々と調整を図りながら、合同で開催が模索できないか。また、そういうことができれば、また開催費用の抑制にもつながるのかなと考えております。先ほど申し上げました本年度から来年度にかけては、そういった絶好のタイミングであるのかなということは市長も同じ認識であるようでありますので、ぜひともそういったことも含めながら考えていただければと思いますけれども、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 志布志市というまちを網羅しているようなイメージの総合的なイベントではないかというふうに思います。現在でも、今年は止めましたけれども、お釈迦まつりにおいては観光、歴史、特産品、商店街の活性化、生涯学習や環境に対する取り組み、情報通信の紹介に加え、参加者等についても地元企業や高校生、自衛艦なども入り、志布志市らしいイベントになっているというふうに思っているところでございます。

また、費用につきましては、既存イベント等は統合や拡大、場合によっては廃止のタイミングを見極めながら適宜実施しているところであります。

また、他イベント等との統合や連携により、より高い効果を生めないかなど、質の向上や効率化も重視しながら進めているところであります。当然、もし何かを実施するといった場合には、合同開催も視野に入れるものでございます。新規での盛大なイベントとなりますと財政面も含め難しい部分もありますが、ちょうどしましたアイデアも参考にしながら、今というタイミングを生かして、行ってみたいまちの実現に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 残念ながらですがけれども、今、市長からありましたとおり、今年度お釈迦まつりの中止ということが決定なされたわけですが、このことにおいても地域経済に大きなダメージを及ぼしております。今回の新型コロナウイルスによって様々なものに自粛ムードが漂っております。そういったものを一新する意味合いも含めまして、今後になろうかと思っておりますけれども、十分に検討していただきまして、議論を深めていただければと思います。もう一度、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたように、今年はコロナウイルスの関係で中止になっておりますが、終息したあかつきにはしっかりとまたそれ以上のイベント等に取り組む、対応して

まいりたいというふうを考えております。

○6番（野村広志君） では、最後にお聞きいたします。市長は、eスポーツについての造詣はございますか。最近では、多くの報道等でも取り上げられ、その可能性について注目が集まっているようであります。昨年、茨城国体でも初めて文化プログラムとしてこのeスポーツが開催され、全国からの予選を勝ち抜いた選手たちによって都道府県対抗戦として熱戦が繰り広げられたようであります。今年の秋に開催が予定されております鹿児島国体においても、同様の開催が予定されているようでございます。期待が高まっているということでもございました。私も、いくらスポーツといっても所詮ゲームの世界ではないかということでイメージをしておりましたが、その世界の潮流と申しますか、可能性について目を向けていますと、日本はイメージや社会的な人気などによって世界からは大きく取り遅れているのが現状のようでありました。近年では新たな団体の誕生やプロライセンスの発行、全国リーグの開催、高校生を対象とした大会や部活動の支援など、その注目度が更に上昇しているようであります。また、地方創生としてこのeスポーツを期待する地方自治体も出てきているようであります。eスポーツのプレイヤーや観客は、30代前半以下の若者が7割から8割を占めるといわれ、多くの自治体はこの若者を取り込むためイベント等を開催して、にぎわいを創出しているようであります。こうした場合、地方独自の特長を生かすことが肝心なようでありまして、市の明確なビジョンを描いて取り組みを進めることが地域活性化につながると言われております。また、一過性のにぎわいをつくるのではなくて、新しい産業として地域に根付かせていくことも必要であり、そういったノウハウの蓄積をはじめ、人材の育成も同時に進める必要があるようであります。本市にとっても若者の取り組みの戦略の一つとして地方創生のカンフル剤としてもこういった産業を新たに根付かせていく先駆的な取り組みを考えてみてはいかがでしょうか。そして、先ほども志布志市の見本市の話をしましたけれども、こういった見本市に併せてこういったeスポーツの大会などの誘致が同時に図れたらいいものができるのかなということも少しイメージしたところでした。ぜひともそういったことも含めながら御検討いただければなと思います。市長、お聞きになっていかがですか。

○市長（下平晴行君） 議員の話の中にもありましたとおり、これから更なる産業化が進む分野であろうというふうには認識をしているところであります。今おっしゃいましたように、eスポーツは若者への求心力が高く、にぎわいの創出について一役を買う取り組みであろうというふうを考えております。

一方で、本市においては恐らくまだそれほどのなじみのある言葉ではないように思いますので、鹿屋市の事例等も参考にさせていただきながら、本市に見合う取り組みであるのかどうか、そこら辺を見極めながら取り組みをしてみたいというふうを考えております。

○6番（野村広志君） 鹿屋市では、早くにこのことに注目をして取り組みを模索しているようであります。また、全国の高校では部活動にこのeスポーツを取り入れて、自治体がこの部活動を支援する動きも出てきているようであります。ぜひ先進事例等もいろいろ勉強していただければなと思っております。このeスポーツはインターネット環境を用いて世界中の人々と競技がで

きるということが特徴のようであります。本市に出向いてもらうことが当然一番いいわけですが、本市は他の自治体よりも先進的に光ファイバー網の整備がなされております。そういった一面もPRをしつつ、世界中のeスポーツを競技する、数百万人とも言われておりますけれども、この競技者に直接アプローチができ、このeスポーツを通して本市、志布志市のことを情報発信できれば理想的だなと少し感じたところでもございました。市長、これ、若い職員の中にはこのeスポーツについても造詣のある職員が多数いらっしゃるんじゃないかなと私思うわけですが、ぜひともそういった若い職員の方々の声も聞きながら、こういったことも視野に入れながら総合的に判断をしていただければなと思っておりますけれども、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今、お話がありましたとおり、その先進事例等を確認しながら、そういう情報発信がどういう形でできるのか。おっしゃいましたように、職員の中にも取り組みをしている職員もあろうかと思っておりますので、そこら辺も含めてこのeスポーツの認識がどれぐらいあるのか、またそこら辺も含めてどういう体制で取り組みができるのか、内部で十分協議してまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 今回、市長就任から2年がたちまして、折り返しの地点でありました政治姿勢についてお伺いをいたしました。あらゆる点において、更に志布志市が今後注目をされてまいります。市長のところにも市内外から期待する声が多く届いているのかなと思っております。その期待に応えつつ、市民目線での市政運営に今後とも当たっていただきたいなと願っております。

まだまだ道半ばでございます。今後とも本市の船長でございますので、どうかこの志布志市のかじ取りをしっかりと図っていただきまして、御期待を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（東 宏二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

23日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時51分 延会

令和2年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和2年3月23日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 辻 一 海

尖 信 一

南 利 尋

平 野 栄 作

岩 根 賢 二

八 代 誠

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸一郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭一郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学校教育課長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号8番、小辻でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先に通告いたしておりました2項目について質問してまいります。

まずは、質問に先立ちまして、現在、世界各地で猛威を振るっている新型コロナウイルスによってお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに感染症で今も病氣と闘っている方々の1日も早い回復と新型コロナウイルス感染の1日も早い終息で元の穏やかな日々に戻ることを願うところでございます。

一方、本市においては今回の議会定例会が最後になる管理職の方々が執行部側の席に5人ほどいらっしゃるようで、長い間、行政の場において志布志市発展のため御尽力いただき、誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げたいと思います。本当に御苦労様でした。退職された後も何らかの形で本市発展のため御指導・御協力を賜りますことをお願い申し上げ、皆様方が最後の議会として思い出に残る議論をしていきたいと思っていますので、執行部の皆様の誠意ある明快な答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問してまいります。

まず、地域公共交通政策について質問してまいります。下平市長の施政方針の中で、「公共交通政策については志布志市地域公共交通網形成計画に基づき、新たな公共交通の体系を構築するため、利用者ニーズを捉えた効率的で効果的な志布志式お出かけ移動網として、予約型乗り合いタクシー方式の検討を行っている」と述べられております。また、昨年12月定例会におきまして、同僚議員の地域公共交通政策についての質問においても、「現在、新たな移動網を構築するため関係機関や交通事業者へのヒアリング等を実施して、今後、交通事業者や各種団体と協力し、政策の推進を図っていく」と答弁され、地域公共交通政策を大きな課題として認識され、積極的に取り組まれる意気込みを感じたところでした。

それでは、今後、継続的に計画が見直されていくとは思いますが、市長が構築されようとする本市に最もふさわしい公共交通ネットワークの将来への具体的なイメージをお聞かせいただけま

せんか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

公共交通政策につきましては、平成30年度に志布志市地域公共交通網形成計画を策定し、市民、交通事業者、行政が連携し、公共交通機関の利便性が向上し、誰もがスムーズに市内を移動できる移動網を目指すこととしております。現在、本市における公共交通機関といたしましては、路線バス、JR日南線、フェリーさんふらわあ及び高齢者等を対象とした福祉タクシーがございます。この中で福祉タクシーにつきましては、松山地区、有明地区については、出発地点、出発時刻を定めた上でのドアツードア方式、志布志地区については定時定路線方式であります。予約の状況により可能な限り柔軟に対応した運行をしております。本市にふさわしい公共交通体系の具体的なイメージということではありますが、利用者のニーズを捉え、効率的で効果的な移動網として予約型乗り合いタクシー方式を検討しております。予約型乗り合いタクシーの運行を進めながら、福祉タクシーについても路線を定めず、事前予約によるデマンド運行を行い、既存の公共交通機関に接続することにより、外出しやすい環境を作っていくことが望ましいと考えております。

○8番（小辻一海君） ただいま市長から将来像のイメージについて答弁をいただきましたが、この公共交通政策の課題については、同僚議員から過去何回となく質問されております。ちょうど1年前に私も質問いたしました。このときは地域公共交通網計画の策定中でありましたが、策定からこの1年間、どのような取り組みが行われてきたか、そのあたりをお願いします。

○市長（下平晴行君） 平成30年3月に志布志市地域交通網形成計画を策定し、今年度から3年間を計画推進期間として取り組んでいるところでございます。今年度につきましては計画推進において新たな志布志式お出かけ移動網の構築を方針として定めているところであり、調査研究を進めてまいりました。県内の市町村において、コミュニティバスを定時定路線で運行している事例、予約型乗り合い方式で運行している事例等のメリット・デメリットを精査してまいりました。また、市民ワークショップも昨年に引き続き実施してまいりました。最終的な取りまとめとしましては、本市における地理的条件等を総合的に判断し、効率的で効果的な志布志市独自の予約型乗り合い方式を進めていきたいと判断をしたところであります。また、民間事業者からの提案を受けまして、愛知県豊明市で運行している「チョイソコとよあけ」についても先進地研修を行い、私自身もその新しい移動手段について確認をしたところでございます。地元の交通事業者等とも協議を行いながら、最終の方向を決定していきたいところでございます。

○8番（小辻一海君） では、昨年3月に志布志市地域公共交通網形成計画は策定され、5年計画を第2次志布志市総合振興計画の前期基本計画終了期間との整合性を図るため、期間を令和3年までの3年間とされましたが、残す2年の計画期間において本市の将来に向けた地域公共交通体系の構築をどのように取り組んでいかれるのか、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 実証実験を令和2年7月から半年間、令和2年12月まで実施をして、そして令和3年1月からの実施に向けて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） では、一番重要なことは、利用・使用している市民と交通事業者の声だと思います。行政だけが走り出しても市民・事業者がある程度納得したものでなければ無駄になるような気がします。そこで施政方針の中で述べられている、来年度から段階的に取り組まれる実証実験に向け、当然、地域や交通事業者と協議が行われたと思います。どのような意見が出され、協議が進められてきたか、お示しいただけませんか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 現在、取り組みをしているところでございますけれども、少しこれまでの取り組み、経緯、意見をまとめて御説明させてもらいたいと思います。

まず、市民の皆さんの声が大事ということでお伺いしました。ワークショップ等も3地域で3回行いまして、いろいろな意見をいただいたところでございます。松山地域、志布志地域、有明地域で実施しましたけれども、松山地域の中では「福祉タクシーが便利である」と。また、「買い物等については曾於市大隅町など市外にも行っている」というようなことがある。それから、「福祉タクシーにみんなで乗って出かけた」というような声がありました。志布志地域の方では、「大型商店を回ることが多い」ということ。また、「福祉タクシーも利用している」ということです。「現在は運転ができていますが、免許返納は今後また心配である」というようなこと。有明地域では、「志布志市の市街地に出かけて買い物をしていることが多い」というようなことでありました。市民の皆様の意見としましては、「近い将来の免許返納のときに公共交通を利用したいので早く整備を進めてほしい」という声があったところでございます。

それから、市内の交通事業者、タクシーの事業者の皆さんとも協議をしているところでございまして、この新しい志布志市の考えているやり方については、全体的な福祉の向上ということで理解はしますよということでしたけれども、ただタクシーの立場からすると、利用者が少し減るのではないかと心配も少ししているということで、「利用者を限定するのか、市内全員にするのか、高齢者だけにするのか、そういったこともしっかり検討してほしい」ということでした。また、「新しい事業を運行する場合には、ぜひタクシー事業者の協力ももらいながら進めてほしい」ということでございます。そういった形で、運輸支局等とも協議を進めているところでございます。

○8番（小辻一海君） ただいまの答弁のとおり、いろいろな意見を聞いての実証実験になると思いますが、施政方針の中では市街地周辺をエリアにしたモデル地区を選定して取り組むとのことですが、市街地のどこからどこといった周辺を実証実験されるのか、そのエリアと具体的な運行手段をお示しいただけませんか。

○市長（下平晴行君） 令和2年度におきましては予約型乗り合いタクシーの実証実験を進めていきたいというふうに考えております。方式としましては、愛知県の豊明市が行っている、先ほど言いました「チョイソコとよあけ」をモデルにして「チョイソコしぶし」方式を構築していきたいというふうに考えております。実証実験の内容としましては、エリア内の住宅地停留所、スポンサー停留所間を事前予約によって利用できる乗り合いタクシー運行をしていくというものでございます。停留所については、あらかじめ指定された公共施設や民間施設等をバス停とするも

のであります。具体的な利用方法については、利用される方からの電話予約により、最短で最適な運行ルートにより送迎を行うというものでございます。

エリアにつきましては、現在福祉タクシーの運行が難しい地域となっています志布志市街地で実施をしたいというふうに考えているところであり、まず市街地である志布志駅や志布志支所、病院、商店街を中心としたエリアを設定し、地域説明会も計画していきたいというふうに考えているところであり、地元交通事業者や民間事業者との共同事業により段階的に実証実験を行って、将来的には市内全域に展開をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） ただいま実証実験は志布志地域の市街地周辺をエリアとして取り組んでいきたいとのことですが、そのことで今まで市街地周辺の空白地帯は解消されると思います。

一方、松山地域、有明地域、志布志市地域の中山間地帯には福祉タクシーも路線バスもない多くの交通不便地があります。合併して14年にもなるのに、なぜこのような地域格差が改められなかったのか、不思議でなりません。このことは、段階的に取り組んでいくとのことですが、公共交通政策は交通不便地・空白地帯の解消、高齢者ドライバーの事故防止対策、小中高の通学対策等々、本市にとって待ったなしの課題であります。今回の1回目、実証実験の期間内に2回目として中山間地帯の交通不便地・空白地帯を早急に実験エリアに選定していただき、市長の施策として最優先に取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しました実証実験を半年やるわけでありましたが、それを一つのモデルとして、今おっしゃったように、いわゆる交通難民者、それから高齢者の方々も含めて、どういう形で取り組みをしたらいいのかどうか、それを見極めていきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 今、答弁されたわけですが、やはり中山間地帯の交通不便地・空白地帯で大変お困りですので、それを早急にお願ひしたいと思います。

来年度に予定されている実証実験エリアは、市長自ら研修された豊明市の事例を視野に入れ、お出かけ予約型乗り合いタクシー的なスタイルで停留所を設置して巡回する方向で検討しているとのことですが、利用者の予約は事業所にするのか、コールセンター業務を本市に設置して、そこから事業者へ配車手続きを行うのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今考えている新しい制度について、少し説明をさせていただきます。

私どもの方としまして、定時定路線のコミュニティバスよりも予約型タクシーの方が効率的・効果的で費用対効果も高いということでそういった判断をしたところでございました。今、「チョイソコしぶし」というのを創り上げていきたいということで計画を進めていますけれども、この内容につきましては、まず市民の皆さんからの電話をコールセンターで受け付けるという形にしております。受け付けた複数の要望に対しまして、専用システムによりまして最短で最適なコースを選定して運行するという形での乗り合いサービスということになります。それで、この大型タクシーには複数名が同時に乗るということございまして、目的地まで送迎していくという

サービスでございます。

利用につきましては、交通手段のない全ての方を対象に今考えているところでございます。

バス停につきましては、あらかじめ登録されたバス停ということで、公共施設や公民館等のいろいろな公共施設、それから市内の各商店、大型店等についてもバス停になってもらえたらと思っているところでございます。

利用料金につきましては、1回当たりの乗車で200円程度ということで現在は考えているところでございます。

先ほどありました運行エリアにつきましては、第1次的には市街地ということで考えておりますけれども、市長の方からもありましたように、その先も早く対応するよう指示も受けておりますので、農村地域についても早く対応できるような準備を考えているところでございます。

以上です。

○8番（小辻一海君） それと、あと1点、利用者の予約は事業所にするのか、コールセンター業務を本市に設置して、そこから事業所に配車手続きをするのか。そのコールセンターというのは市役所に設置されるのか、それとも事業所でされるのかということをお願いいたします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） この事業につきましては、民間提案も少しいただいているところでありまして、市長と一緒に愛知県の豊明市を研修したところですが、コールセンターも見学してきました。コールセンターを設置する予定でございますけれども、どこに設置するかというのは、まだ今から協議をしてみたいと思っているところでございます。

○8番（小辻一海君） 分かりました。では、今回の実証実験エリアは、拠点に停留所を設置しての取り組みのことですが、中山間地帯の皆さんは停留所まで坂あり、距離ありで、徒歩では不可能な地域が数多くあると思います。その中で、自宅から拠点となる停留所までを結ぶ移動手段の確保を考えないと、志布志式おでかけ移動網としての交通体系の構築は難しいと思いますが、そのあたりはどうお考えですか。

○市長（下平晴行君） 今、課長の方で説明がございましたとおり、そういう病院、あるいはスーパー等々の停留所、それから予約制ですので将来的には恐らく個人というか、そういうところも配置ができるんじゃないかなというふうには、豊明市を見た範囲内では志布志市でもそういう取り組みについては十分可能じゃないかなと考えております。これも実証実験をやって、その中でどういう形で取り組みができるのか。その辺を十分確認しながら体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 今度、エリアを設定されている市街地の方は平坦地が多いためいいのですが、中山間地帯となれば坂があり、距離もあるわけですね。そういうところに自宅からどういう形で移動手段を取られるか。そのあたりは検討されているんですか。

○市長（下平晴行君） そのことも含めて、実証実験の結果等を見ながら、どういう形で、今、議員がおっしゃる自宅までの対応ができるのか。主になる停留所までどういう形で対応ができるのか。その辺を実証実験の結果を見ていきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 市長が答弁されるのは分かるんですけども、市街地となれば平坦地で、徒歩でもできるわけですよ。もう中山間地というのは集落から集落の距離もすごくあるし、坂もあり、すごいわけですよ。そういうところの自宅からだと、中山間地はなかなか難しいと思いますので、そのあたりをどう検討されているかということでございます。

○市長（下平晴行君） これは、地域コミュニティ等々の中でも協議していかなきゃいけない。いわゆる白ナンバーにも利用できるということもございますのでその地域、地域によって対応できるものは活用していきたい。そして、先ほど言いましたこのデマンド方式で取り組む範囲というのはどこまでできるのか、そこら辺もやっぱり実証実験の中で、どういう形で地域との連携が取れるのかも含めて、十分吟味していきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 地域コミュニティの協力体制で立ち上げなどを考えて、移動手段を確保するという、本当に素晴らしいことだと思います。しかし、働き方改革や高齢化率も上がり、地域にそのような方々が少なくなり、地域主導の移動網体制づくりも困難になるような状況が各集落で起こっております。そういうことを考えまして、公共交通政策の予算がどれだけ計上されているか、当初予算書を調べたのですが、予算が見えない。所管課は企画政策課と思いますが、市長が重要な課題として最優先に取り組もうとされる公共交通政策についての予算がどこに計上されているのか。また、ある地域サロンに出掛けたとき、地域の方が予約型乗り合いタクシー導入に向けた実証事業関連費に10万円計上したと南日本新聞の記事にあったが、あの予算で高齢者が心配をしないで済むタクシーバスが来るようになるだろうか大変心配されておりました。では、公共交通政策にどれだけの当初予算を計上されたのか。また、その予算で新たな公共交通体系の構築へのスタートは大丈夫でしょうかね。

○市長（下平晴行君） 実証実験に関する予算については10万円ということで、これは啓発用のチラシに関する印刷製本費でございます。先ほど言いましたように、実証実験については民間が主に動いておりますので、その結果を見て補正予算で対応していきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 昨年、本庁舎移転の件で市民の皆さんの意見をお聞きしたとき、志布志支所に本庁舎が移転することは良いことだが、まずは高齢者等の交通手段の確保、舗装のひび割れや道路の白線消えなどで高齢者は運転しにくいので、市道の維持管理や高齢者の交通手段の確保が先ではないだろうかと切実に話されました。まだ、あのときのことを頭に描いております。今回、施政方針の中で舗装のひび割れやわだち掘れなどの計画的な舗装修繕を行い、安全・安心な市道の維持管理を推進していくとありましたので、その点は少し解消されると思ったところですが、白線消えの市道も多いので、その点も併せて要望しておきます。

では、本題に戻りますが、交通政策については、質問してから1年しか経っていないのですが、本市の深刻な問題として再度質問しました。当初予算編成に当たっては、厳しい財政運営が見込まれる中、「入るを量りて出づるを制す」という市長の財政運営を基本に、メリハリのある予算編成をされたと思いますが、市長は市民の求める重要な課題は交通弱者の交通手段ではないかと

考え、公共交通政策を重要な課題して最優先に取り組んでいくという思いがあるわけですから、ある程度のコストは確保し、志布志式おでかけ移動網としての新たな公共交通体系の構築に向け着実な実現につながる動きを、市民が納得する予算を計上すべきだったのではと思いますが、そのあたりをもう少しお聞かせください。

○市長（下平晴行君） そのことについては、議員がおっしゃるとおりだというふうに思いますが、ただ先ほど言いましたように、民間と一緒にやって取り組みをしているということで、予算の額が設定できないという状況でありまして、そういう実証実験を進める中でどれぐらいの予算が必要なか等も含めて対応していきたいということで予算計上しなかったところでございます。

○8番（小辻一海君） 理解しました。

それでは、現在取り組もうとしている公共交通政策を将来的な志布志市の公共交通網の構築と考えるとき、予約でなく市民誰もがどこでも利用でき、市外からやってくる観光客などのアクセスも含め、地域住民や地域外からの通勤、通学、買い物等々の日常生活の外出や観光・ビジネスなどにおける移動網を担う利用しやすいものが前提になってくると思いますが、本市の公共交通ネットワークの基本的な方向性をどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるように、そういう取り組みができればいいんですが、これも財政的なものが、相当な経費がかかるというふうに思っております。例えばある市がそういう乗り手もないのに計画をしたときに、いわゆる交通のバス・タクシー等々を動かさないといけないと。それより、やはりデマンド式、予約にして、無駄のない対応づくりをした方が、いわゆる財政的なもの、例えばスポンサー停留所というの、スーパー、あるいは病院からも停留所を作るとなるとそこからお金をいただいて、そして市民の皆さんからも一定の額をいただいて、その中で不足分を市が負担をしていくという考え方でございますので、そういう全体的なものを見ながら、市民のために、今、議員がおっしゃったようなものがあるのかどうか分かりませんが、でも利便性の高い、そして財政的にも経費のかからない対応の仕方をしていくべきじゃないかというようなことで、まずはこういうデマンド方式で対応していきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） では、現在、本市が取り組んでいる福祉タクシー、中学校通学バス、小規模特認校通学スクールタクシーとの連携はできないか、所管課にお聞きしたところ、午前中の1番便は特認校生が降りた後に福祉タクシーとして利用しているが、他は学校の授業時間の関係で移動網としての連携は難しいとのことでした。このようなことを考えますと、これから本市公共交通網の構築が高齢者対策、福祉事業、教育振興、商工観光事業にどのように関わっていくかが大切になってくると思っています。本市が現在取り組んでいる中学校通学バスの運行、福祉タクシー、小規模校入学特別許可制度通学スクールタクシー、路線バスの維持等々、それぞれ所管課が違います。また、駅をおもてなしの玄関口として、またにぎわいの生まれる拠点として整備を図ることで、JR志布志駅舎等整備事業が当初予算に計上されていますが、整備したけどJR日南線が廃止になってしまったとか、バスターミナルにバスがないなどということがないように、

志布志駅を核にした公共交通政策の在り方も考えなければいけないと思います。

そこで、本市の公共交通網を構築していくには、各所管課が連携して一つになることが必要になってくると思います。「縦割り行政」から「横割り行政」が大事になってきますので、そのところを十分認識していただいて、本市の公共交通網を総合的に統一した形で取り組んでいただきたいと思います。そのあたり、市長の考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、スクールバス等による通学、そして買い物も含めた全体的な取り組みをしたときに、どういう形態がいいのかどうかですね、おっしゃるとおり十分そこら辺は総体的な取り組み体制の中で考えていきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） このことについては、最後になりますが、先進地事例を参考にして、本市の実状に合った取り組みをしていただきたいと思います。しかし、公共交通網の構築というのは、持続していけばいくほど市の財政を圧迫していくことは先進地である自治体の研修で理解しています。本市において地域の皆さんの意見を聞いてみますと、「いくらかは運賃を支払うので早急に取り組んでいただきたい」という意見が大半を占めていますので、皆さんの意見をしっかり受け止め取り組んでいただきたいと思います。しかし、市民の利便性は図られたが市の財政がこのことで赤字になり、どうにもならなくなったのでは様になりませんので、前回、同僚議員からも要請がありました公共交通システム構築は並大抵のものではないと思っていますので、ふるさと納税等を利用して地域公共交通構築に向けた活性化基金を早急に作るべきと考えますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたように「入るを量りて出ざるを制す」と、これを基本に考えて、いろんな事業の取り組みをしていきたいというふうに考えております。今おっしゃいましたそういう基金等の醸成ができるのかどうか、そこも含めて十分協議してまいりたいというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 市長も前向きに考えられていると理解し、来年度からスタートする実証実験については、市報、告知放送、散らしなどで市民に分かりやすく情報提供をしていただき、市民の方々が地域公共交通の構築に向けた認識というものを深めていただく啓発活動の要請と予約型乗り合いタクシー方式が志布志市公共交通システムの構築にふさわしいものか、進捗状況を検証しながら、具体的な取り組みについて今後も議論してまいりたいと思いますので、実証実験の運行状況などについても、詳細に情報提供していただくことをお願いしまして、次の通告2番目の環境行政について質問してまいります。

平成26年6月定例会において、同僚議員からのメリケントキンソウについての質問に、前市長がメリケントキンソウを2019年度までに撲滅を目指す目標を答弁されました。同僚議員は、その後も撲滅が進まないことを危惧されて、平成29年6月にも駆除対策などについて質問されています。このことについては、私も今まで2回質問をし、市当局と議論してまいりました。今回で3回目になるところですが、質問で何回となく駆除方法等をお聞きした中で、撲滅目標年度に向け具体的に様々な取り組みが行われてきたようですが、市長、教育長が認識されている中で撲滅目

標年度に当たる本年度までの事業評価をどう見ているか、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 6年間の取り組みにつきましては、平成26年6月にメリケントキンソウに対する情報共有を図るため、現地検討会及び勉強会を開催したことに始まりまして、その後、撲滅対策会議を設置して研修会や情報共有を行い、施設管理者及び施設利用者への撲滅対策のお願いをしてまいったところです。平成28年度には、環境カウンセラーの窪健一さんの協力をいただきまして、撲滅対策マニュアルを作成し、それを各世帯へ配付するとともに、広報紙及びホームページに掲載して市民への周知を図っております。また、平成30年度には啓発看板を設置するとともに、公共施設の管理者に対してメリケントキンソウを効果的に枯らすことができる除草剤を配付し、一斉駆除のお願いをしたところです。これまでの取り組みに対する検証・評価と今後の取り組みにつきましては、撲滅対策会議を設置したことにより、指定管理者及び施設利用者において、メリケントキンソウの生態及び駆除の必要性への理解は進んでいるものではないかというふうに考えております。

駆除の実績につきましては、主要な施設におきましては平成29年度の「撲滅」と「ほぼ撲滅」の割合は44%でしたが、令和元年度には78%となっており、除草剤を配付したことによる効果が大きいと分析しております。駆除につきましては、完全に駆除するまでには至っておりませんが、一定の成果は出ていると考えております。引き続き、撲滅に向けての取り組みを続けてまいりたいところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

まず、市内小中学校におけるメリケントキンソウの繁殖につきましては、この6年間、各学校への除草剤の配付、専門業者による除草剤の散布、グラウンド改修工事において繁殖した部分の芝をはぎ取り、土を入れ替えるといった取り組みを行ってまいりました。今回、市内小中学校の現況を調査しましたところ、その取り組みにより、「撲滅」及び「ほぼ撲滅」の成果が得られた学校が6校ございましたが、現在21校中15校での生息を確認しております。これまでも除草剤の散布等を行うなどして、一時的に死滅したように見えることがあっても、種が少しでも残っているとまた芽が出てきたり、死滅した場所とはまた別の場所で生息が確認されたりといったことを繰り返しており、学校も生息が確認される都度、抜き取り作業や除草剤散布を行っておりますが、撲滅まで至らないところであります。

今後も学校の協力を得ながら、これまで以上の取り組みを継続し、1日でも早い撲滅に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習課所管の施設につきましては、直接管理をしているものについては職員で、管理委託をしております施設は指定管理者において通常の維持管理作業に合わせてメリケントキンソウの発生がないか、その都度繁茂状況の確認に努めており、発見の際には繁殖の状況に応じて対応を行っております。除草剤の散布につきましては、昨年11月に1度目の散布を、令和2年2月に2回目の散布を行い、施設によって令和2年3月に散布を行ったところもあるところです。これまでの取り組みにより、松山地域の城山運動公園多目的広場や志布志運動公園の運動施設な

どは発生がほとんどない状況が確認できていることから成果があったと考えております。しかしながら、志布志運動公園の周辺や有明農村運動場の駐車場、そして志布志地区公民館の分室周辺等は完全に根絶できていない状況でありますので、今後も引き続き繁茂状況等を確認しながら適切な時期に除草剤散布を行い、撲滅に向けて取り組んでまいります。

○8番（小辻一海君） ただいま市長、教育長からこの事業評価についてそれぞれお示しいただきました。

それでは、メリケントキンソウ撲滅目標年度に向け、様々な取り組みが行われて最終年度を迎えられたわけですが、撲滅目標の達成率はどの程度になるか、おおよその数字を把握されていると思いますので、市民の方々が分かりやすく、撲滅を100として考えた場合、それぞれ民間管理施設、学校の成果を数字でお示しいただけませんか。

○市民環境課長（留中政文君） 今の議員のお尋ねですが、市内のメリケントキンソウの撲滅状況ということで、それぞれ公共施設、又は民間管理施設というようなことでございます。環境カウンセラーの窪さんの協力をいただきまして、資料の方もちょっといただいておりますけれども、指定管理施設につきましては全体の40件調査をしております。そのうち「撲滅」「ほぼ撲滅」が33件の82%というようなことでございます。学校施設につきましては、先ほどございました「ほぼ撲滅」が6施設で28%。民有地につきましても、可能な限り調査をいただきまして、33の場所を調査した中で「撲滅」「ほぼ撲滅」が24件の73%ということで、トータルをいたしますと全部で95件調査をしておりますが、47件が「撲滅」「ほぼ撲滅」ということで、パーセントにすると約50%ということでございます。

○8番（小辻一海君） 撲滅目標年度を設定され、ただいまの答弁をお聞きし、まさに危惧していたとおりで。撲滅期間においては、正直言って長い期間が必要ではなかったかと思っていたところです。市が自らメリケントキンソウ撲滅目標年度を2019年度と設定されたわけですので、我々もその目標に向かって取り組まなければならないと思い、今まで質問してまいりましたが、成果は先ほどのとおり、民間においては数字の把握がなかなか難しいということで、73%ですか。指定管理者は82%、学校が28%の結果に終わったという報告を今、所管課長がされました。この数字は、所管課の数字じゃないですね。窪さんが提出された資料からの数字だと思います。所管課としてどれぐらい撲滅したか、そのあたりの調査に行かれましたか。

○市民環境課長（留中政文君） 現地の調査をしたかということでございますが、全てのところには行ってございませんが、先日、学校施設の数箇所を回りまして、やはりまだメリケントキンソウの繁茂を確認したところで、私も地元の学校にもちょっと行って見ましたけれども、いつもあるところを、まだ確認できるのかなと思ったら、以前よりはだいぶなくなっておりましたけれども、若干まだ繁茂が確認できたところがございます。

○8番（小辻一海君） このことについては質問していますので、私も窪さんから資料をいろいろいただいております。そして、自分も点検というか、調査に行ったところでありました。しかし、学校も相当残っているんですね。それと、気づかないところだと思うんですけども、な

かなか確実な年度に向けてされてないということが結果として、私としてはそう見たところでした。

そこで、今まで様々な取り組みが行われたにも関わらずこのような状況になった要因は何だったのか、分析・検証・評価はどのように進められているか、お示しいただけますか。

○市民環境課長（留中政文君） お答えいたします。

このメリケントキンソウにつきましては、平成26年度から取り組みを始めたところでございます。最初は現地検討会、実際現地でのどのような状況があるのかというのをまず確認をすることをいたしまして、平成26年度から撲滅会議を開催して、今年度まで計9回開催しているところでございます。その間にも学習会を開いたりとか、市民の方に対してはマニュアルを全戸配付したりとか、またホームページ等に載せて啓発しているところでございます。メリケントキンソウの生態ということもまず理解する必要があります。また、これは外から持ち込まれる可能性もあるし、自分のところから広める可能性もあるので、非常に撲滅が難しいというようなことは感じております。最初の方は、まず実態調査等をしてどういう対策がいいのかということを検証して、例えば木酢の散布とか、そういったことも検証をしてきたところでございます。結果的には、やっぱり濃度の問題とか、費用の問題とかがありまして農薬の散布が効果が上がるんじゃないかということで、平成30年度から除草剤を購入しまして公共施設等に配付して、若干は効果が見られていると思いますけれども、引き続き、これはなかなかすぐに、1年やってもすぐ撲滅というわけではなくて、粘り強く続けていかなければ根絶というのは難しいと考えておりますので、引き続きまた撲滅に向けて取り組みは強化していきたいというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 課長、目標年度を立てられているわけですから、難しいって、年度が設定されているわけですから、そんな答弁おかしいですよ。じゃ、メリケントキンソウ撲滅につきましては、駆除に向けた分析、検証、評価等々、情報共有が最も大事になったということで、幾度か情報共有の重要性を質問してまいりました。このことを受け、先ほど少し触れられましたが、所管課、指定管理者、教育委員会、環境カウンセラー等々が入った撲滅対策会議を設置されていると思いますが、現在も開催されているのか。開催されていれば、今まで何回開催されたのか。平成28年度ぐらいからでいいですので、年度別にお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 対策会議でございますが、平成26年度に1回、平成27年度に3回、平成28年度に2回、平成29年度に1回、平成30年度に1回、令和元年度に1回ということで9回開催をしております。

○8番（小辻一海君） 先ほど申し上げたとおり、メリケントキンソウの撲滅につきましては、情報共有が最も大事になるということで、幾度か重要性を質問しました。それにも関わらず、情報の共有という最も大事な撲滅対策会議がこのような開催回数では、撲滅目標年度に向けて本気で取り組む姿勢があったのか、疑いたくなります。

では、情報共有という最も大事な撲滅対策会議も数少ない中、施設間の情報共有はどのように実施されてきたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市民環境課長（留中政文君） 施設間の情報共有というか、撲滅会議において、まず手で抜いたりとか、最終的には薬剤というようなこともありますけれども、指定管理施設におきましては所管課の方から会議等にも出席して、除草剤等も配付して、またその除草の仕方についても共有はしているところでございますが、施設間ということでは、当初の方は皆さん一緒に集まっていたかと思いますが、同じ場所でメリケントキンソウを実際見ていただいて、こういう生育があると。実際こういう駆除の仕方が効果的だというようなことを皆さんで共有して、そういった中での意見交換ということは開催してきたところでございます。

○8番（小辻一海君） しかし、先ほど平成28年に2回、平成29年に1回、平成30年に1回、平成31年に1回の対策会議をしているんでしょう。その中で、1回だけしかそういうのはされていないんですか。

○市民環境課長（留中政文君） 平成29年度から毎年1回の開催ということになっておりますが、その間に、マニュアルの配付とか、周知も行って、平成30年度からその除草剤が効果的であるというような検証もありましたので、実際それを、除草剤を中心にして、手での抜き取り、またやってはならないことというようなことを共有して、実際、11月が除草の適期ということで、それに合わせて除草剤の購入、また作業の確認というようなことをお願いしてきておりまして、年に1回となっておりますが、それで情報共有を図っているというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 分かりました。

では、所管課にお聞きします。環境カウンセラー、窪さんが自らの体験に基づき、調査研究された貴重な資料を提出されていると思います。その中には、何日もかけて施設ごとに調査して、写真まで撮って撲滅のスピードアップにつながればとアドバイスされていると思います。その資料を今までどのように利活用されてきたか、お聞きします。

○市民環境課長（留中政文君） 環境カウンセラーの窪さんから資料をいただいております、見させていただいているところでございます。そういったことを、市内の状況等を調査していただいたことに、非常に感謝しております。そういった、実際撲滅しているところ、まだ残っているところというの、場所も示していただきながら、今後それを次の会議等で生かしていきたいというふうに考えております。

○市長（下平晴行君） 今、課長の方でもありましたとおり、私の方にも直接市長室まで来ていただいて、こういう取り組みをしてきたという情報提供をいただいております。本当に感謝をしているところでありますが、今おっしゃいましたように、対策会議の中で共有していくという部分では若干欠けていたのかなという気もしているところでございますので、そこら辺の共有の仕方ですね、ここを本当に、これもいろんな事業にも関わることでございますので、そこら辺も十分内部で協議・検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） このことについて、市の方から委託も何も受けていない。また、市から依頼もないのに関わらず、環境カウンセラーとしてすべてボランティアで、何日もかけて施設ごとに調査をし、写真まで撮って市内のメリケントキンソウ生育地マップや撲滅対策評価一覧表を

作成し、生育地の写真、駆除の方法を示した調査報告書を個人で提出されていると思います。あの方は、施設管理者がメリケントキンソウの生育地を把握されていないかもしれない。そうであれば、メリケントキンソウの繁殖が増大すると心配され、提出されているのです。撲滅対策会議が徹底されていれば、会議の場で提出された資料の情報共有ができ、施設ごと、撲滅に向けた進捗状況や取り組み、対策の共有ができたと思いますが、所管課では提出されたその生育地の写真、駆除の方法等を示した調査報告書を現地に持って行き、状況を確認して施設の所管課、教育委員会、学校、指定管理者等々に対して現地指導されているのですか。そのあたりはどうでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 今年度なんですけれども、繁殖・繁茂状況について、窪さんと担当職員で2日ぐらいかけまして、一緒にそういう施設をずっと研修して、状況の把握はしていたところでございます。また市としては、この写真等いただいたところを見比べており、その現地には調査に伺っていないところございました。今後については、いただいた資料を十分活用する形で取り組みをしていきたいというふうに思います。

○8番（小辻一海君） この資料は、本当に貴重な資料ですので、それを利活用して、そういう撲滅対策を進めていただきたいと思います。

では、指定管理施設や運動公園施設で「メリケントキンソウを知ろう」という靴裏チェックの啓発看板や、「メリケントキンソウを持ち込まない・持ち出さない」、「靴拭きマットで靴底に付着した種を除去してください」と注意を呼び掛ける立て看板を所管課で設置されていると思います。また、平成29年6月定例会の同僚議員の一般質問において、所管課は「足拭きマットの設置場所も撲滅対策会議を中心にしっかりと取り組んでいく」と答弁されています。「靴底に付着した種を除去してください」といった注意看板が設置されているにも関わらず、私の見過ごしかもしれませんが、足拭きマットの設置状況が前回と変わらず、宇都鼻のグラウンドにだけ目に付いたんですが、市の管理施設において、足拭きマットは注意看板の近くに何箇所設置してあるのか、お示しいただきたいと思います。

○市民環境課長（留中政文君） 足拭きマットでございます。その前に、平成30年度に足拭きマットの看板を市内25枚設置したところでございます。合わせて啓発看板を15枚設置したところでございます。足拭きマットにつきましては、撲滅対策会議において、例を示しながら資料の方に付けて、こういったマットを設置してくださいというようなことで、各施設にお願いをしたということで、枚数の方については確認をしていないところでございます。

○8番（小辻一海君） 平成29年6月の同僚議員の質問に、足拭きマットの設置場所や取り組み方法については、「撲滅対策会議の中で、再度取り組みを見直し、しっかりと取り組んでいく」と答えられているにも関わらず、足拭きマットの設置がどれだけ設置されているのか、まだ調査もされてないんですか。ともかく買って、設置はされているんですか。そのときの撲滅対策会議でどのような足拭きマットについての協議がなされたんですか。

○市民環境課長（留中政文君） その撲滅対策会議において、足拭きマットが効果的ということで、設置してくださいというようなことで見本をお示ししまして、購入につきましてはそれぞれ

の施設の方で購入をお願いしますとしているところでございます。

○8番（小辻一海君） 前回の答弁では、足拭きマットも取り付けるといような回答をされているんですからね。そのあたりも考えてやってください。駆除情報共有ができる撲滅対策会議も徹底されていない。生育地を示す貴重な資料が提出されているにも関わらず施設所管課、教育委員会、学校、指定管理者等々へ現地指導もされていない。拡散を防止する重要な足拭きマットも設置されていない。これでは、本年度目標にしていたメリケントキンソウ撲滅ができるわけがないと思ったところでした。私も窪さんから6年間にわたり調査された資料を調査ごとにいただいており、すごい量になっています。市がこの調査報告書のとおり撲滅を実施されていたら、私の考えでは「メリケントキンソウの撲滅を志布志市は目標年度内に達成」と全国から注目を浴びたのではないかと残念に思っております。市当局も撲滅に向け、それなりに様々な努力はされてきたようですので、取り組んでこられた経緯をどうこう言っても始まりませんが、市として早期に撲滅に取り組まれることについては高い評価をしてよいと思っております。

そこで、目標年度はあるわけですが、今後はどのような取り組みをされていくのか、市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） このことについては、撲滅対策マニュアルの中で11月と2月に新芽が出るときに、いわゆる薬剤散布をすると効果があるということでございますので、このマニュアルに沿って、今話がありました、それぞれの施設の管理の仕方をしっかりしていかなきゃいけないというふうに思ったところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

環境カウンセラーの窪さんからも貴重な資料をいただいております、その資料を見ながら、学校によってはほぼ全域に繁殖しているといような、そういう報告等を受けたときに、私の方もその学校に行ったり、直接対応のやり方がどうなっているのかということを確認したりしましたけれども、先ほど答弁しましたように、現在のところ、「ほぼ撲滅」「撲滅」が6校しかないということで、何か同じことが繰り返されているような感じがしてなりません。このメリケントキンソウの撲滅の難しさというのは、やっぱり一人一人の認識、危機意識がなかなか高まらないということにあるのかなというふうに思っています。といいますのは、例えば新しく来た先生方、校長先生方にメリケントキンソウのことを話すと、「それ何なの」といようなことも言う職員も結構いるわけです。だから、そういう先生たちにはまた4月から、0からのスタートといような状況がありますので、本当に情報の共有ということ、先ほど議員が言われましたように、この意識をどう高めていくのかということが最も大事になってくるのかなと、そういうふうに思っております。併せて、メリケントキンソウの駆除の難しさというのは、どうしても学校がうまくいっても、今度は他のところから持ち込まれる、そういう状況が繰り返される、その難しさというのがあるんだろうと、そういうふうに思います。ただ、私の方としては、窪さんが環境カウンセラーとして本当に地道なことをやってくださっていますので、この前も有明小学校に窪さんが直接行かれて、子供たち、そして職員にメリケントキンソウの駆除の仕方、そういうことを教

えたりしておりますけれども、積極的に窪さんには今後ともまた学校に入ってもらって、メリケントキンソウの怖さとか、それから何でこのような状況になっているのかについて、また具体的な指導をしていただきながら、職員、そして子供たちが更に危機意識を持つような対応をしていかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っております。

今日は答弁をしながら、学校の取り組みというのもまだまだ十分でないなということを改めて感じておりますので、このことを踏まえながら、再度また指導していきたいと、そういうふうに思っています。

ついこの前、先週、香月小学校に窪さんがいらっしゃって、香月小学校の状況を把握しながら、非常に厳しい状況があるということでしたので私も行ってまいりましたが、本当に運動場のあちこちにメリケントキンソウが繁殖している状況がありましたので、校長の方には、今のこの時期に再度散布をするようにというようなことで指導してまいりましたが、そういうことを繰り返しながら、メリケントキンソウの駆除に向けて、これからも取り組みを進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 先ほど市長の方から申されました、市の管理施設、学校、指定管理者等々と連携しながら、3月、11月の最適期に合わせて薬剤散布や駆除の奨励、それから撲滅対策会議などをやっていき、根気強くやっていくことが撲滅につながると思いますので、その点、よろしくをお願いします。

さて、いよいよ第75回「燃ゆる感動かごしま国体」が48年ぶりに開催の予定で、本市は成年男子サッカー会場になっております。その会場の運動公園周辺でメリケントキンソウが多量に生育して、繁殖源になっていました。前市長がメリケントキンソウ撲滅目標年度を2019年度と短い期間で設定されたのは、多分、しおかぜ公園、志布志運動公園を中心にかごしま国体が開催される前年度までの撲滅を目指して、訪れる選手や国体関係者、観戦者の皆さんにケガなく楽しい思い出をつくってもらおうというおもてなしの心の思いを持ってのことだったと理解しています。この目標年度に向け、様々な取り組みが行われてきたので、ある程度の成果が出て、今の状態を保っていると思います。目標年度は設定されずに、この取り組みがなかったら、今回国体のサッカー会場になっている運動公園周辺はメリケントキンソウの繁殖で大変なことになっていたのではと思うところでした。市として早期に撲滅に取り組まれたことについては、大変ありがたかったと高い評価をするところです。市と指定管理者の連携で今のところ発芽や繁殖はほぼ撲滅という情報を受けていますが、まだ油断は許されません。一方、民有地での分布拡大も確認されていますので、今の状態が悪化しないよう、また人的被害を防止するため、校区公民館、自治会、各団体等と地域レベルでの駆除活動や生育調査、また窪さんから作成していただいた撲滅対策マニュアルを大いに活用して、駆除適期の告知放送、環境教育、市報や散らし等による具体的な取り組みや成果の見えた情報の掲載等で、市全体として市民、民間企業等に積極的に呼びかけて、駆除適期に市内全域で一斉に防除週間を計画し、市民のメリケントキンソウ駆除の認識を深めていただき、自宅、仕事場など身の回りからもう一度撲滅活動への機運を高めることが重要だと思いま

す。このような駆除や拡大防止に取り組む実践的な体制づくりや駆除啓発活動などの取り組みについて、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、今、議員がおっしゃったとおり、撲滅マニュアルを活用した取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。このマニュアルを再度市民の皆さんにも周知をして、そしてこのことも共有して撲滅に努めてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） メリケントキンソウについて最後になりますが、本市が様々な取り組みをやってこられて、本市からメリケントキンソウがなくなっても、近隣の市町に生育があれば、必ず本市に入ってきます。今騒がれている新型コロナウイルスのような状況になると思いますので、本市近隣の市町との情報交換を密にして、広域的な駆除体制への情報提供や効果的な対策の取り組み、情報交換も今後の課題になってくると考えます。難しいとは思いますが、そのあたりの対策について、市長の考えをお聞かせいただけませんか。

○市長（下平晴行君） 近隣の市町との対応ということでございますが、このことも情報提供をしながら、そしてその近隣の市町がどういう状況なのか。そこら辺も含めて、近隣の市町との連携が取れば、そういうふうに対応をしていきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 難しいとは思いますが、今から考えていかなければならない対策だと思いますので、近隣市町と情報交換をしながら、よい対策を作り上げていただきたいと思います。

では、環境行政について、2点目の質問に移ります。市長は施政方針の中で、令和2年度に生物多様性地域戦略を策定すると述べられております。この取り組みについての質問は5回目になると思います。来年度で生物多様性地域戦略の策定が完了するわけですが、この進捗状況は全く見えませんので、どのような考えの下、どのような手法で、具体的にどのあたりまで作業が進んでいるのか、進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 生物多様性地域戦略につきましては、令和2年度の策定に向けて昨年度から環境省の生物多様性地域戦略の策定に向けた支援を受けながら、戦略策定の課題や市内外の委員による生物多様性地域戦略検討委員会及び研修会を開催し、進めているところであります。今年度は11月に担当レベルのワーキンググループ会議を開催し、生物多様性地域戦略の事例として同様の自治体の計画を紹介しながら、策定に向けたポイントを環境省の手引きを用いて紹介してもらったところであります。令和2年1月にはワーキンググループ委員と市内外の委員による生物多様性地域戦略検討委員会との合同の研修会を開催し、講演と生物多様性地域戦略策定に向けて、志布志市の良さや価値を掘り起こし、今後の取り組みにつなげるために志布志市で大切にしたいもの、志布志市で取り組みたいことについて意見交換を行ったところでございます。令和2年度は3回程度ワーキンググループ及び検討委員会を開催しながら、生物多様性地域戦略を策定していく予定としているところでございます。

○8番（小辻一海君） では、平成30年6月の一般質問で、定期的開催すべき一番大事と思う地域戦略検討委員会が進んでいなかったのもので、大変危惧しての質問に対し、所管課から、「検討

委員会、地域戦略策定検討会、ワーキンググループ等も開催して、三つの会議でキャッチボールをしながら進め、平成31年度は検討委員会を2回考えていたが非常に少ないと考えているので、4回程度の開催を考えている」との答弁がありました。そこで、平成29年8月の第1回生物多様性地域戦略検討委員会後、年度別に検討委員会が何回開催され、併せて課長会で作る地域戦略策定検討会を何回行い、ワーキンググループ等による生物多様性地域戦略に関係する協議はどのように進められてきたか、お示しいただけませんか。

○市民環境課長（留中政文君） 生物多様性地域戦略策定委員会の経過でございます。平成29年度に、議員もおっしゃられましたとおり策定委員会を開いております。平成29年度は1回開いております。平成30年度につきましては、6月に課長級に対して、この戦略策定についてと志布志市の現状と課題についてということで、1回目の検討会を開いております。8月に生物多様性地域戦略策定委員会、外部の方を入れて、今後の進め方について協議をしていただいたところでございます。同日、職員向けの研修会を開きまして、環境省の自然環境局の職員の方から御講演いただいたところです。平成31年の2月につきましては、県の主催で生物多様性のシンポジウムも志布志市で開催していただいたところでございます。同じく2月に職員向けの研修会を九州大学の講師の方に来ていただきまして開催したところです。令和元年度につきましては、11月にワーキンググループ会議を担当者で行いまして、事例紹介とか、計画の策定方法について研修を行ったところです。今年になって1月27日に同じくワーキンググループ会議を開きまして、それには策定委員会の委員の方にも参加していただきまして、一緒になってワークショップ等をしていただいたところで、その後、策定委員会というようなことで開催し、策定委員会としては3年間で計3回開催しているところでございます。

○8番（小辻一海君） 行政の施策というものは、人が変われば終わるものではなく、引き継がれていくものです。前回、所管課があれだけ反省の答弁をされたにも関わらず、地域戦略検討委員会等が前回と同様、1回程度、本当に進んでいない。どういうことですか。では、生物多様性地域戦略策定の第一歩は本市の生物多様性の実態把握だと思っています。策定まで1年しかありません。それぞれの生物多様性の実態を既に把握されていると思いますが、地域戦略策定検討会も、ワーキンググループによる会も少ない中、委託も行われていないようですが、本市の生物多様性の実態調査をどのように取り組んでこられたのか、お示しいただきたいと思っています。

○市民環境課長（留中政文君） 生物多様性の実態調査ということでございます。生物多様性は、本市における保有するデータとか、そういった環境団体や個人の方が保有するデータ等もいただきながら、また現状を把握しながらデータ、また先ほどもありました、環境カウンセラーの窪さんからも資料もいただきながら、そういった市内の現状、また委員に専門の方もいらっしゃいますので、そういった方の協力をいただきながら市内の生物多様性の現状把握というのをしていきたい。また、必要があれば、職員も行きまして調査等もしていきたいというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 私は、生物多様性地域戦略策定への第一歩は、本市の生物多様性の実態

把握だと思っていますので、生物多様性地域戦略策定を完了した自治体を調査したところ、コンサルタントに委託した自治体や地域内の環境団体、個人などが保有するデータを取りまとめ、策定した自治体など、実態調査は様々でありました。近いところでは霧島市が平成26年3月に策定されていたので電話で聞いてみました。平成24年度の策定委員会から始まり、大学の教授も入り、実態把握、アンケート調査、パブリックコメントを進め、コンサルタントへの委託で作成され、予算が約600万円で環境省の助成金を利用したとのことでした。本市では、平成21年2月から9月までの間、志布志市農村環境計画策定のときに実施された生態系調査の結果の報告がありますので、それを参考にされても良いのですが、生き物や植物の生息、生育環境は水田などの耕地整理や耕作放棄などの年々変化するものと考えますので、新たな現在の実態調査がなくては策定する意味もないわけで、策定すれば良いということではないと思います。生態系実態調査の重要性をどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市としましては、市で保有するデータ、環境団体や個人などが保有するデータで現状把握をしているということでございます。生物多様性というと保護の面が強調されがちであります。保護はもちろんのこと、生物多様性を持続的に利用・活用することについての提案ができる計画としていきたいという考え方でございます。地域の実態がこの生物多様性地域戦略ということでございますので、しっかりと対応していく必要があるというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） この質問に入るとき、生物多様性地域戦略の取り組みについての質問は5回目になると述べました。生物多様性の保全と持続的な利用を確保していくための基本になる生物多様性地域戦略が足踏みの状態で前に進まないから心配して5回目の質問になったわけです。失礼ですが、施政方針にいくら立派なことを並べても、事業が前に進まなければ絵に描いた餅で何なりません。残すところ1年です。検討委員会メンバーに生態系の専門的な方が多数構成されているので、その方々が保有するデータや志布志市農村環境計画書の生態系調査の結果を参考にされたり、実態調査の情報収集に取り組むとのことですが、何度も言うようですが、残すところあと1年です。その方々には大事な生態系調査のデータ提出をお願いしてあるのですか。

○市民環境課長（留中政文君） 前回開きました策定委員会にそれぞれ自然愛好会とか、外来生物関係とか、郷土の研究の方とか、自然保護の推進委員の方とか、委員の中にいらっしゃいますので、前回の策定委員会の中で今後の進め方、また今後の資料の共有もお願いしますと話をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） では、その方々にデータの提出をお願いしてあるんですね。もう一回答弁をお願いします。

○市民環境課長（留中政文君） 一緒になって策定していくというふうに考えておりますので、データについてはお願いしているところでございます。

○8番（小辻一海君） では、このことについてあと1点、策定まで残り1年になったところで、生物多様性地域戦略策定に係る予算においては環境衛生費の計上だと考えますが、当初予算を確

認してみますとコンサルタントへの委託料も計上されていないようです。他の市町村によるとコンサルタントへの委託料など約600万円の費用を要したとのこと。コンサルタントへの委託がないにしても、いくらかの予算計上は必要と思いますが、あと1年で完了する事業に目に付くような予算が見えてこない。この予算編成を危惧するところですが、所管課では十分と判断されたのか。生物多様性地域戦略策定に係る予算の状況をお示しいただけませんか。

○市民環境課長（留中政文君） 生物多様性の策定の予算ということでございます。総体では令和2年度に84万円の予算を計上させていただいたところでございます。内訳としましては、この策定委員会への会議を年に3回予定しております。その他に調査の謝礼を3万円、また需用費を4万円、印刷製本費を56万1,000円、委託料ということで、調査委託で10万円の計84万円を計上しております。

○8番（小辻一海君） 私は、このことを別段責めているつもりはないです。他の市町村の動向を見て大丈夫かと懸念するところ。今の状況で本市独自の他の市町村に等しい、いやそれ以上の生物多様性地域戦略策定ができあがるのか、危惧して確認の意味で質問したところ。生物多様性地域戦略策定の予算については、所管課が課長会で作る策定検討会などで協議され、最終は市長の判断で決定されたものだと思います。市長も生物多様性地域戦略策定には理解も示された答弁をされましたので、くどくど言いませんが、策定まで僅か1年です。本市独自の内容のある生物多様性地域戦略を策定していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） 皆さん、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

まず、初めにちょっと議長に許可をいただきたいんですが、志布志市の広告宣伝になるようなことがありましたので、2、3分でちょっと御紹介したいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（東 宏二君） はい。

○3番（尖 信一君） ありがとうございます。

先月2月14日、15日、大阪で「志布志フェア」というのがありました。私も事前に県事務所に
出向している職員さんから連絡をいただきましたのでお手伝いに行きました。場所は、日本で一番長いと言われていて天神橋商店街、1丁目から9丁目があるんですけども、その2丁目で実施されました。この場所は、私が大阪におるときに非常になじみのある場所で、県事務所に
出向している職員に、もし路面で展示即売会をするのであれば、ここしかないですよと御紹介した場所でした。ちょうどそこから50m横に私の子供が3人通った小学校がありまして、大阪市内
で唯一校舎が増加しているところでもあります。ここで14、15日、2日間「志布志フェア」を観光特産品協会が主催、そしてさんふらわあトトラベル、それから地域おこし協力隊の方も1人来られていました。そこで、初日のもう昼過ぎには6割、7割商品が売れまして、イチゴなんかすぐ
完売ということでした。翌日、残ったのは乾物、それからハム類、そして焼酎がちょっと残り

ました。私は2日目の3時ぐらいまでしかお手伝いできなかつたんですけれども、そこに非常に珍しい方が来られました。企画政策課長は御存じのようですけれども、何と御名前が志布志という方なんです。最初、「私、志布志です」と言われたので、志布志市に行ったことがあるのかなと思ったんですけれども、御名前が志布志という方だったんですね。年は42、43歳ぐらいで、許可をいただきまして免許証の写真も撮らせていただきました。志布志裕之さんという方でしたですね。よくよく聞いてみますと、おじいちゃんが宮崎の出身の方らしくて、そこら辺から志布志市に御縁があるのかなというふうに思いました。字も全く一緒でございます。お子さんが、ぜひ志布志市に行ってみたいというふうにおっしゃっているらしいので、市長、ぜひ一回御招待してください。志布志市の良い広告になるんじゃないですかね。よろしく願いいたします。

ちょっと今、非常に珍しい御紹介をさせていただきましたけれども、これからあと20分しかありませんけれども、一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回、五つの項目にわたりまして質問事項を出させていただきました。五つの質問事項で、担当の課と係が九つにわたるということで、事前に打ち合わせをさせていただきましたまして、20名近くが来られましたけれども、どちらが質問受けているのかわからんような状態でしたけれども、事前にほぼすべて内容はお伝えしてあると思いますので、適切な答弁をいただきたいなというふうに思っております。

まず1番目に情報セキュリティについてということで、情報通信環境を活用した業務が、もうほぼ一般的になっている中、本市のふるさと納税業務においても、その環境を活用した個人情報等の取り扱いがあると思われませんが、その個人情報を含めた全般的なセキュリティ対策がどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えいたします。

個人情報の取り扱いにつきましては、志布志市個人情報保護条例や同施行規則において、包括的に規定しておりますが、議員御質問の情報通信環境を活用した業務におきましては、国の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、市の情報資産のセキュリティを確保するため、情報セキュリティ運用指針を作成し、適切な運用に努めているところでございます。

また、ふるさと納税業務につきましては、ふるさと納税管理システムで寄附者情報を管理しております。システム運用会社と専用回線で接続しているため、事前に申請のあったパソコンのみ接続できる環境となっております。システムの操作に関しては、職員の業務内容に応じた権限を設定し、ユーザーIDとパスワードによる本人認証を行っております。

○3番（尖 信一君） 今の市長の答弁を聞いて、少し安心いたしました。昨今のこのセキュリティに対しては、非常に頻繁に情報提供があります。政府の機関だけでも、様々ありますけれども、1日だけで1億回のサイバー攻撃があるらしいですね。他の一般企業、特に金融機関の中でも6割では体制ができてないというような現状があります。去年も防衛産業の三菱電機、ここが半年にわたって気が付かずにサイバー攻撃を受けていたという報告がございました。これは、ルートを探っていきますと、この企業の中国にある日本支社と取り引きをしている中国の企業にウ

ウイルスが入っていたというところまで分かっていたようですね。そこから日本の支社に行き、日本の支社から日本の本社に行くというような形でウイルスが送り込まれたというのが実態でありました。最近では、ウイルスの「エモット」というのがありまして、もう3,200ぐらいの団体が被害を受けているようでございます。この件に関しては、菅官房長官が注意喚起するぐらいの被害に遭っているようでございます。本市のふるさと納税の申し込み、様々毎年上がってきておりますけれども、このふるさと納税の専用サイトというのがありますよね。「ふるさとチョイス」と「ふるサポ」とか「ふるナビ」「さとふる」というのがいろいろございますけれども、本市の場合はどこか特定のサイトと契約をなさっているのか。ちょっとそこら辺を確認させていただきますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 本市のポータルサイトについては、7サイトの方々と契約をさせていただいているところでございます。

○3番（尖 信一君） すみません、その7サイト、今私、四つ申し上げたんですけれども、この中でまだ出てないのが三つあるということですね。もし差し支えなければ教えてください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ポータルサイト名については重複する部分もありますが、「ふるさとチョイス」「ANA」「ふるナビ」「さとふる」「Wowma」「楽天」「LUXA」の7社でございます。

○3番（尖 信一君） 私は、ホームページを見るときはグーグルかヤフーで見るんですけれども、ヤフーも中程によくうなぎの広告が出ています。「ああ、出てる、出てる」と思っていつも半分喜びながら拝見させていただいています。

今、市長の答弁でもありましたように、一応回線は専用回線を使っているということですね。私が非常に心配したのは、もしそのようなウイルスが担当課のどこかに入ってしまったら、個人情報とは別途管理しているということでしたけれども、半年、1年気が付かずにそこから個人情報が仮に漏れたとして、年間15万件以上ぐらいの申し込みがあると思うんですけれども、仮にこれは私の勝手な想像なんですけれども、5万円ぐらいの商品を2万円で販売しますというのを獲得したメール先に一斉に送ったとしますね。期限を3日ぐらい区切ってですね。そしたら、みんな恐らく申し込みますよね。偽サイト、全部作ってですね、市のホームページから全部作り上げて、振込先も全部変えて作れる可能性は十分ありますよね。仮に10万件、2万円の商品をはほぼ全員が申し込んだら30億円になるんですよね。今のふるさと納税と同じような金額になります。事務手数料やら原価を含めると恐らく35%ぐらいになるので、恐らく10億円の現物資の被害が出ると思いますね。ちょっと私はそういうことを個人的にずっと危惧してまして、そういうことが起こらなければいいなというふうに思って、今回の質問になりました。今、お聞きしていますと非常に強固なシステム構築がなされているということで、また回線も別回線を使っているということで非常に安心いたしました。

そこで、志布志市のホームページ、私も議会中継やいろいろ見るときや、情報を確認するときに見させていただきましても、あまり皆さんは興味がないといひますか、お気づきになっ

てないかと思うんですけれども、ホームページ、一番頭に「http」というのが出てきますよね。それから、「//www」となるんですけれども、本市は「http」です。今は、主流は「https」なんですね。そこら辺は市長、何か知識をお持ちですか。

○市長（下平晴行君） そこまでは、知識はないところです。

○3番（尖 信一君） 企画政策課長は御存じですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今回、勉強させてもらいました。「http」と「https」でございますけれども、この「s」につきましては、ホームページをサーバーでつないでいるということなんですけれども、情報伝達の際に情報漏えいをしないように暗号化して、情報漏えい被害を防ぐというようなことの仕組みが「s」ということでございまして、ちょっと分かりやすく申し上げますと、伝送の中で、例えばハガキで送るのか、それとも封筒に入れて送るのかというふうに考えると分かりやすいのかなということでは理解しているところでございます。

○3番（尖 信一君） 非常に分かりやすく説明いただきました。要するに、双方のやりとりが暗号化されているかどうかの違いですよ。 「s」の付いてないところは暗号化されていないと。グーグルのクロームでホームページを見ますとアドレスが出てきます。暗号化されているところは鍵マークが付いていますよね。暗号化されていないサイトは「保護されていません」、それからホームページが出るんですよ。もう明確に出てくるんですね。ぜひともここは改善していただきたいなど。先ほどはふるさと納税の顧客管理はきちっとできているということでしたけれども、ここは以前からちょっと気になっていましたので、今回も3月の初めに聞き取りがあったときに、その点はまだ既に述べてありますのですぐ改善されるかなと思ってちょこちょこ見ていたんですけれども、まだ未だ同じような状況でございます。専門家に言わせると、少し知識があれば1週間できるということでしたので、早速やっていただきたいなと思います。

ちなみに、この「https」を使っている近隣の自治体、使っていない自治体を調べてみました。離島の方までは調べていませんけれども、「s」を付けているところは曾於市、肝付町、鹿屋市、鹿児島市、薩摩川内市、奄美市、ここら辺が付けていますね。付けてないのが、保護されていないホームページを使っているのが本市、それから始良市、霧島市、南さつま市、東串良市と、まだ付けてないところもいくらかはあります。この「s」が付いているか、付いていないかということは、先ほど担当課長がお話なさったように暗号化されているかどうかという大きな違いがあるわけなんですけれども、既にもう20年前からこの技術はありまして、特にお問い合わせフォームとか、それからネットショップ、こういうところではもう必ず「s」が使われています。

「s」というのはスクエアという意味で、「安心な」「危険のない」また「保証された」「心配のない」という意味でのセキュリティじゃなくてスクエアという意味です。この「s」が非常に貴重な情報保護の設定になりますので、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

ちなみにグーグルでは、このSEO対策という、また専門横文字が出てくるんですけれども、検索したときに上に出るか、下に出るかという大きな違いがこのSEO対策というふうになるんですけれども、グーグルではこの「s」が付いてないとまず上には来ません。ずっと2ページ、

3 ページ目に入ってしまうんですね。これはグーグルの運営規則の中できちっと発表されています。それから、もう1点は、この前の打ち合わせのときにウイルスの対策ソフト、ウイルスバスターというふうになんかちょっとお聞きしたと思うんですけども、そのこのところをもう一回、情報管理課長でもし分かれば教えていただけませんか。他の担当でも結構です。

○市長（下平晴行君） その前に、取り組むのかというようなことでございますが、先ほどからありますようにインターネット上における通信経路の盗聴とサイバー犯罪が増加していることから、本市のホームページを閲覧していただく利用者のセキュリティを確保するために、令和2年度から「s」を導入するという予定になっているところでございます。

○情報管理課長（岡崎康治君） ウイルス対策ソフトにつきましては、市の端末等につきましてはそれぞれの端末にウイルスバスターの設置をしているところでございます。

○3番（尖 信一君） ありがとうございます。

私もこの前の打ち合わせのときに走り書きしたんでウイルスバスターが入っているんだろなというふうに思って質問したところであります。ただ、先週17日ですか、トレンドマイクロが「Apex One」というソフトと、このウイルスバスターコーポレートエリッションというウイルス対策ソフトに欠陥があるというのを発表しています。作ったところが発表しています。一度サイトを作っている鹿屋市の業者に問い合わせをして修正プログラムを入れた方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、本市の小中学校、それぞれホームページを作っておられると思うんですけども、その管理はどうなっているか。少し聞かせていただけませんか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

学校関係は、MMCという会社の方が管理をしております。

○3番（尖 信一君） 学校関係も全部「s」は付いてなかったと思うんですけども、そこは御存じですかね。

○学校教育課長（谷口源太郎君） 確認しておりませんので、早期に確認をいたします。

○3番（尖 信一君） 私が退職なさった職員にお聞きしたところ、学校のホームページの運営費が月1万円かかっているということなんですね。年間12万円ぐらいですが、年間1万円ぐらいで済むんだけどなということをおっしゃっていたんですね。だからそこら辺のことも含めて、改善の余地があるかなというふうに思います。一番いいのは、市のホームページの中にフォルダーを下げて一緒に入れ込むというのが一番、「s」を付けた場合、スクエアを付けて上で、その中に各学校のページを下に付けていくというのが、もう一括で保護されるんじゃないかなというふうに思っています。そこら辺は、どうでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 本年度、令和2年度に予算化して修正をする準備を今進めておりますので、市のホームページを中心にそういった対応が取れるように各課とも連携を図っていきたくと思います。

○3番（尖 信一君） 非常に期待しておきます。

ちなみに、ホームページの一番下に4社ほど広告が、リンクがありますね。BTVとか、富士通エフサスとか、それから行政の専用サイトを作っている福岡の会社ですね、それともう1社あったと思いますけれども、福岡と富士通はさすがに「s」が付いていました。ただ、BTVは付いていません。もう1社も付いていません。これは、鹿屋市か鹿児島市の会社だったと思いますね。そして一番大事なのは、サイトを作っていたらいい企業ですね、これは鹿屋市のある企業ですね、いいですか、間違いないですね。ここも「s」が付いてないんですね。私は、ちょっとサイトを作るこの会社の危機意識がちょっとないんじゃないかなと。だから、当然、本市にもそういうアドバイスができてないんじゃないかなというふうに感じました。一度、打ち合わせをして、付けるのか、付けないではなくて、付けるためにはどうしたらいいのか、そういう技術があるのかどうか。ちょっとそこら辺を確認していただいて、再度、本市のホームページの構築をやっていただきたいなと思います。市長、最後にどうですか。

○市長（下平晴行君） はい、確認をして対応してまいります。

○議長（東 宏二君） 昼食のため暫時休憩します。午後は1時5分から行います。



午前11時57分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○情報管理課長（岡崎康治君） 先ほど答弁をいたしました内容について、訂正をさせていただきたいと思います。尖議員の質問で「どのようなウイルス対策を使用しているのか」という御質問についてですが、ふるさと納税業務の端末につきましては、トレンドマイクロ社のウイルスバスターを利用しております。また、市の庁内ネットワークに接続された端末につきましては、シマンテック社のセキュリティソフトを利用しているところでございます。訂正してお詫び申し上げます。

○3番（尖 信一君） ちょうど昼食を食べて腹に力が入ったところですので、もう一回。前回はそうだったんですけども、今まで質問したことのないような質問をさせていただいて、非常に申し訳ないなと思っているところであります。そういう細かいところに気を付けていくのも我々の仕事、任務ではないかなというふうに思っています。

2番目に新型コロナウイルスと豚コレラについて質問させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症やアフリカ豚コレラ、それから普通の豚コレラ、感染拡大が懸念される中、外国籍の船舶が出入りする志布志港において、市民の健康管理や飼料供給基地としての機能維持を図るために、検疫機能の充実を要請する考えはないか。また、今後の防疫、これは疫病を防ぐという意味での防疫ですね、防疫対策についてお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルスに関しましては、昨年12月、中国武漢市において確認されて以降、感染が世界的に広がっており、我が国においても新型コロナウイルス感染症を指

定感染症に指定し、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針により、全国で国内感染対策に努めています。本市におきましては、本年1月31日に志布志市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置をしておりましたが、感染症対策の推進、情報の共有化、流行状況による判断や感染拡大の防止措置の判断が必要なことから、全庁的な危機管理対応を実施するため、本年3月2日に志布志市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところでございます。

御質問の志布志港の防疫対策についてでございますが、このような国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するために対する措置を講ずることを目的とした防疫法に基づき、志布志港の検疫が実施されております。手続きとしましては、志布志港には入国管理局や防疫所がないことから、船舶代理店が乗員上陸許可申請、検疫など、電子申請等により入国管理局、税関、海上保安庁、地方運輸局、検疫所、港湾管理者に手続きがされ、下船の許可となっております。新型コロナウイルス感染症対策としまして、下船乗員の方々に保安措置の制限区域からの感染防止を図るため、英語、中国語で表記した感染症対策ポスターの掲示及び消毒液とマスクの配布を行い、感染予防をお願いしているところであります。また、平成30年9月、国内で26年ぶりに中部地方で豚熱の発症が発生され、これまで約16万5,000頭の豚が殺処分されております。これを受け、本市の取り組みとして、関西航路フェリー2社に対し、乗員・乗船客等に対する消毒マットの設置、消毒液の配付を行っております。令和2年1月8日には、沖縄県で豚熱が発生したことから、沖縄航路を持つ2社に対し、車両用の消毒マットを設置し、水際での進入防止に努めるとともに、市報やホームページにて「海外渡航時に家畜に接触しないよう」「肉製品を持ち帰らないよう」などの注意点について啓発を図っているところでございます。

今後、志布志港はアクセス道路、港湾整備が進み、国際物流拠点港として、ますます流通の拡大、港湾利用が盛大になると考えられますので、市民が安心して生活できるよう国際港としての必要な措置を関係機関に要請していきたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 今回の質問で、「CSF」「ASF」、ちょっと分かりづらいので豚コレラ、アフリカ豚コレラと呼ばせていただきます。この豚コレラ、アフリカ豚コレラの大きな違いは、アフリカ豚コレラは要するにワクチンもない、感染力が非常に強いという特性があります。新型コロナウイルスとよく似ているところがあります。先ほどの市長の答弁で沖縄が1月8日に発生した後に、洗浄・消毒の作業をなさっているということの回答がございました。ちなみに、今、韓国からの船の行き来は週5便という資料はあるんですけども、そのところを確認させていただいてよろしいでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 韓国からは、週5便の就航でございます。

○3番（尖 信一君） そこは、消毒作業はしておられないのでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 今のところは大崎町、豚熱が発生しました中部地方の関係、大阪航路ですけれども、大阪航路と沖縄航路のところだけの消毒でございます。このことについては、県と協議の上で進めているところでございます。

○3番（尖 信一君） 物の陸揚げ、搬出入、人の出入りがないということなんですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 現在のところ、この防疫、消毒につきましては、県と協議の上でやっているところですが、そういう判断だと思います。

○3番（尖 信一君） このアフリカ豚コレラは、韓国で発生しているんですよね。韓国で豚とイノシシも飼育していますけれども、1,227万頭、2月の初めの時点でこれだけ飼育していてアフリカ豚コレラが発生していると。発生地域は北部、北朝鮮との境目の二つの道で発生しているみたいですが、ちょっとそこは検討が必要かなと思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、県の方が主にやっているわけでありますので、ちゃんと連携を取ってみたいと思います。

○3番（尖 信一君） ぜひ、最悪のことが起きないように、最善の注意をもって管理していただきたいなと思います。

ちなみに、本市では入国管理は、業務はないんですけれども、農産物、それから飼料等の輸入がありますので、植物検疫等があるかと思いますが、植物検疫は門司の防疫、鹿児島支所、それから動物は鹿児島空港ですかね、何か犬がおるらしいんですけれども、犬は肉を嗅ぎつける犬らしいんですね、全国で40頭おって、これも55頭まで増やす予定でございます。先ほど肉の持ち込みの件も少し言われましたけれども、2月の後半ぐらいまではアピアに外国人が買い物に来ておりました。これは、アピアの管理者に問い合わせしました。今のところは、ほとんどないようでございます。彼らが肉を持ち込んで廃棄する可能性も十分あるわけですよね。そこら辺の注意喚起もぜひお願いしたいなと思います。と言いますのも、大体入国者の、特に中国、それから東南アジアの入国者の大体3%は肉の持ち込みをしているそうなんです。その中で注意をしても二度、三度やる人は逮捕、去年の末までに8人が逮捕されています。そういう、言っても、言っても持ってくる人がいるわけですから、十分注意していただきたいなと思います。そういう意味で、本市はいろんな国際バルク港という名前からして、いろんな船が来るという形で成り立っているわけですので、できれば本格的な検疫所の設置の要請を国にさせていただきたいなと思います。と言いますのも、2月の4、5、6日、東京に国会議員の方に要請、陳情に行きました。いくつか陳情させていただきました。その折りに、以前一般質問の中にも入れましたけれども、本港に大型のX線、通関を容易にするために他の港の競争力を付けるために大型のX線を設置していただきたいという質問をしたんですけれども、その件を国会議員の先生にお願いしました。森山先生にお願いしました。そしたら、「尖さん、この大型のX線の導入は、1基目の導入は私がしました」とおっしゃったんですね。その重要性はよく分かっているので、早速取り組んでいきますと。小野議員の紹介でお会いしました遠山財務副大臣も、必要であればぜひとも要望書をお願いいたします。市長をはじめ港湾関係者の連名で要望書があれば、麻生財務大臣に必ずお届けしますので、早急に実施してくださいということでした。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今の現状では、そういう船舶代理店が対応しているというようなことで、そういう機会を持って国会議員等々にもお願いしてまいりたいというふうに考えており

ます。

○3番(尖 信一君) 本港は、特に飼料の輸入元といますか、基地になっていますので、もし何かあれば南九州の全域に疫病が発生する可能性も十分考えられますので、要望すれば可能な限り恐らく国の方も考えてくれると思いますので、そのような事例もありますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

本来であれば、この豚コレラを中心に質問したかったんですけども、ちまたで新型コロナウイルス、今日の昼間もずっとやっていたけれども、この状況が予想以上に拡大していて、1月28日に日本で初めて患者が見つかって、政府の対策本部が30日に出ています。日本とアメリカの大きな違いは、日本の場合は内閣官房が中心になって厚生労働省とか、国立感染症研究所が対策を行っているわけですけども、アメリカの場合はCDC疾病対策センターというところがありまして、これはアメリカだけじゃなくて全世界に事業所といますか、場所がありまして、センターの職員が1万4,000人います。年間予算が8,000億円、ここら辺が日本と大分違うなというふうに思っています。そういう違いはありますけれども、おかげさまで日本国内では発症率が非常に抑えられて、穏やかな増加でとどまっています。これまでの本市の新型コロナウイルスに対する対応が十分だったかどうか、市長の考えを聞かせていただけますか。

○市長(下平晴行君) 先ほど言いましたように、警戒本部から、対策本部を設置して対応してきたということで、国の方もいわゆる学校を休校にして、分散、集中させないということでの考え方等もあったわけでありますが、市としましてもいつでも対応できるような対策本部を設置して、そのための対策をどういう形でやればいいのかというようなことでの協議を逐次してまいったところでありますので、今後とも国の情勢等を見ながら対応をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) ちなみに、対策本部のメンバー構成は、大まかにどのような方々が入っておられるのでしょうか。

○市長(下平晴行君) 課長、局長、そういう立場の職員が対応しております。

○3番(尖 信一君) すみません、医療関係は入っていないんですか。お医者さんとか。

○市長(下平晴行君) はい、入っておりません。

○3番(尖 信一君) 私は、入れるべきだなというふうに思います。ここら辺は、医師会との連携が必要かなというふうに思いますね。どうでしょうか。

○市長(下平晴行君) 今、今回の警戒本部から対策本部にしたのは、行政の内部での本部ということで、議員おっしゃるようなそういう外部を入れた対策が必要なのかどうか、そこはもうちょっと協議してまいりたいというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) 私は、今回のこの新型コロナウイルスに対する危機意識が非常に薄いなというふうに感じております。3月の市報に折り込みみたいな形で厚生労働省のコピー用紙が入っている程度で、3月の市報でも新型コロナウイルスに対する呼びかけがございません。私が今回のこの一般質問に当たり、担当課と打ち合わせをしたときにお聞きしました。「告知放送はい

つごろなさいましたか」ということでした。「1月の末から2月の初め、3日、4日だけです」というふうにおっしゃいました。私がそういうお話をした後には、ときどき告知放送で流れているようでありますけれども、今日の朝は、告知放送を聞いたら「何も連絡事項はありません」と言われたんですね。大丈夫かなと。ちょっと危機意識というのがかなりないんじゃないかなと。できれば、市長自らが御自分の声で市民の皆様に注意喚起を呼び掛けるべきじゃなかったかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市民の皆さんと、それから各団体の代表者には、そういう会の開催をするときにはということで3つの条件を付して、全市民に通知はしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 残念ながら私には聞こえていません。そこら辺は、津波に対する危機意識も含めてそうなんです、もう少し市長自らが先頭に立って注意喚起をすべきだなというふうに思います。何かあったんですかね。

○市長（下平晴行君） こういう資料を、新型コロナウイルス感染症対策についてお願いということで、先ほど言いましたように各家庭、全戸に配付しております。

○3番（尖 信一君） すみません、私の家には届いていません。何ですかね。分かりました。今回、市民の皆さんの中でもいろいろこの小学校4年生以下が自宅待機になったり、保護者が併せて自宅待機になったりして、非常に大変な思いをなさっていますよね。その中で、子ども食堂というのがございますけれども、ここが無料のお弁当を1日40食ぐらい配っているんですけども、そのことは市長、御存じでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、新聞等で確認をしております。

○3番（尖 信一君） さらに、自宅待機をすることによって学習が遅れるということもありますけれども、昨年私が6月に一般質問した折りに、通信ができる教育ソフトを御紹介しましたけれども、あれがあれば今自宅で先生とやりとりができていたんじゃないかなと非常に残念でなりません。

今回、このような危機が訪れて、今後の取るべき課題、失敗例もあると思いますけれども、当局の対応が早かった、遅かったは別にして、対策本部の在り方、先ほど問いましたけれども、対策本部の在り方、組織構成の在り方とか、それから市民に対する注意喚起の在り方、そして最後にはやはり市中の事業者の方が今大変な思いをされていると思うんですね。国・県も含めて経済対策を出していますけれども、市から出せるような経済対策等は考えておられませんか。

○市長（下平晴行君） 今回の補正で利子補給の対応をしよう。そして、次の段階でどういことを市民、あるいは事業者は求めていらっしゃるのか。それは次の段階でまた対応しようという考え方でございます。

○3番（尖 信一君） 最後に、ちょっとこれは事前には申し上げてないんですけれども、ある方から連絡がありまして、一般質問できませんかというようなことがありましたので、ちょっとこれは恐らく担当は学校教育課になるのかなと思いますけれども、事前に言っていないのでお聞きしません。ただ、市長に考え方だけ少しお聞かせいただきたいなと思います。

今回の学校登校が取りやめになりました。それに併せて図書館への小学校、中学校、高校生の入館が禁止の張り紙が出ました。これについては、市長、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） いわゆる1箇所に集中というか、そういうことでの感染症対策として対応したんじゃないかというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） そこは、非常によく理解できます。ただ、他に方法はなかったのかなど。と言いますのも、この限られた人たちに対する入館の禁止は、憲法違反の恐れがあります。私権の制限ですね。その恐れがあります。憲法というのは、本来であれば国民を守るための法律なんですね。国行政の権力から国民を守るための法律が憲法であります。その憲法違反の恐れがあります。これも、もう張り紙がないようですけれども、先ほど述べたような様々な課題がやっぱり見付かったと私は思います。対応の在り方とか、いろいろありますけれども、こういう安易に入館の制限の張り紙をするというようなことも私権の制限、憲法違反の恐れがありますので、そこら辺も含めて今後対応をしていただきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今朝も課長会でお話したところでありますが、今回のこういう新型コロナウイルスの侵入によって、いろんなことが見えてきたわけでありますので、それぞれの課のところできっかりとこのことに対しての対応を考えていくべきであるというふうな話もしたところでありますので、今おっしゃいますように、その制限の仕方が、結果としてどうなのかということも含めて十分協議してまいりたいというふうに思います。

○3番（尖 信一君） 危機はチャンスでもありますので、ぜひ今回のことを踏まえて、今後の行政に生かしていただきたいなというふうに思います。

次に、3番目の質問に移りたいと思います。本庁舎移転に伴う業務改善についてということで、新年度においては本庁舎移転が行われますけれども、業務改善を含む働き方改革を視野に入れた移転計画が必要と考えております。本市は昨年、リコージャパンと包括的連携協定を締結しているが、この協定を本庁舎移転や業務改善策にどのように生かしていこうとしているか、お伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたように、リコージャパン株式会社との連携につきましては、昨年5月31日に協定を締結させていただき、連携事項の範囲においてはダイバーシティや働き方改革、RPA、環境問題に関する職員研修、電子黒板の貸し出し、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び関係人口創出事業における支援など、多様な力添えをいただいております。

そのような中、特に働き方改革に関しましては、支援サービスの販売だけではなく、自社としても実践されており、先の職員研修をはじめ本庁舎移転に絡めて、その実体験やノウハウを元にしたきめ細かなアドバイスをちょうだいしているところでございます。労働人口の減少を背景に、働き方改革により労働力を確保していくことは必要不可欠な事項であり、また職員の働く意欲の向上にもつながります。日本の先頭を走る企業に力添えいただけますことは大変ありがたいこととございますので、引き続き連携を図りながら、業務改善はもとより、取り入れられる部分については柔軟に取り入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番(尖 信一君) 今回の本庁舎移転に伴って最大限といいますか、一番注力しているところの業務改善はどのようなところでしょうか。

○市長(下平晴行君) 本庁舎移転の実績があるということで、一番問題なのは移転だというふうに私は考えておりますので、そういう経験実績のあるところをうまく活用させていただければというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) ですから、具体的にどういうことに注力してやっているのかということです。何か具体的なところはございませんか。担当課では、かなり突っ込んだ業務改善に取り組んでいるというふうなことも聞いているんですけども。この前のお話では、ペーパーレス化も含めて働き方改革等々、一生懸命改善策を練っていますということでしたけれども、そこら辺を答弁いただければ。

○市長(下平晴行君) リコーにおける働き方改革には、フリーアドレスやペーパーレス化、在宅勤務等、いわゆるITを活用しながら働く環境そのものを変える取り組みをはじめ、会議の極小化や配付資料のコンパクト化、テレビ会議、立会議など、社内のコミュニケーションの方法を変える取り組みなどがあると伺っておりますので、先ほど言いましたように、取り入れられる部分についてはしっかりと取り入れていきたいというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) 実は、先ほど申しました東京に調査研究に行った折りもリコージャパンに議員5名で訪問して、様々な職場を拝見させていただきました。あそこも2011年、今から9年前は、写真を見せてもらいましたけれども、机の周りにはもう書類の山だったんですね。こういうところに災害が来たら、足の踏み場もない、逃げることもできないということで、業務改善、ペーパーレス化に努められて、今、テーブルにはパソコンしかないような状態ですね。絶対できると思いますので、移ることが目的じゃなくて、移ることは手段ですから、目的をきちっと持っていて業務改善に今後取り組んでいただきたいなと思います。そこのところ、最後、どうでしょうか。

○市長(下平晴行君) 働き方改革により、労働力を確保することや、そして職員が働きやすいと感じる職場づくりを行うには、必要不可欠な事項であるというふうに認識をしております。今回の本庁舎移転についても、あくまでも必要最低限の費用で対応していくというようなことも含めて、そういう議員がおっしゃったようなことも、今実際リコーが実施している、そこも含めて活用できるところは活用していきたいというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) ちなみに、年間かなりの郵便物の送付がなされると思いますけれども、珍事が去年ありまして、98歳の私の父にも500円の交通災害共済の通知が来ているんですね。「えっ」と思いましたですね。これもう、要するにそういう対象者の精査ができてないということですね。だからそこら辺も業務改善の一端になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

次に、4番目の森林環境保護についてお聞きしたいと思います。本市においても、森林伐採が進む中、伐採後の再生林が行われてないことで、近隣住民は山崩れ等を大変危惧している。適切

な森林保護へ向けた対策についてお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市の民有林面積は1万420haで、そのうち人工林面積は7,833haで、人工率は75%となっております。平成30年度に提出された伐採届、伐採及び再造林の面積の実績については、伐採件数が419件で103.42ha、人工造林件数が183件で50.6ha、再造林率が48.93%となっております。市としましては、伐採及び伐採後の造林の届出で提出された業者に対しまして、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書及び届出確認通知書で人工造林を実施するようにお願いをしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 昨年9月に福重議員が同じような質問をされています。そのときに、市長が確認書提出の義務化を今年度中にといいましたけれども、今の御答弁でそれが実施されたと確認してよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 今回、土地の登記簿、住民票、森林所有者等の意思が確認できる確約書等の提出を義務化するという取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） たまたま今日の南日本新聞の一面に森林伐採の、これ誤伐というんですかね、間違った伐採、それからいろいろなことが行われていまして、曾於市は伐採後の土砂流出や農道損傷の責任を明確化した確認書、業者に対してですね。それから、地元団体との事前協議書の提出、作業中の看板提示、かなり厳しい条件を設けていますよね。これ、どうでしょうか。本市では、どこまで考えておられるか、ちょっと確認だけさせていただいていいですか。協議中だということであれば、それでもいいと思いますけれども。

○市長（下平晴行君） 私も今朝の新聞を見て誤伐が相当されているというような状況でありますので、もしかしたら届出等の提出を求める取り組みをしていかなきゃいけないというふうに思います。詳細については、課長が答えます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今朝の南日本新聞の方に詳しく出ていたところでございますが、本市におきましても令和2年4月1日を目標に、今、厳格化による伐採要項については、関係課と調整中でございます。その調整が終わり次第、関係業者等に連絡、あとホームページ等で皆さんに公表はしていきたいと考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 私も今回この森林環境について質問する前に、様々なところを見学しまして、八野の山のとっぺんまで登ったり、いろいろ写真も撮ってまいりましたけれども、相当伐採が進んでいますよね。びっくりしました。それで伐採した後が放置されたままなんですよね。あれ恐らく昨年みたいな大雨が来れば、洪水に伴う流木や、土砂崩れが起きたりすると思うんですよね。だからそういうのも含めて、近隣の住民の方から心配の声が上がっていましたので、実態を見に行きました。そこで、2024年度から森林環境税として成人には一律1,000円課税されますよね。私びっくりしました。例えば森林に携わっている、この目的は森林を適正に管理する、財源にするんだということが根本にありますけれども、なぜ国民だけに課税されるのかなと。伐採をする業者や製材業者には税金、そのような目的税みたいなものはかからないのかな、おかしいなというふうに思ったんですけれども、市長はどうですか。

○市長（下平晴行君） 恐らくこれは、森林は、いわゆる環境をしっかりと守ってくれる産業であるという観点で、国民全体で山を守っていこうという発想じゃないのかなというふうに思っております。これは、令和6年度から課税がされるわけですが、前倒しで今年度から取り組みをしていくということですので、そういう環境対策という考え方ではないかというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 市長、それは分かるんですけども、なぜ企業にはそのような課税がないのかというのを聞いているんですけども、それはもちろん、市長自身の個人的な御意見で大丈夫です。

○市長（下平晴行君） 企業もその中の一国民でありますので、その国民それぞれが1,000円の負担をしていくことでの二重課税にならない一つの方策かなと、今直感的に思ったところです。

○3番（尖 信一君） 企業は、伐採をすることで利益を得ているんですよね。その大きな違いはありますよね。当然、一国民としての環境に対するそういう課税はあるんでしょうけれども、企業は更に利益を得ているわけですよね。ちょっとそこら辺は違うかなというふうに思います。例えば、以前もある議員から森林環境税について質問があったかと思っておりますけれども、例えば伐採をして、山崩れとか、そういう被害が起きて、今日の新聞でも書いてありますけれども、その修復は自治体がしなければいけませんよね。要するに、市民、国民の税金で修復するわけですよね。企業は利益を得ているのに、修復の負担は国民・市民がしないといけない。それも税金は払っていますよね。私はちょっとこれ、おかしいんじゃないかなと思うんですね。そこで御提案なんですけれども、全国に目的税というのがあります。原発の置いてあるところは核燃料税があったり、京都とか大阪もそうですけれども宿泊税があり、いろんな税金がございます。その中で、2月27日に発表されました、2、3日前もテレビでやっていたけれども、新潟県の柏崎市、東京電力の原子力発電所があるんですけども、使用済み燃料、核燃料について、経年累進課税を導入すると。要するに廃棄物をずっとため込んでいるんですけども、ため込めばため込むほど税金が上がっていくという累進課税をやるというふうに発表しています。12月までに導入したいというふうに発表がされました。

そこで、どうでしょうか、市長。志布志市の業者がどれぐらいあって、どのような規模か分かりませんが、森林伐採売買で業と成しているところに、例えば森林環境保護税とか、名前は何でもいいと思うんですけども、立米かもしくは従量制で、少しでもいいんで目的税を導入してこういう公共事業の基金にするというような考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 鹿児島県では、森林環境税としまして県民から500円の納税をいただいているということでございます。用途につきまして、森林に学び、ふれあう推進事業と、森林を守り育てる整備事業に支出をしているということでございます。また、国の森林環境税につきましては、先ほど言いましたように令和6年から年額1,000円の課税が始まることとなります。伐採業者に対しましては、市独自で税を徴収することにより、森林所有者の収入が減る可能性があることから、現在のところ市独自の税を徴収していくという考え方は持っていないところでござ

います。

○3番（尖 信一君） それは、市長、個人の考え方かなと思いますけれども、私は、自治体としては取り組む価値があるかなと。なるか、ならんかはまた別ですけれども、制度を作って自治体のために、市民のために環境保全をするという目的税を作る価値はあるかなと思います。いろんな知識や能力を持った職員の方々がいらっしゃるわけですから、ぜひともここら辺はちょっと早急にやらないと、本市の森林はガタガタになってくるんじゃないかなと、非常に危惧しているんですね。

ちょっとお話がずれますけれども、村木厚子さんって御存じですかね。元厚生労働省の事務次官で、郵便不正のえん罪で逮捕されました。1年ちょっと留置場に入っておられて、最後、無罪になりました。彼女がこういうことを言っているんですね。「公務員というのは、連立方程式を解くようなものだ」と。二次方程式、三次方程式。要するに、未知数がたくさんあると。ある制度を作るためには、こっちを立てればこっちが立たない、こっちを立てたら今度はこっちも立たないと。その二次方程式、三次方程式を解いていくのが公務員であるというふうにおっしゃっているんですね。私は、今回それが当てはまるんじゃないかなと思っています。またこうもおっしゃっていますね。「新たな制度を作るときに、ゼロから1を作るのはNPO法人とか、そういうところだ」と。「1から10にするのは学者とかそういうところがするんだ」と。「10から50にするのは、利益を追求する企業家がするんだ」と。「でも、普通はここで止まるんだ」と。「50を100にするのが公務員の仕事だ」と。「50から100にすることで、全国にその制度が通用する」というようなことをおっしゃっているんですね。私これ読んで非常に感銘を受けました。そういうことができる立場に皆さんはおられるわけですから、ぜひとも、目的税という前例もたくさんありますので、この森林保護のための目的税を本市では作るというような前向きな考え方をしていただきたいなというふうに思います。もうこれは、答弁は求めません。提案でございます。

最後に、企業版ふるさと納税の活用についてお伺いしたいと思います。企業版ふるさと納税の制度改正により、地方自治体では様々な活用方法が考えられますが、今後どのような事業を展開していくか、お伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 企業版ふるさと納税につきましては、平成28年度の税制改正によりスタートし、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対し、企業が寄附を行った場合に税額控除の優遇が受けられる制度でございます。また、令和2年度の税制改正により拡充され、税負担軽減の割合が6割から9割に広がり、手続きについても企業が利用しやすいよう緩和されたところでございます。本市におきましては、これを好機と捉え、個人版のふるさと納税とともに積極的に推進をしてみたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 本市でも様々努力して取り組んできておられたと思います。その中で、先般、霧島酒造から500万円の企業版ふるさと納税がありました。これまでいくつか事業が取り上げられたわけですが、それが進展しなかった原因はどこにあるかと思われませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、いわゆる申請の在り方、やはり企業側がスムーズに申請ができるような取り組みがなされなかったことが大きな要因じゃないかというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） それは、制度的な問題というわけですか。それとも、本市の取り組み方が良くなかったということでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 企業版ふるさと納税の受け入れ方なんですけれども、平成30年度までについては、企業からの寄附の申し出があった段階でその国の認定を行っていくということでした。令和元年度につきましては企業の申し出がなくても、地方創生の事業の認定を受けておれば対応ということで、私どもの方も認定をしまして、紙おむつ支援事業については、この再生計画を作っていたところで、これまではそういった形で事業認定をしてないと受け入れができないということがございます。

今後なんですけれども、令和2年度からは税制改正によりましてまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた全ての事業が対象になり得るということでもございましたので、現在、私どもとしましては、今回策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の全てを地方再生計画に乗せ込むような手続きをしております、全体の受け皿の整備を始めたということで、国の制度に基づいてそのような対応をしているということで御理解いただければと思います。本市独自じゃなくて、国の制度がそういったふうに変ってきているということもございます。

○3番（尖 信一君） まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標ということですね。一番目に安心して働ける、二番目に人と企業のつながり、三番目に結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる。四番目は安心して暮らせる。このことでよろしいでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） その事業の中に盛り込まれた全ての事業を、一つ一つの事業を再生計画ということで申請をしているということもございます。

○3番（尖 信一君） 何か具体的に事業計画を考えておられますか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） まち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、大きな項目と目標値しか書いてないところがございますけれども、その中にぶら下がっている各事業の詳細について、現在その地方再生計画の申請をしているということでございまして、その目標達成における全ての事業を提案しているということで御理解いただければいいと思いますが、これまではそれが個別でないとできなかったのも、紙おむつ支援事業のみを上げていたんですけれども、今回については、令和2年度からは全ての事業を盛り込むようにして、企業版ふるさと納税の受け皿の整備をしたということで御理解いただきたいと思います。

○3番（尖 信一君） これ、先週17日の日経新聞の一面でございます。企業版ふるさと納税の大臣表彰が発表されました。茨城県の境町、群馬県の下仁田町ですね、ここが表彰されています。ちなみに、事業内容はもう詳しく申し上げませんが、茨城県の境町は5億円ちょっとのお金を寄附いただいているみたいですね。企業では三つほど上がってまして、我々が知っているところは長谷工コーポレーションぐらいですけれども、あとは横文字で私も知らない企業でござ

います。この企業版ふるさと納税は、取り組み次第によっては、非常に各自治体にとっては有益な税制制度だと思うんですよね。ちなみに隣の大崎町の副町長が私の高校の同級生なものですから、いろいろと議論しているんですけれども、彼も言っていましたね。「おい、尖よ、これしか銭がないね」と、こういうことを言っていたんですよね。恐らく、大崎町も今後どんどん取り組んでいかれるんじゃないかなと思います。お金がかからない方法ですので、この事業をぜひとも課長の最後のプランで立ち上げて行っていただきたいなというふうに思っています。ただ、私はこの企業版ふるさと納税にはちょっと欠点があるかなと思いますね。やるからには行政が中心となってやっていくわけですけれども、人材不足や人員が足りないというような状況の中で、行政が率先して取り組んでいくには限界があるかなと思うんですね。これも森山先生にも要請しましたけれども、企業がやる事業、もしくは企業とやる事業、これも認定の範囲に入れていただきたい。そうすれば、相乗効果が出て、相互の人材交流や相互の考え方、取り組み方が相乗効果で発揮できるんじゃないかなというふうに先生に要望を出しました。そうすることによって、自治体の軽減も図れると思うんですね。ぜひとも市長、こういう要望を今後中央に届けていただきたいなというふうに思っています。最後にどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これ、まち・ひと・しごとの創生という意味におきましても、行政も民間企業も個人も当事者であり、民間が主体的に公的な事業に取り組むことが望ましいということであると考えております。しかしながら、現在の仕組みでは、企業版ふるさと納税制度における民間企業から民間企業に対する寄附控除は認められていないということでございます。行政としては、活用の幅を広げ、なるべく多くの寄附をちょうだいして市民の皆さんに還元していくことが重要であろうというふうに考えております。

また人材不足という問題に対しては、労働人口の減少、いずれの組織等においても課題になっている事項でございます。市にとりましても例外ではございません。民間企業から行政だけでは行き届かない部分を補充して、交換していただけるものだというふうに思って、これはありがたいことだというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） ぜひとも、今、市長がおっしゃったように、民間企業に対する、単独に対する寄附はできませんね、確かに。そここのところを連携した形での事業を認定するというような要望をしていただきたいなというふうに思って、私の質問を終わります。

最後に、先ほど小辻議員もおっしゃいましたけれども、お礼を述べられていましたけれども、今回も親睦会が開催されずに退職なさる方々に慰労の言葉を添えることができません。非常に残念ではありますが、「本当に御苦勞様でした」と一言申し上げたいと思います。そして、今後、職を離れても、この本市のために今まで以上に御尽力をいただいて、共にこの本市のために尽くしていただければというふうに思って、御礼を申し上げたいと思います。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで休憩します。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開します。

次に、2 番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2 番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。

初めに、新型コロナウイルスで亡くなられた方々、御遺族の方々へお悔やみを申し上げます。感染された方々へお見舞い申し上げます。1 日も早く完全終息することを心から願っております。私は、自分の一般質問が終わった後、多くの方々に私の一般質問に対しての御意見をいただいております。中継されている議会を見ておられない方々には、スマホやパソコンで見ていただくようお願いをしております。よく言われるのが、「だらだら、長々と話をするな」とか、「市民の代表として市民の思いを伝えてくれ」とか、「喫緊の課題に対しての提言をしろ」とか「時間が長い」など、厳しい意見を伺います。中でも一番多いのが市長とのやりとりがかみ合っていないということです。これから市民目線で質問させていただきますので、市民の方々に分かりやすい、丁寧な答弁をお願いします。

通告書に従って質問させていただきます。

環境保全管理について伺います。市道伐採の現状と今後の対応について、お示してください。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

志布志市では、道路愛護及び地域環境美化の一環として、市道の伐採、清掃作業を各自治会に御協力をいただいております。なお、自治会で実施できない区間については道路管理者で行いますが、令和 2 年度の事業計画として、志布志道サポート推進事業を新たに計画するところでございます。引き続き、市道の維持管理に努めてまいります。

○2 番（南 利尋君） 最近、市道伐採が困難になってきている自治会が見受けられます。そのような現状に対して、今年から新規事業で道サポート推進事業を推進していくという説明がありました。その事業の内容を市民に分かりやすく、丁寧に説明していただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、県事業でのふるさとの道サポート推進事業を参考に、志布志市管理道路の清掃作業・美化活動を推進するものであります。内容については、一定区間、おおむね 300m 程度であります。この区間の伐採を、年に 2 回以上お願いをするものでございます。おおむね 300m ということでございますので、その区間を管理してもらうという取り組みでございます。

○2 番（南 利尋君） やっぱり時代の流れでいろいろ検討していただいていると思いますが、なかなか市道伐採に対しての要望をいただいても、市の作業班の方々もいっぱい、いっぱい、1 か月待ってくださいとか、そういうことがありますので、この新しい道サポート推進事業を市民の方々に周知していただきまして、少しでも危険な箇所がないようにこの事業を推進していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、市道沿いにある巨木になった雑木の保全管理について伺います。昨今、未曾有の災害が多発しております。災害発生後、道路上には巨木になった雑木や、木の枝など散乱している箇所が多く見受けられます。市民の安心・安全を確保するためにも、新たな対応を考えるべきではないかと思いますが市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 基本的には、土地所有者が管理をするということであるわけですが、一定の高さの範囲内で作業が困難な場合においては、土地所有者の確認後、高所伐採で対応するというところでもあります。

○2番（南 利尋君） 地権者が分からない、そういう土地とかもありますね。皆さんもよく御存じなのが、有明印刷から有明総合体育館に上がってくるカーブのところの頭上を見ていただくと孟宗竹が被って、いつ落ちてきてもおかしくないような状態とか、杉の木の枝が電線にかぶさって、歩いている方には本当に危険な箇所が結構あるわけですね。そういうところに対して、昔は、今、市長が答弁されたように、地権者が自分の所有地はきれいに伐採をされておりました。しかし、ここ十数年は電線や電話線上に伸びた巨木や枯れ枝等が無数に見受けられるわけですね。九州電力やNTTに私自身もお願いしたことがあります。市内の現状を見てみますと、NTTとか九電だけでは、もう対処できないような状態になっているわけです。この有明本庁舎の近くにもそういうところがありますが、特に中山間地域においては、電線の上に電線の高さの2倍、3倍ぐらいの巨木が無数に育っているわけですね。例えば台風災害とか、そういうときに相当な数の枝とか、巨木が倒れているわけですね。そういう対応もなかなか担当課の方々に作業をお願いしても太刀打ちできないといいますか、高所作業車を使って対処をするというのは、いろいろな手続き上、今の現状はそんな何箇所もできるような場面ではないと思うんですね。だから、これからどんどんそういう巨木や雑木は大きくなっていきますし、どんどん枯れ枝も道に落ちてきます。そういう現状を九州電力とか、NTTとか、本市と三者協議みたいな、緊密な連携を図りながら、高所作業車での伐採等、その枯れ枝等を伐採していくような作業班をつくるべきではないかと私は考えますが、市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 基本的には、道路上の安全な通行を確保するということでは、車道の上空に4.5m、それから歩道の上が約2.5mの範囲に通行の障害となるものを置いてはならないというふうになっているわけです。私も先手管理ということをおっしゃるので、やはり職員がそういう危険な場所については、その所有者に対してお願いしていくということで、所有者ができない場合については、所有者からのお願いであるとすれば、市がしっかりと対応していくことになろうかというふうに思います。

それから、九電とかそういうところとの連携でございますが、まずはその前に今言ったようなことの取り組みをしていけばいいんじゃないかというふうに思ったところでございます。

○2番（南 利尋君） 現状は、2.5mとか、そういう高さではないわけですね。既に5m、6m、8mの世界でどんどん伸びているわけです。市道に対しても、例えばこの前の予算委員会でもちょっと要望を上げたんですけれども、外灯が消えなくなっているところもあるんですね。そ

の木が覆いかぶさって、1日中外灯がつきっぱなしというところもあるわけです。その作業をしますと、ちゃんとセンサーがまた稼働しまして、外灯も消えるわけですね。そういうところもありますし、2.5mのところであればある程度の作業は、地権者とかができると思うんですけども、もう逆に中山間地域に行きますと、一番あるのが、もう廃虚になった、地権者が分からないような、そういうところに結構生えている場面がいっぱいあるわけですね。そういうところの対応を、例えば前も丸山議員がちょっと質問されたということでお聞きしたんですけれども、そういう高所作業車などを市の方で購入して、市民の安心・安全を守るためにも、作業が常にできるような作業班的なものを立ち上げていただいて、巨木とか雑木の枯れ木に対しての対応をお願いしたいんですけれども、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） この2.5mというのは歩道の上空が2.5m、車道では4.5mという数値であります。今、話がありましたとおり、即市民の要望に対応するためには、リースなり何らかの形でその高所作業車を確保するべきじゃないかなというふうには思っているところでありますので、そこら辺の取り組みがどういう形でできるのか、全体的な取り組みとして内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、そういう取り組みをお願いしたいと思います。

先日、産業建設常任委員長の丸山議員に相談したところ、大変危険な問題だから早急に対応していかなければならないという考えをお聞かせいただきました。後日、また丸山議員が私のところにいらっしゃって、事業名をふるさと見守り隊でどうかということで、さも決まったようなことで私はお聞きしたんですけれども、どうかと言われたので、市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、一応、志布志道サポート推進事業ということで、見守り隊でも結構なんですけど、括弧書きで「見守り隊」という名称にしてもいいと思います。そういうふうに、やはり市民の要望に即対応できるような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、前向きに取り組みをお願いします。通学路の頭上にも多くの巨木や枯れ木等が伸びております。梅雨や台風シーズンが来る前に、市民の安心・安全を守るためにも適切な対応を要請します。

次に、港湾地区における保全管理についてお伺いします。「燃ゆる感動かごしま国体」まで半年余りとなりました。サッカー競技が行われるしおかげ公園周辺や港湾地区における保全管理の現状と今後の取り組みについてお示してください。

○市長（下平晴行君） 以前にも同様の御質問に対しまして、港湾地区における環境の管理等についてのお答えをしておりますが、市民や関係機関からの要望を受けたことに対しまして、これまで港湾管理者である鹿児島県に要望を行っているところでございます。議員も御承知のとおり、本市では市民が親しむ港づくり事業を実施し、緑地や歩道の景観維持に努め、併せて市民・企業参加のボランティア清掃なども実施をしております。港湾管理者も順次環境整備を行っておりますが、港湾地区全域の環境保全管理まで行き届いていない現状でございます。市としましては、今後も引き続き港湾地区の環境整備について、港湾管理者である鹿児島県に強く要望を行ってま

いりたいというふうに思っております。

○2番(南 利尋君) 私は、何度か港湾地区を視察してまいりました。先週、観光船バースに行ったときに、作業員の方がきれいに草刈りとか清掃作業をされておりました。見た目には、本当に景観の良い素晴らしい海辺の公園みたいな感じになっていたんですね。身体障がい者用トイレも修理をしていただいて、障がい者の方もトイレを使えるような状況になっておりましたが、残念ながらトイレの中の清掃管理があまりにも行き届いてないなと思ひまして、外の景観とトイレの中の清掃の状況のギャップが激しすぎてがっかりしたんですけれども、これはもちろん何回も答弁いただきました。県の管轄であります、観光船バースを使われる方というのは志布志市に観光に来られたりとか、志布志市を訪れるわけですね。だから、県の管轄だからということでほったらかしにすると、結局志布志市に来られた方のイメージは「トイレの汚い志布志市」ということになりますから、もっと県としっかり連携を図っていただいて、観光船バースのトイレの保全管理の在り方というものも協議していただきたいと思うんですが、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これは、おっしゃるとおり、志布志市内の公共施設や道路は、市の管轄の範囲だと市外から来た人も、市民もそういうふうに思うだろうと思います。そういう面からすると、どこがするということじゃなくて、やはり気がついた人がその管理をすれば一番良いわけですよ。汚いと思ったらそこを清掃してもらおう。そして、もちろん、市としてもその管理を県にお願いするだけじゃなくて、市で気がついたところは対応していけばいいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ですよ。志布志市を訪れた方は、県の管轄とかそういうのは全く関係ないわけで、本当に私、いつも思うんですけれども、やはり志布志市は人情深いまちなので、志布志市を訪れた方が志布志市のおもてなしの心を感じていただけるような、そういう施設の在り方を県と連携を図り、保全管理の在り方も早急に検討していただくことを要請しておきます。

次に、コンテナヤード入口の前にある志布志海辺の森づくり事業で植樹された樹木と先端にある東屋の保全管理について伺います。スポーツ合宿やサッカー大会など、しおかぜ公園で競技をする選手がウォーミングアップをしたり、トレーニングを行ったり、景観の素晴らしい場所で昼食を取ったりできるように、県と連携を図りながら志布志市のおもてなしの心を感じてもらえるような保全管理を行うべきではないかと思うんですが、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これまでもテロ対策防止のコンテナヤードへ出入りする大型トラックが多い観点から、関係者以外の車両等については立ち入り禁止となっております。さらに現在は感染症防疫の観点や国際バルク戦略港湾関連整備や国際コンテナターミナルの岸壁延伸等の整備に関係する大型工事車両の出入りも多く、安全性の確保ができないなどの理由により、車両だけでなく人についても立ち入り禁止をしているというような状況であります。

○2番(南 利尋君) あそのコンテナヤードに入るときは、入って左に曲がりますね。その先に車両進入禁止とは書いてあるんですよ。だけど、立入禁止とは書いてないんですね。僕は何

回かあその奥の東屋に入って見ているんですが、守衛の方がいらっしやいまして、守衛さんに一応挨拶して、「すみません、入っていいですか」と言ったら、「どうぞ、どうぞ」みたいに、「たまにいらっしやるんだけどね」と、「もう大変な状況になっていますよ」みたいな感じで、何回も行くと守衛さんもちよっとお話をしてくださるもんですから、「たまに観光で来た人も歩いて行かれますよ」みたいな感じで、そういうお話をさせてもらったんですけども、東屋の話はもうちょっと後に質問させていただきますので、その前にアサヒのスーパードライの事業で、1,200本の植樹がされているわけですね。志布志海辺の森づくり事業として、一番真ん中に本田修一元市長の立札も立っていますし、その横には、市の関係者もいっぱい植樹をされているわけですね。そこは今年度は国体があるわけですが、そういう植樹された木よりも雑草の方が生い茂っていて、全く魅力のない状態で、なおかつ不法投棄も結構されている状況もあるわけですね。例えばもう一回よく現地調査をしていただいて、もしそこが立入禁止であれば、逆に海辺の方の裏側には歩いていける道路みたいなものがあるんですね。そこに行けば、先端の東屋の方に行けるわけです。だから、コンテナヤードの方は、もし仮に、今、市長がおっしゃった、立入禁止かもしれませんが、私は先週行って立入禁止じゃなかったもんですから、一回見ると本当に目立つようになって、例えば一番奥の東屋に関しては、もう雑草で全然使えない状態になっているわけですね。湾曲したおしゃれな感じで歩道が造ってあるんですけども、雑草が生い茂って全く見えない歩道になっているわけです。あそこを、例えばサッカー競技でいらっしやった方が先端の東屋に行かされると、本当に違った方向から志布志市の素晴らしさを感じていただけるような、もう志布志一、景観の素晴らしいところと言っても過言ではないほどの場所なんですけれども、そういうのを県と連携を図りながら、保全管理の在り方を検討していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、港湾の中も今、市がお金を出して県の港湾管理者と一緒にあって対応しているわけですが、今の指摘があったこの東屋周辺等々については、やはりこれが経費がかかることでもありますので、これは港湾管理者と十分協議をして取り組みをしていかなければならないんじゃないかというふうに思うところでございます。もちろん、議員おっしゃるように景観については私も現地を見ましたけれども、もうちょっと管理をすることによって活用がされるんじゃないかというふうに思ったところであります。

○2番（南 利尋君） ぜひ、市長も行かれたということで、本当に素晴らしい景観の場所なもんですから、すぐには不可能であれば、せめて今度のかごしま国体に訪れていただく方々にそういう景観の良い場所で食事をしていただけたりするような場所が提供できれば、もっと違う方向から志布志市の魅力を感じていただけると思いますので、ぜひ県と連携しながらその辺の保全管理の在り方を検討していただくように要望しておきます。

次に、観光振興について伺います。観光入込客数120万人実現に向けた具体的なグラウンドビジョンについてお示してください。

○市長（下平晴行君） 観光振興につきましては、議員の質問に以前もお答えしておりますが、市の総合振興計画及び観光振興計画に基づき、各種団体と連携して推進しているところでござい

ます。具体的には、駅周辺を含む中心市街地と港周辺やダグリ岬公園周辺などの重点整備エリアの施設整備を進めると同時に、市内事業者の協力を得ながら、スポーツやアグリなど、体験型観光の充実を図っております。また、スポーツ合宿につきましても、体育施設の整備に併せて従来の取り組みに加え、九州内のバス利用団体への積極的な誘致活動を行っております。さらに、大隅広域や日南串間地域を含む広域での連携した観光振興について、より一層取り組みをしてみたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 何回も同じようなことをいろんな方向から質問させていただいておりますが、私は市民感覚で観光についていろんなところで話をさせていただくんですが、市民感覚、市民目線で考えますと、例えば商店街の活性化とか、駅周辺の整備事業とか、スポーツ合宿とかは、観光事業とは表現しないのではないのでしょうか。東京都の渋谷とか表参道は、観光地とは呼ばないわけですね。例えば東京駅、新宿駅、周りは観光地とは呼ばないわけですね。何かの施設があれば、観光スポットとかそういう表現はしますが、例えば都城市であればイオンの周りとかを整備したから、そこを観光地と呼ぶかといっても、ただ買い物の方々が来て買い物をする場所。例えば、鹿児島中央駅であれば、後ろの方に観覧車があったり、屋上で遊べるようなところがありますので、あそこは観光スポットということで、観光地じゃなくて観光スポットなんですね。だから、そういう表現からいきますと、今の本市の観光振興計画は中心市街地の活性化事業であって、観光入込客数120万人を見据えた観光ビジョンではないのではないかということをおっしゃるわけですね。私が毎回提案しているのは、はっきりとした観光拠点を作るべきではないかということなんですね。例えば、観光に対する拠点づくりは考えていらっしゃるのかをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどの観光地と観光スポットということですが、これは名称の取り方だろうというふうに思っております。私の考え方では、その周辺を観光地として捉えて、観光地と呼んでいるわけでありまして。先ほどの拠点でございますが、これは志布志駅周辺を一つの観光拠点とする。それと、ダグリ岬周辺ですね。それから歴史のまちづくりを進めている、いわゆる志布志小学校周辺、そういう拠点がそれぞれあるわけでありまして、観光に対する拠点をどこにもっていくかということになりますと、私はやはり駅周辺にしっかりと、予算を今回も計上しているわけでありまして、そこを主に取り組みをしてみたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 今の答弁で、市長の思いは分かりましたが、例えば市長が本庁舎移転に対して新しいまちづくりの拠点を作らなきゃいけないということで、今、本庁舎移転が今度1月に行われるわけですが、例えば施政方針の中で、経済発展の拠点は港湾地区の活性化とかあるわけですね。観光事業に対しての拠点というものがないわけですよ。それは、今、市長がおっしゃった駅周辺を観光の拠点としてこれから取り組んでいくということで理解してよろしいですか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 拠点はその1点だけじゃなくて、先ほど言いましたようにダグリ岬周

辺、それから山城や武家屋敷を中心としたいわゆる観光として生かしていけるもの、そこをどんな形で拠点としていくのか、全体的に私は捉えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、どこを拠点、ここだということでの考え方で、全体を一つのその観光として生かせる場所、これをどういう形で拠点に持っていくかということでの取り組みの考え方をしていかなきゃいけないだろうと思っております。

○2番（南 利尋君） 私は、いつも観光については質問させていただいておりますが、世代目線といますか、若い目線とか、子育て目線とか、中高年目線とか、目線によってその観光の在り方という感覚が違うわけですね。私は、数多く次の志布志市を担う、パワーのみなぎった若者、ばかものたちと意見交換会を行わせていただいておりますが、若者・ばかものたちの意見には、多くの観光客に来てもらって、大きな経済効果をもたらして、令和に輝くまちをつくりたいとか、費用対効果の見込める事業をやりたいなどがあるわけですね。最近では、もうかる農業とか、もうかる畜産という表現があります。私は、これからの若者にはもうかる観光とか、もうかる商売を起業していただいて、活気のある、元気な、新しい志布志市をつくってもらいたいと思っております。そのためには、行政と若者・ばかものそういう意見交換会や情報交換などを行っていくことも必要ではないかと思うんですが、市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） そのことについては、若者・ばかもの・よそものということで、今回も東京のふるさと回帰支援センターでの話をしたところ、東京新聞の水野記者という方が志布志市の情報を提供していこうと。それは、一つは東京都民が田舎に移住したいという方が、年間5万人いるというようなことの中から話したところではありますが、そういうことも含めて、やはり志布志市には魅力あるものがいっぱいあるわけでありますので、そういうものも含めて志布志市を売り込もう、体制づくりをどうやったらいいのか。一つは、東京新聞で、3月26日に一面で志布志市を紹介してくれるというようなことでございます。それと併せて、志布志市をどういう形で、先ほど議員もおっしゃったように、どういう形で売り込むかということを考えているところではありますが、そこも含めて、いわゆる志布志市の観光としての位置付けをいろんな形でPRしていくことで、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」につなげていくのかということでは、一緒でございます。そういう志布志市に住んでいただくような取り組みをどうやったらいいかということでの内部での協議をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） かみ合っていないというのは、こういうことなんですね。今、ちょっとスルーしようと思ったんですけども、若者と意見交換会をしてもらえませんかということをお伺いしたんですけども。

○市長（下平晴行君） 今、途中で何だったっけと思いながら話をしたところでした。

おっしゃるように若者との連携をどう図るか。私は、市長移動室ということで、「秘書と2人でいつでも行きます」という取り組みを今しているところでございますので、若い人たちからそういう要望があれば、いつでも時間の許す限りは対応してまいりたいというふうに考えておりま

す。

○2番(南 利尋君) ぜひ、令和の時代に合った新しいまちづくりを実現するためにも、次世代の志布志市の若者・ばかもの意見や要望を取り入れたグラウンドビジョンの策定に取り組んでいただくことを要望します。

次に、JR志布志駅周辺に大型モニターを設置し、本市のあらゆる情報発信を行うことで、観光入込客数の増加につなげる考えはないか、見解をお示してください。

○市長(下平晴行君) JR志布志駅周辺におきましては、おもてなしの玄関口、志の発展拠点として位置付け、にぎわいを創造する拠点地域として整備を進めているところでございます。今、議会に提案中の次年度予算において、駅舎横のイベント広場に雨天時対応の上屋施設を整備するとともに、まちづくり公社用地を取得して中心市街地活性化の新たな施策を展開してまいります。

さて、議員御提案の大型モニターでの情報発信につきましては、今後イベント広場が整備され、活用する施策を進める中で、駅周辺への集客や利用の状況、ニーズ等を調査しながら、当該モニターが情報発信のツールとして、また中心市街地のモニュメントとしての効果が得られるかどうか、検証してまいりたいというふうに思っております。

○2番(南 利尋君) そうですね。大型モニターを設置すれば、志布志市を訪れた方々へ観光案内や志布志市のPRができるようになります。市内の飲食店や事業者の商業も放映できるようになるわけですね。例えば、市内の方々で駅前のアピオにいられた方とか、そういう方々も、例えば黒豚三昧丼のキャンペーン中とか表示があれば、そこで「ああ、今、キャンペーン中だから行ってみよう」とか、もう思いも寄らぬ、ぱっと目で情報をつかめる可能性も出てくるわけですね。新しくオープンしました、上町通りでオープンしましたとか、ぼっぽマルシェが何月何日に開催されますとか、そういう具体的な観光客だけではなくて、いろんな場面で情報を市民に周知できるようになる可能性もあると思います。また、その飲食店や事業者の商業作成代とか、そういう広告料を月ぎめでいくらという感じで決めていけば、自主財源の確保にもつながりますし、いろんなイベントも今以上に盛り上がってくる可能性も出てくわけですね。その辺はどうでしょうか、市長。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 都会に行きますと、今、議員がおっしゃるような放映がされ、そして下に商業が入っております。そういういわゆる広告料をいただきながらとなると、市の財源も使わずにできるのではないかなと私も思ったところでもありますので、先ほど言いましたように、そこら辺も進める中で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ぜひ、前向きによろしくお願いします。できることなら、ぜひそのモニターで議会中継も放映してもらいたいと思うんですね。私がいつも感じていることは、傍聴席がいつもガラガラなんですね。例えば、本庁舎移転の採決が行われたときも、空席が目立つわけです、やっぱり。この前の市民意識調査の中でも、ほとんど議会中継を見ていらっやらないんですね。「議会中継を見ていますか」という問いに対して、「見たことがない」という方と、あと「BTVを契約してない」とか、「見た」という方は本当十数%だけで、私は議会とか行政に対

しての関心とか、期待感があまりないんじゃないかなということによって、本当に危惧しておりますので、例えば駅前で議会中継を見て、市長の施政方針を聞くことによって、「そういうことをやってくれるのか」とか、「そういう問題があるのか」ということで、今やっているんだったら帰ってテレビ見てみようかなとか、8時から再放送やっているんだったら、それも見てみようかなということで、議会中継の視聴率アップにも私はつながる可能性があるのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議会は、強いて言えば時間的にどうなのかなというふうには考えているところです。ですからそこら辺の内容についてもクリアしていけば、そういうのも可能ではあるんじゃないかなというふうには思ったところであります。

○2番（南 利尋君） ぜひ、新しいまちづくりの中で、情報発信の一つの手段として大型モニターの設置を検討していただくことを要望しておきます。

次に、かごしま国体を生かした観光振興につながる具体的な取り組みについてお伺いします。私は、かごしま国体でどれだけの経済効果を上げるのかも一つの事業課題に掲げて取り組むべきだと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） かごしま国体につきましては、今年度のリハーサル大会においても、食改善グループ等をはじめとした関係団体の協力により、おもてなし企画及びブースを設置したところであります。具体的には、特産品の販売コーナーやご当地どんぶりの振る舞い、二会場を合わせて計40店舗以上のマルシェの出店、観光PRブース等を設置し、全国からの来場者に対してもおもてなしを行い、御好評をいただいたところであります。次年度の本番におきましても、シティセールスの絶好の機会と捉え、関係団体と連携しながら本市の良さをPRし、リピーターになっていただけるようなおもてなしを計画してまいりたいというふうには考えております。

○2番（南 利尋君） 私は、2つちょっと提案させていただきたいんですが、まず参加チームに対して、本市で宿泊していただくような、そういうセールスプロモーションを行ったらどうでしょうか。市内の宿泊業者と行政が共同になって、例えば予選会が終わればどこのチームが来るというのが分かるわけですね。そのチームに対して、宿泊施設や志布志市のパンフレット、あと志布志市に来れば得られる特典などを、参加チームに送付して、志布志市に来ていただく前に志布志市に行ったらどこに行こうとか、

志布志市に行ったら何を食べたいとか、そういう計画もできるわけですね。だから参加チームの予選会が終わった後、どこどのチームということがもうある程度分かるわけですから、そういうところに対して、ダイレクトメール、そういうものでぜひ志布志市へ泊まってくださいとか、ぜひ志布志市のこういうところに行ってくださいと、こういうところに行ったら特典がありますよみたいな、そういう事前のアピールをしていけば、全くしないよりも大分経済効果につながるんじゃないかなと思うんですけども、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） そのことについては、大変有効な取り組みじゃないかなというふうに思います。事前にどこに、どこで何を食べられると、そういうことも含めて、それと併せて特典等

を入れ込んで対応するということになりますと、やはりこちらに来られる方は事前に周知をしておくということでは、志布志市の中で活用していただくということになろうかというふうに思いますので、これは本当に良い考え方だなというふうには思ったところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひ取り組んでいただくことを期待しております。

さっき答弁があったんですけど、いろんなそういう業者の出店といいますか、マルシェ的なものでそういうおもてなしをされると思うんですが、私は今度せつかく48年ぶりに鹿児島県で国体があるわけですから、市民全体でお迎えるするには、志布志大物産展とかを開催すればどうかと思うんですね。例えば、今のイメージからいくと、サッカー競技に来られるのは、ある程度若い年代の方の家族連れですよ。すると、若い層の年代が中心となったそういう国体の在り方になってくると思うんですけども、私は、例えば中山間地域の田舎でちょうど米の収穫時期ですから、新米とか、おばあちゃんの作ったおそばとか、みそとか、そういう野菜とかも、例えば世間で食べたことのない志布志市の料理っていっぱいあるわけですね。そういうものも、食事をするブースとして出していただくと、高齢者の方々には本当に喜ばれるわけですね、そういう機会もないし。そういう方々がまさかサッカー競技を見るときには今の時点では思っていらっしゃらないわけですよ。そうすると、志布志市の大物産展があれば、串間市とか、大崎町とか、曾於市とか、その辺の方々ももしかしたら志布志市の物産展に、サッカーに興味のない方であったとしても、志布志大物産展があればお米を作っていない方がいらっしゃれば、じゃ米でも買いに行こうかなということで訪れてくだされば、もっと国体を生かした市民の、オール志布志で、中高年の方にぜひ来ていただいて競技を見てもらって、そういうブースでおいしいそばでも作ってもらうような、そういう取り組みも必要ではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたように、鹿児島県で48年ぶりの国体ということと、そして志布志市を知っていただくということを踏まえると、今言われたように志布志市の物産展みたいなものがないのかと。今、志布志駅のところに全天候型の上屋施設を設置しようという考え方でございますので、その施設の整備ができれば、そこも活用した取り組みができるんじゃないかなというふうには思ったところであります。

とにかく志布志市をどういう形で売り込んでいくのか、そしてリピーターみたいな形で来ていただくような、そういうものは何なのか、このことも含めて全体で、全課で取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、もうオール志布志で、老若男女、全ての方が参加するような素晴らしい志布志市の国体会場になっていくような取り組みをしていただくことを期待しております。

次に、ダグリ岬周辺整備の進捗状況と今後の取り組みについてお示しください。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬周辺の整備につきましては、本市観光振興計画においても早期整備地域として位置付け、まずは危険廃屋等の撤去による景観整備を行っております。今後につきましては、周辺の景観整備を進めながら、国道から海側の箇所への用地取得を図り、ダグリ岬公

園周辺整備基本計画に基づきながら整備を進めてまいります。まず手始めに、来年度において休憩所跡地解体後の安全対策を目的として転落防止柵の設置と海水浴場周辺の市道敷きの樹木伐採等を含む景観整備の予算を今議会に提案中でございます。また、指定管理者の自主事業において、毎年8月にダグリサマーフェスタを実施しておりますが、地元の若者の企画やマルシェを実施し、県内外からの来場者に好評であり、地域活性化につながっているものと考えております。

○2番（南 利尋君） 私は、夏井、陣岳、ダグリ岬周辺について毎回質問をさせていただいておりますので、志布志市を訪れる私の知り合いとか、そういう企業の方とか、必ずボルベリアダグリに夏に宿泊していただいて、あの辺で過ごしていただくように案内したりしているんですが、皆さん、「良いところなのにもったいないね」とか、よくそういう御言葉をいただくんですね。今、市長の答弁にもありました、そういう落下防止の対策とか、あと伐採とか、今、事業を考えていらっしゃるという説明だったんですけども、私は本当に、間違っていたら明日もう一回言わなきゃいけないかもしれないですけど、市民の皆さんがみんな「パラダイスの跡地、あそこをどうにかしろ」と言われるんですね。皆さん、今発言できないので、心の中で思っている方、いっぱいいらっしゃるわけです。串間市民の方もみんな言われるわけですね。そういうことを質問させていただくと、ダグリ岬周辺の整備事業ということでいろいろ答弁をいただくんですが、本当に市民のみんな、本当、過言ではないんですね、みんなが言っているわけですよ。だから、私が市長に提案させていただきたいのは、国道から山沿いの方とダグリ岬周辺を観光事業の拠点にするべきではないかなと、私はそう思うんですね。市民の方々もそれに対して全然「余計なことをするな」とか「それは間違っているよ」とか、「無駄遣いだよ」とか、そういうことは絶対言われたいんですね。私に気を遣って皆さん言っているのかもしれませんが、誰一人として私のこの「夏井はこうあるべきだ」ということに対して「間違っていないよ」ということをおっしゃってくださっているものですから、毎回質問させていただきますけれども、市長、どうでしょうか。本当に老若男女、あそこをどうにかしてくれという熱い思いが市民にあるわけです。そこを拠点としているいろいろこれからの観光に対するグラウンドビジョンの策定も必要ではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私もあそこはどうかできたらいいというふうに思っています。しかし、個人の財産は個人でしっかりと対応していくというのが基本でありますので、そういうふうにお願いをしながら、あの周辺の観光づくりに努めてまいりたい。そして、パラダイス跡地についてはそのとおりでございますが、やはり所有者が管理していくというものでありますので、関係課では持ち主に対しても対応しているということでございますので、市がそこにお金をつぎ込んで対応するという事は、今のところ考えておりません。

○2番（南 利尋君） あそこが一番皆さんが危惧されているところなものですから、私なりにいろいろ調べて、持ち主の方が誰だということが分かりましたので電話させてもらったんですね。そうしたら、「今、ちょっと仕事が一番忙しい時期だから、もうちょっと時期をずらして待ってくれ」ということで、今回、一般質問の前にはお話も聞けなかったんですけども、市長は今、

そういう個人の所有物に対して市が購入する考えはないということで答弁していただきましたが、例えばもし仮にあそこの、仮にという前提で話をさせていただきますと、あそこの所有者は、夏井地区の方々もそうですけれども、40町歩の土地を市が何か事業をするのであれば使っていいですよという、そういう約束事があるわけですね。それで72haという土地があるわけですから、志布志市が何か事業を行うのであれば使っていいですよと所有者から言われる可能性もあるわけですね。だから、私はあそこから上の方ですね、オーシャンビューの景観の良い場所にユニバーサルデザインの行き届いた観光拠点を造れば、今、若い方の感覚だけではなくて、高齢者の予防医療にも効果があるのではないかと考えます。若いときは、皆さんよく海に行って泳いだりするわけですね。でも高齢者になるとなかなか海辺に行くことはないわけですね。例えば中山間地域の高齢者は、買い物や病院に行って、「じゃ海に行こうか」なんて言う人はいないんですね。そういう老若男女、私が思うにはがんなどの病気の一番の原因はストレスとか、そういう報告もあつたりしますよね。そういう気分転換ですね、気分転換に中山間地域からまちへ行って、海に行つて、海辺で歩いたと。全く環境が違うわけですから、気分転換になるわけですね。そういう観点からも、例えばそういうところに海の駅があつて、食事ができたり、買い物ができたり、浜辺で運動できたりすれば、高齢者の方もよりどころとして運動できるような状況もあるのではないかなと思うんですが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるのは、全体では50haぐらい、市が20haぐらいの確保をしているという、元ゴルフ場跡地であろうというふうに思いますが、市が事業するということは全く考えていません。例えば、企業が来て何かあそこの土地を活用したいということであれば、市は全面的に協力をしていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） やつとかみ合ってきたんですけれども、今、指宿市では、国道沿いの敷地1.46haの公園で道の駅や地域交流施設をPFI方式で行っております。施設の中には、地域の特産品、農・林・水産物の販売や民間の経営ノウハウや創意工夫が発揮できる自主運営事業のコーナーもあります。たくさん利用者でにぎわっております。そう考えますと、市が何かじゃなくて、その民間のノウハウを活用したPPP/PFI事業方式で取り組めば実現できる可能性も出てくるのではないのでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私はそのとおりであるというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） ストレートにイエスが出たんで何も言えなくなっちゃったんですけれども、例えば、今年、ボルベリアダグリのピアガーデンでグランピングが設置されるわけですね。私は、これまでの一般質問でログハウスやグランピングも提案してきました。私が一番提案したいのは、一番経費のかからないPFI事業を活用できるんじゃないかなと思うのは、広い駐車場を造つて、きれいなトイレと洗い場と、あと充電施設を造れば、今、全国から東九州道とか、都城志布志道路を使ってキャンピングカーが集結するわけですね。例えば、そういう建物を造るとか何とかじゃなくて、整備して、そこを利活用できるような状況もできるわけです。例えば、景観の良いところに足湯でも造れば、家族連れとか、高齢者も集まる可能性も出てきますね。民間

企業は費用対効果を考えて事業を行います。ボルベリアダグリの管理会社もピアガーデンでは利益が出ないということで利益の見込めるグランピングを設置するわけですね。私は、観光事業こそ民間企業のノウハウや創意工夫が発揮できるPPP/PFI方式で取り組むべきだと思いますが、もう一回、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君）　そういう事業者が出てくれば、それは大変いいことだというふうに思います。要はそういう民間の企業が、事業者がこういう、いわゆる観光施設としての取り組みをしたいというようなことがあれば、それは先ほど言いましたように市も積極的に取り組みをしてまいりたいというふうには考えております。

○2番（南利尋君）　私は、この前の質問でもお伝えしたんですけども、ストロー現象とストロー効果というのは、全く真逆なんですよね。今の現状で本当に市民の皆さん、若い方だけじゃないですよ。私と同年代の方々もそうですけれども、本当に今は、都城市とか鹿屋市へ、食事とか買い物に行っていらっしゃるんですね。この前、全員協議会でもお伝えしたんですけども、アピアについても若者が買い物するような、そういう店舗が意外と少ないんですね。若者がなぜ都城市、鹿屋市とか、そういうところまで買い物に行くかといったら、欲しいものがないわけです。だけど、やっぱり地元のもの、地元でそういう消費をすれば、もっともっと志布志市にメリットがあるわけですから、そういう若者に対する駅前周辺の店舗も必要でしょうし、なおかつ今、東九州道とか都城志布志道路が整備され、まだ完全ではないんですけども、どんどん通行が増えておりますね。そこで今の現状からいけば、これが完全に開通すれば、もっと増えるような気がしているんですよ、私は。そこでやっぱり何か仕掛けを、そういう拠点を、観光としての拠点が志布志市はどこだと言われたときに、駅前周辺ですとか、まだ整備中ですとか言われても、都城市と観光に対する協定も結んでいますが、医療関係とかは本当に素晴らしく協力していただいて、志布志市も本当にありがたいという場面はいっぱいあるわけですね。宮崎市には、宮交グループが開発に取り組んでいる青島海岸があるんですね。協定を結んだからといって、今の現状で都城市の方々が青島の海岸を選ぶか、夏井の海岸を選ぶかということになるわけです。あっちは九州自動車道で宮崎に行けるわけですよ。こっちは、都城志布志道路で夏井に来れるわけです。時間帯は、ほぼ一緒なんですね。そこで協定を結んだから来てくださいと言われても、市民は絶対に魅力のある場所に行くわけですね。たまには志布志市に行ってみようかとなっても、あそこの廃虚の跡をいきなり見た瞬間、「何でこっちに來たんだろう」と思われる方もいらっしゃると思うんですね、今の現状では。だから、そのストロー効果を見いだすためにも、そういう取り組みをしなければいけないんじゃないかなということでお伺いしていますけれども、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君）　まさにそのとおりであろうというふうに思います。ただ、その拠点というのが、あるいは若者が買い物をするという、いわゆるスーパーとか、実際言って志布志市の場合はないわけではありますが、ただストロー現象を防ぐためには、今話があったとおり、どういうまちづくりをしていけばいいのか、ここは私も全く一緒に、そういう仕掛けをどういうふうによ

っていけばいいのかということも含めて、十分協議していかなきゃいけないことだろうというふうには思っております。

○2番(南 利尋君) ぜひ、そういうストロー現象に対しての危機感を持ったまちづくりにも取り組んでいただきたいと思います。私は、前回の一般質問で夏井海水浴場で仮設の海の家を造って、営業したい方をSNS等で募集したらどうかという質問をさせていただきました。志布志市の若い方々は、本当にすごいんですね。私のところに「海の家をやりたいんですけど、どうやったらできるんですか」と5人の方が来ていらっしゃるんですね。それはどういう方かというのと、今、飲食店の後継者とか、あと若者の団体とか、そういうスイーツ的な商売をやっていらっしゃる方とか、そういう方々がもう既に「今度、海の家で商売やりたいんですけど」と来ていらっしゃるわけです。担当課の方にお伺いしたところ、志布志市と今指定管理者になっていらっしゃる会社と、やりたいという会社と三者でいろいろ協議をした上で、いろんなそういう決まりごとをしっかりと守ってもらって、計画書が本当に夏井の浜にマッチするかということ、いろんなことを提案して、いろいろ協議の上、合意できればやれる可能性もありますよということだったんですね。だから、本当にもう情報を発信すればすぐそういうものをキャッチするのが、今の次の世代を担う若者たちなんですね。だから、市長、今年の夏は何年もこう元気のなかった海水浴場を活気のある元気な海水浴場にするために、今まで以上に夏井の海水浴場に対しての取り組みを強化していただけないか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) このことについては、やはり志布志市で営業というか、商売をしていただくということになりますと、当然志布志市の収益も増えるわけでありまして。そしてその土地の、地域の土地の活用ですか、それも今指定管理者もいるわけでありまして、そこら辺等を含めて協議してまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ぜひ、そういうやりたい方々に対して事業ができるような取り組みもいろいろ協力していただいて、ぜひ今年は去年以上に、もちろん今まで行われているそういういろんなフェスとかももっと盛り上がらなきゃいけない。その場面の中において海の家でもあればもっと集客も見込めるわけですから、その辺の取り組みをぜひ強化していただくように要望しておきます。

今回は、インバウンドに対しての取り組みについても通告しておりましたが、次回また改めて質問させていただきます。私が今回の質問で提言したかったことは、新しいまちづくりの拠点、経済発展の拠点、何でも事業を行うときはしっかりとした拠点をつくることが重要ではないかということでありました。市長の見解をお伺いして、終わります。

○市長(下平晴行君) これは、何をするにしても拠点、例えば本庁舎移転にしてもやはりそういう経済拠点というのが必要であると同時に、観光にしても、例えば歴まち訪問、これは観光としての位置付けをするために国土交通省、文部科学省、農林水産省が一体となって観光として、いわゆる文化財を生かしていく、観光として生かしていく。いわゆる保護活用なんですけど、それはおっしゃるとおり、拠点というものがどういう場所に拠点を持っていったらまちの観光として

の位置付けができるのか、これも含めて内部で十分協議をしまいたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

午後3時30分まで休憩いたします。

○
午後3時19分 休憩

午後3時29分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） 皆さん、こんにちは。大変お疲れだと思いますが、本日最後になると思っております。最後まで、よろしくをお願いします。

会派、志みらいに所属しております平野です。もう皆さん、先ほどから話題になっておりますが、コロナウイルスがまん延して、一向に終息のめどが立たないという状況の中、地域経済へも大きな影響が広がりつつあります。早期の終息を望むところであります。

今回につきましては、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目の公共施設の維持管理の在り方についてなんですけれども、この点については本来はもうどうしようかなと非常に迷った経緯があります。というのが、昨年9月に市民の方からこういう状況ですよというのを聞きまして、一般質問はあれだなと思ひまして、当局の方に一報を入れたんですが、それが3月定例会開会前まで何ら手つかずの状況だったということ等もありまして、まず一応市長の考え方をお聞かせいただきたいと思ひましてすることにしました。公共施設等の管理については、市による管理運営を基本に、用途に応じた所管課ごとの管理に分類されているところです。近年におきまして指定管理者制度が導入され、指定管理者により管理運営される公共施設と各所管課が管理する公共施設が混在している中で、施設管理の在り方について一貫性を欠いていると思われる事例も見受けられるところであります。市長は、行政経営指針として顧客満足度志向、オンリーワン、成果主義、先手管理を主張されており、この管理面についても一貫性が担保される改善が必要ではないのかなと感じたところです。また、教育委員会では体育施設等の各施設を指定管理者の管理運営としていますが、維持管理面に関して隣接する施設管理者との情報共有が図られ、適切に維持管理ができていると感じていらっしゃるのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいます。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

現状を確認したところ、議員の御指摘のとおり、指定管理者が管理している施設等周辺の管理作業をそれぞれの管理者が、それぞれ実施している現状を確認したところでございます。当然、市の施設等でありますので、景観上からも指定管理者及び各課が横断的に協議し、連携して環境整備を実施していく必要があるというふうに認識をしたところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教育委員会は、スポーツや文化の施設として7つの指定管理施設がございます。毎月、施設の方から利用状況とか、収入の状況とか、保守点検の状況を受けており、個々の施設の状況は大体把握をしております。ただ、午前中の質問にありましたメリケントキンソウの取り組み、あるいは以前接遇のことの指摘等ございましたけれども、そういうことにつまましての情報の共有というのがなかなかまだ図れてない状況がございます。指定管理施設の目的である住民サービスの向上を図るという必要があることから、今後は更に情報の共有というのを図っていく必要があるのかなと現時点では認識しております。

○10番（平野栄作君） 認識されているということで、この個別の計画ができますので、それができたらまた改善されるのかなと若干は思ったところなんですけれども、今の現状を見ると早期にやはり改善が必要かなと思って質問をさせていただきました。

ちょっと市長にお尋ねをさせていただきたいんですが、市長が言われるこの行政経営指針の中に、先手管理や成果主義という言葉が出てくるんですが、市長になられてからこの言葉を使われているわけなんですけれども、この言葉が実現できた事例というのがあるのかどうか。そこをちょっとお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 成果主義は、何をやったかじゃなくてどういう成果が上がったのかということでございます。事例と申しますと、例えば清掃センターのえん堤の問題もそうです。ここも高さが7mでございましたが、現状で必要な高さの3mにしていくと費用の1億円が約3,000万円できたという、こういうことも含めて、他にもいろいろあると思うんですが、職員の意識がただ事業をするというんじゃなくて、これもスクラップアンドビルド、いわゆる新しい事業を入れるためには、前の事業をなくしていかなきゃいけないというようなことも含めて、従来の事業をそのまま継続してやるというんじゃなくて、その事業を変えることで予算の取り方がどうなのかという、全体的にそういう考え方で取り組むことによって、事業者も、そして職員の方も、行政も、そういう「入るを量りて出ざるを制す」ということにつながっていけばいいのかなという考え方で取り組みをしているところでございます。

○10番（平野栄作君） 成果主義についてはなかなか難しいのかなというのは感じているところですが、この先手管理の部分については、今までもそういう事例はたくさんあったと思うんです。市民からの声があって、それに対してやってきた。そういうものを庁内で共有しながら、そういう事例については、「そういうことがないように次からやっていこうよ」という、私はそういう発想は今までなかったのかなと思うんですけれども、そこ辺りの改善された部分というのがあれば、ちょっとお示しいただきたいんですが。

○市長（下平晴行君） 先手管理を導入した考え方というのは、行政というのは申請主義であります。申請したらしますよ、してあげますよという上から目線みたいな感じであるわけですね。ですから、そうじゃなくて、先手管理というのは自らがしっかりと、例えば先ほど南議員の方でも外灯が消えているというのもありました。これは、職員が気がついておればしっかりと内部で

できることであるわけでありますので、そういうことを含めて先手管理というのは、これは一つの事例ですね、そういうことの対応をしっかり職員がやっていくということが私は先手管理ではないかというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 私も、そののところには本当、同感だと思います。職員の方々も通勤される途中で道路の欠陥、そしてまたそういう防犯、外灯の不良等々を見られて、それがまた庁内の中で共有されるのかなというふうに感じてはいるんですけども、なかなかそれが本当に共有されているんだろうかと思える節が結構自分たちの周りでもあるんですね。まだまだ改善がされてないなということを思っているんですけども、そこを市長はもう相当改善されてきたと思われているところなんですか。

○市長（下平晴行君） 改善されてきたら安心なんですけれども、まだまだされてないと、私もそのように思っております。ですから、今日も課長会で言ったんですが、「市民の皆さんに与えたいこと」ということで考えているのが挨拶、態度、笑顔、対応、一生懸命、そして言葉、そしてお年寄り、年上を敬うというようなことで、この7つを基本に令和2年度はそういう、今おっしゃった顧客満足度志向、オンリーワン、そして先手管理、成果主義等々を含めた取り組みをしていこうという考え方でございます。また、しっかりと対応している職員もおります。ただ目に見えていないことは事実でありますので、全職員がそういう意識を持って業務に当たるということをして、しっかりと指導というか、していかなきゃいけないというようなことで、先ほどのことも含めて、令和2年度は本当に市民の立場に立った取り組みをしてまいりたいというふうに考えています。

○10番（平野栄作君） ぜひそうしてもらえたらなというのが、この相談を受けたときも市に言えばやってくれるんだ。でも、言わないとしてくれない。そういう状態が何年も続いてきたから相談に来ましたと。今回も市長の言うその先手管理、そういう方法があるんだろうということで、私としても当分は口頭でお願いして、あとはもうすぐ改善されるだろうなと思っていたら、それが何か月もかかっている。だからこういう現状を見ていくと、職員の皆さん方が市長が言っているこの手法を本当にやっていращやるのかというのがちょっと疑問に思えてきたもんですから。だから、やるんだったら、やはり一緒になってやらないといけないし、我々もやはりそういう欠陥部分については目を光らせていますから、気づいたときには言うようにしておりますけれども、なかなか全般的には無理があるということで、少しずつ分担し合えば、結構広い地域をカバーできるということもありまして、今回、質問という形になりました。

それではちょっと方向を変えまして、市が所有している施設、土地も含めてなんですけれども、これは年間を通じて管理をしない場所というのが存在するんですか。

○財務課長（折田孝幸君） 施設等につきましては、ほとんど管理の対象になっていると思いますが、いわゆる財産等につきましては、例えば山林であるとか、田畑であるとか、それから、ちょっと市街地から離れた雑種地であるとか、そういったところについては、なかなか管理が行き届いていないのかなというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 個別計画を作っていく中でそこも議論されるだろうと思いますけれども、現在、そういう遠方のところとかもなんですけれども、この近くにもそういうものが存在をしているというのは御存じですかね。

○財務課長（折田孝幸君） 特定の場所については、ちょっと確認できておりません。

○10番（平野栄作君） 年間を通じてということですから、私が見落としているのかもしれませんが、公共施設の建物の周囲、きれいになっています。極端に言えば手づくりの里の前の桜のことですね。あそこが前は開田の里からずっと上がってきて、あそこの山道がありましたから、あそこを通過して、社協の裏に出て、岳野丘に登れる、企画政策課長はもう十分御存じだと思いますけれども、そういう散歩コースというか、登山コースにもなっていた区画であります。今見ていただければ分かると思いますけれども、竹が生い茂っております。ここ、本当、手を入れたのかなと。旧有明町時代は、てんぐ巣病の枝の除去なり、下刈り、そういうことも結構やっておりました。その後、開田の里に移行しまして、その後が全く手を付けられてないのじゃないのかなと、思っているところなんです。ですから、市民の方が見たらここは誰の土地なのとか、管理者は誰なんだろうというようなことになろうかと思うんですけれども、そこらあたりはどういうふうにお考えですか。

今、そこを出て上に上がっていくと交差点がありますよね。旧市民センターに行く、ちょこっと入って右側ですね、右側の丘、あそこの下の方には茶の記念碑があって、フェンスが張ってありますが、その下、きれいに伐採がしてあります。その上は全く手を付けてない状況です。前は、そこからずっと上がって行って、社協の裏側に出て、裏側から岳野丘に登れる登山道が整備されている。それが、前はシルバー人材センターに委託をされていて、それが開田の村になったのかな。その後、所管がどうなっているか分かりませんが、市の所有物だと思うんですが、その管理等なんですが、用地等について漏れているのかどうか、ちょっと私の方では見当が付きませんが、そこらあたりの管理状況はどういうふうになっているのか。そこです。

○財務課長（折田孝幸君） 今回、御質問を受けまして、あの周辺も私、ちょっと見に行ったところでした。ちょうど道路のツバキが植栽されているところ、あそこら辺についても、今回、建設課の方で伐採とか、いろいろしてもらったところなんですけど、手づくりの里の裏側については、今もうはっきり言って管理していないような状況になっています。これについての所管というか、市有地であることは確かでしょうから、もう一回我々で確認させていただいて、その方向性を検討させていただければなというふうに考えています。

○10番（平野栄作君） 所管がどこかはもうあれですけれども、今も引き続きそういう形で利用を、開田の里等が考えているのであれば、やはりそこは生かすべきじゃないのかなと。体験ということで、ちょうど体験館から上がって、あの山を上がって行って、ちょうどあそこの交差点に出て、交差点のところから記念碑の横を通過してずっと上がって行って、社協の裏側を通過していくというコースで、結構、登山をされる方には軽微なんですけれども、体験的には非常にいいところなんですけれども、全く手が付けられていない状況。これは、今回私が一般質問したからなの

か分かりませんが、この体育施設はシルバー人材センターが管理しております。この上の桜山、あそこは伐採してなかったんですね。3月の初めぐらいまでは。なぜか今は伐採してあって、きれいになっているんですよ。いつも思うのが、我々が一般質問するから、その前にじゃなくて、実際ならばそのまま置いとってもらえれば分かりやすいんだがなと思うんですけども、いつも質問してここに立つときには、もうきれいになっているもんですから、なかなか対比ができないもので、実際はそういう状況だったわけですので、だからそこも一概に悪いということじゃないんですよ。予算の問題、そういうのもあるのかもしれない。また、去年は災害があったり、そういうこともあったからできなかったということもあるかもしれません。ただ、情報の共有というのはそこなんですよ。「こちらの方でやりますよ」、「こちらはどうぞされますか」というような、そういうのがあれば私なんかもいいんじゃないかと思うんですけども、そこはどうか。

○教育長（和田幸一郎君） 桜山の管理につきましては、有明開田の里の方が担当しているということで、聞くところによるといつも花見時期の前に大体あそこを伐採するというので、今回たまたまその3月の中旬に伐採をして、きれいにしていると、そういうことになりましたので、もちろん議員が言われました状況というのが今回良くなっているわけですけども、毎年、大体伐採の時期が3月の中旬ということで説明を受けているところでございます。

○10番（平野栄作君） 3月の中旬には、もうちょうちんがぶら下がっていたと思うんですけども、景観上、この冬の時期というのは早めに伐採してもさほど伸びないし、やはり比較をしたときに、こちらはなぜ伸びているのかなというようなものもありますので、そこらあたりはやり方がどっちということは私も言いませんけれども、やはりそういう作業をするときにはうちはこの時期にやりますからねとか、そういう形で打ち合わせをしてもらって、後が説明できればいいのかなと思いますけれども、今後も、せっかく経費をかけても3月に刈ったら、もう1か月もたないうちに草が生えますので、一方、こちらの方の体育施設についてはもう去年のうちに刈ってあって、さほど、あそこもまた二度刈りをしていच्छゃったみたいですけども、伸びないと思いますので、長期間維持できるという観点からは、その作業時期というのも見直された方がいいのかなと思っています。

あと、市長は市民目線を心掛け、積極的に市民の声に耳を傾ける現場主義を実践するとともに、庁内横断的な連携と情報の共有を図り、全課の総力を結集して質の高い行政サービスの提供に努めている、先ほども同じようなことを言われましたけれども、この公共施設の維持管理については、具体的にその個別計画も今度立っていくんでしょうけれども、どのような取り組みを行っていく考えなのか、そこをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 個別計画については、やはり整備、統合、廃止という観点から進めてまいりたいというふうに考えております。そして、先ほどおっしゃいましたように、やはり伐採についてはその伐採時期ですね、そこをしっかりと指示するなり、対応していかなきゃいけない。これはあらゆるそういう整備の在り方というのも考えていかなきゃいけないというふうに考えて

いるところでございます。

○10番（平野栄作君） 整理、統合、廃止は分かるんですけども、そうした場合についても跡地の維持管理とか、いろんなことが出てくると思うんですか、その点については計画の中ではどういう位置付けをされていく予定ですか。

○財務課長（折田孝幸君） 今、市長の方から施設に係る分について説明があったと思うんですけども、当然そういった形で公共施設の整理、統合、廃止とか、既存施設の有効活用とか、そういったものを含めて話し合い、協議を行っていきます。その中で、例えば廃止になったというところについては、当然各課に対して今後の利活用がないかということは常に諮って、その上で利活用するものがないとなれば、市有財産の有効活用ということで、今後は公売とか、そういったものに向けていくというような流れになろうかと思えます。当然、管理すべきところは今と同じように管理していくという形になっていくと思えます。

○10番（平野栄作君） 簡単に崩したにしても、やはり跡が残るわけですので、そういう面について後の維持管理、そういうものが出てくると思えますので、そういう点についても御配慮いただきたいなと思えます。

もう1点ですけども、これはちょっとこの場でいいのかなと思ったんですけども、この前、旧3分団の詰所等の件で跡地は見られたと思うんですが、今の3分団の詰所の敷地は見られましたか。

○財務課長（折田孝幸君） 当然その前の旧3分団の消防車庫のお話も承りましたので、その場所に行って道路前の現3分団の車庫も見たとところでございました。

○10番（平野栄作君） あそこは、広々と駐車ができて非常に分団員にとっては助かっているところなんですが、一方、維持管理については、幹部が対応しているということで、年間を通して相当苦勞されているようであります。その点、どうしてくれということじゃないんですけども、ああいう維持管理というのが分団員なのか、どうなのか、そこら辺りも今後ちょっと検討してもらって、幹部会なりで分団長なんかにもまた説明していただければありがたいと思うんですけども、やはりそういう御苦勞もしていらっしゃるということですので、今後についてはそういう面も御配慮いただければありがたいなと思っております。

それでは、2番目に移ります。自主防災リーダー育成への取り組みについてということで、昨年本市においても記録的な豪雨災害が広域的に発生したところです。人的な被害がなかったことが不幸中の幸いだったと思っておりますけれども、全国的に見ても豪雨による災害が多発傾向にあるところです。また、本地域においては、南海トラフ地震の発生が危惧されている中、市民一人一人の防災意識の熟成が喫緊の課題であることを踏まえると、各地域での自主防災リーダーの育成も急務であると考えるところです。早急な対応策として、県事業への積極的な参加に加えまして、市単独事業としての地域防災推進員及び防災士の育成を推進すべきではないかと私は思うんですが、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 近年の自然災害は、豪雨対応など一度発生するとその被害が甚大になる

傾向にあるようでございます。昨年は6月末から7月中旬における梅雨前線豪雨により、本市においても市内のいたる所で土砂崩れなどの災害が発生したところでございます。幸い、人命に関わるような災害は発生しませんでした。あの豪雨が続くような状況であったならば、人的被害も発生したかもしれません。自然災害が多発傾向にある中、被害を最小限に止めるためには、市の防災対応と併せて市民の皆様の防災に対する意識向上も今まで以上に図っていく必要があるというふうに思っているところです。自助・共助・公助は防災対策の三要素と言われますが、公助はもちろんのこと、自助・共助のより一層の充実を図るためにも、地域の自主防災リーダーの育成は必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。

○10番（平野栄作君） 必要であるということは認識されているということは分かりましたが、私も平成22年に県の地域防災推進委員養成講座というのを受講させていただきました。その後、簡易な試験があって、防災士ということで認定書までいただいたところですが、ちょうどそのときに県の防災センターで実施をされて、約50名が参加をされておりました。志布志市からは私を含めて4名だったんですけれども、他の市町村の受講者を見ると、公民館の代表、そしてまた自治会及び自治会の代表、自主防災組織の代表、そして市役所職員と、多岐にわたる方々がおいでになっておられました。6月から8月までの3回の受講ということであったわけなんですけれども、やはりこういうのを受けることによって、災害についての知識とか、そういうものが熟成されるのかなというのを感じたところでした。現在も県が主催する地域防災推進委員養成講座に市民の方々に行ってもらっているのか、そこをちょっと尋ねさせてください。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

平成31年度、令和元年度につきましては、実際、県の方から御案内がございました。ただ、会場が奄美市ということで、ちょっと奄美市まで行っていただくのはどうかなということもありましたので、直接自治会の方に紹介をしたということではございません。

○10番（平野栄作君） じゃ平成22年以降も何年か続けてあったような気がするんですけれども、全くなかったわけですか。

○危機管理監（河野穂積君） その後も自主防災リーダーの養成講座ということで御案内がいくつか来ておまして、自治会の方には紹介をしております。基本的には市町村の方から推薦ということで書類を出すというようなことになっておりますけれども、大変申し訳ございません、数値の方につきましてはちょっと手元に持ち合わせておりませんので、また後ほど確認をしたいと思えます。

○10番（平野栄作君） 私また、県の防災センターでずっとあるのかなと思っていたものですか、奄美市とかだったらなかなか受講できないなと今思ったところなんです。じゃ平成22年までは毎年確か参加をしていると思うんですが、そういう参加をされた方々がいらっしゃるわけなんですけれども、そういう方々というのは全て把握はされているわけですね。そして、またこれまで防災に関する防災訓練を筆頭にいろんなことがあったと思いますが、そういう事業等について、そういう方々を活用した事例というのがあるわけでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） 現在、こちらの方では地域防災推進委員を25名と確認しているところでございます。また、地域防災推進委員の方々の活用といいますか、動きとしましては、毎年津波避難訓練でありますとか、そういったものの御案内をいたしまして参加をいただくような依頼はしているところでございますけれども、実際にどういった活動をされた、どういった訓練の動きをされたかというのは、正直把握をしていないところでございます。

○10番（平野栄作君） スキルアップ講習会というのが結構県から案内が来るんですけども、鹿児島市で開催されるものですから、なかなか参加できないという状況があります。もう一つが、会派で熊本市に研修に行ったんですけども、熊本市の政策局危機管理防災総室というところでした。そこに行って、状況等をいろいろ説明してもらったんですが、その中で県のそういう講習会にも参加をしてもらっている。そして、また熊本市独自の講習会、そういうものを開催して、年間100名程度が受講されているということだったんです。そして、なぜそんなに一生懸命なのかということなんですが、やはりこの担当官の方もおしゃいましたけれども、震災を受けるまでは他人事だと、自分のところでこういうことが起こるはずはないというような意識があったんだろうと。そして、実際震災を受けて、そういう意識のある方々がいるところの避難所は適切に運営ができた。しかし、全くそういうところがないのは公共頼みに、公助に依存するんですが、公助自体が機能しなかったということでした。そういう話を聞いておりますと、やはり我々も、もし、いつ、何時どういう災害が起こるか分からない。それと、志布志市も広いです。沿岸部については津波の可能性もあります。中山間地域については、崖崩れ、またこの前みたいな豪雨による水害、そういう全く異なる災害が発生する可能性があります。ですから、多くの方はやはりこういう講習会を受講して、おのおのの地域でどのような対応ができるのか。そして、またそういう人たちがやはりスキルアップしていかないといけない。そこまで含めて、市の方でそういう講習会の開催をしながら育成を図っていかなければいけないんじゃないかと思うんですが、市長は認識はしているという先ほど言葉をいただきましたけれども、この点については今後どうですかね。もうやはり私はやっていく必要はあるんだろうと思うんですが。

○市長（下平晴行君） 防災士養成講座は、平成31年4月の実績で、91の地方自治体の他8つの国立大学と25の民間等が実施しているようでございます。熊本市の例では、熊本市が主催者となって防災士研修センターが支援をするという形を取っているようであります。地方自治体で実施する場合、このような例が多いようでございます。仮に本市で実施するとなった場合、同じようなケースになるのではないかと考えておりますが、防災士の資格は法的根拠には基づかない民間の資格でございます。自主防災リーダー育成することについては、重要性を認識しているところでございますが、その取り組みにつきましては、今後研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

それから、おっしゃられるような研修会でございますが、これまで市におきまして開催ができない、できていないところですが、どのような手法が取れるのか、内容など含めて内部協議を実施してまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） この一般質問の中でも災害についての質問等もありました。消防団の方々も要請を受けて行っても、どうなっているか分からない、情報が全く入ってこない中で何をしたいか分からないというようなことだったということでしたが、やはり市民の方々はそういう状況の中で全く情報も入らない、その中でどうすればいいのか、自分の身をどうして守るのか、そしてまた自分の地域で何が危険なのか、そういうことさえ分からないという状況です。私もこのスキルアップの研修会が、ちょうど松山地域の新橋地区でありまして、行って、ちょうど高速の出口の上だったと思いますが、あそこを下からずっと歩いて、この部分は崖崩れに注意が必要だ、あのときにはその水害ということは想定されていませんでしたけれども、ほとんどが土砂崩れによって大きな災害が発生する可能性があるというようなことをいろいろと教えていただきました。これも県の主催でしたので、非常にためのなるなと思ったところです。それで、もう一つは我々も常時その場にいるわけじゃありません。やはり地域の方というのはその地域にお住まいですので、そこにお住まいの方々がやはり情報としてそういうものを持っておく。そして、常日ごろから配慮をしていく。そういうものが本当喫緊の課題ではないかなと思っているところです。ですから、このリーダー育成、それでも結構です。やはりこういう会を市独自で早急に開催してもらって、そういう人材はやはり育てていく。そういう取り組みを早期のうちにやっておかないと、今、市がやっている津波防災訓練、我々も参加しますが、全く役割がバラバラなために、向こうで何をしているのか分からない、こちらは無線のテストだと。どうしているのか見えないような中で訓練している人がいる状況ですので、そういうものも必要でしょうけれども、やはりその地域、地域に卓越したリーダーを育てておかなければいけないと、私は痛感したもんですから、今回この質問をやっているところなんですけれども、市長、やはり市民力を活用しないといけないときに来ているんじゃないですかね。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、公助で対応できるというのは本当に少ないというふうに思います。自助、共助、特にその自助という、自分の道は自分で守ることが主であろうと。そのためには、今おっしゃったような、いわゆるそのリーダーとしての資格等を持っていることで共助という形につながっていくんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺は内部で十分協議をして、どういう形で取り組みができるのか、協議してまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 市が直接というのも非常に難しい部分もあるんでしょうけれども、志布志市の方にはNPOの地域防災推進協議会もありますよね。平成22年のころだったんですが、各公民館ごとにその災害弱者、マップを作って、それを印刷して配ったというのがあって、もうそれっきりなんですよね。あれもちょっと問題があって、いろいろ図上訓練等をしながらその地図を作って、出来上がってきたころには、もう要援護者がいなくなったりですよ。だから、今、いろいろ情報を入れると、もうパソコン上でそういうものができるシステムがあるというのも聞いております。ですから、こういうことというのは、もう即座に対応していかないといけない。だから、民間組織等も十分活用していく。そして、またこういうものを通じて、各地域にその防災意

識を植え付けるような取り組みも図っていく必要もあると思います。危機管理室も少ない人数の中で大変なお仕事だと思いますけれども、あらゆるものを駆使して、地域全体に広げていく、そういう取り組みをやってほしいと思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどのマップの件もそうですが、やはり誰が見ても、どこの位置にどのような災害があるというようなことが分かるようなマップ作りを、今度取り組みをしていくというようなことでありますので、今おっしゃったように市として市民の生命財産を守るためにはどのような手法が良いのか、そこら辺は十分内部で協議してまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） ぜひそうしていただきたいと思います。

また、一方では、地域コミュニティがなかなか崩壊に近い状況になってきております。そして、また高齢者が非常に多くなってきている。そういう中で、各自治体においてもどういう対応をしていくのか。その要援護者はたくさんいるんですよ。それを誰が手を差し伸べていくのか。そういうことまで日常的に把握していく必要がある。なんだけど、今の御時世、なかなかその時間がないとか、そしてまた昔みたいに、補助金の話じゃないですけども、運営費等の関係で会合も開けない自治会、本当に1年間を通じて何回集落の方と顔を合わせるんだらうというような感じの状態になってきています。そういう中で、やはりこういう自主防災組織を作っていくということもですけども、やはり自治会に1人や2人はそういうことを熟知した方々を育てていってほしいと。そして、そういう人たちの会合を上にもた作っていく。そういう取り組みを早急に私は進めてもらいたい。市長は今までの一般質問もですけども、「今後協議する、今後協議する」という回答をよくおっしゃいますけれども、私、この問題についてはもう早急な対応が必要じゃないのかなと。これ、6か月、1年間置いたときには、また事情が大きく変わっていくんですよ。ですから、こういう問題については、早急な対応をお願いしたいと思うんですが、その点をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、行政は市民の生命・財産を守る義務があるということですので、このことについてはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えます。

○10番（平野栄作君） 市長の力強い御言葉を聞きましたので安心したところです。手法については、先ほども言いましたけれども、やはり活用できるところは活用しながら、そしてその中でも組織としてできているわけですから、そういう方々も他方に散らばっているわけです。だからそういう方々をやはり中心としながら、市としてもその団体の育成も含めて、そしてまた地域の育成に絡めていく、そういう取り組みをしていけば、市としても負担を軽減しながら、かつ末端までそういう意識が熟成されていくと思いますので、これについてはもう単刀直入に言いますが、令和2年度中には何かの方向性が見いだせますかね。

○市長（下平晴行君） そこについては、もうしっかりと令和2年度中に対応してまいりたいと、取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 令和2年度中となると、後半にもつれ込むとまたちょっとあれですので、なるべく早い時期にお願いをしたいと思います。そこをもう一回、お願いします。

○市長（下平晴行君） できるだけ早めに取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 市長の心強い御言葉を聞きましたので、安心いたしました。

今回、2点について質問させていただきました。公共施設の問題についても、一般の市民の方々からいくと、本当、市の持ちものなんだろうけれども、何でこんなに差があるんだろうというふうな不満じゃないですけども、やはり見たときに感じている方もいらっしゃるようです。そしてまた、後半に言いました自主防災リーダーの育成等については、本当、今、大きな課題だと思うんです。そして、また今年についてもどんな災害が発生していくのか分からない状況の中で、やはりそういう卓越じゃないけど情報を持った方々が各地域にいるのといないのでは大きな差があります。ですから、そこについては、早急な対応をしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（東 宏二君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、小学校卒業式のため、午後1時30分から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後4時14分 延会

令和2年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和2年3月24日（火曜日）午後1時30分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

岩 根 賢 二

八 代 誠

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

出席議員氏名（18名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	10番 平 野 栄 作
11番 西江園 明	12番 丸 山 一
13番 玉 垣 大二郎	14番 鶴 迫 京 子
15番 小 野 広 嗣	16番 長 岡 耕 二
17番 岩 根 賢 二	18番 東 宏 二
19番 小 園 義 行	20番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

9番 持 留 忠 義

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸一郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭一郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学校教育課長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	危機管理監 河 野 穂 積

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午後1時30分 開議

○議長（東 宏二君） これから会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

昨日の平野栄作議員の自主防災リーダー育成の取り組みに関する一般質問において保留となっていた答弁について、執行部から発言の申し出がありますので、発言を許可します。

○危機管理監（河野穂積君） 皆さん、お疲れさまでございます。

昨日、平野議員の一般質問におきまして、自主防災リーダー養成講座の受講者数のお尋ねがあったところでございますけれども、確認をいたしましたところ、平成17年からの受講となっております。年度ごとの数を申し上げますと、平成17年が5名、18年が3名、19年が4名、20年が4名、21年が5名、22年が4名、24年が2名、27年が1名、28年が1名、合計29名の方が受講をされておきまして、地域防災推進委員として認定されております。この29名のうち4名の方が転居等で市内にいらっしゃらないということで、現在は25名という地域防災推進委員の数になっているところでございます。

また、スキルアップの講座なるものの受講者数ですけれども、これは平成23年度からの記録が残ってございました。これは県が主催する防災啓発研修会等に平成23年で10名、24年で7名、25年で、これは7名受講予定でしたけれども、災害対応の関係で県が主催できないということで中止になっております。平成26年が7名、平成27年が4名、これも同じく災害対応で中止となっているところでございます。平成28年が6名、平成29年が2名、平成30年が2名、令和元年度が3名ということでございます。

御質問に即答できずに、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○
日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 皆さん、改めましてこんにちは。よろしくお願いいたします。

今回の定例会は、新型コロナウイルスの影響で日程が変更になりまして、変則的な一般質問ということになっておりますが、この席に立ちますといつも緊張いたします。胸がドキドキしてしまいますけれども、この緊張から早く逃れるために、早く質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、施政方針についてでございます。先の施政方針の中に、「本庁舎全体の移転及び新庁舎

建設等について調査研究を行うための外部委員による庁舎の在り方検討委員会を設置する」とありますが、市長が基本理念とされている、いつも口癖のように言うておられる「市民目線で市民が主役のまちづくり」の観点から、市民の声をどのように取り入れて反映させていく考えなのか、お尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

本庁舎移転基本方針に定めた中長期計画における庁舎の在り方検討委員会につきましては、施政方針でも述べましたように、市民サービスの向上や行政機能の効率化、庁舎の在り方や新庁舎に関する事など、幅広い観点からの調査研究を行うこととしております。将来的なまちづくりを踏まえた調査研究となることから、検討委員会の構成メンバーの選考にあたりましては、専門知識を持つ学識経験者、市内各種団体の代表者及び市民代表を想定しているところでございます。耐用年数を考慮した各庁舎の今後の在り方や新庁舎の位置など、中長期計画における様々な課題について専門的な立場からの意見を取り入れながら、市民の意見を反映させる形で調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 今の答弁は、施政方針の中に書いてあるのとほとんど変わらないわけですよね。ですから、私の質問は、市民目線ということがありますので、市民の声をどのようにして取り入れるかということをお聞きしたいわけですね。今、おっしゃいましたけれども、市民の代表をメンバーに入れるということでしたけれども、その市民のメンバーはどのようにして選ばれるのか。まずそこからお願いします。

○市長（下平晴行君） 市民の声をどう聞くかということですが、私、移動市長室等を開催して、これは私は秘書といつでも要請に対して対応していくと。時間さえ整えばいつでも対応するというような考え方で、そういうことをいろんな場所で、5人でも、10人でも、何人でも結構です。「いつでも呼んでください」というようなことをいろんな場所で言うておりますので、そういう取り組みをしていきたいというふうに思います。

それから、市民の代表者については、公募にするのか、それとも各地区から選ぶのか、そこら辺もちょっとまだ具体的には中身は詰めてないところでありますが、2名から3名程度をお願いしようというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） まだ、じゃどのようにしてそのメンバーを構成するかというのは見えてないわけですね。これ、いつごろ設置するんですかね。

○市長（下平晴行君） 構成メンバーにつきましては、先ほど言いましたように学識経験者2名、市内の各種団体代表者及び市民代表10名、合計で12名ということで、10名程度ということで調査研究を行うということにしておりますが、基本的には今の考え方では、一応公募による取り組みをしていこうかなというふうに考えています。

新年度になって、すぐ取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 先の定例会でも「なるべく早く設置してくださいよ」というような声がありましたので、できるだけ早く設置をしてもらいたいなということでございます。今、市長が

おっしゃいましたその学識経験者で専門知識を持った方2名だということですがけれども、これには志布志地域の実態を考えた場合に、地震・津波に詳しい人ということもその中に構想としては入っているわけですか。

○市長（下平晴行君） 現在、市と包括連携協定を締結している鹿児島大学へ依頼していきたいというふうに考えております。まちづくりや建築などの専門分野で研究を行っている大学教授にお願いしたいというふうに考えているところです。

○17番（岩根賢二君） 鹿児島大学にということですよ。そうすると、今、私がお尋ねをしました地震・津波に詳しい先生ということは入ってないんですかね。まちづくりに詳しい人、建築に詳しい人という話が今ありましたけれども、そういう地震・津波関係はないですか。

○市長（下平晴行君） それとは別に、その地震・津波については対応していきたいと。今回、まちづくりを主とした、いわゆるそういう知識を持っている方を選定したいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） それでしたら分かりましたけれども、それは別で考えたいということは、別はどのような形でされるんですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり行政というのは市民の生命・財産を守るとい、あるいはそういう津波等が来た場合のことを考えると、福島県でも東日本大震災の発生から9年たってもああいう状況であるわけでありますので、そういうことを踏まえてどういう形でそういう関係と呼ぶかということは、まだ具体的には決めておりませんが、何らかの形で対応していきたいというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） 今の市長の答弁を理解しますと、例えば検討委員会では2名のその専門知識の先生は地震関係ではないけれども、その検討委員会の中に地震・津波に関することが議題になるときは、その先生に来てもらおうと、そういうふうに今理解したんですが、それでいいですか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいますように、オブザーバー的なことで一緒になって取り組みをしていくような形で進めていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） はい、分かりました。志布志市の庁舎に関しては、一番懸念されるのはそこだと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほど移動市長室の話がありましたけれども、市長が「呼んでいただければどこでも行きます」と言われました。先手管理の観点から言うと、呼ばれなくても行って説明するぐらいのこと、説明というか、そういう市民の声を拾うのにそういう姿勢も必要ではないかと思ひますが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） それは当然なことでありまして、私が出向いていく、あるいはこちらから集まっただけというようなこともしておりますので、そういうことを踏まえて取り組みをしていきたいというふうに思ひます。

○17番（岩根賢二君） それと、12名で構成されるわけですよ。そうしますと、なかなか市民

の声というのが100%届かないという懸念もあるわけですね。ですから、例えば市民の皆さん全体に対してアンケートを取るといことで市民の声を取り入れると、そういうふうなことは考えておられないですか。

○市長（下平晴行君） 今のところ考えておりません。

○17番（岩根賢二君） 考える余地もないですか。

○市長（下平晴行君） そうですね、検討委員会自体がありますので、その中で、それはどうした方がいいのかどうかというのは、詰めていきたいなというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） 私が考えるには、その検討委員会の皆さんには、そのアンケートを基にして議論をしてもらいたいなという、そういう気持ちもあるんですけども、そういう考え方はどうですかね。

○市長（下平晴行君） 広く周知していくためには、ホームページ等で集約するというようなやり方はどうかなというふうには考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） ホームページで何をお知らせするんですか。意見を募集しますよということをお知らせに出すんですか。

○市長（下平晴行君） ホームページで意見を集約していけたらどうかなというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） それもちろんやってほしいとは思っていますけれども、よくパブリックコメントという形で募集をされると思うんですけども、この英語を使うとなかなか市民の皆さん、100%理解ができないと思いますので、例えば新庁舎の在り方について市民の皆さんの御意見をお聞かせくださいと、そういうふうな分かりやすい言葉で呼びかけた方がいいんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そういう手法で、若い人からお年寄りの方も分かるような文言で対応していきたいというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） 検討委員会の会議の進捗状況というのを、その度々にお知らせをしてももらいたいという気持ちもあるわけですけども、これについてはどのようにお考えですか。情報公開については。

○市長（下平晴行君） 志布志市には志布志まちづくり委員会等々もございまして、そしてホームページ等々でもお知らせするというやり方、広く市民に広報する、周知するためにはそういうやり方もできるんじゃないかなというふうには思っております。

○17番（岩根賢二君） 例えば、本庁舎移転についての説明会というのがありましたね、3地区でああいう形の説明会みたいなのは、その会議の進捗状況に応じて途中途中ではしていただけないものか。その点はいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことは、私は考えていないところです。

○17番（岩根賢二君） 考えていないということですから、今考えてくださいということをお願いするわけですけども、どうですかね、その点は。

○市長（下平晴行君） ちょっとは考えてみてもいいかなと。実際は考えていないです。そこを、そういうのをやれるかといったらやれないですから、やり方とすればどういう形がいいのか、もしやろうとすればですね。そういう説明会みたいなものはしようとは考えていません。

○17番（岩根賢二君） 市民目線ということは、そういうことですかね。市民に広く知ってもらおうということも市民目線だと思うんですけどね。そうしょっちゅう、やってくれといとうことではないですよ。ある程度こういう方向性が出てきましたよといったときには、やはり市民に説明をする必要があると思うんですけども。

○市長（下平晴行君） 私は、説明会はできないというふうに思っておりますので、何らかの形で市民に情報提供するということはできるんじゃないかなというふうには思っています。

○17番（岩根賢二君） はい、分かりました。ちょっとぐらいは考えてくださいね。

それと、前回の本庁舎移転のときに思ったんですけども、議会に説明したからそれで市民に説明したことになるみたいな答弁を市長がされたことがありましたけれども、私はそれも、そういう考え方もあるかも分かりませんが、やはり議会に説明をする、それと同時に、先ほどから言いますように、市民の皆さんにも同じような内容をお知らせする必要があるのではないかなと思っておりますので、ぜひ一考をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今言いましたように、市民の皆さんに何らかの情報提供はしていきたいというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） 志布志市の公共施設等の総合整備計画というのがありますね。この中の26ページにこういうことが書いてありますよ。「公共施設等に関して、議会や市民への十分な情報提供等を行うものとします」とちゃんと書かれている。議会と市民とまた別々にちゃんとしなさいよということ。そして、「公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めます」と、こう書いてあります。これを基に僕は言っているわけですけども。ですから、広く市民にお知らせするということを確約してください。

○市長（下平晴行君） 今までも公開はしないとは言っていない。しっかりと対応していきたいということでございます。

○17番（岩根賢二君） よろしく願いをしておきたいと思えます。

それと、市長が言われるこの「市民目線で市民が主役のまちづくり」という観点から、全国の市町村の中に「市民の声を聞く課」といとう課を設置しているところがあるんですね。今度、本庁舎が移転する、そして機構改革も行うという中で、市長が市民目線と言われるんだったら、こういう市民の声を聞く課というのをつくって見たらどうかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は、全職員が市民から声を聞く立場にあろうというふうに思います。それを改めて課をつくるというんじゃなくて、全職員の考え方が市民の立場で仕事をしているわけでありますので、そういう対応の仕方を、昨日も言いましたように、市民の皆さんに与えたい

ということでの挨拶、態度、言葉、笑顔、そういうことも含めて、全職員で受け入れ体制をしっかりと取っていききたいというふうに考えておりますので、市民の声を聞く課を設置するところまでは、まだ考えていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） それは、じゃ参考にでもしていただければなと思いますが。

これは、また検討委員会の中身についてのことになるかとは思いますが、市長が「市民の生命・財産を守るのが行政の基本であり、義務である」と述べておられます。また、「入るを量りて出ざるを制す」とも述べておられます。そういう観点から、人口減少が進んでいる志布志市にあって、志布志支所の敷地面積、あるいは建設費用、津波・防災などの観点から考えて、中長期というのではなくて、もう長期に絞って検討された方がいいのではないかなと思っているわけですが、その点はいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 中期というのを中長期にしたのは、いわゆる本庁舎を志布志支所に持って行って、基本的にはこういう職員の少ない状況の中でやはり集約するべきであろうというふうに考えているわけでありまして、その中期というのはそういう面での中期で対応していきたいと。長期は、最終的に新庁舎の設置場所とか、どういう庁舎がいいのかというような提言とか、向こうから話を聞くわけでありまして、そういうような取り組みをしていきたいという考え方でございます。

○17番（岩根賢二君） 市長も今おっしゃいましたけれども、人口減少が進んでいる、そして職員数も減ってきますよね。そして、AIの導入だとか、いろんな面で仕事の中身が変わってくるという中で、本庁舎を、中期というのは結局、今こちらにある、別館にあるような組織も全部持っていくということは中期でしょう。そういうことでしょうか。それは、必要ないんじゃないかなということを申し上げているわけですよ。キャパシティ的にもちょっと無理があるし、それをすることによって、その際の建設費用というのは長期的な観点に立ったら、何か無駄な経費になってくるんじゃないかなということが考えられるわけですが、そういう意味で中期はもうなしにして、長期だけでできたらどうですかということを申し上げているわけですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 中期というのは、期間が長いわけですね。長期まではすごい期間もかかりますし、今おっしゃったように全部を持っていくということは実際言ってできないわけですが、ただ先ほど言いましたように集中してやることでの、いわゆる人の問題とか、財政上の問題等々があるわけでありまして、そういう考え方をしっかりとこの検討委員会で、庁舎在り方検討委員会でも議論していただくということになるわけでありまして、これは別途として考えるんじゃないなくて、中長期という考え方で提案ということをお願いしたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） ということは、中長期という言葉ではありますけれども、それが必要かどうかということも検討委員会で協議をしてもらおうということですね。

○市長（下平晴行君） 中長期という計画を立てているわけでありまして、中長期の中身を中

期にするか、長期にするかという、中長期か、長期かという、今、議員がおっしゃる、そういうことじゃございません。

○17番（岩根賢二君）　じゃ、中期というのはどういうことですか。改めてちょっと確認の意味で、中期ということは、どういうことを考えておられるんですか。

○市長（下平晴行君）　先ほど言いましたように、中期というのは、基本的には全体的な課の集約が志布志支所の方にできるかということでの考え方でやりますので、全部持っていくというんじゃないくて、やっぱり支所は支所であるわけでありますので、総体的なものを本庁機能という形での対応をしていきたいという考え方でございます。

○17番（岩根賢二君）　私の今日の質問の観点は、市民の声をどのようにして取り入れるかということでしたので、それ以上は、じゃもうお聞きしないと思いますけれども。慎重なメンバー選定、それと市民の声を取り入れた検討会にぜひしていただきたいと思います。

では、次に移ります。次に、民俗芸能の継承策についてということでお尋ねをいたします。実は今回、このことを一般質問しようと思ったきっかけがございました。それは、令和2年2月24日の南日本新聞の広場欄に載った安楽小学校6年生の田原遙太郎君の投稿でございます。市長も教育長も多分読まれたと思いますけれども、改めて私の質問したいことがたくさん載っていますので、ここで読ませてもらいますのでよろしいですか。伝統を次の世代へということで、「僕は、この安楽に昔から伝わる正月踊りの踊り子です。2年生から参加し、今年で5年目です。正月踊りは、安楽春まつりで踊ります。祭りの2日間で山宮神社と安楽神社で奉納し、14の集落を回ります。今年は土曜授業が第3週になったので、山宮神社での奉納でも踊ることができました。1日目を終えて正月踊りはやっぱり楽しいと実感しました。周りの人が手拍子をしてくれるので、踊っている側も楽しくなりました。2日目は足の裏にマメができ、痛みを耐えながら踊りました。最後は、もうくたくたでした。でも集落の人たちの笑顔を見ると、頑張ってたかったと思いました。来年も頑張ろうという気持ちになりました。中学生になっても、高校生になっても、そして大人になっても、この伝統芸能を受け継いでいきたいです。僕たちの踊りを見て踊りたいと思ってくれる人が増えるとうれしいです」と、このようにつぶっておられます。私が今日質問しようと思ったこと、この投稿がきっかけでございました。まず、今これをお聞きになられて、感想をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（下平晴行君）　2年生から踊りを始めて、そういう集落の方々の、おじいちゃん、おばあちゃんの笑顔を見て大変うれしいと。そして、中学生、高校生になっても続けていきたいというようなことを書いているということで、私も大変感動したところでございます。そういう民俗芸能をどうやって保存していくかということも今回の質問の中にありますので、そこを十分周知しながら対応してまいりたいというふうに考えたところでございます。

○教育長（和田幸一郎君）　お答えします。

志布志市には、子供たちが伝統芸能を引き継いでいる地域がたくさんございます。伊崎田小、それから田之浦小学校、それから蓬原小学校、そして今議員言われました安楽小学校なんですけ

れども、後継者不足ということがずっと言われておりますが、その中で子供たちがこうしていきいきと地域の伝統芸能を引き継いでくれているということについては、私も非常もうれしく思っています。そういうことを踏まえながら、私はそれぞれの地域で行われている様々な伝統芸能には必ず顔を出して、子供たちの頑張っている様子を見ながら、ぜひこの伝統芸能をいろんなところでまた公開をする、公表する、そういう機会を持っていただきたいということでお願いしておりますので、安楽小学校のこの件につきましても、感動をして投書を読むことでした。そして、併せて作文はそれぞれの学校の管理職にもすべて配りまして、このような形で伝統芸能を引き継いでいる子供たちがいるということを紹介したところでございました。

○17番（岩根賢二君） 何かもう、答えが出てきたような気がしているんですけども。施政方針では、地域文化の継承についてはこう書かれています。「市誌編さん作業の継続と併せて、各地区に残されている郷土芸能等の実態調査及び伝承が難しい民俗芸能等の記録保存に引き続き努めてまいります」と述べておられます。これを見たときに、広く保存に努めてもらうということは大変ありがたいことなんですけれども、その前提として伝承が難しいから保存するんですよというふうに聞き取れるわけですね。それではなくて、じゃ精一杯継承策を、伝承策を考えてもらえないですかということ今日は質問したいということでございます。大変ありがたいことなんですけれども、そのような角度からの検討・研究はなされているのか。その点をお尋ねいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 私の方から答えさせていただきます。郷土芸能等の保存・伝承についての課題というのは、少子高齢化の加速に伴って指導者の高齢化、若い世代の青少年を含めた後継者不足ということで、郷土芸能等に限らず自治会活動など、あらゆる分野に共通した課題であると捉えております。教育委員会におきましては、伝承策としまして、生涯学習講座により一つの民俗芸能保存会で後継者育成の取り組みが行われております。今年度におきましては、年12回の講座が行われ、先日開催された生涯学習フェスティバルでもその成果を発表されました。岩根議員もこの講座に御参加されていると聞いております。また、地域と学校との連携によりまして、現在市内5つの小・中学校で6つの民俗芸能等を児童生徒へ継承する活動が実施されています。今後もこのような取り組みを参考にしながら、これまで受け継がれてきた郷土芸能等を伝承していく支援策について、保存会や地域の方々、そして学校が一体となった取り組みなどが展開されるよう連携しながら支援をしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 生涯学習だとか、地域の小学校関係にお願いしたいということですね。それはそのような形が一番いいんですけども、実は平成30年9月の定例会で、小辻議員が同じような内容で質問されております。そのときの教育長の答弁は、「地域に誕生し、伝承され続けてきたこれらの文化遺産をできる限り後世に存続させる努力をすることも我々の使命だと考えている。そして、平成25年度策定の指定候補文化財一覧の実態調査を踏まえ、保存会の把握など、継続的に進めてまいりたい。実態調査をして具体的に把握した上で今後の対策を考えていく」ということでした。この実態調査の進捗状況はどうなっているか、その点をお尋ねいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 志布志市の芸能等保存会連絡協議会というのがございます。17団体所属しておりますが、その団体の皆様方にアンケート調査を実施しております。例えば、保存会運営の悩みはどういうのがあるのか。あるいは、どのようにしたら未来へ保存が継承できるのか。市へ望むことはないのか。あるいは、その他意見がありますかという、そういう実態調査をしました。これは以前、小辻議員が実態調査をきちんとすべきではないかということを受けての調査でございます。その中で出てきたのが、やっぱり後継者不足、どこも共通しているのは後継者不足、それから指導者の高齢化、それから用具の老朽化、それから小学生の育成の拡充、それから保存会がいつまで続くのが心配である。そういうそれぞれの協議会の委員の皆様方の悩みというのがございます。このことを受けて、この協議会というのは年1回開かれるわけですけれども、令和2年度のこの協議会において、今あったようなことについて、またフィードバックしながらいろんな意見を求めて、できるだけ多くの方々がこの悩みに解決策を見いだせるように、私どもまた支援をしていけたらと、そういうふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 平成30年9月の定例会の質問でしたね。そして、令和元年度でこの調査をしたということですかね。じゃ、この継承についての悩みというのがいろいろ出されて、それについての解決策というのは教育委員会の中では何か検討をされたんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今、共通して出てきたのが、その後継者不足とか、あるいは指導者の高齢化とか、そういうことでございますので、教育委員会の方といたしましては、民俗芸能大会というのを今まで5年あったのを3年ということで、短い期間で民俗芸能大会を実施するとか、あるいはできるだけ子供たちがこの民俗芸能を継承していけるような学校の協力というのも今後積極的にしていかなければいけないだろうと、そういうふうに思っております。南日本新聞で田之浦小学校のだご祭りのことが南風録に紹介されました。あの中にも田之浦小学校の子供たちが民俗芸能をきちんとつないでいって、まさに地域をつないでくれているのが田之浦小の子供たちだというのが南風録に紹介されましたけれども、今私たちに課せられているのは、この指導者の高齢化と併せて若い人たちをどれだけこの民俗芸能に参加をさせるのかということが大事だと思いますので、私ども教育委員会としましては、これまである伝統芸能を継承していくための民俗芸能大会、あるいは子供たちの民俗芸能への積極的な参加を促していく、そういうこと等を通して、なかなか急にはできない部分がありますけれども、そういうことを通して志布志市のこの魅力ある伝統芸能を守っていききたいなと、そういうふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 教育長が申されましたけれども、この民俗芸能大会ですね、今まで5年に1回だったのを3年に1回にしたということで、その前の教育長の答弁の中に公開の場を多くしていきたいというのがありましたので、私はこの公開の場、民俗芸能大会をもっと頻繁に開いた方がいいんじゃないかなとと思っているんですね。というのが、3年に1回ということは、1回したらもうずっと自分の番は回ってこないわけですけれども、そうするとその間に継承が廃れていくということが多々考えられるわけですね。ですから、例えば2年に1回とかにすれば、必ず2年に1回は自分のところの番が回ってくるんだなということで、その練習にも力が入りますし、

特に子供たちはいくら練習をしても発表の場がないと、もうなんかやる気をなくすんですね、はっきり言って。ですから、安楽小学校のこの例は非常に良い例だと思うんですけども、やはり発表の場があって、周囲から皆さんの拍手をもらえば、またやる気が出てくるという形で、ここで、じゃ「2年に1回にします」という答えは出ないでしょうけれども、そういう呼びかけをしてもらいたいなと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど各学校での取り組みということで、田之浦小とか伊崎田小学校・中学校は、伊崎田和紙づくりと、それから中学生が浦安舞をずっと舞っているんですけども、それから熊野神社神舞の蓬原小学校の取り組み、それから安楽小学校の子供たちの春まつりというようなことで、いろんな学校で様々な取り組みをしております。私はその学校の子供たちが実際どのようなことをやっているのかということをもまず自分たちの学校の子供たちにも、それから地域の方々にも紹介して欲しいということで、学校によっては運動会であったり、それから学習発表会とか、そういうところで子供たちが披露したりということでやりがいを感じながらやっていると、そういうことで各学校では積極的にそれぞれの子供たちの地域の伝統芸能を披露する場を持って欲しいということで各学校にお願いをしています。

それから、民俗芸能大会のことにつきましては、5年から3年にしたわけですけども、これが去年の、その前の民俗芸能大会のDVDなんですけれども、すべてこういう形で民俗芸能大会に参加した舞をこうして記録して保存しているわけですけども、3年をもう少し短い時間ということで行きますと、メリットとデメリットがあるのではないかというふうに思います。メリットと言いますのは、確かに今議員が言われましたように、多くの方々に参加できる機会があるという、そういうメリットがあるんだろうと思いますが、今度はデメリットということでは、それだけの準備を各団体ができるのかどうかという、そこら辺もございまして、一概に今私は3年からももう少し短くということではできませんけれども、このことにつきましては協議会の方々もいらっしゃいますので、協議会の方々の意見も十分聞きながら、「2年でも大丈夫だよ」というようなことであればまたその方向で進むでしょうし、ちょっとエネルギーがなかなか難しいかというような意見もあるだろうし、そこら辺はまた井久保さんが協議会の会長でもいらっしゃいますので、そういう方々にも相談しながら、短い期間でもできるよということであればその方向に進んでもいいでしょうし、ちょっとやっぱり難しいということであれば5年を3年にした経緯もございまして、3年というスパンでやっていく。そこら辺はまた今後、検討をさせていただきたい、そういうふうに思います。

○17番（岩根賢二君） このことは、卵が先か、鶏が先かの話になると思うんですけども、やはり発表の場があればあるほど、その練習にも力が入りますし、後継者を育てないかなという、そういう雰囲気になってくるわけですね。これが、発表の場がないとだんだん廃れていくということがありますので、御一考をお願いしたいと思います。

それと、市長にお尋ねいたしますけれども、市長は保存活動を支援する目的で加盟団体に対して運営費の補助金を支給していると。これは、小辻議員の質問のときにこういう答弁をしておら

れます。「保存活動を支援する目的で加盟団体に対して運営費の補助金を支給している。引き続き継承活動の助成や活動支援に努めるとともに、発表の機会の充実に取り組みたい」と。今、教育長が申されたようなことですがけれども、発表の機会の充実に取り組みたいと答弁しておられます。また、民俗芸能の中で使っている道具等の備品購入については、「物によっては支援ができるのではないかと。公平な支給の在り方も考えて、何らかの基準を設けて対応したい」と述べておられます。ということで、市長の答弁がこうありますのでお聞きしますけれども、発表の場の充実の点で何か案が出ていたのか。それと、支援の在り方の基準を設けて対応したいと述べておられますので、何かそういう基準ができたのかということをお尋ねしたいと思います。

○市長（下平晴行君） その前に、先ほどのいわゆる開催を2年にというようなことでありましたけれども、教育長が全体的には答えられましたけれども、やはり団体等の意向を聞きながら、私もメリット・デメリットというのは発表の機会が得られるという部分では、やはり踊りでも何でもそういう機会が多いことで、また練習に励むということもございますので、そのことについてはそういう団体等の意見を聞きながら、2年でできるのか、あるいは1年が良いのか、そこら辺は詰めていきたいなというふうを考えております。

そして、支援のことですが、私、その額のことでどういう考え方で言ったのか、ちょっと今記憶にないところでございますが、しかし、その必要性があれば、それはしっかりと出していくと。これは、私、補助金ゼロベースの中でも申し上げております。このことについては、本当に必要であればメリハリのある歳出の在り方をしていこうというような考え方でございますので、その辺はしっかりとその団体の活動がどういう形で、いわゆる道具の購入なのか、そういう開催に対する費用がこれだけ必要なんだというようなことが明確に出していただければ、それは歳出が可能じゃないかなというふうには考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長、今の答弁はちょっと取り消しか訂正かされた方がいいんじゃないですか。記憶にないと、そういう答弁があったんですか、その平成30年9月の一般質問で。私が平成30年9月の小辻議員一般質問のときに、市長はこう答弁しておられますよと。じゃ、その後どうしたんですかと聞いたら、そういう答弁をした記憶がないとおっしゃったんですよね。

○市長（下平晴行君） した記憶がないんじゃないんですよ。中身についてちょっと記憶にないということです。内容についてですよ。だから、それがないということを言っているんじゃないです。中身について、私が具体的にどういうこと言ったのかということの記憶がないということで、質問の記憶はないということじゃないです。それと基準については、生涯学習課の方で答えます。

○生涯学習課長（萩迫和彦君） 基準についてのお尋ねでございます。今年度におきまして、活動内容等に応じた謝金での支払いなどの見直しに向けて、加盟団体の17団体のうち10団体に聞き取りをさせていただいたところでございます。その中で、発表の機会の回数や練習回数、そして発表場所等や繰越金額などについて聞き取りをさせていただきました。そういった内容を受けまして、令和3年度中にはその方向性を出していきたいというふう考えておりますけれども、現

段階では基準というものは設定できてないところがございます。

○17番（岩根賢二君） ちょっと私が、聞き取りを誤解したのかも分かりませんが、市長の先ほどの「記憶にない」ということ。何が記憶にないんですか。

○市長（下平晴行君） 急に岩根議員が前のことを言われたものですから、その内容についてちょっと記憶がないと、言わなかったということを行っているわけじゃないです。中身が分からなかったということでございます。

○17番（岩根賢二君） それはそうでしょうけども、でも、基本的な姿勢としては、市長が考えておられることを述べたわけですから、ですから今もその考え方に変わりはないですかと、じゃお聞きしますけれども、どうですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○17番（岩根賢二君） 教育委員会のこの基準というのは、いろいろ聞き取りもされて、中身も大体分かったんだけど、基準は令和3年度に策定すると。ちょっと時間かけすぎじゃないですかね。そんなに難しいもんですかね。どうですか。どちらが決めるんですか、基準は。財務課ですか。

○生涯学習課長（萩迫和彦君） この補助金見直しの関係でございますけれども、全体的な、市長が申されていますゼロベースでの見直しも含めまして、現段階で各加盟団体の方に聞き取りを実施したところがございます。そういった中で、見直しの年度といたしましては、令和3年度に見直しをしていくということで、今、課内の方では進めているところがございます。

○17番（岩根賢二君） ゼロベースの見直しということですが、ちょっと今、私の方も令和2年度でも可能ではないのかなと思ったりもしますので、できるだけ早く見直しが可能ですか。大丈夫ですか。

○議長（東 宏二君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。



午後2時26分 休憩

午後2時31分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○生涯学習課長（萩迫和彦君） 大変申し訳ございませんでした。先ほどの基準につきましては、令和2年度中に基準の見直しをいたしまして、実施につきましては令和3年度から行うということでございます。お詫びをして訂正を申し上げます。

○17番（岩根賢二君） 基準を見直すというか、検討するということですね。それはそれでよろしいんですけども、私の今日の質問の主題は継承策ということでございますので、その補助金がどうこうということを厳しく言うつもりはないわけですが、先程、教育長が「小学校あるいは地域の皆さんとの協力でこの継承ができていくんだ」というふうなことを申されているわけですが、私もこの質問をするに際して、市内の小学校をほとんど回ってみました。そう

しますと、地域にどんな伝統芸能があるか、それすら分かっていच्छゃらない学校もありました。それで、こういう伝統芸能があるんですけれども、なかなか難しいんですよという、そういう認識のところもありました。そういうことで、例えばそういう保存会の皆さんが小学校にお願いをしに行ったとして、学校側としてはそれに対応できるような体制ができていますのか。その辺はどうなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど私が言いました、いくつかの学校については、そのような体制というのはできていると思います。ただ、今まであったけれども現在は無いところでの新しい伝統芸能をもう一回復活させるということについては、必ずしも組織ができていないわけではございませんので、私の方としては、それこそ今、学校運営協議会、コミュニティスクールというのがございますので、そういうところで、例えば地域の方が昔はこういう伝統芸能があったから、もう一回作り直してみようやというような、そういう提案等をされれば、学校と学校運営協議会のその意義というのが生かされて、新たな道が探れるのではないかなと、そういうふうに思っています。現段階では、新しい伝統芸能をさらに復活させるための組織がきちんとできているわけではございませんので、それを有効に生かすためには、学校運営協議会という場が一番ふさわしいのかなと、私自身はそう思っております。

○17番（岩根賢二君） 今、まさに教育長がおっしゃったように、そういう伝統が引き継がれている学校は、やはり公民館、あるいは今おっしゃった学校運営協議会ですか、そちらとの連携が大変うまくいっているということで、先生方も感謝しておられますし、そういう地域の文化を学ぶという点からも、子供たちのためになるということで、御存じのように田之浦小学校あるいは蓬原小学校においては、校長・教頭が自らその祭りに参加して自分でも舞を舞っているというふうなこともお聞きしました。ですから、そういう学校を一つでも二つでも増やして欲しいなという気持ちがございます。ですから、どの学校にあってもそのような体制ができるように、一つ御指導方をお願いしたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） やっぱりこういう文化財とか、伝統芸能というのは、祖先の方々からの贈り物であるというふうに言われておりますので、それをつないでいくのが私たちの役割だと思っています。そういう意味で、今いくつかの学校がこうして脈々と子供たちで伝統芸能を引き継いでいるというのは、非常にありがたいなと、そういうふうに思っています。今年の運動会で泰野小学校に行った折りに、泰野小学校が今までなかった踊り、「銭踊り」ですかね、そういう伝統芸能を子供たちが運動会で披露するんだというようなことを言われておまして、これがまたずっと継続してつながっていけばいいなと思ったりもします。今回の岩根議員が言われたその後継者不足をいかに克服するかということにつきましては、学校に課せられた責任は非常に大きいものがありますので、これからもまた地道に伝統芸能を引き継ぐための私どもの呼び掛けというのを各学校にもしていきたい。併せて、地域の方々もやっぱり子供たちにそういうことを受け継いでいくための指導者の方々のご熱意というのも、またこれから引き続き持ってもらえればありがたいなと、そういうふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 今、言われたのは、「銭太鼓」じゃないかなと思いますけれども、「銭太鼓」ですね。これもなかなか難しいというふうにおっしゃっておられましたけれども、子供たちが学ぶということにおいては、その地域とのふれあいができる、地域の皆さんとふれあいができる。あるいは、またそれをやることによって達成感を味わうことができるというふうなことで、まさに郷土愛を育てることになると思っております。施政方針の学校教育の、32ページにこう書かれてあります。「本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒がそれぞれの個性を生かしながら志を高く持つとともに、郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努める」とあります。このことは、一つはつながっていくんじゃないかと思しますので、施政方針に基づいて活動していってもらいたいなと思っております。

また、次の次期の「まち・ひと・しごと創生戦略」の中にも、これに関して記述がありますよね。

地域の行事に小・中学生はどんどん参加せよということも書かれているようでございます。そのようなことから、この民俗芸能についての継承は、小・中学生の郷土愛を育てる教育にもつながると思しますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。市長の決意をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 子供が学ぶという点では、今おっしゃったように地域とのふれあい、そして郷土愛を高める、そういう面では本当に郷土芸能というのは大変素晴らしいものだというふうに考えております。そういう面では、先ほど話がありますように、公民館、それから保存会、保護者、そして学校、あるいは学校運営協議会等々が一体となって、やはりこの継承をしていくような取り組みがどういう形でできるのか、十分この辺も詰めてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 志布志市は志のまちと言われております。私が常々学校にお願いしているのは、志というのは自分の夢や目標を実現するという、それだけではなくて、世の中のため、社会のため、人のために尽くすことが志なんだよということで、そのことを子供たちに伝えて欲しいということを言っているんですが、伝統芸能というのは、まさに子供たちが自分の夢の実現のために、そのことが今度は人のために、社会のために、世の中のために役立っているんだよということを植え付ける絶好の機会なのかなと、そういうふうに思っておりますので、志のまちとしての志布志市の子供たちの取り組みの一つとして、これからもまたこの伝統芸能の継承に向けては、各学校に積極的にまた促していきたいなど、そういうふうにまた新たに気持ちを持つところでございました。

○17番（岩根賢二君） 今日の新型コロナウイルスの時期でもありますので、最後にコロナウイルスに触れて終わりたいと思っております。

コロナウイルスの影響で東京オリンピックの開催も延長論が出たりして、大変なことになっておりますが、今のところ本市、それから鹿児島県でも感染はないということです。しかし、まだまだ注意していかなければなりません。昨日も意見がありましたが、志布志市の図書館の小・

中・高校生の利用禁止については、私は疑問が残っているところがございます。それなりの予防対策をすれば、突然の臨時休業で学習の場を奪われた児童生徒の皆さんが自ら勉強する場として図書館は利用してもいいのではないかと考えております。

そんな中、本市では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の予算も可決しました。そして、民間の皆さんが消毒液の無料配付をしてくれたり、また子ども食堂での支援をしてくださっております。また、コロナウイルスの影響で規模が縮小しての開催となった卒業式の様子をDVDにして贈呈をしてくださったりと、明るい話題もありました。早速動いてくださった民間の皆様にも感謝を申し上げますとともに、そのような温かい志に応える意味でも、全市民一体となってこの混乱を乗り切っていこうではありませんか。

最後に新型コロナウイルスでお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、感染された皆様の1日も早い御回復をお祈り申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○教育長（和田幸一郎君） 市民の皆様方に誤解を持ってもらうといけないなと考えております。図書館のことにつきましては、当初文科省の方から子供たちは基本自宅で過ごすようにという、そういうことで体育施設、社会教育施設、それから図書館の方もしばらくは使用ができないようにという対応を取りました。ただし、子供たちにお願ひしたのは、学校にお願ひしたのは、学校に図書館があるわけですので、学校の図書館の本をたくさん借りて帰ればそれに対応できるだろうと、そういうことで当初は図書館への貸し出しというのは禁止しておりましたが、3月16日以降につきましては、図書館の貸し出しというのは自由にしていいと、そういう対応に変わっておりますので、今も禁止という状況ではございませんので、そこら辺は御理解いただきたいなど、そういうふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

午後2時55分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時44分 休憩

午後2時53分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 改めまして、皆さん、こんにちは。会派、新政志の会、八代誠です。先ほどもありましたが、世界は今、新型コロナウイルス感染により大変な混乱となっております。本市においても、市内の小・中学校を臨時休校措置とする手法を取りました。また、そういった措置を取ることで、先ほどもありましたが、いろんな課題がまた指摘され、影響が多岐に及んでいます。しかし、今回のそういった、市長をはじめとする執行部の方々の決断、市民の方々の尊い命や財産を守るんだという本当に苦渋の選択だったのかなというふうに考えております。市民の

方々にはそういったことを多分に御理解いただいて、御協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答により質問をしてまいります。

今回のテーマは、防災・減災（危機管理対策）について質問してまいります。

まず最初に、避難所に関する取り組みについて伺ってまいります。昨年、梅雨末期及び台風等の接近により豪雨に見舞われ、私たちの住むこの志布志市もあちらこちらの山肌が削られ、河川の急激な増水及び道路の寸断、さらには田畑に多大なダメージを与えました。そういった被害から、市民の方々の命を守るために、市内各地に避難所が設置されたわけです。昨年は梅雨末期になる7月2日及び3日の豪雨、さらにその後、台風10号、あるいは関東方面に多大な被害を及ぼした台風15号及び台風19号などがありました。そこで、まず避難所の運営、つまり避難所が開設され、そして閉じるまで、昨年の実績に基づいて開設されてから閉じられるまでの全体の流れについて、概略で結構ですので示していただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

近年は、頻発する豪雨や巨大化する傾向にある台風の影響などにより被害が甚大になるケースが多々見られるところであります。本市においても、6月末から7月初旬にかけての梅雨前線豪雨により、市内各地で土砂崩れなどの災害が多発しました。その際は、市内17か所の避難所を開設したところでございます。避難所開設から閉鎖までの流れであります。開設する避難所を選定の上、市職員を2名ずつ割り当てて、毛布など必要な物資などを持参し、開設いたします。職員は昼間の対応を原則としており、夜間に及ぶ場合は各避難所に消防団員を配置して対応しているところでございます。開設と同時に市民の皆様には防災行政無線や安全・安心メールなどで避難所の開設、避難の呼び掛けなど避難に関する情報を発信、また状況によっては避難準備、高齢者等避難開始や避難勧告などを発令いたします。避難所では、避難された方に名簿の記入をお願いし、人数などの把握を行っております。その後、気象警報や注意報などの気象情報を確認しながら、避難される方々がいなくなった時点で避難所を閉鎖することとしております。

○7番（八代 誠君） 本市の避難所の設置について、今、市長の方から答弁がありました。それでは、次に昨年の実績で結構です。避難所の実績について、数点教えていただきたいと思えます。避難所設置の実績、回数にして何回だったのか。梅雨とか台風とか、そういうことがございましたので、できればそのいつ、いつというのが分かれば、数回に分けてだったと自分としては記憶しているんですが、梅雨時期、あるいは台風接近、回数と、その時期について示していただきたいと思えます。

それと、できれば三地域別に分けて避難者数を示していただければなというふうに思いますが、大丈夫ですか。すみません、よろしく申し上げます。

○市長（下平晴行君） 避難所開設の実績でございますが、令和元年6月末から7月初旬の梅雨前線豪雨、8月5日からの台風8号、そして8月14日からの台風10号、合わせて3回開設しております。避難所が開設された時期でございますが、6月末から7月初旬の梅雨前線豪雨では、

7月2日の午後2時に14か所開設し、7月3日の午前9時半に避難準備、高齢者等避難開始を発令、7月3日の午後2時30分に避難勧告発令、同時に3か所追加し、合わせて17か所の避難所を開設したところです。台風8号では、8月5日の午後4時に3か所開設し、同日午後5時に1か所追加し、合わせて4か所の避難所を開設したところでございます。台風10号では8月14日の9時30分に17か所の避難所を開設しました。また、台風17号及び19号も接近が心配されたところがありますが、本市からかなり離れたところを通過したために、避難所開設までには至らなかったところでもあります。

避難者数でございますが、6月末から7月初旬の梅雨前線豪雨では、最大で松山地域で46人、志布志地域で91人、有明地域で97人、合計235人となっております。台風8号では最大で松山地域は0人でございました。志布志地域で16人、有明地域で4人、合計で20人となっております。台風10号でございますが、松山地域で3人、志布志地域で27人、有明地域で16人、合計で42人となっているところでございます。

○7番（八代 誠君） 例年でありますと、台風の接近等に伴っての避難者数というのは、私、伊崎田に住んでいるんですが、さほど見かけませんでした。ところが、去年は梅雨時期、梅雨末期の、皆さんも記憶に新しいと思いますが、7月2日、あるいは3日になった場合には、たたきつけるような雨が降りまして、先ほど市長が言われたように、梅雨末期には235名の方が避難をさせております。しかし、実際その後の台風については大した影響はなかったかなというふうには考えているんですが、それでも避難される方が伊崎田では多かったです。そういったことで、そういう人の気持ちの変化というんですかね、実際、伊崎田でも避難所の方に伺ってみると、もう一人でいたくなかった、特にひとり暮らしの高齢者の方は一人で家にいたくないと、怖かったというようなことがありました。そういった豪雨があったからということも含めて、そういう数字について、当局はどんな判断をされているのか。もし分析されていれば、お示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 去年の梅雨前線豪雨では、6月25日の降り始めから、先ほどおっしゃいました7月5日までに松山地域の雨量観測地点で総雨量948mmを観測しております。また、最大時間雨量は、同じく松山地域の観測地点で7月3日の午後0時から午後1時までの1時間に74mmという非常に激しい雨を観測しております。この非常に激しい雨というのは、予測における気象用語でありまして、人の受けるイメージとしては「滝のように降る」という表現で示されております。本市では、この豪雨の際に避難勧告を発令しましたが、発令時にこれまでの雨の降り方と状況が違い、人的被害が発生しかねない緊迫した状況であると判断し、防災無線の放送ではサイレンを鳴らした後に避難勧告を発令したところでございます。

このように激しい雨が降り続いたことやこれまでと違う方法で避難を呼び掛けたことなどにより、避難される方が増えたのではないかとというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 先ほど私の方から「台風のときには大した被害は見られませんでした」と申し上げましたが、やはり発信する志布志市としては、空振りに終わっても避難してください、

不安がある方は避難してください、そういうような形で今後もぜひ努力をしていただきたいと思います。

それではここで避難所が設置された場合の運営面について伺ってきたいと思います。避難所を設置してから閉じるまでの間における実績ですね、昨年の実績です。避難された方々からクレーム、苦情というんですかね、そういったこと。そして、それを受けて今後改善しなければならない点という課題ですね、そういったものはありましたかね。その改善にもクレームがあったとすれば、改善に向けての協議はされたのか。先ほどありました、特に梅雨末期、235人の市民の方々が避難をされておられるわけですから、多分夜も宿泊されたのかなど。そういったことで本当に避難所の運営に対してのクレーム、どんなものが上がってきたのか、そこら辺、調査されているのであれば示していただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 市におきまして、特にクレームなどは聞いていないところであります。ただ、ある避難所におきまして、ペットを連れて避難をされた方がおられました。基本的にペットを連れての避難は御遠慮いただきたいと思いますと考えているところでありますが、ペットは家族同然であるという考え方を持っておられますので、今回は緊急措置的に別の場所を確保し、そこに避難していただいたという現状でございました。このことについては、内部でも協議したところでありますが、動物が苦手な方もおられますし、アレルギーを持っている方もおられます。避難所は短い間でも共同生活をする場でもありますので、自宅で過ごすような自由は、ある程度制限されることは致し方のないことだというふうに思います。仮にペット同伴で避難をされるとした場合、屋外で場所を確保し、そこでの飼育になるというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 私も、今、市長が言われたように、伊崎田でペットを連れて避難されて来られた方が車中泊だったということと、あとやはりひとり暮らしの女性、高齢者が多いということもあるんでしょうけれども、ひとり暮らしなどで久しぶりに人数がそろると、おしゃべりがすごい盛んになったということでした。ところが、「休んでくださいね」という就寝の時間になっても語り合うわけですね。そのことで少し男性の方が「何時やったら寝っとか、お前どま」みたいなことがちょっとあったということで、そういったこともお聞きしておりますので、今後、改善できること、ペットについても、やはり短期ですのでそういうこともできるんでしょうけれども、南海トラフ地震、あるいはその影響で発生する津波等の避難になると長期化になってきますので、そういった課題についても慎重に今後検討していただきたいと思いますというふうに考えています。

私は今回このテーマで質問するとき、本市は、志布志市避難所運営マニュアルというのが策定してあるのを知りませんでした。今回このテーマで質問しようと思ってホームページを検索して探し出すことができましたので、今回印刷をしてすべて読ませていただきました。中身は大変よくできています。ところが、昨年を例に取った場合に、短期間の避難所設置という場合には非常に中身が濃いかなという気がしたところでした。つまりこの策定済みのマニュアルは大災害が発生して、避難所運営が長期化になるということを想定されている内容になっているというふ

うに感じたところでした。

そこでなのですが、避難所運営の長期間の場合があるわけですから、これに短期間の部分というのが実際あれば、本当に役に立つのかなというふうに考えます。今後の考え方、何か工夫があればお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 議員の言われるとおり、本市においては平成29年11月に避難所運営マニュアルを策定しております。このマニュアルは、特に大規模自然災害が発生し、避難所生活が長期にわたる場合に対応したものであると認識しております。1日から2日程度の避難所生活においてはなかなか運用しづらいものになっているというふうに考えておりますので、短期間の避難所運営についてもある程度ルールなどを示したものが必要であるというふうに考えております。これをマニュアルとするか、それともルールブックなるものにするのかなども含めて、今後策定について検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） そういうことで、マニュアルというのが手引になるのかもしれませんが、ルールブックみたいな形で、ぜひ検討していただきたいと思います。検討されて、そういうルールブックみたいなものができた場合には、せめて公民館単位ぐらいでは配布をしていただきたいなど。私、伊崎田公民館で副館長をやっているんですが、この平成29年11月にできた志布志市避難所運営マニュアルは初めて目にしました。伊崎田青少年館に行って、書棚を全部調べたんですが、このマニュアルについては存在を確認できなかったということです。このマニュアルも含めて、短期避難をする場合のルールブックみたいなものが発行されれば配布をお願いしたいんですが、どうですかね。

○市長（下平晴行君） 市有地という意味では、このマニュアル策定後、ホームページなどに掲載しておりますが、細かいところまで浸透していないのではないかと感じているところでございます。先ほど答弁しましたとおり、短期間用のマニュアル策定を進めると同時に、配布についても併せて協議を検討してまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） そういった形でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここでこの避難所運営マニュアルがせっかくあるわけですから、この運用について伺っていきたいと思います。今回、施政方針の38ページに掲載してあります。これは提言になっていくんですけども、地域コミュニティ形成促進事業、これが今年度も市内3地域で展開されていくわけなんですけど、避難所運営マニュアルに沿った組織づくりを、せっかく地域コミュニティ形成事業、その地域が抱えている課題をもう一回みんなで話し合っって新しい形でやっっていくとするのであれば、こういった避難所運営マニュアルに沿った避難所運営委員会の設置ということもお願いしてっって、そこでそういったモデル地区という形で取り組んでいけないのかなというふうに私は考えています。ですから、昨日も平野議員からあつたんですが、市民力をどうやって活用していくか。自助・共助、昨日、平野議員からも紹介がありましたが、会派で令和2年2月に熊本市役所の危機管理防災総室というところに研修に行かせていただきました。そのときに、昨日も平野議員がお話しされたわけなんですけど、熊本地震があるまでは熊本市も全然そういった

組織づくりというのはできていなかったということでした。ところが、やはり熊本地震を経験されて、市民の方が積極的にこの避難所運営に関する委員会を立ち上げて、そこがスムーズにいくようになった。つまり、避難所を設置するのは、もちろん市の職員が行かれて開設されるわけなんですけど、それも手順の一つとしてあるんですけど、避難所運営を公民館に任せているという手法を取っているんです。ですから、そういったことであれば、先ほどお話しました3地域で地域コミュニティ形成促進事業を今進めている、さらにそこを研ぎ澄ました形のものにしていこうとするのであれば、こういった避難所運営に関するやり方も、大災害が起こったときには市の職員の方々はなかなか行けないんですよ。なので、やはり市民の方をお願いしていく方法を私は取るべきだというふうに考えますが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、避難生活が長期になればなるほど、市職員が運営に携わるということが厳しくなっていくというふうに考えております。そういった意味でも避難所運営は避難された方々で実施していただくということが基本であるというふうに考えております。もちろん必要な物資供給などについては市が積極的に行わなければならないことではありますが、避難所を運営される方々と我々行政がしっかりと連携し、自助・共助・公助の体制を構築していかなければならないというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） そういったことで、どこの校区公民館役員もそうだと思うんですが、やっぱり避難所が設置されれば、館長はいち早く来られています。ですので、そこは何も規制というか、来てくいやんせみたいなおことはないんですよ。ところが、やはり責任感というか、校区公民館の役員の方が来られていますので、そういった組織力というのは十分活用するというか、お願いされれば、ならきばらんなあなというような形になっていくのかなというふうに私は考えていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、そういった組織が確立されていけば、今、志布志市は大体11月に地震・津波の避難訓練を実施しているわけなんですけど、できればこういう避難所を開設の訓練もできないのかなというふうに考えます。避難することも大事なんですけれども、避難所を設置する、そういう手法、そしてさっきあった課題がありましたよね、ペットとか、そういったことについても、避難所開設の訓練をしていけば、それぞれの地域で課題が見えてくるなというふうに考えています。そういったことで、種類の違う避難訓練といいますか、梅雨、台風、こういうのは事前に予報として分かるわけですよ。それと、桜島の大噴火とか地震というものは突然やってくるわけですので、11月にふだんやられている訓練はそういった形で、また今年も6月、7月になると豪雨、あるいは台風が接近してきますので、ちょっと季節が違った形の避難所も開設していく、そういった訓練というのがちょっと必要なのかなと。今、大地震、津波の避難訓練についてもなかなか参加率が増えない。であれば、中山間地域の方ではこういう避難所を設置する、避難も含めて、そういったものをやっていけば、大々的に避難訓練ができるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） 自然災害の種別に応じて訓練を実施することがとても重要であるという

ふうに考えております。本市では、毎年、土砂災害防災訓練と地震・津波防災訓練を実施しているところです。平成29年度の地震・津波防災訓練において、避難所設置運営訓練を実施したところではありますが、このような訓練も今おっしゃったように定期的に、積極的に取り組みができればというふうに考えたところでございます。

○7番（八代 誠君） それと、昨年からですかね、自主防災組織の活動を支援しますということで、自主防災組織に対する補助金、これは補助金なんですけど、各地域、公民館、あるいは自治体でこの自主防災組織というのはもう形成されているところもありますので、それと、今回の避難所運営委員会ですね、そこら辺のすみ分けをきっちりしていただいて、もう組織がいくつあっても動かんもんは動かんわけですから、動く組織を立ち上げて、もう名前も変えていいと思うんですよ。ですから、そういったことについても十分議論をしていただきたいなというふうに考えますが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったように、いろんな自主防災組織とか、そういうものが一つになった取り組みができれば、より効果が出るんじゃないかなというふうには思っております。

○7番（八代 誠君） 今回、ちょっと資料を見すぎて、どこに書いてあったか、ちょっとわけが分からなくなっているところなんですけど、将来のことが書いてあって、総合計画だったかな、「避難訓練もできています」、そして「避難所運営もできています」ということが書いてあります。書いてあったんですよ、どこに書いてあるか、ちょっと分かりませんでしたので、総合計画だったか、都市計画マスタープランだったか、想定がされている文面がありますよね。そこにそういう安全なまちとして暮らせるまちづくりを目指すんだということで、20年後だったかな、そういった形で運営ができていますよということが記載してありましたので、やはりそこが理想なんだろうというふうに考えます。計画ですので、そこをぜひ目指してほしいということなんです。ですから、避難訓練もうまくやっているし、避難所開設もできていますよということが明確に書いてありますので、そこを目指して努力していただきたいなというふうに思います。すみません、ページ数を示せばよかったですけど、またちょっと先を急ぎますので、よろしく願います。

それでは、1項目目の質問の最後になりますが、私が非常に気になっているのは危機管理室の現状と対応範囲というんですかね、危機管理室の対応範囲、先ほど冒頭でお話しさせていただきました、その新型コロナウイルス感染問題なんですけど、全世界に脅威を及ぼしております。本市においてこの課題を所管するのは保健課なのかなというふうに考えています。この質問をするときに、うちの議会事務局長に「コロナウイルスはどこが所管するんですかね」という話をしたら、「志布志市職員危機管理防災ハンドブックというのがありますよ」ということで見させていただきました。ところが私は議員になってからそれをいただけていませんでしたので、総務課にそういったハンドブックがあるんですかということで写しをいただいたところでした。そうすると、こういうウィルス感染については、確かに保健課が所管するというふうに書いてあったんですけど、しかし本市の危機管理室は既にこの新型コロナウイルス感染症の問題について、何かしら携わっ

ているんじゃないかなというふうに感じています。このハンドブックを読んでいくと、結局原因が不明な問題・課題については、総務課長が中心となってみたいなことが書いてあるんですね。災害対策本部長は市長がなられるわけですが、常に総務課長が中心になっていかなきゃいけない。ということは、その下におられる危機管理室というのは何らかの形で携わっておられるのかなど。範囲があまりにも広すぎるなというふうに考えています。ですので、今回、危機管理室がこの新型コロナウイルス感染症問題について、何かしら携わっておられるのか。所管が保健課ということなんですけれども、危機管理室の対応ですよ。それと、明確なその守備範囲というのは規定されているわけですかね。そのことについて、お示してください。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症対策については、私を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、副市長及び教育長を副本部長、そして全課長・局長を本部委員として対応を実施しているところであります。

最初の危機管理室としての対応ですが、対策本部会議には危機管理監も同席し、情報共有を図っているところであります。さらには、対策本部会議で協議がなされた事項を必要に応じて防災関係機関、これは大隅曾於地区消防組合消防本部、志布志消防署、曾於消防署、志布志警察署、志布志海上保安署になりますが、これらの機関への情報発信や問い合わせなどにも対応しているというところでございます。

2点目の対応範囲でございますが、危機管理室の役割はこれまで総務課の消防防災係が担ってきたところ。自然災害、消防、交通安全、防犯、自衛官募集などの業務に加え、人や家畜などへの各種感染症、テロ行為、情報漏えい、重大事故、不当要求など、様々な危機事象を対応範囲としているところであります。

○7番（八代 誠君） そういった背景を考慮していくと、改めて現在の危機管理室の人員体制については少し無理があるのかなと、危機管理室だけではないと思うんですが、すべての課において、人員、マンパワーというのは足りてないんじゃないかなという気がしているところです。今回、定例会開催時の議員全員協議会において、組織機構、計画の変更について説明があったわけ。市長は「さらに充実を図れるように改善していきたい」という形で全員協議会で述べられました。また、施政方針の中には、業務の平準化や効率化などの充実化に向けて、施政方針の40ページには、ITを活用した定型業務の自動化、省力化について費用対効果を検討し、導入を検討するというふうにあります。昨日も尖議員の質問の中にリコージャパンと提携して令和3年から考えていくということだったんですが、もう一回、このIT導入について、私は急務であるというふうに考えます。市長の考え方、意気込みについて伺いたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 現在、危機管理室は管理監1名、消防交通係長が1名、消防交通係1名、危機管理係1名の4名体制であります。この他、嘱託職員として2名の職員を配置しております。危機管理室としては、職員4名の配置ですが、各支所にも防災担当職員を配置し、連携が取れる体制を構築しているところであります。今後におきましては、その状況も注視しながら、必要に応じ態勢を強化してまいりたいというふうに考えております。

I Tの活用でございますが、現在R P A導入による定型業務の自動化について検討を進めているところでございますが、効果を発揮するためには、業務の選定や棚卸しなど、導入に向けた準備が重要と考えておりますので、まずは職員の理解を深めながら、各課事業の要望を募り、モデル事業の選定を行ってまいりたいというふうに考えております。また、モデル事業導入後は、導入状況を全庁的に共有し、実演しながら、効果を検証し、他業務へ拡大していきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 職員を増やせないということであれば、そういったR P Aを導入している自治体が結構あります。使えるものはどんどん使っていただきたいと思いますので、ぜひ推進をよろしく願いいたします。

それでは、続いて、志布志市国土強靱化地域計画について伺ってまいります。この地域計画、今年度中に策定されるということでした。私はこの質問をする前に、もしかしたらペーパーでいただけるのじゃないかなというふうにちょっと期待していたわけなんですけど、その中身がここで質問しないと分からないことがありますのでお聞きしたいと思います。今回、この策定された地域計画における本市のぜい弱性評価のうち、想定されるリスク、これにはどんな項目を挙げられたのか。ちょっと書いていかなきゃいけませんので、できればゆっくりお答えをお願いします。

○市長（下平晴行君） 国土強靱化とは、大自然、自然災害等に備えるため、事前防災、減災等、迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものであります。本市では、「市民の人命の保護が最大限に図られること」、「本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」、「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること」、「迅速な復旧・復興が図られること」の4項目を基本目標として掲げ、本年度策定中であります。現在の進捗状況としましては、各課の課長補佐級職員による志布志市国土強靱化地域計画策定検討会を立ち上げ、各課に依頼したリスクシナリオへの対応策や各種事業の取りまとめを行い、地域計画への反映など、本年度中の策定管理を目指して作業を進めているところであります。お尋ねの想定されるリスクでございますが、計画策定において国の基本計画、鹿児島県の地域計画そして国が発出している国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、適時修正を行いながら設定したところでございます。まず事前に備えるべき目標として、8つの目標を設定しております。そしてその妨げとなるものとして、起きてはならない最悪の事態、これをリスクシナリオといいます。このリスクシナリオを37項目設定したところでございます。ぜい弱性評価では、この37項目のリスクシナリオに対し、そのような状況に至らないようにするための実施すべき事項を検討し、評価を実施したところであります。このぜい弱性評価を基にリスクシナリオごとの推進方針、主な取り組みや事業を抽出し、地域計画として取りまとめるところでございます。

○危機管理監（河野穂積君） リスクシナリオについてのお尋ねでございます。先ほど市長が答弁しましたように、事前に備えるべき目標ということで8項目設定をしてございまして、例えば1項目目に大規模自然災害が発生したときでも、直接の死を最大限防ぐという備えるべき目標の

中に5つのリスクシナリオというのを設定をしてございます。それぞれに8つの備えるべき目標、これに対しましてそれぞれにリスクシナリオというのを設定しながら、37項目のリスクシナリオを設定しているところでございます。

○7番（八代 誠君） ぜひ中身を読んでみたかったなというのが、それであれば本当に効果的なやりとりができたのかなというふうに考えています。

それでは、今、市長の答弁の中にもあったんですが、策定されるまでは本当に危機管理室のみの対応であり、本当に厳しいと。各課が所管する事業で、国土強靱化に資すると考えられる事業があるだろうということで、つまり全課で取り組んで対応していきますと。この国土強靱化計画の志布志市の計画書、地域計画を作るまでの間は、全課で取り組んでいきますよということだったんですが、じゃ策定された後の運用、どんな形でこれは運用されていくのか。今後はどうなるんですか。作ったら、「はい、終わりですよ」で終わりなんですかということをお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 地域計画では、その推進期間をおおむね5年程度としております。進捗管理については、毎年度重要業績指数などにより施策の進捗状況の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行っていくこととしております。また、各課が所管する具体的な事業などについては、各課でその進捗管理を行い、推進していくことになろうかというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） そこでなんですが、今、市長が言われた5年間で推進期間ということがあります。先週の南日本新聞だったと思いますが、平成28年に鹿児島県は、この国土強靱化計画を策定しておったわけなんです、4年目になったわけですかね。鹿児島県は、これ見直したんですよ、中身を。ということは、私の理解するところでは、市長の答弁にもありました、PDCAということだったら改善という言葉が出てきますので、今回、国土強靱化計画を策定したけれども、これは、中身をPDCAすることで、今後、志布志市のこの地域計画というのは見直しができるものなのか。私はできるというふうに思っているんですが、当局の考え方をお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 地域計画の変更、これは修正又は見直しなどと表現した方が良いかもしれませんが、施策を進めていく上では、当然事業が完了するものや国及び県などの方針により変更になるものも出てくる可能性があります。先ほど答弁しましたように、PDCAサイクルによる点検・見直しを行っていくこととしておりますので、必要に応じて地域計画の見直しをしていくことになるというふうに考えております。

また、国土強靱化法では、地域計画を市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるので、市の各種計画等における修正が、地域計画の修正や見直しのタイミングであるというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） そこで、今回の通告書の最後に入っていくわけなんです、最終的には沖堤防の増設、あるいは沿岸部の防潮堤建設、さらには再開発と書きましたが、区画整理をして

住み分けをする必要があるのかなど。なかなかここについては、本当に言葉を選んで発言しないと、ちょっと大変なところもあるんですが、令和2年3月11日、東日本大震災から9年たったということで、いまだに4万7,700人程度の方が全国に散らばって、地元に戻っておられない。さらには、2万2,000人程度の方が亡くなったり、行方不明になったりされたわけです。そういったことで、この国土強靱化計画が見直し可能というようなことであれば、この今後、見直しをされるのであれば、沖堤防の増設、あるいは沿岸部の防潮堤建設等をにらんで検討をしていただきたいというふうに考えます。

また、市街地のかさ上げについては、先ほどお話ししましたように、デリケートな部分がありますのでなかなか厳しいのかなというふうには思いますが、検討してみる、シミュレーションしてみる、大事なことだというふうに考えます。やはり安心して安全な志布志市、来年の1月1日には、先ほどもありましたように本庁機能が志布志支所に移転するわけです。やはりそこで一番懸念されるのは、南海トラフ地震なんですよ。ですから、今後志布志市が進めていく何らかのまちづくり、先ほども市長の言葉にありました、国土強靱化地域計画、これは復旧・復興ができるんだということと、今後の志布志市が向かっていく地域計画の一つなんだよというふうに答弁書を見ていただければ、私、書いてありますので、地域計画の一つの手法なんだというようなことを言われました。そういうことであれば、やはり市民の方も巻き込むぐらいの議論を今しておいた方が私はいいのかなというふうに考えます。今後のことですので、検討していただければ結構です。すぐこういったことをやってくださいということではありません。検討して、大いに議論していくべきだというふうに思います。しかし、沖堤防の増設とか、防潮堤等については、景観もあります。本市が持っている地域総合計画やら都市計画マスタープラン、あるいは日南海岸国定公園ですかね、そういった規制になる部分もあると思いますが、議論できるところは議論して行って、可能であればできるプロジェクトについては、即実行していくというようなことも大事なのかなというふうに考えますが、市長の考え方をお願いします。

○市長（下平晴行君） 沖防波堤の増設や防潮堤の建設などは、津波を完全に防ぐことはできなくても到達時間を遅らせるという意味では、その効果も期待できるのではないかと考えるところであります。市街のかさ上げなどは、沿岸部全域に及ぶことであり、これを実証していくには、先ほどもありましたように、都市計画という、今後数十年間かけてのまちづくりになり得ると考えております。議員おっしゃるように、東日本大震災発生から9年が経過した今でも、復興はなかなか進んでいないという評価がございます。強靱化地域計画の基本目標に迅速な復旧・復興が図れることを掲げており、御提案があった事業も手法としては考えられるところでありますが、このことについては、沿岸部のみだけでなく市全体のまちづくりに及ぶことであるというふうに考えておりますので、内部で慎重に、また十分に議論を重ねていくべき案件であるというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 本当に、デリケートな部分がありますので、十分慎重に検討していただきたいというふうに思います。ただ、平成31年3月に策定された志布志市津波防災地域づくり推

進計画の45ページ、土地利用というところを読んでいますと、これは第2次志布志市総合振興計画、さらには都市計画マスタープラン、両方とも慎重に相互の整合性が取れる形でということでこのように書いてあります。「働きのある志布志港や従来の市街地では、防災対策に配慮の上、地域の活性化を図るとともに、高台においては別の地域拠点として要配慮者利用施設や要配慮者が居住する住宅等が立地することについて、今後、都市計画マスタープラン等と整合性を図りながら検討していく」と、もう検討していくというふうに書いてありますので、やはり議論していくべきだろうというふうに考えます。ですから、住み分けというのはなかなか難しいんですが、こういった計画を立てたわけですから、やはり前向きに、鹿児島県はやっぱり見直したということは、本当に真剣にチェックして見直しているわけなんですよ。だから、うちもせっかくできたんだったら、できてもう5年間の推進期間で、「何もなかった、見直しも何もなかった」じゃなくて、どんどん見直しをすることでこういった計画書というのは研ぎ澄まされていくんじゃないかなというふうに考えています。そういったことで、せっかくできた計画書ですので、十分生かしていただきたいというふうに考えます。市長、もう一回そこをお願いします。

○市長（下平晴行君） これは、市民の生命・財産を守るのは基本的な義務であるというふうに私も考えております。ただ、この防潮堤等については、志布志市だけじゃなくて、大崎町、東串良町、沿岸部沿いにある市町村はその影響があるというふうに考えております。基本的には、その計画は策定の中に入れていくべきなのか、それと併せてやはり自分の命は自分で守ると、いわゆる高台に逃げるといふことと避難道路の開設、こういうものを先にまずその中に入れ込んで対応していくべきじゃないのかなというふうには考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 避難道路ですよ、道路であれば、やはり私は区画整理というのにも必要なかなというふうに思います。ですからかさ上げはなくても、区画整理をすることで、大きな道路を造っていく、あるいは有効な広い場所を造って緑地帯を確保していく、あるいは今、市長が言われました避難所ですよ、そういったものをお金がかからない、土でできる避難所等をどんどん造っていくべきだというふうに考えますので、防潮堤、そういったことだけではなくて、区画整理も含めて大いにやはり今後議論していくべきだなというふうに思います。私も本庁舎移転には反対いたしましたので、特にやはり志布志市のシンボルが今の志布志支所に移転することの不安、その材料を一つでも払拭する方法は何なのかということで今回も質問したつもりでおりますので、もう一回道路ということも言われましたので、総合的にまちづくりを含めた形でこの国土強靱化計画、十分利用していただきたいというふうに思いますが、もう一回その、ちょっと言い方は失礼なのかもしれませんが、不安を抱いている、志布志支所に本庁機能が移転することで不安を抱いている人もいるんだということにも配慮されて答弁をいただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 一つだけ言っておきたいのは、本庁舎があるからということではなくて、やはり市民が本庁がどこにあらうとも、やっぱり市民の生命・財産を守っていかなくちゃいけないという観点から言うと、議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。先ほども言い

ましたように、市全体のまちづくりということを考えると、やはり自分の命は自分で守るという、こういう指導というか、そういうことも含めて、研修会等々も含めていきながら、避難所あるいは避難する道路、そういうものの設置も含めて市民の皆さんの命を守っていかなきゃいけないと。そういう面では、計画書にしっかりとうたっていくべきだろうというふうに思います。

○7番（八代 誠君） これで、質問を終わりますが、今回、ここにおられる課長さん方、5名が退職されるということで、職員の方々は他にも退職される方がおられるわけなんです、本当に長い間、御苦勞様でした。そして、年齢的に私より退職される方々が先輩になります。一人の市民という言い方をするとちょっと語弊があるのかもしれませんが、本当に肩の荷が下りられているのかもしれませんが、私たち議員にしっかりと激励をしていただける先輩だというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。本当に長い間、お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（東 宏二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

次に、5番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○4番（市ヶ谷 孝君） お疲れさまです。正直、本日一般質問ができるか不安がございましたけれども、議長の取り計らい、また同僚議員の時間節約のおかげで本日一般質問ができましたことを御礼申し上げます。

改めまして、会派、志みらいに所属しております市ヶ谷孝です。まずもって、同僚議員各位から度々ありますとおり、全世界で現在蔓延しております新型コロナウイルスの影響によって、健康被害はもとより経済的な被害、また風評被害等も含めて様々な影響を被っていらっしゃる方に対して心よりお見舞い申し上げます。

また、本題に入ります前に、一般質問の初日に野村議員の方からまちの魅力の創造の一つとしてeスポーツという提言といたしますか、提案があったところでございます。私自身もこのことについては賛成の立場でございまして、eスポーツではないんですけども、去年私自身が市内の酒造会社さんに御協力いただいてコスプレのイベントをさせていただきました。正直、やるまで本当に人が来るのか、来たところで本当にうまくできるのか、様々な不安がございましたし、メンバーからも止めた方がいいんじゃないかという意見が色々ございましたけれども、私自身、信じるところがありまして、半ば強制的に実行した経緯がございました。私自身もコスプレというか、2mぐらいのバルーンの着ぐるみを自腹で購入して酒造会社の中を練り歩いたんですけども、子供たちからぼこぼこに殴られながら、また一緒に写真撮りながら楽しい時間を過ごさせていただきました。そういったときに、本当に子供たちの元気、その子供たちはまだまだ小学校、中学校に上がる前の子供たちが多かったので、本日の質問の対象者とは重なりませんけれども、未来を担う子供たちの元気というのが本当に大事なんだなと肌で感じましたし、それとは別にそのコスプレ事業、結果としては非常に満足できる結果でございました。eスポーツもそうですけれども、全国からしたら鹿児島県、そして志布志市は地方に属しておりますし、人口規模からして

もそれほど大きくない自治体でございます。でもそういった自治体で行った、そんなちっちゃなイベントでも参加する方が結構いらっしやった。やはりそういった潜在的なニーズというのは多いんだなということであらためて感じましたので、ぜひとも、特にeスポーツ、コスプレもですけども、若い方がそういった感性を持っていらっしやる、または特に詳しい知識を持っていらっしやいますので、そういった意見を集約できる組織づくりをしていただいで、いろいろなものを試していただければと思っております。

それでは、本題の方に入らせていただきます。本日は、通告書に従い、給食費の無料化について一般質問させていただきます。このことについて、一般質問初日に野村議員の方からもありましたし、またこの後、明日になりますけれども小園議員の方からもあるところでございますが、私自身もこのことについて質問させていただきます。何せ私は、今回一般質問、このテーマ、一つしかございませんので、これを自粛してしまうと他に質問することがありませんので、答弁等が重複するかもしれませんけれども御答弁いただければと思っております。

それでは、通告書のとおり、まず市長が公約に掲げていらっしやる学校給食費の無料化について、現在の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

安心して子育てができるまちづくりの観点から、今年3月議会の施政方針で市内全児童・生徒の学校給食の完全無料化につきましては、子育て支援を含めた全庁的な協議を行いながら検討を進めていくことを述べさせていただきました。現在の進捗状況と今後の取り組みについての御質問でございますが、持続可能な制度とするため、継続して財源確保等について検討している状況でございますので、令和2年度中に財政状況等を見極め判断してまいりたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 令和2年度中に判断をしていくということでございます。まず確認なんですけれども、市長公約でこれは掲げていらっしやいます。今任期、我々議員もそうですけれども、市長も令和4年の2月までが現在の任期でございますして、残り2年切ったところではございますけれども、市長のお考え、実際にできるかは別にして、市長のお考えとしてこの任期中に給食費完全無料化を実施したいお考えですか。それとも、将来的に完全無料化に至るための下準備であったりをしたい、どこまでを考えていらっしやいますか。

○市長（下平晴行君） 公約に明示しておりますので、今期内に無料化にしていきたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

細かくて申し訳ありません、もう1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。完全無料化を目指す、実施するということとして、今現在、給食費の市からの補助につきましては、就学援助費もそうですし、多子世帯の給食費軽減事業等もございます。こちらの事業を段階的に拡充して完全無料化に持っていく。それとも、もう最初から制度設計をして、完全無料化を最初から導入する。どちらのお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、もう一括という考え方であります。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

それでは、現在、市内に通われている小学生・中学生の児童・生徒全ての給食費を無料化した場合の試算額というのはどのようになるか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 総額で1億2,000万円ということでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 先ほど今季任期中にこの完全無料化を実施するとおっしゃいました。そして、今、試算として1億2,000万円ほどかかるという試算もございました。これほど大きな金額を実施していく、任期中に、となると、この提案時期ってもう令和3年度の当初予算しかないと思っているんですけれども、その認識は間違いないでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） であるならば、もう既に具体的な段取り、ロードマップというのは見えてなきやまずいのかなと、スケジュール間的に、もう相当時間はないというふうに私は認識はしているんですけれども、制度設計もそうですし、「調査は終わっている」というふうに所管課からお伺いしておりますけれども、実際に保護者に対してのヒアリングであったりも必要かもしれませんし、もちろん事前説明が間違いなく必要になってきますので、そういったもろもろの期間を考えた場合、もうほとんど時間は残ってないんじゃないかというふうに感じるところでございます。一昨年、そもそも市長は最初に当選されて、最初の議会で所信表明を行われて、6月に施政方針、1回目をされて、今年度の6月も同じように施政方針をされて具体的な文言が記入されたところでございます。また、平成30年の12月に同僚の鶴迫議員の方からもこの同じテーマについて質問があった際も、様々な答えがあったんですけれども、その段階でも、今日冒頭でいただいた答えとあまり変わらない答えだったのかなと。そのとき、市長が財源確保等を検討されていると。そのときに教育長の方からも情報収集をしながら制度設計を検討していくというお答えがありました。そこから1年3か月が経過しております。市長の任期も半分終わりました。この段階でも市長の同じ答えというふうに受け取ったんですけれども、それは結構大丈夫なのかなというふうに不安に思うところなんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和2年度につきましては、国の方で保育料を無償化するということがあります。0歳から2歳の課税世帯にはこれが対象にならないということで、その部分を市が対応していこうということでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） もちろん、そこはそうなんですけれども、小学生、中学生の給食に対するものというのは、前回、鶴迫議員が一般質問された平成30年12月からあまり、先ほど申し上げましたが、あまり進んでないという印象を感じるんですけれども、ある程度内部で協議は当然されているわけですよね。そこをお答えください。

○市長（下平晴行君） 内部と申しますか、私の公約でありますので、やはり令和2年度に対する予算の配分等々もございましたので、先ほど言いましたように今期中にしっかりと公約を果たしてまいるという考え方でございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） それでは、ここで教育委員会の方にお伺いしますけれども、今、市長の公約というふうに発言がありましたけれども、教育委員会の方ではこの給食費の無料化について、内部で協議であったりということはないのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

本市におきましては、平成27年度から就学援助費の給食費について85%援助を100%援助に拡充し、平成29年度からは市内小・中学校に在学する児童生徒3人以上を養育している多子世帯の第3子以降の給食費の無料化を実施しており、年々対象世帯は増加している状況であります。教育委員会といたしましては、無料化の実施につきましては、財源確保が大きな課題と認識しておりますので、今後とも引き続き市長部局と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、ありがとうございます。ありがたいんですけども、何かそのお答えも平成30年12月の答弁内容とほぼ同じですよ。果たして本当に進んでいるのかというのが、何回も申し上げますけれども不安に思っています、そもそも私が今回この一般質問をさせていただいた経緯というのは、当然地域の保護者の方からお伺いといいますか、お尋ねが相当数あったと。特に地域の子供を育てていらっしゃる保護者からしたら、あくまでも保護者の目線です。となると、市長の公約、いくつかございましたけれども、庁舎移転よりもこの給食費の無料化の方を早くしてくれという意見が当然多いですよ。これは当然感情的に理解できますし、ただそのことについて、市長が当選されて2年経ちましたけれども、全く見えてこない。我々の方でも、議員としてもなかなか見えないのに、一般市民の方は余計にそれが分かるわけないというところで不安に思われた方々から「どうなっているんだ」というお伺いがたくさんございましたので、今回その代弁者として質問させていただいております。ですので、これまでの答弁、今後の答弁もそうですけれども、ぜひともその不安を払拭できるような、またどういう形で進んでいくのが明確に分かるような答弁をしていただければというふうに思います。

それでは、教育長、そして市長の方からありましたけれども、まず教育長、もしくは担当課長でも構いませんけれども、この給食費の無料化を実施することによるメリット、又は実施に向けた課題というのはどういったものがあると考えていらっしゃいますか。

○教育長（和田幸一郎君） 給食費を完全無料化したときのメリットといいますのは、何と言っても保護者の経済的負担が軽くなるということと、市長がかねがねおっしゃっておりますが安心して子育てができるまちということだと思いますと、少子化対策とか、あるいは子育てがしやすいまちにつながっていくだろうと、そういうふうに思います。それからもう一つ、学校側の立場でいきますと、給食費の徴収とか、そういう事務がなくなりますので、そういう部分では学校側も助かる部分があるだろうと、そういうふうに思います。しかし、デメリットもあるわけで、デメリットといいますとやっぱり何と言いましても一番大きな課題は恒久的に財源をどう確保していくのかということがやっぱり市長部局としても非常に難しいといいますか、大変苦慮するところではないかなと思います。それから、併せて食育という立場でいきますと、給食費が無料化になることによって、ほとんどお金を出さずに食事をいただけるということになりますと、非常に

食育を大切にしていこうということになりますと、食の大切さ、そこら辺を学校はきちんとしていかなないと、例えば食べ残しがあっても当然というような状況になってしまうといけない。そういうところは食育の立場で学校側がきちんと指導していこうということが大事になってくるのかなと、そういうふうにご考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。この、今、教育長が申されたメリット、デメリット、また課題等については、市長の方も同じような認識ということによろしいでしょうか。

であれば、一番というふうにおっしゃったとおり、財源というのが必要になってくるんですけども、当然、先ほど1億2,000万円ぐらい試算が、しかもこれは教育長からありましたとおり、恒久的と言っているのかな、毎年発生する予算、そして「政治に後退を許さない」のとおり、一度これを実施した以上は、それから毎年多少額が上下するかもしれませんが、1億円以上はこの事業に支払っていかなくちゃいけないということになりますので、財源は必要になってくると思います。このことについては、提案もありますけれども、市長の公約でございますけれども、市長の考えとしてこの財源はどういうふうにご考えていらっしゃるのか。そこをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは、「入るを量りて出ざるを制す」というふうに申し上げておりますが、やはり補助金のゼロベースも含めて、財源のいわゆる投資ですね、投資の在り方がどうなのか。そこを見極めながら、その予算の配分について取り組みをしてまいりたいというふうにご考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） ですよ。ただ、「入るを量りて」という話でございましたけれども、例えばこれを、じゃすべて一般財源から出しますよとなった場合、スクラップアンドビルドという言葉もありましたけれども、果たしてどれほどの事業をスクラップしなければ、この事業がビルドできるのかと言われたら、相当難しいものがあるというふうにご認識しておりますし、現在、就学援助事業又は多子世帯給食費軽減事業もそうですけれども、特に就学援助事業の給食費部分になりますけれども、ほぼすべてがふるさと志基金から充当されていますよね。そういった基金、基金と言っているのかな、でもそうですね、そういったところを活用してというのは当然ご考えていらっしゃるんですか。

○市長（下平晴行君） これは、おかげさまで教育にもということも含めて、子育て支援も含めてふるさと納税等々もございます。そういうものの、先ほど言いましたように、どういう事業に投資をしていくべきかということを実際に真剣に考えた予算編成の在り方をしていかなくちゃいけないだろうというふうにご考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおり、事業優先度というか、重要度というのかな、しっかりと定めて、絶対に必要なものから投資していくと、これは当然の考え方だと思います。当然、財源は無限ではございませんし、いただいているふるさと納税も、もちろんこれが永久に続くものと考えてはならないわけでございますので。ただ本市、例えば令和2年度当初予算、今定例会でこの間議決されましたけれども、あの中身でいっても、本市は相当ふるさと納税、ふるさと志

基金の使い道といっても、子供関係、子育て関係、相当割いていらっしゃるよ。ふるさと納税推進事業の11億円ぐらいは一旦置いておいて、それ以外の金額は大体13億円後半、14億円いかないぐらいですけども、そのうち約3分の1が子供、もしくは子育て環境の整備に使われております。大体4億5,000万円ぐらいですね。そのような形で、本市というのはそこに優先度を高く設定して、子育てがしやすいまちというのを目指していらっしゃると思います。そういった観点からも、この給食費無料化に、全額ではないかもしれませんが、こういった基金を使っていくというのは住民の理解も得られるものと思っておりますし、一方で全国では1,740自治体あるうち、一昨年のデータですけども、小・中学校の完全無料化って76自治体だけですよ、やっていらっしゃるのって。しかもそのうち71自治体は、町とか村ですので、完全無料化を市でやっているところって、全国で五つしかございませんよ。そのうちの一つが鹿児島県では南さつま市ですね。1件事例がございます。その南さつま市、本市より少し対象児童生徒数が少ないですので、金額が平成31年度、令和元年度で1億500万円ぐらいですけども、そのうち二つの基金から4,000万円ずつ、一般財源から、端数とっていいか分かりませんが、残りの2,500万円ぐらいを充当してこの事業が行われている。この形って、参考にして十分いいんじゃないかと私は考えているんですけども、そういう情報収集等も当然行われているわけですよ。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 大阪市の方も給食の無料化というようなことで、テレビ等でも報道しておりました。私は一つは、先ほど教育長の方でもありましたとおり、子育て支援をすることでの人口減少の対策を含めて、どうやって生産年齢人口の方々が来て住んでいただくのか等々も含めて、そういうメリット・デメリット等も当然あるわけでありますが、デメリットの方はそうならないように内部で十分協議しながら、メリットの方を主に考えた取り組みをしていけば、そういう人口減少対策にも十分なっていくんだらうというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） ですよ。当然、通常の一般質問と違って、このテーマって、市長の元々の公約でございますし、私自身も反対どころか大いに賛成の立場でございますので、そういう普通の一般質問とは進め方がちょっと違って来るんですけども、そういう形でしっかりと進めるつもりがあるんでしたら、ましてや本市のふるさと納税の寄附額というのは市内業者であったり、多くの方々の御努力によって県内でもトップでありますし、全国で見ても相当上位に、去年の後半ぐらいで20位ぐらいだったかな、という具合に来ておりますので、当然県内で唯一、市として導入している南さつま市もふるさと納税額は最近上がってきておりますし、それでも本市の方が多。また鹿児島県って全国の都道府県別の給食費の平均月額でいけば、小学校は給食費が一番安いですよ。中学校が2番目かな、三重県に続いて。もちろん、提供しているメニューも違えば、自治体も違うので単純な比較はできないんですけども、そういったデータを考えると、鹿児島県ってやりやすいのかなと。そして、本市は、南さつま市もふるさと納税額の寄附額が増えたことによって、その当時の市長が、今もそうですけれども、これならできるという形で、ただ再三、市長がおっしゃっていたとおり、持続可能性をしっかりと見極めて一過性のも

のになるといけないと。で、南さつま市の市長は向こう10年間を一つのめどにやっ払いこうという形で基金を、子供応援基金というのが元々ありましたけれども、それとは別にふるさと納税の方からふるさと応援基金という形で8億円を積み立てたといいますか、それが可能になったからやっ払いできた。もともと思いはあったけれども、そういった「財源的な支援が全国の皆様からいただけたからこそ、やっ払いこれができたんだ」というふうにおっしゃってありました。当然、実際の規模も違えば位置も違います。産業も違えば、それぞれ取り組んでいる事業も違いますのでこれも単純な比較はできませんけれども、南さつま市がその形でできたんだとしたら、本市もできないのかなと単純に思うところではございます。その点、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 南さつま市がやっている手法がいいのかどうかということも含めて、今、東京都に駐在所を設置しているわけでありましたが、ふるさと回帰支援センターで確認しましたところ、年間約5万人の方が移住したいという申請が上がってきていると。私はそういう、先ほど言いましたように、この取り組みをすることで、そういう解決もできるんじゃないかなということで、先だって、東京新聞の記者が2泊3日で志布志市取材してくれております。特にその中で私も2日間付き合いをさせていただいたんですけれども、岳野山ですか、もうあそこは日本一だというような、あれをいわゆるメインいろんなことができるというような話もされておりました。ですから、そういう我々には地元で見えない部分が、よそ者、ばか者、若者じゃないですけども、東京新聞の記者の水野さんにもその話をしたところでした。志布志市はもういっぱいあると。そういうあるものを活用してない。例えば武家屋敷の方にしてもそうではありますが、そういうものの魅力をどうやって全国に情報提供していくかということも含めて、せっかく志布志市の東京駐在所があるわけでありまして、そこら辺をうまく活用したそういう新たなまちづくり、子育て支援も含めてPR、情報提供していきたいと。そしてその中で、やはり志布志市に行ってみたい、住んでみたい、住んで良かったということを目指す取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 一旦財源を置いておいて、そのことですね。私も南さつま市の市役所に知り合いがいますので聞いてみたんですけれども、やっぱり具体的に、「無料化したからこうなったよという効果は言えない」と。それはそうだなと思いつながら、ただ、きっと全国でも導入事例が市レベルでは少ないですので、そういった意味では希少価値と言っていいのか分かりませんが、自治体間での競合優位性が発生して移住・定住、又は市からの転出の防止等の効果が生まれるのかなと期待したところでもあります。そういったところをやっていく上でも、早期に方針を示して導入を明言していただきたいなというものもあるんですけれども。繰り返しになりますが、財源措置については、今のところは全くまだ案はないという認識でよろしかったですか。そこだけ確認をお願いします。

○市長（下平晴行君） どこの財源を持ってきてこの給食費に充てるということは、まだ考えていないとか、取り組みをしていないところではございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 令和2年度でいけば、本市の、先ほど申し上げた給食費に係る補助事

業でいけば、就学援助費の中の給食費部分が小・中学校合計で2,900万円ぐらい、それと多子世帯、給食費軽減負担事業が約950万円でしたかね。なので大体3,900万円近くは、そのまま給食費を完全無料化した場合は、その金額はそれはそっちの方の財源に充てられるということですので、あと追加で8,000万円ぐらい、それをどうするかという話になってくると思います。ぜひとも向こう10年、あとは恒久的な運用を約束する、担保するためには、極端な話、これ専用の基金をつかって、そこに今いただけているふるさと納税とかの寄附額からプールしてもいいんじゃないかなと思うところがございます。逆にそういうふうにしておかないと、一般財源の中でやりくりしようと思ったら、多分年度ごとに相当な御苦労が生まれるということですので、そこは、情報収集は終わっているというふうに所管課から伺っておりますので、しっかりと制度設計をしていただければと思っております。

そして、その制度設計の中ですけれども、ここは単純にお尋ねをします。例えば給食費、先ほど徴収事務の軽減化等のメリットも提示されましたけれども、例えば今現在、経済的理由によって給食費を滞納されていらっしゃる方等への対応とかというのは協議をされたことはありますか。**○教育総務課長（徳田弘美君）** 給食費の滞納については、基本的に徴収は学校長の方をお願いしているところで、滞納についても学校側の方でお願いしているところです。また、困難事例につきまして、給食センターの方に連絡いただければ給食センターの方も同行して対応していくというような形を取っているところがございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） すみません、質問が悪かったです。もしも給食費の無料化が実施された場合、例えば給食費をどうしても現在滞納されている方も含めて、一律でもう無料化で実施するという認識でよろしいのかどうか。そのあたりを話し合われたかどうかですね。そこはいかがでしょうか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 失礼いたしました。今度制度設計を行うに当たり、この滞納のある方についての無料化をどうするかというところまでの細かい詰めは、まだ行っていないところがございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） そのことについては、実は質問した私の方がこうしろと正直言えないところですから、ただそこは恐らく平等性、様々な観点を考えた場合、避けては通れない部分であると思いますので、しっかりと、このまま無料化が進むんでしたらそこも含めてしっかりと議論をしていただければと思っております。

最後にお伺いしますけれども、これも繰り返しになるのかもしれませんが、後で聞きますけれども、「令和2年度中に」という話が冒頭からございました。例えば何月までにこれをして、何月までにこれをしてというロードマップというのは、現在はまだないということでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） そうなってくると、いくら質問しても無駄になってくるわけですが、ただ令和3年度の当初予算には間に合わせるようにしっかりとしていくということですが、

そこだけもう一回、答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 令和2年度中にといいことで先ほど申しましたとおり、そういう子育て支援に対する対応の仕方、そういう面では令和2年度中にしっかり、今おしゃったように令和3年度の当初予算に上げて対応していきたいなというふうに、自分では公約としての責任と申しますか、それをやっていきたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 私が今回質問に至った背景は先ほど申し上げましたけれども、ではそういった皆様に対してはそういう形でお返しをさせていただきたいと思っております。また、この制度設計ですね、実現するかどうかは、今後市長御自身もですし、関係部署の頑張りに関わっていると思っております。私自身も本当にこの事業というか、無料化については大賛成の立場でございますので、しっかりとした議論を重ねて、着実に歩を進めて、令和3年度当初予算でこの予算が上がってくることを期待しております。また、その際はぜひとも持続可能性、サステイナブルをしっかりと重視して、南さつま市は冒頭導入するときに10年という期間の提示がございましたけれども、半恒久的にといいと大げさかもしれませんが、10年と言わず、15年とか20年とか、20年ないと私にこれから子供が生まれても卒業前に終わってしまいますので、20年あれば多分私の子供も中学校を卒業できますので、ぜひともそのぐらいのスパンで考えていただいて、この無料化、企画していただければと思っております。

それでは末尾になりますけれども、3月定例会終了後というのは年度末でございますので、通例では執行部の皆様と懇親会を開催して、退職される職員の皆様をお送りさせていただくんですが、今年はコロナウイルスの影響によって、それがなくなりました。改めて、令和2年3月末をもって退職される全ての職員の皆様にお疲れ様でしたと申し上げます。そして、この場にいらっしやいます5名の課長級の皆様、本当に長い間お疲れさまでございました。特に企画政策課長の樺山課長には、私自身、いろんな御迷惑を掛けながら過ごさせていただきましたけれども、話を聞くと樺山課長が職員になられたのが私が生まれたころからということで、本当に長い間、最前線で戦われたんだなということを改めて敬意を表したいと思っております。今後、職員を退職されて一般市民、先ほどもちょっとありましたけれども、それがふさわしい言葉か分かりませんが、なっても市政又は市の発展のために御尽力いただければと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。
本日は、これで延会します。
お疲れさまでございました。

午後 4 時33分 延会

令和2年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和2年3月25日（水曜日）午前10時05分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

日程第3 議員派遣の決定

日程第4 閉会中の継続審査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）

日程第5 閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸一郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 柴 昭一郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 北 野 保	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 徳 田 弘 美	学校教育課長 谷 口 源太郎
生涯学習課長 萩 迫 和 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時05分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、尖信一君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。春3月、本来だと卒園式、卒業式、希望に胸膨らませていろんなことがあったと、そういう振り返りながら迎えたであろう卒園式や卒業式がふだんと違う形で行われて、当たり前なのがこんなに大事なんだねということを改めて感じている、私も含めてそうでございます。そのことを心にとどめたいなというふうに思います。そして、入園、また入学、新しい希望に向かってそれぞれの次のステージに子供たち、進んでいきます。私たち行政に携わるものは、今のこういう新型コロナウイルス感染症の関係で大変住民の方々も苦勞されていますが、正確な情報をきちんと発信して、住民の皆さん方に安心していただく。そして、一旦ことが発生とかそういうことが起きたら、住民の命、暮らし、健康を守るために全力で取り組む、これが基本だろうというふうに思います。私たちは、何ができて、何をしなければならないのか、そのことも深く心にとどめながら事態の収束を願って努力をしていけたらいいなというふうに思います。情報を発信する際には、住民の皆さんから行政当局が信頼されている、信頼関係がないとその情報も正しく受け止められないという状況が国の有り様などを見ていると感じられます。そういった意味で、当局においては正しい情報を正確に発信して、住民の皆さんの安心、そういったものについて最善の努力をしていただきたいと、そういうふうに思います。

今回、4項目ほど質問通告をしました。その中で、通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず、政治姿勢についてということで、選挙公約の実現に向けての取り組みを問うということで通告をさせていただきました。これは、もう市長自らが選挙のときに公約に掲げ当選をされてこられました。この4年間でどういったふうに住民の皆さんとお約束をしたことについて、誠実に努力をしていくということが選挙のときにお約束をされている、そのことについては、4年間の中でどう実現していくんだと。先送りもあるでしょう。そういうことを含めて通告をしました。そのことと併せて、市長が代わりました。そうすると、市職員は市長の、首長の公約実現のための補助機関、補助職員として全力を挙げてやる、そういったことを含めて体制づくり等も当然必要だろうなというふうな思いがありまして、今回、こういう質問通告をしました。その立場から、住民の皆さんとお約束をした、そのことをどう実現していくのか。これは、下平市長の公約に基

づいて、ああ、私はこの人がいいね、私はこの人がいいねという住民の意思・判断として提供されたものですので、それについてはしっかりと4年間の中で努力をしていくというのが見えないといけない、そういう立場で今申しました2つの点で3つのことについて市長にお聞きします。

昨日、給食の無償化ということでやりとりがありました。その中で、議員から「市長の率直な思いはどうですか」というその問いかけに、市長は「令和2年度中に」と、そういうことでありました。これ思いですので、市長が自分の思いを口にした。施政方針では、「学校給食につきましては、地産地消の推進に取り組むとともに、学校給食衛生管理基準を遵守し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります」ということで、施政方針の中ではそのことについて大きく触れられていないわけですが、私も市ヶ谷議員のあの質問に対して市長の答弁を聞いて「ん」とびっくりしたような次第であります。この給食費の無料化については、前市長のときからこの議場でいろいろやりとりしまして、3年前から多子世帯の負担軽減ということで本市は給食の第3子以降の無料が始まっております。私はそのときの首長の判断としては、本当に住民の立場に立った判断だねと思ってとても評価をしたところでもあります。そして、市長は選挙公約で給食の完全無料化ですね、それを公約に掲げられて、この任期中どうされるんですかということでありましたので、再度お聞きします。これ、思いじゃないですよ。市長として約束したことをどう実現をしていくのかという、そういったことについて、明確に示す必要があるだろうと。私は、いきなり全額無償とか、そういうことじゃなくて、もう3割補助、半額補助、いろんなことがあります。文教厚生常任委員会の所管事務調査で平成30年に佐賀県のみやき町に行きました。そこで、当面、ふるさと納税のお金を使って3年間だけやるという、そういう期限を切ってやるというようなことでありました。それもありだねという思いがあって、委員会としての報告とさせていただいていますが、公約実現に向けての在り方の中で、給食の無料化、これについてはこの2年間でどう取り組んでいくのかということについて、きちんと住民の皆さんにお示しをさせていただきたいと、そういうふうに思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えをいたします。

選挙公約の実現に向けては、5つの政策ビジョンを市政運営の大きな柱として位置付け、庁舎の在り方や市役所内の組織の見直し、職員の意識改革を行うとともに、事務事業の見直しやメリハリのある予算編成などの行財政改革の推進を4年間の公約に掲げ、様々な事業を展開してまいりました。その中でも、今話がありました、学校給食費の無料化につきましては、事業に必要な積算を行い、関係各課と協議を行ってきましたが、財源確保の観点から、現在のところ事業実施には至っていないところであります。令和2年度からは、子育て支援に関する全庁的な協議を行いながら、更に検討を進めていきたいというふうに考えております。そういう中で、地産地消は当然のことですので、そこも含めた子育て支援に対してどうなのかということも内部で十分考えて取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） この議場で答弁されることは整合性がないといけませんので、昨日市ヶ谷議員の質問に対する答弁で、「令和2年度中にいわゆるそういう検討を加えて、令和3年度

当初から提案をすることを考えている」ということでありました。もちろんそれは、私は全額無料という、それもありでしょう。3割補助とかいろんな自治体がやっていますね。5割補助、そういったことも含めて、しっかりと財源の確保ができるというものだったら全額無料で僕は大いに結構だと思います。ぜひそういった方向で取り組んで、令和2年度中に当局で財政等を詰めながら、令和3年の当初予算にはそれがしっかりと何らかの形で出てくるという、そういう理解をしてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、その通りでございます。

○19番（小園義行君） じゃ、そのことについては、昨日の市ヶ谷議員の質問に対する答弁と全く整合性があるって、大いに子育て支援策として給食費のそういう無料化に向けて、本当に約束したことに動き出すという答弁がありましたので、理解をして次に行きます。

市長は、お約束の中で医療の確保ということについてもいろいろされているわけですが、これは議会で志みらい、新政志の会等々の会派の方々が医師会の先生方と交流、意見交換会を持つということで、私たち全議員にも案内がありました。私自身はその日ちょうど別の会議との関係で行きませんでした、議事録を読ませていただきました。その中で、「この人口減少社会と高齢化社会を迎える中では、新しい医療機関の進出、そういったものは難しいだろう」という医師会のそれぞれの先生方の御意見等々があったわけですね。そういった中で、お医者さん方も高齢化して、仮に自分の病院を閉じる。そこに新しいお医者さん方が来てくれればいいけれども、そういった状況が少し難しい状況に、この志布志市はあるんだねと、そういう思いがあります。市長は、これまでのこの議会答弁の中で4市5町の中だと、こうありましたけれども、少し角度を変えて、その4市5町も大いにやっていただいて結構だと思います。そういった中で、高齢化社会を迎えていく、人口減少があるということで、平成29年7月に文教厚生常任委員会で奈良県の山添村、そこに行ってきました。なぜそこに行ったか、皆さんの合意の中で行ったんですよ。いわゆるそこは診療所を2箇所、公立を持っているんですね。民間の医療機関が閉鎖していく、そういった中で、安心して命・健康が守られるためには、そういう診療所、そういったものも当然必要になってくるのではないかと。これから先、この志布志市においてもですよ。そういったこともあって行ったわけですが、この医療の確保という観点からしたときに、真剣にこのことは考えていかないといけないんだと。公立の病院が必要だと。いわゆる市民病院ですかね、隣の串間市が市民病院を持っていますけれども、本市においては市長のこの公約中で医療の確保という観点からは、そういった市民病院、そしてひいては、やがては診療所というのを公立で持つという、そういった考えは実際自分の公約を掲げられたときには、どうだったのかなと思います。今も、そこについての考えをちょっとお示してください。

○市長（下平晴行君） このことについては、公約の中にも、いわゆる緊急医療体制、安全・安心のまちづくりということでの公約をしております。今、議員おっしゃいますように、やはり今道路、港が整備される中で、私が一番心配しているのはストロー現象を起こさないためにはどういうまちづくりを進めていけばいいかということで、緊急医療体制の充実というのを挙げたところ

るです。今話がありましたとおり、例えば曾於市でクリニックができたおかげで死亡者が減ったという、これも事実、この前の監査の中でもそういう話がありましたので、そういうことが現実であるとすれば、今、議員がおっしゃったように、やはり身近で緊急医療体制、いわゆる24時間体制の病院が必要じゃないかなということがあって、この公約の中に入れたところであります。というのは、一つは今有明病院もあるわけです。あそこも老朽化しておりますし、位置的にも大変な状況のところにある、大変というかそういう危険なところにあるということから含めますと、せっかくこの高速道路が整備されている中で、その道路沿いにできないのかどうかということで、ある医療関係の方々とも県の方での対応をしているということでは、表面には出しておりませんが、動いていることは事実でございます。ただこの議会で志布志市として今の状況でそういう病院を設置するということは言えないわけでありまして、これは先ほど言われましたとおり、4市5町等と、それから都城市、鹿屋市との自立圏構想等々の連携、そして今2市1町との医療の協議会等々を設置しているわけでありまして、そういう関係からも志布志市に病院を設置ということは、今まで言ってこなかったわけでありまして、基本的に私はそういう何らかの形での市民の安全・安心なまちづくりという、緊急医療体制の充実という面では、設置をしていかなきゃいけないだろうというふうに思っているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひそういった、4市5町で協議し、それぞれ鹿屋市、都城市とも定住自立圏、関係ありますね。そうした中でも、しっかりと志布志市の住民の皆さんの健康、そして命を守っていくという点からしたときに、医療機関がどんどんなくなっていく中では、しっかりとした担保できるものが必要だと思って、私自身はそういう思いがあって、市長も「そこについては4市5町の協議会を大事にしながら」ということでした。考え方については、基本的に一緒だというふうな理解をしましたので、そこについてはこの人口減少社会と高齢化社会がもう本当に速いスピードで来るというのを考えたときに、そこについてもしっかりと市長の思いといたしますか、政策を進めていく中では持っていたきたいと、そう思います。そのことについては、そう理解をします。

あと三つ目は、ここに職員の方々おられますけれども、すべて市長の公約を実現するために全力で働いている方々です。そのためには、やっぱり人の体制をしっかりとやらなきゃいけないということで、実は一部事務組合、南部厚生事務組合議会の中で、紫雲園のことで、常時3名いないといけないのに2名体制がずっと4年間通してあったということで、それだったら市長自らが管理者ですので、そこに人の配置というのがやっぱりちゃんとならないいろんな問題が出てきますよね。ぜひ、最後のお見送りができる、そういう体制、いわゆる市長の公約の実現を、自らが放棄しているようなことは考えられます、人を配置しないというのはです。その補助職員をきちんと配置しないまじい中のそういうことでしたので、そこについてはしっかりとした対応が求められるのではないかとこの公約実現の道をどうしますかということで通告したわけです。そこについての市長のお考えをお願いします。

○市長（下平晴行君） 火葬場については、曾於南部厚生事務組合の所管事務になりますが、私

が管理者を務めておりますので、管理者としての立場でお答えをさせていただきます。曾於南部厚生事務組合が管理しております火葬場「紫雲園」につきましては、現在職員1人と嘱託職員1人の2人で業務を行っているところでございます。職員としましても、火葬場は人生最後の、先ほど話がありましたとおり、お見送りをするところであります。安心して業務を行うためには、常時2人が勤務することが望ましいということで、1人嘱託職員の募集を行っているところでございますが、勤務の特殊性もあり、応募される方がいないということでございます。現在も募集しているところでありますが、引き続きハローワークを通して募集をかけて、安心して業務ができる体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今答弁がありましたように、ぜひ向こうで最後のお見送りをする際にいろんなシステム上の関係、そして人の関係で本当に悲しい最後のところでそういった問題が起きないためには、やっぱりちゃんと末端で働いておられる人たちの意見や葬儀関係のそういう仕事をされている業者さんたちも含めて、いろんな意見を聞きながらちゃんと人の手当も含めてやっていくという、そういう考え方でよろしいですね。

○市長（下平晴行君） はい、そういう考え方で取り組みをしてみたいと思います。

○19番（小園義行君） ぜひ、最後のお別れのところですので、トラブル等々があってはまずいなどと思います。そういった意味で、ぜひ今答弁があったようにお願いをしたいと、そういう形で推移していくというふうに理解して、次に行きます。

保健行政についてということで、国保についてということでお願いをしました。都道府県に運営が移行して保険料等々が今後どういうふうになっていくんだらうという心配があります。この都道府県化によって、医療費が上がれば自動的に保険税も上げられるシステムになりました。社会保障制度とは言い難い内容にもう変えられようとしているわけですが、自治体の負担軽減の努力、こういったものをペナルティで封じ込めるというのが今の国の考え方、そして自治体の裁量権を侵害していく。これは、地方自治に反するものであると私は思っています。まさに市民に大きな負担を強いる恐れがあるのではないかという思いがありまして、保険税の今後の見通しをどのように考えておられるんだらうというふうに思って質問をしたところです。お願いします。

○市長（下平晴行君） 現在の国保税については、国保の運営主体が県に移行した平成30年度において、県が示した標準保険料率と医療費の給付水準等を勘案し、国保税率の改正を行ったところであります。また、年々負担が増加しております国保事業費納付金については、特に財源不足が生じることなく国保の財政運営ができてきている状況であります。しかしながら、今後国保事業費納付金の増額により財源不足が生じることとなった場合は、国保基金からの繰り入れを行い、それでもなお国保基金で不足分を賄えない状況になった場合は、国保税率改正をお願いすることにならうかというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ここに決算委員会等で資料をいただいております。この資料で見ますと、まだ平成31年度ですので、平成30年度の関係で言いますと、国保税の滞納というのが平成28年からしますと平成30年度の滞納は倍に増えています。これはすべて介護保険料も一緒です。そして、

後期高齢者保険料も一緒です。この状況を見ると国保を運営していくのは、非常に県も大変なんでしょう。でも実際にここで税金を、国保税を納められる方々というのは、もうきちんと自分に返ってくるわけですね。こういった形で年々滞納が増えていく状況がある。それは、国保が特異な構造になっているというのがあるんです。そういった意味で、これから先、条例改正がありましたね。基金を積み立てる。これ予算で積み立てるんですよ。それは当然、今、市長がおっしゃった税率の改正とかいうものがないと基金の積み立てなんてできないわけですね。そういった意味で、この国保についてはしっかりと努力をしていただいでやっていくというのが市長に求められているものだと。前の首長のときに、いわゆる県が運営主体になったときに、急激な引き上げになったらどうするのかということで質問しました。そのときの首長の答弁は、「そのときは議会の皆様に一般会計からの繰り入れ等々を含めてお願いをしたい」ということだったんですよ。ぜひ、そういった意味で、今、我が市は一般会計から繰り入れ0ですよ。だから、赤字を解消しなさいと、計画もないわけですけど、我がまちはですよ。国はそういったものをやるとペナルティをかけるとかいろんなことがあって、国保に加入されている方々がこれから先、大変なことになると心配があって今ちょっと質問をしたところです。市長の答弁としては、大変なときには税率の改正もお願いするというようなこともありました。極力そういうふうにならないように私はやっていただきたいというふうに思います。このことについては、少し具体的にはしませんが、そういうことだと、考え方ですよ。

その中で、二つ目に子育て世帯の負担軽減策として、第3子以降の均等割の見直しを図る考えはないかと、これこれまでもずっと質問してきました。市長の考えはそれぞれですけれども、給食費の関係でも子育て世帯の支援策として、そういうことだということ。この均等割の見直しについては、負担軽減のために考えるということはどうですか。

○市長（下平晴行君） 令和元年12月議会でもお答えをしました。このことについては、先ほどからありますように、平成29年度のいわゆる繰越金の額があって、基金の方にも繰り入れをしたというようなことで、今は、先ほど言いましたように、事業そのものは何とかというか、うまくいっている状況でございます。ただ、しかし、この3子以降の均等割については、考えていないと、取り組みをしないという考え方に変わりはございません。

○19番（小園義行君） 制度上できないと、制度上難しいと、そういう理解ですか。

○市長（下平晴行君） 制度上というより、これは国の方向と申しますか、国の施策上、できないということで、できないというより市にとってはそれだけの、逆に言うとペナルティと申しますか、そういうのもあるというようなことも含めてできないということでございます。

○19番（小園義行君） 我が市は、国民健康保険は国保税ですよ。そして、介護保険は保険料ですよ。そして、後期高齢者医療、これも保険料ですよ。そういうくくりですね。これ、国保税ということで国保は国保税ですので、地方税法上でくくりがされていまして、地方税法703条の4、これが賦課徴収していいですよ。そして703条の9項で均等割、こうですよというふうに求めています。そして、703条の5、これで7割、5割、2割の、いわゆる軽減ができます

よというふうに法律上なっています。今、市長がおっしゃったとおりですよ。それでも全国の市長会が2019年6月12日に「子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度を創設するとともに必要な財源を確保すること」、国に市長もお願いをされていますよ。市長会の一員ですから。そこで、地方税法上でくくられている国保税は、地方税法の第717条に「地方団体の長は特別の事情がある者に限り、条例を定めるところにより減免することができる」というふうにうたっているんですよ。これを当てはめた場合に、今市長がおっしゃった、国の施策、国のそれとは少し違ってできるということなんです。そして、市長が今おっしゃった「ペナルティをかけられる」ということですね。ここについては、子供のいわゆる均等割やそういったものを軽減してあげる場合には、法定外繰入、そういったものはペナルティの対象外ですよというふうに国はちゃんと示しているんですよ。これね、だからぜひこの特別な事情というところに、地方税法の717条が示している、ここで何とかして頑張ってくださいませんかということで、金額についてはもう何回もやっていますが約270万円程度で済むということの試算も出されました。ぜひ、そこについては、この法律でできるということなわけです。今、市長からありました、そこについては特別な事情というのをくんでやりませんか。もう併せて、法ができると言っているんですけども、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、特別な事情があります。これは天災とか、そういう今回のコロナウイルス等々の感染症等があった場合には、そういうことが認められるというようなことになるというふうに思っていますので、そういうことがあった場合には、取り組みもしていいんじゃないかというふうな考え方は、そこは最終的に私もどこまでこのことが、私、単独で個人の考え方でそれを言っているかどうか分かりませんが、おっしゃいましたとおり、特別な事情に限ってはということではいいんじゃないかなと思うところでございます。

○19番（小園義行君） 今、全国でこのことを33、そして今度の4月から二つの町がそういうのを実施しようとして頑張っています。この特別な事情というのは、私はこんなふうに思うわけですよ。「特別な事情がある者に限り、条例に定めるところにより減免することができる」、特別な事情というのは、国保が他の雇用保険や協会健保と比較をしますと倍近く払っている、市長もそのことでやり取りしました、分かっていますね。倍近い保険料が負担になっている。そして、均等割いわゆる人口割が他の保険にはないと。他の保険には何もないですよ。そして、収入もない、子供にも同額が課せられる。本来、子供は学校に行ったり、おうちで赤ちゃんが母親と一緒にいたり、その人にもこの均等割がかけられるという、このことが特別な事情だというふうに私は思います。全国のやっておられるところも、この特別な事情って、これをもって国保税の均等割を全額減免したり、いろいろやっていますよ。ここに資料がありますけど。ぜひ、そういったものに対しては、首長がいつもおっしゃっている、市民目線で、市民が主役のまちづくりということを考えたときに、この赤ちゃんまで税金を払っているんですよ。それが果たして特別な事情とは言わないのかしらという思いがあって、この特別な事情と、これをもって何か対応ができるのかなと思います。そこらについて、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃることはよく分かるんですが、国保運営上の法の中では、やはり災害等々も含めた特別な事情等々ということでございますので、そこら辺、そういうことを含めると、先ほど言いましたように国保運営では、何かが発生した場合には大変な状況になるということでの対応と、それから今、特別事業等々もやっている中で、運営上は今おっしゃった、そういう均等割の免除をするというような状況ではないということでございます。

○19番（小園義行君） この子供の均等割を削減したり、減免のための繰入金というのは、ペナルティの対象じゃないんですよね、市長。これ、国がそういうふうになんと言っているんですからね、保険者支援努力制度ということの中でそういうことですよというのをちゃんとうたっていますので、それはただ単に税率を下げるとかしたときは国がペナルティをかける、それもまた変なことじゃないですか。全国市長会が要望していることの全く真逆のことですよ。これは本来だと社会保障制度としてそれはあるべきだと。

そこで、お金はどういう形で全国のその実施しているところはやっているかというところの国の財政調整交付金は子供の数の査定分が入っていますね、志布志市も。国の財政調整交付金ですよ。宮城県の仙台市は、ここで3割補助、そういったものをしていっているわけですがけれども、財政調整交付金の子供の人数分を充てているわけです。交付金で来ているから財源は実際いろんなことで使おうと、それはそうでしょうけれども、子供の数に対して国から来ている、そういったお金を使うなどして、ぜひこの子育て世代の支援策として、この均等割の減免。働かない赤ちゃんまでかけている、そのことについては、もう考えませんかということなんです。市長、これもう一回お願いします。

併せて、すぐ分かれば国の財政調整交付金の子供の数の金額が財務課長の方で分かれば教えていただければありがたい。

○市長（下平晴行君） 1点目でございますが、これは先ほどもありましたように、2割軽減、5割軽減、7割軽減が国保税の軽減ということで示されているわけでありまして、そのおっしゃいますように子供までということで対応することはできないということで、再三申し上げているわけですが、やはりそういう法にのっとった取り組みでやっていきたいと、今のところはそういう考え方でございます。

○19番（小園義行君） この7割、5割、2割の軽減は、法に基づいてできるということですから、それはちゃんとできていますね。できないことについて、今聞いているわけで、717条でこの特別な事情については大丈夫ですよ。国もそれをやってもペナルティはかけませんよということをしているわけですね。だから、この7割、5割、2割は、もう市長、よく分かっています。そういった意味で、特別な事情として、首長としてですよ、そこに何らかの配慮できませんかということですけど、難しいという判断に立っておられるわけですね。でも、やはり子育て世帯のいわゆる支援策として、いろんなことを市長は取り組んでおられるじゃないですか。そのことを踏まえたとき、270万円、それはちょっと前の試算ですので若干変わりがあると思いますよ。そういった意味で、本来だと全ての子供がそうあってほしいものだと思う。でも、一応第3子以降

ということです。悪いけど、どこかの事業を一つ新しくつくるわけですから、壊せばいいんですよ。壊して、新しくつくる。このお金をどう使うかという、その壊す部分はいくらでも提案できますけれども、そういったものは首長の方で考えて出していただければ、新しくつくるときには必ず何かを壊していくという、そういう作業ですので、行政というのは。そこについては、もう一回、この、昨日生まれた赤ちゃんまで均等割がかけられるという、これはどう考えても僕は問題だと思うんですよ。そこについては、法律は7割、5割、2割、それは条文でありますよ。717条で減免できると、今度は逆に、特別な事情、それがあられるわけで、金額が何億円もかかればちょっといろいろだねと僕も思いますけれども、子育てを頑張っておられる世帯に少しそこら辺はどうですかということです。再度お願いします。あと、財務課長で回答が分かればお願いします。

○議長（東 宏二君） 質問の主旨を確認するため、反問を許可します。

○財務課長（折田孝幸君） 先ほどの御質問については、交付税で基準財政需要額の話で、ということですかね。それとも、保健課の方の交付金の話ですか。

[小国義行君「そうそう、財政調整基金」と呼ぶ]

○財務課長（折田孝幸君） 保健課の国保財政に入ってくる財政調整交付金の話ですね。

○19番（小園義行君） じゃ、それはいいです。

市長にもう一回聞きますね。昨日生まれた赤ちゃんにも同じ均等割をかけられる、それはどうですか。そこについては、国保に加入してなかったらそんなことないんですよ。協会健保だっただけなんです、それ。国保だからそういうものになっている、この仕組みが少し市長、考えられませんかと、そういうことを聞いているわけですよ。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたとおり、仕組みがこういう形になっているというのは、こちらの方からもそういう状況であるわけでありましたが、やはり額は少ないと、300万円程度ということでもありますけれども、これが子育て支援とイコールなのかなという、そこはちょっと懸念するところでもありますし、また私どもは法律に基づいたその運営をしているということでもありますので、そこを変えてまで対応できるのかなということ、先ほどから言いますように、このことについては考えてないということをお願いしたいと思います。

○19番（小園義行君） 制度を変えるんじゃないですよ。国の制度として認めているわけですね、市長。このことについては、またの機会にしましょうよ。ぜひ、これ今後も市長とやり取りをさせてもらいたいと思います。国保については、以上で終わります。

昨日、ちょっとごめんなさいね、終わってから行こうと思ったら時間がなくて過ぎちゃったものですから、だから昨日行きませんでした。それはいいです。次の機会にまたやりたいと思います。

次に、福祉行政ということでお願いをします。私たち、議員をさせていただいていますと、いわゆる生活困窮の方からいろんな相談を受けて、生活保護の申請とか、そういった相談がよくあります。そうした中で、いつも毎回大きな壁になっているのは、申請をされる住民の方が車を所

有されているとちょっと難しいという状況があります。そういったことに対して、当局として生活保護における自動車利用をどのように考えておられるんですかということで通告しました。そこについては、当局の見解はいかがですか。

○市長（下平晴行君） 被保護者の自動車利用につきまして、現時点においては所有や借用を問わず、単に日常生活の利便のためである場合は認められていないというところでございます。また、利用が認められるのは、事業用品としての自動車、障がい者が通勤や通院用に使用する場合、公共交通機関の利用が著しく困難な地域における通勤や通院の場合及び深夜勤務で就労している場合などがありますが、自動車の利用が認められる場合においても、利用目的や各種条件があるところでございます。いくつかある条件の中でも、自動車の維持する費用が他者からの援助によるものという厳しい条件があります。現実的には、自動車の保有ができない状況であります。本市においてはバス路線も縮小され、その他の交通機関も整備されていない、公共交通機関の利用が著しく困難である地域として認識をしているところであり、通勤や通院について不自由をきたしている状況にあると感じております。本市としましては、特に自立につながる就労のための通勤手段及び障がい者で定期的に通院が必要な方における自動車の保有については、生活維持に必要なものとして基準の緩和が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 市長が今述べられたように、地域の実状が東京都とこの志布志市、違いますよね、地方はね。ぜひ、今、市長がおっしゃったような立場での取り組みを、生活保護の申請を受けられた、ケースワーカーの人を含めて、一律に法が求めているから駄目だよということじゃなく、その人に寄り添うという気持ちが僕はとても大事だと思うんですよね。基本、ケースワーカーの人たちの配慮で自立に向けてあと半年ちょっと車のことを先送りしますかねとか、そういった当局の努力はよく理解をしております。そういった中で、ぜひ志布志市の車の保有率というのは大体100%に近いものじゃないかというふうに思うんですけれども、生活保護のこの基準ですね、これは保有が認められるその資産というのは、地域の世帯保有率の70%が基準となっています。そうしたときに、車はこの志布志市はもうほとんど100%に近い状況だったらいいよねという、基準からいけばですよ、そういうふうになるわけですが、そこについては、今市長が申されたように、そういう考え方で申請をされる方も受けていくという、そういう考え方でよろしいですか。自立に向けての車の保有というのは、国の法律ではこうだけど、原則駄目だけど、きちんと受け止めていきますよと、そういう理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、やはり生活維持に必要なものについては基準を緩和していきたいということでもありますので、その申請していただいた後での対応ということで、しっかりと考えてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 私は、一番心配をするのは、子育て中のひとり親家庭の方、お父様でもお母様でもですね、これ実際に子育て中のひとり親世帯というのは、車はどうしても必要なものだというふうに私は理解をします。緊急な場合、病院とか、そして仕事の選択肢は車がないと限られますよね。自立に向かえませんか。そういったことを考えたとき、この車があるという

ことで子供に様々なことを諦めさせなければならないという、ここはぜひ解消していかんといかんのじゃないかと思うんですよね。普通に子供がいて生活保護を出すと車がなくなる。なくなると部活も送ったりいろんなこともできなくなる。そういう子供に早い段階から諦めさせるというのは、少し違う。それは法の整備を変えたら、きちんとやれるという思いがあって、これまでもいろんな人から相談があったときに、処分したことも何度もありますよ。国が生活保護世帯の子育てに自動車は必要ないという、ぜひここを何とか改めていただきたいと、国にですよ。そういった意味で、地方においてそういうひとり親世帯で子育てをされているところ、生活困窮者、そういう人たちの子育ては生活保護水準以下の収入で生活するか、自動車の利用を前提とする当たり前の子育て、子供の成長体験ですよ。そういったものを諦めるのかと。この二つの選択しか考えられないわけで、私自身はどちらも憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、そのことを制度があるが故にできないというのはおかしいという思いがあって、これぜひ、国に生活保護を利用する際に、自分たちの地域においてはもう100%必要だから、国にこれは見直しをしてくれという、市長、自治体としても声を上げるべきだと思うんですよ。そこについては、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 市内においても公共交通機関の利用が困難な地区や、医療機関、スーパーなどから離れた地区もあり、自動車を保有してないと生活に支障がある場合もあります。しかしながら、生活保護における自動車利用は、通勤や通院においても現在は車検などの維持費の捻出や事故の場合の負担能力に問題があり、最低生活を圧迫する恐れがあることなどから、自動車の保有を認めていないところであります。自動車の利用が被保護者の自立を効果的に促していくことにつながるのであれば、自動車の効果的な活用もあってよいというふうに考えているところであります。県内の各福祉事務所においても、生活保護の基準等に沿った運用を行っているところでありますので、県下各福祉事務所長会議などの場で情報交換し、各自治体の実態状況等を把握しながら、課題について勉強させていただき、改善すべき点については国に対し要望していかなければならないというふうに思うところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、本市の実状を、生活保護の制度上でいったら70%を超えていると、もう認めるというふうになっているわけで、エアコンを付けてもいいよという形に大体そうなってきました。どんどん変わってきています。ぜひこの一番大きな壁である車の保有というのを志布志市の実状を考えたら車がないと生活そのものが成り立たない。そして、生活保護を受給することに至った場合、次の自立に向けてのそういうものにならないわけですね。ぜひ、市長、このことに関しては、国にこの生活保護の制度上の見直しを意見としてやっぱり声を大にして上げていただきたい。僕たちが東京に住んだら、こんなこと言いませんよ。向こうは全部あるわけで、ここの議会でも、いわゆる公共交通網がどんどんなくなっていく中で、市としてどうにかしろということの意見が出ますよね。だから、ぜひ国にこの制度の見直しをしていただきたい。そうすることによって、子育て世帯のそういう諦め体験を小さいうちから、うちは生活保護だから、お金がないから駄目なんだと。普通の子供たちが享受できないことができないというのは、その制

度上、おかしいというふうに僕は思って、相談を受ける際にそういうことで申請に至らないというケースもあるわけですね。ぜひ、そこについては、今、市長がおっしゃったように、いろんな福祉事務所と連携を取りながら、国に対してきちんと意見を上げていく、そういう立場でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 国の考え方は、いわゆる生活としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるものではなく、であれば維持や事故の補償能力の観点から自動車の保有を認める段階に至っていないというような基準を持っているわけであります。そういうことから含めて、今おっしゃったように県内の生活保護の担当者会や福祉事務所長会でこのようなことを議題として取り上げていただいて、県内の対応状況を把握して、課題を整理した上で指導する立場にある県への相談等を踏まえて、国に要望していければというふうに考えております。

○19番（小園義行君） よく理解しました。ぜひ、大いに声を上げていただきたいというふうに思います。

最後ですけれども、教育行政についてということで、特認校制度による指定を受けている学校の新年度へ向けての現状と支援の在り方はどうですかということをお願いをしました。ぜひ、それぞれの特認校の制度をやって指定を受けている学校の新年度に向けての現状と支援の状況はどうですかということでありましたので、市長、併せて教育長からもちょっとお願いをします。

○市長（下平晴行君） 特認校制度は、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進とともに自然に触れる中で学ぶ楽しさと豊かな人間性を培いたいと希望する保護者、児童に市が特認校として指定した学校に校区外通学の特例として、特別に転入学を認める制度であります。転入学を認めるにあたっては、児童の地域行事等への積極的な参加と保護者のPTA活動への参加と協力を許可条件としております。現在、特認校として指定しているのは、潤ヶ野小学校、田之浦小学校、森山小学校の3校で、この3つの特認校へ転入学ができるのは、保護者が志布志、香月、安楽、有明、通山小学校の区域に住所を有している児童となります。令和元年度は、3月1日現在で3校合計で36人の児童が特認校生として通学をしております。令和2年度は、3校合同で47人が通学する予定となっている状況でございます。

○教育長（和田幸一郎君） 新年度に向けての現状と支援についてお答えいたします。特認校へ通学する際は、市が委託したスクールタクシーを利用し、現在は市内タクシー業者2社に運行を委託し、ジャンボタクシー4台、普通タクシー2台で運行しております。毎年特認校生の人数も増加しており、タクシー業者の対応が困難になり、タクシー台数の確保という課題が出てまいりました。そこで、令和2年度の特認校生募集にあたり対応策を検討し、タクシーの台数はこれ以上増やせない状況のため、タクシーの台数は現状の台数とし、乗り切れない場合は保護者送迎をお願いすることとし、昨年12月に保護者への説明会を行いました。さらに、1月23日に3校合同の説明会を行い、改めて令和2年度の募集について、タクシーに乗りきれない場合もあるということ等も御説明をいたしました。

今後も増加傾向にある特認校生の対応については、引き続き検討することとしております。

○19番（小園義行君） この志布志市小規模校入学特認可制度に関するということで、この特認校制度については規則しかないんですよ。条例ということじゃありませんので、今、市長・教育長から答弁があったとおり、大変失礼な言い方かもしれませんよ。ごめんなさいね。これは、規則ですからね、いつでも自由に変えられますよね、基本。だんだん増えているという状況があって、この規則の6条の3項で、「希望する学校の学級数が減少する場合は許可しませんよ」と。志布志、香月、通山ですか、そこで特認校に希望したいとき、こっちの学級数が少なくなるようだったらごめんなさいという、それしかないものですから、今後、希望がどんどん増えてきたときに、どう対応することが望ましいのかなということで、受け手の側がもう何人で止めてくださいというふうにはなりませんよね、基本ね、要望があれば。そこについては、さっき教育長の方からありましたように、「タクシー会社の状況やそういった人手不足等々もあって難しい」と。「百歩譲って保護者送迎でも構いませんか」という提案を説明会でしたと、そういうことですよね。これとてもいいことだと思うんですよ。この規則の第1条でしたら、そういう豊富な恵まれた自然環境や学校で勉強したいということで、ここも今後希望が仮に令和2年度は今47人ということで、何とか運営ができていう理解ですよ、在り方としては。でも、伝え方を間違えると、「もう行政が駄目って言った」ということになると、これは非常に困るわけで、基本は希望する人は誰でもいいですよというふうにならなければならぬわけですから、できたらそこを考えて、希望される人の思いを考えたときに、お父さん、お母さんの送迎でもいいですよという、そのことを了とする。そして、バス停方式ですかね、ドアツードアで行くんじゃなくて、ここに連れてきてください、そして、それでバスで行きますということが仮に今後、今、47名ですけれども、これが50人、60人となったときに、それでも対応が可能というふうに当局は考えておられるんですか。お父さん、お母さん送迎だと、これ問題ないですけど、タクシーだと、もう限られるからですよ、そこについての考え方はどんなふうに思っておられるんでしょうかということですけど。

○教育長（和田幸一郎君） 県内各地にこの特認校制度を導入しているところがございますが、特認校制度の子供たちの登校の仕方は大きく三つに分かれています。一つは、志布志市のようにすべてバスとかタクシーで送り迎えして、しかもお金は取ってないという方法。それから、市町は保護者送迎が原則という取り組み。それから、ある市町は送るけれども負担金をそれぞれ保護者から取ると、そういう形の三つの方法がございます。本市は、一応無料でバスで送り迎えをしているということなんですけれども、当初、始まった折にはそんなに多くなかったんで、タクシー会社も余裕がある状況でスタートしたわけですが、3校に増やして、平成28年から潤ヶ野と、それから森山を増やして、田之浦がスタートでしたので、その関係で特認校の良さというのを感じる保護者も多くなったんでしょうか、増えてきたという状況になりました。はっきり言いまして、今、タクシー会社の方は朝早く送って行って、そしてまた決められた時間に迎えに行くという、そういう本当に、人的配置のこともあって、もう乗車可能人数は44名と、もうこれ以上は増やすことはできないというような、そういう指摘を受けておりますので、44人乗り切れる数というのはもうこれ以上は無理だろうと。そうしますと、増えた方々に対しましては、今回、「令和

2年度からは保護者送迎ということも取り入れますよ」ということを言いましたところ、「保護者送迎でも行きます」と、そういう保護者もいらっしゃると思いますので、今後の方向性としては、44名は限度にして、あと保護者送迎という形を取るようになるんだろうと思います。ただ、そこで問題になってくるのは保護者送迎の方々は自分で子供を送っていく。でも、他の方々はバスで送り迎えする。そこら辺の不公平感というのが出てくる可能性もあるだろうと思います。それをそのままにしておいていいのかという課題もあると思いますので、例えばもう一律、少し負担金をもらうということも考えなきゃいけないのかなど。そこら辺はまた今後の課題だろうと思いますので、令和2年度に向けては市長部局の方とも相談しながら、その方向性をまた決めていかなきゃいけないかなど、そういうふうに思っています。

○19番（小園義行君） 当局のそういう努力は、もう本当に大いによく理解をします。ただ、この規則では希望すると行けるということになっているから、ここを市長、44名ですか、それを限度としてということでしたけれども、そういったこの規則を、別に当局であれですけれども、希望する人がいたら受けられると。学校として受けられるわけですよね。ただ、途中のその送迎、そこだけがネックになっているわけで、そこについては、今、教育長からありました県内の三つの方式ですか、負担金をいただく、そういったこと等も含めて希望する側の子供たちは駄目となったら、教育委員会が駄目と言ったということになるわけで、そこについては本当にいろんな配慮が必要だろうと思います。そういった意味で、頭から駄目ですよということではなくて、そういう家族の送迎も了とする、そしてあとその公平感をどうきちんと担保していくかということも含めて、このことについてはぜひ検討していただきたい。そして、募集するときにはっきりとそのことについては、いろんなお父さん、お母さんおられると思うんですけども、きちんと伝えていく。基本、うちの孫は3.3kmかけて志布志小学校に歩いていっているわけですね。うちの子も下手すると、僕はそんなこと言いませんけれども、そういう不公平感というのが出てくるとまずいから、そこについてはよく希望する側の子供さん、お父さん方に配慮した形で特認校制度は何とかして持続していく、そういった対策を当局としてしっかり打っていただきたい、そういうふうに思います。教育委員会としても大変でしょう、これ始まる時、こんなにたくさん来ると思っていなかったということですけど、確かに当初は増えてなかったと思うんですけどね。でも、始まっているわけですので、ぜひそこについては希望する子供たちの気持ち、お父さん、お母さん、そしてその不公平感を思わないような形の対応をしてしっかりやっていただきたい。令和2年度については、もうこの47人ということで確定ですか。

○教育長（和田幸一郎君） 確定になります。

○19番（小園義行君） ぜひ、今話をしたような形での対応をしっかりと、今後、来年も続きますので、ぜひそこについては当局として検討をしっかりと加えて、この特認校制度が進み、田之浦、森山、潤ヶ野というそこがきちんとした地域の核ですから、学校というのは。そのために存続できるような対応をぜひ取っていただきたい。それ、大丈夫ですか。

○市長（下平晴行君） 議員からもありましたとおり、特認校制度は、いわゆる地域に学校を残

したいということで始まったというふうに理解しているわけではありますが、先ほどからありますように、いわゆる希望する児童、そしてその基準、取り扱いが公平なのか、公正であるのか。料金を取る、取らないということも含めて、ここは十分におっしゃるように令和3年度については明確に令和2年度中に内容をしっかりと定めて取り組みをしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、十分そこら辺は検討してまいりたいというふうに考えます。

○19番（小園義行君） よく理解をしました。ぜひ、それぞれが良い形で終われるように対応していただきたいと。

最後に、学校や市立図書館、また分館を含めてですけれども、働く司書の人たちがおられるわけですが、ここについてどのように認識されているんですかということをお願いをしました。学校や市立図書館、または分館で働かれる司書、司書補の仕事というのは、本の貸し出しや返却の他、児童・生徒の調べ学習の補助、読み聞かせ等を担う大切な仕事というふうに私は考えています。これまでもずっとこのことについては、それぞれお願いをしてきたところでしたが、その専門性を当局としてどのように認識されていますか。そして、併せて今働いておられる状況を少し教えていただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 学校や市立図書館で働く司書の専門性をどのように認識しているかということにつきましては、学校図書館法及び図書館法により、学校司書の配置に努めることや、図書館には専門的な職員を配置する他、図書館の専門的事務に従事する司書などについて明記されているところであります。これら法律の目的である子供たちの健全な発達を図り、学校教育を充実すること、そして市民の健全な発達を図り、教育と文化の発展に寄与すること。これらことからして、どちらの業務も、より専門的な知識が求められていると理解をしているところであります。このようなことから、資格を有する司書等の配置が必要であるというふうに認識しております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。学校司書については、平成26年に学校図書館法が改正され、学校図書館の機能向上の役割を担う職員として位置付けられ、また平成24年度からは学校司書の配置に努めるよう地方交付税措置も講じられております。また市立図書館は、社会教育活動を行う上で大変重要な施設であり、専門的職員を置くこととされております。学校、市立図書館、どちらにおいても、司書の資質能力の向上のため、地方公共団体は取り組みを行うよう努めることとされており、その専門性を一層発揮できるよう配慮しなければならないと認識しております。

○19番（小園義行君） それぞれ市長、教育長も、司書、司書補の専門性というのは十分認識されているという答弁でございました。今、答弁であったように2014年の学校図書館法の改正で、学校司書と、これが明記されて法的に位置付けられたわけですね。当然、これは2001年に子ども読書推進法、この施行に伴って始まっているわけですが、旧志布志町では2名の司書補の正規雇用があったところです。その後、採用はないということですが、来年度から会計年度任用職員となるということで、有資格でない方々も資格取得に向けてずっと嘱託職員等をしながら努

力されて、そういうことを考えたときに、これまでも図書館のいわゆるそういう人、学校図書室の司書については、軽々に1年でこう変わっていくということじゃなくて、きちんとして、そういう資格取得に向けて努力したいという人がいたら、その人をきちんとは対応して努力に報いていくという、そういうことが必要だろうというふうに思って、これまで旧志布志町時代から委員会等を含めて取り上げてきたところです。ぜひ、この1年ごとの契約では不安が実際あるわけですし、しっかりとした対応が必要だというふうに思うところです。今、状況はどういうことになっているのかというのは分かりますか。図書館や学校の図書室で。

○教育長（和田幸一郎君） 図書館の現状を申し上げますと、職員数については職員が2名、嘱託職員が11人、臨時職員が4人の合計17名でございます。学校については、21校全て、司書が配置されていると、そういう状況でございます。

○19番（小園義行君） そういう状況の中で、それぞれ正規職員の司書の人、そういう方については、実際、司書・司書補を含めて、図書館分館にはいないわけですがけれども、旧志布志町では図書館ができるときに司書補の正式採用が2名ほどあって、その後、採用がないところですがけれども、認識は十分されているということでありまして、司書の専門性を考えたときに、資格を持っている人だったらきちんとしてそういう配置をしていくということが大事だろうと。有資格でない方に関しては、そういう資格取得に向けて努力をする。そのための支援として会計年度任用職員になっているけれども、1年で交代ということにならないように努力しないといけないと思うんですね。実は、今、私も読んでいますけど、「桃太郎は盗人なのか」と。これ、2018年に当時5年生だった倉持よつばさんという方が文科大臣賞を受けられて、去年9月に本が出版されています。これ本当にこのよつばさんが何を書いているかと、その本にですよ。図書館の司書の方々から大変お世話になり、ずっとそういう調査・研究、ずっとそれができたことによって、こういう文科大臣賞に行き着いたと。たくさん本を調べていただいたと。自分もそれをずっと読んだと。そして、出版社の方から去年の9月にこの「桃太郎は盗人なのか」ということでのそういうものにつながっていったという、図書館の司書に対する、そのことが切々と書いてあるんですね。そういった意味で、図書館というのは私は、そのまちに図書館があるまちとないまちでは、全く外から来られたときの見方が違うと思うんですよ。図書館というのは、それぐらい大切なところ、施設であります。そういった意味で、そこに働く人たちのその専門性、それをしっかりと認識した上で対応をしていくことは大事だと、そういう思いがあって言っている。今後、そういった職員の方の採用をしてきちんと配置をしていくという、そういったことも当局としては考えるべきだろうという思いがあって、今回質問をしております。図書館は、どんだけ大事なものかということ、高齢の方が1人亡くなると、その町から図書館が一つ消えたというぐらい大切なお年寄りの人たちの知恵とか、そういったものが、それがあそこにはたくさんあるという意味ですよ。ぜひ、そういった意味でこの司書補、司書、そういった方々の嘱託職員から会計年度任用職員に変わりますけれども、採用に向けてもこれきちんと法律で位置付けられているわけですから、そこも我がまちの図書館、そして学校図書の充実という意味からしたときに考えられませんかということ

を踏まえて市長にお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 私も先だって、都城市の図書館を見にいったところであります。おっしゃいますとおり、施設の内容の充実、そして職員の配置等もしっかりしていたということで、そのまちの体制と申しますか、そこら辺も見えたところでありますが、そういう面でもいわゆる図書館の資格を持っている、やはり職員をしっかりと配置をして対応していくことで、そういう先ほどの「桃太郎は盗人なのか」という、こういう出版ができたというのもそういう、いわゆる資格を持っている方々の対応の良さからであつたであろうというふうに感じたところでありますので、そこも含めて志布志市の市民の皆さんのそういう文化的なことも含めて、良いまちだなというようなことも含めた体制づくりをしていきたい。そのためには、やはり資格を持っている職員の配置をすべきであろうというふうと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、現在、資格はないけれども長く図書館、そういったところで頑張ってきておられる職員の方もたくさんおられるわけですね。ぜひ、その方のそういう資格取得に向けての支援というのも含めて、今までずっと頑張ってきた、はい、終わり、と、そういうことじゃなくて、きちんとそういう努力しておられる人たちに対して資格取得の支援もちゃんとしながら、資格を取った際にはこういう形でという方向性があると、本当にこう頑張れると思うんですね。ぜひ、そういった意味で、有資格者だけということじゃなくて、資格がない中でも司書補の仕事として頑張ってもらっている人たちに対する支援というの、併せてこれ市長、ぜひ努力をしていただきたい。現在はそういう人がない中で、資格はないけれども一生懸命やってもらっているという、そのことを認識していますので、そこについても併せて市長、きちんとした答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 今、一生懸命その業務に当たっている資格を持っていない職員に対しても、資格取得のための支援と申しますか、そこら辺は同じような考え方で取り組みをしてまいりたいというふうと考えております。

○19番（小園義行君） もう教育委員会も同じ思いだろうというふうに思って、教育長には答弁求めませんでした。

今朝起きたらオリンピックが1年延期だということで新聞に出ていました。当然かなという思いでしたけれども、そこに、冒頭に言いましたように、いろんなことがあまりにも小さくなっていくということで心配をするわけですけれども、それぞれ経済が沈まないように、本市も即補正予算を組んでいただく努力がありました。新しい年度が来ます。その中で、力を合わせてこういった難局を乗り切っていく、そういった意味で力を合わせて良いまちづくりのために私たち議会の議員として努力していきたいということをお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



日程第3 議員派遣の決定

○議長（東 宏二君） 日程第3、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。



日程第4 閉会中の継続審査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第4、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長及び文教厚生員長常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長及び文教厚生員長常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第5 閉会中の継続調査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第5、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（東 宏二君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和2年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時33分 閉会